

各支部の28年度事業計画について

【 目 次 】

北 海 道	・	・	・	・	・	・	1
青 森	・	・	・	・	・	・	8
岩 手	・	・	・	・	・	・	15
宮 城	・	・	・	・	・	・	23
秋 田	・	・	・	・	・	・	35
山 形	・	・	・	・	・	・	48
福 島	・	・	・	・	・	・	56
茨 城	・	・	・	・	・	・	62
栃 木	・	・	・	・	・	・	71
群 馬	・	・	・	・	・	・	85
埼 玉	・	・	・	・	・	・	91
千 葉	・	・	・	・	・	・	101
東 京	・	・	・	・	・	・	114
神 奈 川	・	・	・	・	・	・	128
新 潟	・	・	・	・	・	・	139
富 山	・	・	・	・	・	・	151
石 川	・	・	・	・	・	・	158
福 井	・	・	・	・	・	・	166
山 梨	・	・	・	・	・	・	172
長 野	・	・	・	・	・	・	180
岐 阜	・	・	・	・	・	・	189
静 岡	・	・	・	・	・	・	194
愛 知	・	・	・	・	・	・	200
三 重	・	・	・	・	・	・	205
滋 賀	・	・	・	・	・	・	212
京 都	・	・	・	・	・	・	222
大 阪	・	・	・	・	・	・	228
兵 庫	・	・	・	・	・	・	237
奈 良	・	・	・	・	・	・	244
和 歌 山	・	・	・	・	・	・	257
鳥 取	・	・	・	・	・	・	274
島 根	・	・	・	・	・	・	280
岡 山	・	・	・	・	・	・	293
広 島	・	・	・	・	・	・	299
山 口	・	・	・	・	・	・	310
徳 島	・	・	・	・	・	・	318
香 川	・	・	・	・	・	・	327
愛 媛	・	・	・	・	・	・	332
高 知	・	・	・	・	・	・	340
福 岡	・	・	・	・	・	・	349
佐 賀	・	・	・	・	・	・	357
長 崎	・	・	・	・	・	・	367
熊 本	・	・	・	・	・	・	377
大 分	・	・	・	・	・	・	387
宮 崎	・	・	・	・	・	・	395
鹿 兒 島	・	・	・	・	・	・	401
沖 縄	・	・	・	・	・	・	408

平成 28 年度 事業計画（北海道支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 （１）健康保険制度・事業等の周知にかかる取組強化 ・支部評議会の開催（年５回）と会議体の更なる活性化 ・健診・レセプトデータを活用した支部職員による事業所訪問の実施 ・「健康事業所宣言」事業の実施 （２）行政・医療関係団体等との連携・発信強化 ・北海道、札幌市、医療関係団体との「健康づくり包括協定」の効果的な運用 ・経済団体、業界団体、マスコミ等との連携 （３）データヘルス計画の推進【医療費適正化総合的対策】 上位目標：加入者の喫煙割合の減少 下位目標：事業主が分煙・禁煙について理解を示す 加入者が禁煙の必要性・禁煙の方法について理解する P D C A と更に有効な対策を立案するためにデータ分析を進める ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 （１）北海道支部医療費適正化総合対策の実施（詳細は項目毎に記載） ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化総合的対策】 （１）加入者及び事業主等への周知広報の更なる強化（軽減額通知の実効性向上） ・ジェネリック医薬品をはじめとした薬に関する様々な生活情報についての広報 ・後発医薬品調剤体制加算薬局へジェネリック医薬品希望シール等を配付 （２）北海道薬剤師会等との協力連携の強化 ・薬剤師会研修会において協会のジェネリック医薬品使用促進の取組等に関して説明 ・北海道薬剤師会とジェネリック医薬品使用促進に関する事業の連携 ・北海道後発医薬品安心使用協議会においてジェネリック医薬品使用促進等に関する意見発信

	○地域医療への関与 (1) 地域医療への貢献 ・医療審議会及び北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会における意見発信 ・保険者間の連携、取組みの強化（保険者協議会機能他）【医療費適正化総合的対策】 ・支部で行った地域医療に関する分析結果等について広報ツールを使用した情報発信 ○調査研究の推進等 (1) ヘルスケア通信簿作成 (2) 地域医療に関する分析 (3) 喫煙状況報告書作成 (4) 分析用データベース整備 ○広報の推進 (1) 定期広報物の更なる内容充実（定期広報物、HP、メルマガ等） ・疾病予防や健康情報、ジェネリック医薬品などに関する様々な生活情報の発信 ・健康事業所宣言にかかる健康経営の取組み事例紹介等の広報 (2) 新たな広報手法の模索 ・マスコミやデジタルコンテンツの効果的活用 (3) 適正受診の啓発勧奨にかかる広報強化【医療費適正化総合的対策】 ・保険証を受診の都度提示することについて、啓発ポスターを関係団体と連名で作成し 保険医療機関に対して掲出依頼を行う (4) 健康経営に関する事業所に対する啓発（マスコミとの連携、パンフレット等の作成・配付） (5) 喫煙習慣のある女性加入者に対する禁煙啓発小冊子の作成・配付
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組 (1) 健康保険給付（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料）のサービススタンダードを申請の受付から給付金の振込みまでの期間を10営業日以内（書類不備による返戻等・担当医師への照会が必要な場合等を除く）と設定し、着実に実施

	(2) サービススタンダード以外の健康保険給付及び資格関係届等に関する早期処理の実施 (3) 任意継続被保険者用しおりの作成（周知と加入者サービス向上を目的に作成する） (4) 新規適用事業所等に対する健康保険制度の周知 (5) 事務担当者に対する健康保険給付制度の周知 (6) お客様満足度の向上（お客様満足度調査等の結果を踏まえた窓口サービスの向上を図る） (7) 申請書にかかる郵送化の更なる拡大 ○高額療養費制度の周知 (1) 高額療養費の未申請者に対する申請勧奨（ターンアラウンド）の実施 ○窓口サービスの展開 (1) 加入者等の利便性維持及び向上 (2) 出張相談窓口にかかる体制の見直し ○被扶養者資格の再確認 (1) 被扶養者資格再確認業務の的確な実施 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 (1) 柔道整復施術療養費の施術内容等にかかる審査強化 (2) 柔道整復施術療養費の適正化（負傷原因照会を通じた適正受診の周知）【医療費適正化総合的対策】 (3) はり・きゅう・あんま・マッサージ療養費の適正化（医師照会・患者調査の実施）【医療費適正化総合的対策】 ○傷病手当金・出産手当金不正請求の防止 (1) 効果的な審査・調査の実施及び審査担当職員の定期的な研修実施【医療費適正化総合的対策】 (2) 事業主への立入検査の積極的な実施【医療費適正化総合的対策】 (3) 適正申請のための定期広報を通じた加入者及び事業主等への周知【医療費適正化総合的対策】
--	--

	○海外療養費支給申請における重点審査【医療費適正化総合的対策】 （１）海外療養費の不正請求を防止するための審査強化 ○効果的なレセプト点検の推進【医療費適正化総合的対策】 （１）内容点検における効果的なレセプト点検の強化 ・ 加入者１人当たり診療内容等査定効果額（年間目標）前年度効果額を上回る （２）資格点検における効果的なレセプト返戻及び返還事務の実施 （３）外傷点検における効率的かつ的確な求償・返還事務の実施 ・ 第三者行為届案内パンフレットを活用した届出促進 （４）医療費適正化を目的とした医療費通知の実施 ○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化【医療費適正化総合的対策】 （１）資格喪失後受診防止のための資格喪失済保険証の回収強化及び未返納者リストデータ分析による事業所指導等の実施 （２）任意継続被保険者の無資格受診防止のための制度周知及び事業所指導 ○積極的な債権管理・回収業務の推進【医療費適正化総合的対策】 （１）発生した債権の早期回収及び未納者に対する効果的な納入督促の実施 ・ 債権回収率（年間目標）前年度回収率を上回る ○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 （１）健康保険委員研修会（対話集会）の開催（全道１６か所・年２回以上） （２）新的事務担当者に対する健康保険給付等実務講習会の開催（半期１回） （３）健康保険委員のモニター制度を活用したアンケートの実施（年１回・支部事業運営への反映・サービス向上） （４）健康保険委員表彰の実施（研修会等の活用） （５）健康保険委員に対する情報提供（広報紙「協会けんぽほっかいどう」の毎月発行・「健康保険相談の手引き～平成２８年度版～」等の配付） （６）健康保険委員の委嘱者数拡大（平成２７年度末健康保険委員人数を上回る）
--	---

3. 保健事業	○保健事業の総合的かつ効果的な推進 (1) 支部健康づくり推進協議会の開催（年2回）と会議体の更なる活性化 (2) データヘルス計画の推進【医療費適正化総合的対策】 ・支部保健師が事業所を訪問し、分煙・禁煙にかかる健康づくり講座を実施 ・支部職員が事業所を訪問し、事業所内の分煙・禁煙対策について要請 ・経済団体・業界団体、マスコミ等との連携 ・健康保険委員研修における事業所担当者による禁煙事例発表 ・JR 車内小冊子を活用した広報 ・支部ホームページ上に煙草に関するページを作成（内容拡充） ・札幌市及び北海道医師会と連携し、市内の小学生を対象とした煙草に関する講座を開催 ・喫煙習慣のある女性加入者に対する禁煙啓発小冊子の作成 ・集団健診会場における禁煙啓発 ・北海道支部加入者にかかる喫煙状況報告書を作成 ○特定健康診査及び特定保健指導の推進 (1) 健診 ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：654,260人） ・生活習慣病予防健診 実施率 58.1%（実施見込者数：380,000人） ・事業者健診データ 取得率 7.5%（取得見込者数：49,000人） ②被扶養者（受診対象者数：240,712人） ・特定健康診査 実施率 24.1%（実施見込者数：58,000人） (2) 保健指導 ①被保険者（受診対象者数：75,500人） ・特定保健指導 実施率 7.2%（実施見込者数：5,470人） （内訳）協会保健師実施分 5.0%（実施見込者数：3,800人） アウトソーシング分 2.2%（実施見込者数：1,670人）
----------------	---

②被扶養者（受診対象者数：５，１６０人）

・ 特定保健指導 実施率 １．８％（実施見込者数：９５人）

○各種業務の展開

（１）受診勧奨対策

- ①生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨
- ②生活習慣病予防健診実施機関数の拡大
- ③事業者健診データ取得促進
- ④特定健診未受診者への再勧奨
- ⑤特定健診と市町村の集団健診の同時実施
- ⑥健康測定器を設置した協会独自の集団健診の実施
- ⑦被扶養者向けに生活習慣病予防健診と同レベルの健診を実施
- ⑧新規適用事業所に対する健診の受診勧奨
- ⑨任意継続被保険者に対する健診の受診勧奨
- ⑩専門事業者への委託による特定保健指導の推進
- ⑪市町村と共同の健診受診勧奨と保健指導の展開

（２）その他の保健事業

- ①健康増進月間の展開（マスコミと連携した健康づくり講演会の開催、健康関連イベントへの出展・参画）
- ②糖尿病を主体とした重症化予防の実施
- ③若年層（３５歳～３９歳）への生活習慣改善支援の実施
- ④出前健康づくり講座・健康相談会の実施
- ⑤ウォーキング事業の実施
- ⑥ラジオ体操の普及促進

4. 組織運営及び業務改革	○組織の適切な運営 (1) 業務実施状況の確認にかかる自主点検の実施（年2回） (2) 各種委員会（コンプライアンス・リスク管理等）によるリスク管理等の強化 ○人材育成の推進 (1) 階層別・業務別研修（制度改正等）等の実施 ○業務改革の推進 (1) 「お客様の声」・「事務処理誤り」等の事例共有、再発防止とサービス改善、支部内業務改善意識の更なる醸成 (2) 業務改善委員会の開催による業務改革推進強化（四半期1回） ○経費の節減等の推進 (1) 一般事務経費及び運営経費等の管理・検証とコスト意識の醸成 (2) 業務効率の向上による時間管理の厳格化（超過勤務時間の縮減）
---------------	--

平成 28 年度 事業計画（青森支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	（１）保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」に基づき、保険者として実現すべき３つの目標それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者および事業主に対しあるいは地域の医療提供体制に対して、直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 I）医療等の質や効率性の向上 ① 医療審議会および地域医療構想調整会議等、地域医療提供体制に係る検討の場へ積極的に参画し、加入者・事業主の立場を反映した意見発信を行う。 ② 保険者協議会を通じ、他の保険者と連携して関係機関等への働きかけを行う。 II）加入者の健康度を高めること ① 特定健診、特定保健指導の更なる実施率向上を図る。 ② データヘルス計画について、PDCAサイクルを的確に回し、着実に実施する。 ③ 健康講座の開催や健康宣言の実施等、職場における健康づくりをサポートする。 ④ 健康づくり推進に向けた協定締結自治体等との更なる連携事業に取り組む。 III）医療費等の適正化 ① ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 ② レセプト点検、現金給付等の審査および債権回収業務等の強化を図る。 ③ 医療機関における資格確認事業（オンライン）の導入・拡充を進める。 （２）ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ① ジェネリック医薬品軽減額通知の継続実施と対象者の拡大を図る。 ② 事業所、加入者、医療機関等に、希望シール、Q & A、リーフレット等を配布、健康保険委員研修会等で説明する。また、医療関係団体等に対し、更なる普及に向けた連携を働きかける。 ③ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。 ④ 地域ごとの使用状況等の分析に取り組み、新たな施策の検討等への活用を目指す。

(3) 地域医療への関与

- ① 青森県医療審議会および地域医療構想調整会議等へ積極的に参画し、地域医療構想策定後を踏まえ、あるべき医療提供体制の実現に向けた意見発信を行う。
- ② 保険者協議会において、医療提供体制等に応じて他の保険者と可能な範囲内でデータの共有・分析を提唱し、連携・協働した意見発信等への活用を目指す。

(4) 調査研究の推進等

- ① 地域医療のあり方に対する必要な意見を発信するため、地域ごとの受療行動を分析する。
- ② 事業者健診データ取得、保健指導推進のため、業種・業態、市町村別の健診、保健指導結果、レセプトデータの分析を行う。
- ③ ジェネリック医薬品の使用促進のため、地域・薬効ごとのジェネリック使用状況を分析する。

(5) 広報の推進

- ① ホームページやメールマガジンを活用した積極的な情報提供を行う。
- ② 地方自治体や関係団体が行うセミナー等へ積極的に関与し、協会の取組みを紹介するとともに、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。
- ③ 対話集会やアンケート等の実施により、加入者・事業主との双方向のコミュニケーションを図り、ニーズに合致した施策の検討・実現に取り組む。

(6) 的確な財政運営

財政運営の状況を適切に把握・検証し、協会の中長期的に楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について情報発信する。

(7) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- ① 健康保険制度に関する知識向上および、事業所における広報、相談、各種事業推進のため、研修会の内容等を充実させる。
- ② 健康保険委員表彰を実施するとともに、日本年金機構や関係団体との協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨等により、委嘱者数の更なる拡大を図る。

2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ① 加入者等の意見・苦情等適切に対応し、「お客様満足度」の向上を図る。 ② 現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間を 10 営業日以内（サービススタンダード）と定め、的確な進捗管理を行うとともに、事務処理誤りの発生防止に努め、正確かつ着実な支給を行う。 ③ 各種申請に関して、広報や健康保険委員研修会等により周知を図るとともに、相談対応の充実や郵送による申請を促進する。 (2) 高額療養費制度の周知 ① 限度額適用認定証の利用について、事業主宛ての広報を実施するとともに、医療機関窓口限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 ② 高額療養費の未申請者に対し、ターンアラウンド方式による支給申請書を送付し、申請手続きを勧奨する。 (3) 窓口サービスの展開 ① 地域の実情を踏まえ、支部窓口のほか、引続き 3 市の年金事務所に職員を配置し、各種申請書の受付や相談業務を行い、窓口サービスの提供に努める。 (4) 被扶養者資格の再確認 ① 無資格受診の防止ならびに高齢者医療費に係る拠出金等の適正化に資するべく、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得つつ再確認作業を着実にを行う。 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ① 当該療養費の適正化のため、多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を行うとともに、必要に応じ施術者に照会する。 ② 加入者への照会時にパンフレットを同封し、受療の正しい知識の普及・啓発に努め、適正受療のための働きかけを強化する。 (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ① 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の審査強化に努める。 ② 審査で疑義の生じた案件は、支部の保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断するととも
--------------------------	--

に、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

- ① 不正請求防止のため、申請書に添付された診療明細の精査や翻訳内容の再確認、加入者への文書照会等を実施し、審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。
- ② 内容点検においては、点検効果額向上計画を策定し、自動点検マスタ等のシステムを最大限活用し、点検効果額の向上に努める。
- ③ 点検員のスキルアップを図るため、支部内研修・医科検討会、査定事例の収集・共有化、外部委託業者のノウハウ取得を進め、機能的な点検体制の確立に努める。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- ① 帳票アウトソースによる保険証返納催告に加え、電話による催告を積極的に行う。
- ② 資格喪失後や被扶養者解除後の保険証返却・回収について、医療関係団体と連携してポスター等で広報するほか、健康保険委員研修会等を通じ周知を図る。
- ③ 医療機関における資格確認事業（オンライン）の導入に取り組む。

(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進

- ① 債権の早期回収を図るべく文書・電話・訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を活用するとともに、法的手続きによる回収の強化に努める。
- ② 資格喪失後受診による返納金債権について、国保保険者との保険者間調整スキームを積極的に活用し、回収の強化に努める。
- ③ 交通事故等が原因となる損害賠償金債権について、損害保険会社等に対する早期の折衝に努め、より確実な回収を図る。

3. 保健事業	(1) 健診 ① 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：161,085 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 59.0%（実施見込者数：95,040 人） ・事業者健診データ 取得率 11.0%（取得見込者数：17,700 人） ② 被扶養者（受診対象者数：52,733 人） ・特定健康診査 実施率 30.0%（実施見込者数：15,810 人） (2) 保健指導 ① 被保険者（受診対象者数：21,850 人） ・特定保健指導 実施率 20.0%（実施見込者数： 4,370 人） （内訳）協会保健師実施分 15.4%（実施見込者数： 3,356 人） アウトソーシング分 4.6%（実施見込者数： 1,014 人） ② 被扶養者（受診対象者数： 1,480 人） ・特定保健指導 実施率 10.0%（実施見込者数： 148 人） (3) その他の保健事業 ① 小・中学生等の健康維持・増進（特に肥満防止）を図ることを目的とした健康教室を引き続き開催する。 ② 歯の喪失と生活習慣病の発症予防を図るため、特定健康診査とあわせ、県歯科医師会との連携による歯科健診、口腔ケアの指導を行う。 ③ 県や市町村等が開催する健康づくりイベントに参加（ブース出展）し、加入者のヘルスリテラシーの向上及び関係団体との連携を推進する。 ④ 高血圧・糖尿病重症化予防対策として、生活習慣病予防健診における血圧、血糖検査の結果が要治療と判定されながら医療機関を受診していない加入者へ、文書勧奨及び保健指導を実施する。
-----------------------	---

(4) データヘルス計画の実施

【上位目標】

運輸業・建設業等で働く男性（40～64 歳）のリスク保有者割合の減少（特に、喫煙率については 29 年度までに 50.0%未満に減少）させることを目標とし、次のことを実施する。

【下位目標】

- ① 業種団体組織自体が、働く人の健康づくり支援を意識するようになる。
- ② 事業主の理解が深まり、会社ぐるみで生活習慣改善に取り組む。

事業主・従業員が喫煙の害（受動喫煙含む）に関しての知識を持ち、建物内禁煙が進む等、職場で喫煙対策に取り組む。

【主な事業】

- ① 「健やか隊員育成プログラム」等、職場における健康づくりセミナーを開催する。
- ② 健康宣言・健康経営に係るサポートおよび健康宣言事業所の顕彰に取り組む。

(5) 受診勧奨対策

- ① 被扶養者を対象とした「まちかど健診」「まちかど保健指導」を継続実施する。
- ② 特定健康審査未受診者を対象とした文書による受診勧奨を実施する。
- ③ 支部幹部職員の事業所訪問による、健診・保健指導の拡大に向けた事業主等への働きかけを実施する。
- ④ 職員の事業所訪問による「事業者健診データ」提供依頼時に、生活習慣病予防健診の優位性をアピールするとともに、未受診者への受診勧奨と保健指導の受け入れを依頼する。

4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ① 人事制度全般の改定に伴い、スムーズな移行と適切な運用に努める。 ② 新人事評価制度の適切かつ適正な運用に努め、実績や能力本位の人事を推進する。 ③ 個人情報保護や情報セキュリティに関する規定等の順守、アクセス権限・パスワードの適切な管理に努める等、コンプライアンスの更なる徹底を図る。 (2) 人材育成の推進 ① 新たな人材育成制度の制定に伴い、OJT・集合研修・自己啓発を組み合わせた研修の定着化を推進し、創造的な活動ができる人材の育成を図る。 ② 定期的なジョブローテーションにより、支部において創造的な活動に携わる実務レベルを有する担当者の育成に努める。 (3) 経費の節減等の推進 ① 物品等の調達に当たっては競争入札を実施するとともに、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、引き続き経費の節減に努める。 ② 調達や執行については調達審査委員会において適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表し透明性の確保に努める。
-----------------------------	---

平成 28 年度 事業計画（岩手支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・ 関係団体・関係機関との連携（※「(2) 地域の実情に応じた事業運営の推進」において詳細記載） ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進（※「(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進」において詳細記載） ・ 関係団体と連携したセミナーや健康イベントの実施 ・ 意見発信力強化のためのマスコミとの関係強化 ・ 関係団体と連携した医療費、健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信 ・ 岩手県、健康いわて 21 プラン促進協議会、岩手県がん対策推進協議会、保険者協議会等における情報、意見発信 (2) 地域の実情に応じた事業運営の推進 ・ 評議会の定期的な開催と、意見・提案を踏まえた事業運営の推進 ・ 関係団体と連携した医療費、健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信（再掲） ・ 岩手県、健康いわて 21 プラン促進協議会、岩手県がん対策推進協議会、保険者協議会等における情報、意見発信（再掲） ・ データヘルス計画の確実な実施【医療費適正化】 《関係団体・関係機関との連携》 ・ 県とのより一層の連携体制の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・ 医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との県民の健康づくりに関する覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための連携した取組みの推進 ・ 経済関係団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）とのより一層の連携体制の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・ 地方自治体との連携体制の構築と、住民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・ その他、保険者協議会における他保険者などの関係団体との連携体制の構築と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進

	(3) 医療費適正化の総合的対策の実施 ※詳細については、各事業項目を参照 ・ データヘルス計画の確実な実施 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ 現金給付適正化のための審査強化 ・ 効果的なレセプト点検の推進 ・ 適正受診の啓発・勧奨 (4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化】 ・ ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額通知書の送付 ・ 関係団体と連携した使用促進の取り組みの実施 ・ セミナー等における参加者に対する使用促進の取り組みの実施 ・ 県内保険薬局への使用促進の依頼 (5) 地域医療への関与 ・ 県の医療審議会、地域医療構想調整会議、保険者協議会における意見発信 (6) 調査研究の推進等 ・ 調査研究事業（ビッグデータを活用した支部の特徴と対策）の実施 (7) 広報の推進 ・ 日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ） ・ 「社会保険いわて」への記事提供 ・ 健康保険委員専用広報紙による広報の実施 ・ メールマガジンの定期発行および登録者数拡大 ・ 岩手日報と連携した健康川柳コンクールの実施 ・ 岩手日報への「健康経営」推進等に関する広告の掲載 ・ 高額療養費制度の周知
--	---

	・健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握およびその意見を活かした事業の推進 ・関係団体等が開催するセミナー等の機会を捉えた協会けんぽのPR活動の推進 (8) 的確な財政運営 ・協会けんぽの財政状況をマスコミや関係団体等へ発信 (9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ・健康保険委員専用広報紙およびメールによるサポートの実施 ・社会保険委員会、社会保険協会、および日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼 ・健康保険委員表彰の実施 ・納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨 ・新規適用事業所に対する委嘱勧奨 ・事業所訪問の際の委嘱勧奨 ・健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による協力
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ・サービススタンダードの管理を徹底の上、10 営業日以内の着実な支払いの実施 ・高額療養費、出産育児一時金の未申請者に対する支給申請の案内の実施（ターンアラウンド） ・任意継続保険料の還付金未請求者に対する還付金請求の案内の実施（ターンアラウンド） (2) 被扶養者資格の再確認及び医療費適正化の啓発 (3) 柔道整復施術療養等の照会業務の強化【医療費適正化】 ・多部位、頻回の申請等における、柔道整復療養受診者及び柔道整復師への負傷原因照会の実施 ・はりきゅう、あんまマッサージの療養費にかかる医師、受診者への照会の実施 ・はりきゅう、あんまマッサージの適正受診に向けた啓蒙活動推進

	(4) 傷病手当金、出産手当金の不正請求の防止【医療費適正化】 ・ 保険給付適正化プロジェクトチーム会議における、疑義のある申請等に関する協議、情報共有、及び支部全体での対応の実施、ならびに事業所への立ち入り調査の適宜実施（状況に応じ年金機構と連携） ・ 法改正に伴う審査強化ポイントを見直し、資格疑義申請書の返戻、役員の給付申請に関する報酬確認等、適切に実施 ・ 傷病手当金の審査における、年金機構に対する年金受給額等の照会の実施 (5) 海外療養費支給申請における重点審査【医療費適正化】 ・ 海外療養費の取扱要領に基づいた審査強化による不正請求の防止 (6) 効果的なレセプト点検の推進【医療費適正化】 ・ システムを活用した効果的な点検業務の推進 ・ 点検体制の見直しと点検スキルのボトムアップ ・ 外部パワー活用による点検強化とノウハウの吸収 (7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ・ 年金機構との連携強化による失効保険証の早期回収の実施 (8) 積極的な債権管理回収業務の推進 ・ 債権担当者会議の開催による、支部内の債権状況の把握及び効果的な回収の実施 ・ 債権回収計画に基づいた計画的な督促業務の強化及び支払督促等の法的手続きによる回収の実施 ・ 返納金等の各種債権における、新規発生分の早期回収に重点を置いた回収率の向上 (9) 適正受診の啓発・勧奨【医療費適正化】 ・ 資格喪失後受診防止に係るチラシの作成および配布 ・ 適正受診啓発ポスターの作成および配布
--	--

	(10) 無資格受診等により生じた返還金等の清算に係る保険者間調整の実施 (11) 高額療養費制度の周知（再掲）
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：159,843 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 44.3%（実施見込者数：70,800 人） ・事業者健診データ 取得率 29.3%（取得見込者数：46,800 人） ○被扶養者（受診対象者数：47,307 人） ・特定健康診査 実施率 22.6%（実施見込者数：10,700 人） 【生活習慣病予防健診を推進するための対策】 ・健診実施機関の増及び実施枠の拡大 ・生活習慣病予防健診を受けやすい環境整備 【事業者健診データ取得推進のための対策】 ・健診機関、業者などによる事業所に対する勧奨 【特定健診を推進するための対策】 ・オプション健診を含めた協会けんぽ主催による集団健診の実施 ・対象者への受診に必要な情報の提供 ・がん検診との連携など市町村との連携強化 (2) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数：25,636 人） ・特定保健指導 実施率 14.9%（実施見込者数：3,808 人） （内訳）協会保健師実施分 11.3%（実施見込者数：2,908 人） アウトソーシング分 3.5%（実施見込者数：900 人）

	○被扶養者（受診対象者数：1,284人） ・特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：77人） 【被保険者の特定保健指導を推進するための対策】 ・特定保健指導中心の保健指導の推進 ・ITツールを活用した特定保健指導の推進 ・アウトソーシングの拡大 ・事業者健診データを活用した保健指導の推進 【被扶養者の特定保健指導を推進するための対策】 ・市町村との連携による保健指導の実施
	（３）その他の保健事業 ・関係団体との連携によるウォーキング大会等を通じた健康づくり事業の推進 ・歯科医師会と連携した歯科健診事業の実施
	（４）データヘルス計画 上位目標：脳卒中死亡率全国ワースト１からの脱却 下位目標：①高血圧に関するリスク割合の減少 ②高血糖に関するリスク割合の減少 ③喫煙に関するリスク割合の減少 ④メタボに関するリスク割合の減少 【岩手支部データヘルス計画「いわて健康経営宣言事業」実施項目】 ・事業所訪問による見える化したデータの提供（ヘルスケア通信簿、生活習慣病予防WEBによる情報提供） ・業種・業態の特性に合わせた職場の健康づくり支援（スモールチェンジ） ・スモールチェンジで健康づくりアワードの実施

	・ 県内保健所と連携した、事業所への「働き盛りの健康づくり」出前講座 ・ I Tを活用した禁煙支援事業 ・ 未治療者（35～39歳）への重症化予防対策 ・ 特定保健指導時の味噌汁の塩分濃度測定 ・ 広報紙、算定説明会等での減塩および禁煙に関する広報・啓発 ・ 健康保険委員専用広報紙「Happiness」やメディアを用いた健康経営宣言事業の取組事例の紹介 ・ 運輸業と連携した健康意識醸成のための広報 (5) 受診勧奨対策 ○加入事業所に対する健診受診勧奨の推進 ・ 健診申込書送付時及び各種広報による受診勧奨 ・ 新規加入事業所に対する健診案内 ○被扶養者の特定健診の受診勧奨の推進 ・ 受診券送付時における受診勧奨 ・ 未受診者に対する受診勧奨 ・ 新規加入事業所の被扶養者に対する健診案内 ○特定保健指導の受診勧奨の推進 ・ 健診申込書送付時における受診勧奨 ○被扶養者の特定保健指導の受診勧奨の推進 ・ 受診券送付時における受診勧奨
4. 組織運営及び業務改革	○組織や人事制度の適切な運営と改革 ・ マネージャー会議、支部全体研修による情報の共有と協力連携体制の強化 ・ 本部研修の伝達研修や支部全体会議によるコンプライアンス、個人情報保護の遵守徹底

	○人材育成の推進 ・本部研修へ職員の派遣と伝達研修の実施 ・事務処理内容、待遇等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修を実施 ・事業所への訪問等による営業力・発信力等の向上 ・リーダーを中心とした検討チームの実施など意識改革の取組み ○業務改革の推進 ・現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上の推進 ・支部のCS向上を図るため、サービス向上委員会の開催 ○経費削減等の推進 ・調達の実行における見積競争、企画競争入札等の推進 ・空調、照明管理の徹底等による電熱費の削減 ・事務経費削減計画に基づく職員のコスト管理意識の啓発
--	--

平成 28 年度 事業計画（宮城支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ①「保険者機能強化アクションプラン(第 3 期)」に基づき今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。具体的には、医療等の質や地域の医療費、健診データを分析するとともに、宮城支部が作成した「データヘルス計画」(医療保険者によるレセプト、健診情報等のデータ分析に基づく保健事業の推進計画)の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。 ②事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む健康宣言等の「健康経営」の普及推進に向けて、宮城県や関係機関と連携した施策を行い、更なる事業主による健康づくりをサポートする。 (2) 宮城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ①レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。 また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。 ②資格喪失後受診の抑制のため、全国展開された医療機関における資格確認を実施機関数拡大のうえ継続して実施する。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ①ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、きめ細かな方策を進める。 ・加入者の立場に立った適切な広報の推進と拡大 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額軽減通知の年 2 回の実施 ・宮城県後発医薬品安心使用促進協議会での使用促進に向けた意見具申 ・保険者協議会、国保運営協議会等の関係機関への協会けんぽの取組みについての情報提供 ・宮城県、市町村、関係団体と連携した医療費適正化啓発イベントやセミナーの共同開催 ②支部独自の医療費適正化対策事業として、未治療者に対する重症化予防事業とも連動する高血圧治療者に着目し

たデータ分析結果による効果的な対象者への切替案内により、従来の軽減額通知事業との更なる相乗効果を図る。そのほか、ジェネリック医薬品への切替状況等を分析したうえで、宮城県、関係団体等へ意見発信するとともに、使用促進に係る意識醸成を進める。

(4) 宮城県をはじめ関係方面への積極的な発信および地域医療への関与

①現在検討されている地域医療構想やその実施に向けて、保険者の立場から国民皆保険維持のため地域医療へ関与する。

また、医療費適正化のための総合的な対策を、宮城県保険者協議会や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施する。

②宮城県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。併せて、地域の健康課題に対する取組み強化に向けて事業連携覚書締結をした宮城県、仙台市等の市町村と協会けんぽとの間で、医療情報の分析や保健事業等の連携推進を図る。

③医療関係団体(医師会等)との事業連携覚書締結を踏まえた宮城県民の健康増進に向けた取り組みを推進する。

(5) 調査研究の推進等

①医療・介護に関する情報の収集を行い、分析検討会にて各種の情報リストや医療費分析マニュアル等を活用し、外部有識者との連携を図りながら職員への統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析をデータヘルス計画とも連動し取り組む。

(6) 広報の推進

①保険者機能を発揮した協会の取組みについての広報の実施

- ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて加入者・事業主や関係機関等に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。
- ・健康経営の意識醸成に向け、宮城県、関係機関等と連携し健康づくりの積極的な取り組みを事業所等へ広く情報発信を行う。
- ・経済団体・社会保険労務士会等を通じて、定期的な協会活動の広報を実施する。

②継続的な広報の実施

	・保険者機能を発揮した協会の取組みを加入者・事業主にお伝えするツールとして、ホームページ、メールマガジンを充実させるほか、納入告知書同封チラシ等の定期的なお知らせを実施する。 - さらに、協会の発信力を広げるため、いわゆるソーシャルネットワークサービスの活用をはじめ、宮城県、市町村、関係団体との連携による広報、メディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 ③保険料率等に関する広報の実施 ・協会けんぽの中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等、加入者・事業主の理解が得られるような広報活動を進める。 ④地方自治体等とのセミナー等の共同開催 ・地方自治体や関係団体(医師会等)と健康セミナー等を積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。 ⑤大学等でのセミナーの開催 ・大学において、未来の国民皆保険制度の支え手となる学生の制度理解を深めるため、健康保険制度等に関する説明会を開催する。 ⑥利用者の意見の反映 ・加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするという視点から、各種研修会やアンケート等により、加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。 ⑦適正受診の啓発 ・救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう広報を推進することで、医療費の適正化を図る。特に、病気になりやすく、医師不足である乳幼児から小児に対する時間外等受診の適正化のため、夜間安心コールやこどもの救急ホームページの周知広報を実施する。 ⑧疾病予防の広報 ・インフルエンザ等その時期にあった疾病予防について、ホームページやメールマガジン等の定期的なお知らせを通じ、加入者に対して正しい対処法を周知する。
--	---

	(7)健康保険委員の活動強化と委嘱拡大 ①健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいていることから、多方面にわたるご意見を頂戴して支部活動に反映させる一方、研修の実施、広報活動等により制度の周知や健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。 また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。 (8)的確な財政運営 ①評議会及び各方面からの意見を反映して、支部の自主性を発揮し、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが、適切に働くような財政運営を行う。 ②被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策の検討を、政府等へ働きかける。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ①お客様満足度調査の実施 ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 ②サービススタンダードの遵守 ・「傷病手当金等支給申請の受付から給付金の振込までの期間を 10 営業日以内」とするサービススタンダードの状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 ③接遇の向上 ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。 ④申請の郵送化の促進 ・健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。 ⑤利用者の利便性の向上 ・任意継続被保険者保険料の口座振替や前納による納付、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの

利用促進を図る。

(2) 高額療養費制度の周知

- ・ 限度額適用認定証の利用により加入者の窓口での自己負担が軽減されるため、事業主等に対する各種広報を実施するとともに、医療機関の協力を得て、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

- ① 支部及び石巻年金事務所窓口を継続し、健診等の広報を行うなど、窓口機能を最大限有効に活かしサービスの向上に努める。

(4) 被扶養者資格の再確認

- ① 被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ① 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請、及び任意に抽出した申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについては、必要に応じ施術者に照会、管轄厚生局への情報提供を行う。
- ② 適正受診のためのパンフレットを各種講習会、研修会等での配布や支部ホームページを活用した柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ③ 厚生局主催の集団指導等を活用、また施術者に対する申請書不備等による返戻時を活用し、適正な保険請求の周知に努める。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ①傷病手当金・出産手当金の申請のうち高額な標準報酬月額申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化するとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において検証を行う。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ日本年金機構と連携し事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。
- ②資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請された傷病手当金・出産手当金について、本部からの支払済データを活用し、これらの事業所に対して、日本年金機構と連携し調査を実施するなど、審査を強化する。
- ③傷病手当金の長期受給者については、必要に応じて、本人及び事業主に対して照会を行う。また、傷病手当金と障害・老齢年金との調整について該当の可能性のある者に対し周知するとともに、資格喪失後の年金受給について確実に確認、周知することにより適正化を図る。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

- ①海外療養費の不正請求を防止するため、外部委託を活用し、診療明細の精査や翻訳内容の確認、医療機関への文書照会を実施し、支給申請の審査を強化する。
- ②新規に申請をした加入者及び事業所に対し、制度周知用チラシを送付し、適正化を図る。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を効果的に実施する。特に内容点検は、支払基金の原審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、

- ①点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し、進捗状況の管理を徹底することにより、点検効果額の向上を目指す。
- ②内容点検においては、自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システムを活用した効率的な点検を徹底する。
- ③点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務実績に応じた評価を行う。
- ④内容点検業務の一部外部委託を実施し、レセプト点検件数の拡大と点検業者のノウハウを取得し、活用することにより点検員のスキルアップと競争意識の促進によりレセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。

	⑤加入者一人あたりの目標点検効果額 ・ 内容点検効果額 27 年度を上回る ・ 診療内容等査定効果額 27 年度を上回る (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ①資格を喪失した加入者の保険証の回収(一般被保険者分)については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話による三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、電話催告時には、資格喪失届、被扶養者異動届(削除の場合)提出時の保険証添付について周知徹底する。電話催告については、委託業者を継続して活用し、効果的に実施する。 ②事業主や加入者に対しては、資格喪失後(又は被扶養者削除後)は保険証を確実に返却していただくよう、チラシなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。 ③保険証未回収の多い事業所に対しては、文書、電話、訪問により協力要請を行うほか、社会保険労務士会や業界団体を通じて協力依頼を行い、回収強化を図る。 ④日本年金機構と連携し、資格喪失届、被扶養者異動届(削除の場合)提出時の保険証添付を徹底する。又労働局職業安定課と連携し、ハローワーク窓口に戻却保険証の早期返却を促すチラシを設置する ⑤効果的な保険証の回収については、保険証回収プロジェクトチームを継続して活用し、更に強化対策を図る。 (10) 積極的な債権管理・回収業務の推進 ①資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を積極的に活用し早期回収に努める。また、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。 ②債務者との連絡を取りやすい休日・夜間の架電の外部委託により早期回収を図る。 ③交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ④債権回収会議を毎月開催し、全職員への周知・共有を図るとともに効果的な回収に努める。 ⑤6月・9月・11月・2月を債権回収強化月間とし、支部全体で電話催告を実施するなど、債権回収強化に取り組む。
--	---

	⑥資格喪失後受診等により発生する返納金債権のうち、市町村国保に療養費として請求できる納付困難者に対する返納金債権については、市町村国保との清算を行う保険者間調整を積極的に実施する。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 メタボリックシンドローム該当者割合全国ワースト 1 位からの脱却を目指し、各種情報を活用し予防・健康づくり事業として、特定健診・特定保健指導の実施率の増加、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少に向けた事業展開を実施する。 なお、受診率の向上を図るため健診未受診者、保健指導未受診者、レセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、PDCA に沿った効果的な保健事業を進める。 また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら未治療の方に対して、各関係機関と連携し確実に医療に繋げる取組みを進める。 更に、保健事業の効果的な推進を図るため、自治体との連携・覚書締結等を活かし、各関係機関との連携を図り、地域の実情に応じた取組みを強化すると同時に、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら支部独自の取組みを強化する。 (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 ・パイロット事業として全国展開する「ヘルスケア通信簿」等を活用し、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるように努める。 ・「データヘルス計画」などによる協働業務等を通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。 ・特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診と連携強化を徹底するとともに、協会主催の集団健診や「オプション健診」の拡大を図る。 ・特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託実施では健診当日または事業所訪問による実施を積極的に進める。 ・健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。 ・生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

	(3) 健診 ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数：245,497人) ・生活習慣病予防健診 実施率：67.5%(実施見込者数：165,789人) ・事業者健診データ 取得率：9.8%(取得見込者数：24,000人) ○被扶養者(受診対象者数：81,047人) ・特定健康診査 実施率：30.9%(実施見込者数：25,077人) (4) 保健指導 ○被保険者(実施対象者数：42,703人) ・特定保健指導実施率：16.8%(実施見込者数：7,165人) (内訳)協会保健師等実施分 10.1%(実施見込者数：4,300人) - アウトソーシング 6.7%(実施見込者数：2,865人) ○被扶養者(実施対象者数：3,260人) ・特定保健指導実施率：7.4%(実施見込者数：242人) (5) その他の保健事業 ①「健康経営」制度の制定と普及啓発推進事業 ②「宮城県」「仙台市」と連携した受動喫煙防止対策宣言施設登録事業 ③ヘルスアップ事業 ④「職場のこころの健康づくりセミナー」の開催 ⑤「職場のメンタルヘルスケア対策相談」委託事業 ⑥健康づくりに関する事業所への出前講座の実施 ⑦健康づくりに関する事業所への情報提供 ⑧宮城県・市町村・大学・薬剤師会等と連携した各種健康づくりイベント、セミナーへの参画
--	--

	(6) データヘルス計画 上位目標：黒川郡（3町1村）の協会けんぽ加入者のメタボリックシンドローム（腹囲）（血圧）（脂質）（喫煙）割合の減少 下位目標： ①地域の家族の方が、健診を受診するようになる。（健康づくりの動機づけ） ②地域の加入事業所、被保険者の健康づくりに向けた意識の醸成が高まる ③分析アドバイザーと連携、データヘルス計画実施前後の地域の医療費、健診データ等の経年的な分析比較、分析情報の効果的な発信 (7) 重症化予防事業 ①生活習慣病予防健診結果に基づき「血圧」「血糖」が高値の未治療者に対する受診勧奨 ②生活習慣病予防健診結果に基づき、糖尿病性腎症の未治療者に対する専門機関への受診勧奨 ③35歳～39歳までのメタボリックシンドローム予備群に対する事業を開始し、今後の事業展開を推進する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ①組織運営体制の強化 ・本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・衛生委員会をはじめ、各種委員会やプロジェクトチームを整備し、内部統制環境強化や職場環境の充実化を図る。 ②実績や能力本位の人事の推進 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用し、その評価を適正に処遇に反映させることにより、発信力・営業力・訴求力が発揮されているかといった創造的な実績の評価や能力本位の人事を推進する。 ③協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、新人事評価制度を職員に十分理解させるとともに職員の役割を明確にし、協会のミッションや目標の徹底を図る。 ④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・法令等規律の順守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じ

て、その順守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理向上のための研修を行い、平時からの訓練や支部会議での検討など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

①「ＯＪＴ（On the Job Training）」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成を推進する。

職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。

その他、多様な研修機会や通信教育講座活用による自己啓発の手段などを整備し、自学自習風土を醸成する。

②健康保険委員研修、制度改正等を踏まえた業務別研修及び外部講師による専門性、多様性を高めることを目的とした支部独自の研修を実施する。

(3) 業務改革の推進

①業務精度の向上

- ・よりよいサービスの標準化を目指し、地域ごとに複数の支部で構成された業務改革会議等への参加により、創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。
- ・新業務システムの定着を図るとともに、業務処理の基準に沿った活動の適正状況を定期的に確認し、業務精度の向上を目指す。
- ・業務プロセスのシステム支援強化を更に進めるため、システムの改善要望等について意見を発信していく。

②業務の効率化

- ・健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、アウトソースを活用するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、要員の適正化を図る。

③目標指標達成並びに検証指標の意識付け

- ・各事業の目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底するとともに、検証指標を意識した取り組みを行う。

	(4) 経費の節減等の推進 ①サービス水準の確保に留意した業務の実施方法の見直しの検討を行うとともに、競争入札の実施、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ②調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	--

平成 28 年度 事業計画（秋田支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	（１） 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ① 被用者保険のセーフティネットである協会の中期的な財政基盤強化のため、協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 ② 「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」に基づき、保険者として実現すべき目標「医療等の質と効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、支部から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。 ③ 支部における医療費や健診結果の現状（全体像）を把握し、地域や職域の特性等を分析することによって医療費適正化対策の優先順位を明確化し、重点的に取り組む事項の絞り込みを行う。また、医療費分析による実態や課題を提示することによって、関係方面に対して説得力のある説明を行うとともに、広報等を通じて加入者への意識づけを図る。 ④ 支部データヘルス計画や県の実情に応じた、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みを総合的に推進していく。 ⑤ 自治体・医療関係団体・各業界団体等と締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施する等連携推進を図る。併せて協定の締結先の拡大を図る。 ⑥ 秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行う。医療保険者の地域医療への関与が強く求められていることから、自治体の医療政策・介護政策の立案に積極的に支部の意見を発信していく。

- ⑦ 全国組織である強みを活かし、他支部の事業について情報を収集し、参考となる取組みは積極的に取り入れていく。また、支部独自に実施している取組みについても積極的に情報発信していく。

(2) 加入者・事業主に響く広報の推進

- ① 保健事業や医療費適正化等保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者や事業主にお伝えするため、ホームページ・メールマガジンにより加入者の視点に立ったわかりやすく工夫した誌面にすることにより、協会の認知度を高める。また、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ・新聞・情報雑誌等のほか、ソーシャルネットワークサービスの活用をはじめ、加入者のみならず広く一般の方々への広報を強化推進する。
- ② 高額療養費制度や限度額適用認定証等加入者にとってメリットのある制度の認知度アップを図るため、チラシやリーフレットを作成してわかりやすく丁寧なお知らせを行う。
- ③ 加入者・事業主が必要としている情報を伝えるため、健康保険委員の協力の下、アンケート及び対話集会を実施して加入者から直接意見を聞く取組みを進める。その意見をふまえ、加入者・事業主に響くわかりやすい広報を実施する。
- ④ 関係団体や事業所の研修会等において、支部職員や保健師・管理栄養士による講演を実施する。
- ⑤ 関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進める等効果的な啓発活動を実施する。
- ⑥ 自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で支部の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に支部の姿勢や取組みを示す。
- ⑦ 支部データヘルス計画に基づき高血圧リスク保有者の減少を図るため、関係団体への情報発信と加入者の健康意識の向上に向けて積極的な広報等を実施する。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ① 東北厚生局・県等の行政機関や医療関係団体等と協力連携し、医療機関・薬局への働きかけやセミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進する。また、保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、引き続き秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、プレスリリースも積極的に行っていく。
- ② ジェネリック医薬品については、県全体として使用割合の底上げを図るため、市町村国保や後期高齢者医療広域連合等の他保険者に対して、希望シール等の配布や軽減額通知の実施を拡大するよう、国保運営協議会等の場を通じて引き続き要請していく。
- ③ 加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等の知識の普及を通じて、加入者の視点から広報の推進を図る。
- ④ 秋田県薬剤師会と共同で各種イベントや広報、研修会の講師派遣等において相互に協力連携していく。具体的には、薬剤師会主催イベントへの健康相談ブースの設置、広報物への連名記載や広報誌への寄稿等、さまざまな分野で幅広く事業を展開していく。

2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ① 更なるサービスの改善に結びつけるため、「お客様の声」対応票により加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックするとともに、創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。 ② 傷病手当金等の支給申請の受付から給付金振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日以内)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ適正な支給を行う。 ③ 健康保険給付等の申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させる。併せて、「協会けんぽホームページ活用」「郵送による申請手続」に関するチラシをあらゆる機会を通じて各方面へ配布し、郵送化を促進する。その他、任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。 ④ 各種申請書の受付や相談等の窓口サービスについては、契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、特に電話応対に対するお客様満足度の向上に注力しながら、窓口を含む総合満足度の向上を図る。 (2) 高額療養費制度の周知 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施する。併せて地域の医療機関と連携して窓口に限度額適用認定申請書を配置する等利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)して支給申請手続きを勧奨する。 (3) 被扶養者資格の再確認 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
-------------------	---

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）、かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する等、不正請求を防止する。

(6) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。内容点検は、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、支部においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。
- ② 自動点検マスタのメンテナンスについては継続して取組みの強化を図り、精度の高いマスタ内容を構築する。

- ③ 点検員のレセプト点検スキル向上のため、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、内容点検業務の一部外部委託を実施し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額の更なる引き上げを行う。併せて社会保険診療報酬支払基金と意見交換・協議を行いながら審査の適正化を推進していく。
- ④ 外傷点検による負傷原因照会により労災が疑われるレセプトに関しては、業務グループとの連携を密にし、更なる情報共有を図る。また、加入者や事業所に対しては厳正に調査確認を行い、健康保険による給付の適正化に努める。
- (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化**
- ① 資格喪失後受診による返納金債権の発生を防止するため、保険証回収業務の外部委託化により取組みを強化して喪失後の保険証の早期回収を計画的に行う。また、喪失後受診者、保険証の未回収者が多い事業所を中心とした勧奨の実施・早期催告状送付による喪失後受診発生防止の取組みを行う。
- ② 医療関係団体や社会保険診療報酬支払基金秋田支部と連携し、全事業所への啓発チラシの配布、健康保険委員研修会等での周知等広報の強化を図る。
- (9) 積極的な債権管理・回収業務の推進**
- ① 発生した債権は、文書や電話による返納督促に加え、法的措置を取り入れ、的確な回収を行う。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ② 傷病手当金と障害年金との調整により、返納金が生じる可能性がある傷病手当金受給者に対し、事前案内を的確に行う。

(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大

健康保険委員には、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を更に深めていただき、事業主や加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進について協会との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただく。支部では、ご協力いただいている健康保険委員に対して、これまでの活動や功績に応じて健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱数の更なる拡大を図る。

3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：130,694 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 47.4%（実施見込者数：62,000 人） ・事業者健診データ 取得率 23.0%（取得見込者数：30,000 人） ○被扶養者（受診対象者数：45,458 人） ・特定健康診査 実施率 34.4%（実施見込者数：15,630 人） (2) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数：18,400 人） ・特定保健指導 実施率 24.5%（実施見込者数：4,500 人） （内訳）協会保健師実施分 21.7%（実施見込者数：4,000 人） アウトソーシング分 2.7%（実施見込者数：500 人） ○被扶養者（受診対象者数：1,500 人） ・特定保健指導 実施率 8.3%（実施見込者数：125 人） (3) その他の保健事業 ○歯と口腔の健康づくり事業 (4) データヘルス計画 上位目標：「こしゃるど 健康長寿 秋田」男性の脳心血管イベント予防のために、高血圧リスクを改善する （平成27年度から平成29年度の男性の血圧リスク保有率の上昇を3%未満に抑制する） 下位目標：○血圧リスク保有者で、未受診者や特定保健指導対象外の加入者が、高血圧改善・予防に努める ○血圧リスクの高い運輸業界が対策を講じることにより、従業員も高血圧改善・予防に取り組む ○血圧リスク改善・予防にむけ、県民の理解が深まる (5) 受診勧奨対策 ○対象者への受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る ○特定健診未受診者に対する受診勧奨 ○特定保健指導の実施率の向上
----------------	--

(6) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ① より効果的な保健事業を推進するために健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用および分析し、事業所・加入者の特性や課題を把握したうえで支部データヘルス計画のPDCAを十分に意識して実施する。
- ② 高血圧対策として減塩運動や受動喫煙防止事業等を実施する。幼少期からの健康教育及び子どもを介した親世代の意識向上と啓発活動の実施、健康保険委員研修会等の場における塩分チェック体験、保健師・管理栄養士による声かけ運動の展開等総合的に事業を推進していく。
- ③ 支部データヘルス計画の目標である高血圧リスク保有者の減少を図るため、協定に基づき運輸業界団体に対して、衛生管理全体での支援活動を実施する。
- ④ 加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとの基本的方向性に沿って、「健康づくり推進協議会」における委員からの提言を活かしながら、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。

(7) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ① 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への働きかけを行う。更に、加入事業所に「一社一健康宣言」を求め、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。
- ② 受診者の利便性の向上を図るため、市町村で行うがん検診との連携を強化するとともに連携が図れない地域については、支部主催の集団健診に「オプション健診」等を加え、健診受診率の向上を目指す。そのために確実に情報が届くよう被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）へ送付する。併せて未受診者への受診勧奨も実施する。

- ③ 自治体と連携した地域密着型保健事業として包括的連携協定締結先各自治体と、データ分析による健康課題を抽出しながら、広報やイベント等の保健事業を積極的に展開し、加入者の健康意識の向上を図る。
- ④ 受診者と支部の間に位置する健診機関から協力を得ながら、支部職員や保健師・管理栄養士による事業所訪問を実施し、生活習慣病予防健診の受診率の向上やデータ取得を促進していく。また、生活習慣病予防健診実施機関の新規開拓を推進する。
- ⑤ 事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取り組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっているため、これまでの通知による勧奨に加え、外部委託を活用する等訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。
- ⑥ 健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証に基づき効果的な保健指導を実施する。
- ⑦ 事業所の業態区分別の健診データの分析結果や健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、関係団体と連携を進めて保健指導を推進する。
- ⑧ 特定保健指導については関係団体との合同研修会等を開催し、支部の保健師のスキルを向上させるとともに、外部委託化を積極的に促進し、保健指導終了者の増加を図る。

(8) 各種事業の展開

- ① 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談・普及啓発等、地域の実情に応じて創意工夫を活かして保健事業を推進する。

- | | |
|--|---|
| | <p>② 協会加入の飲食店や小学校等への働き掛けを通じて、たばこの害と禁煙・分煙・防煙に関する正しい知識を提供する。また、健康で快適な環境を構築するために、関係団体と一体となって受動喫煙防止事業の啓発活動を展開する。このほか、無関心層へのアプローチとして、関係団体との共同企画によるイベントやフォーラム等を開催し、県全体として健康に関する意識を高めていく。</p> <p>③ 重症化予防へのアプローチとして、要精密検査の方に医療機関への受診勧奨を継続して行っていくとともに、「健康だより」の発行や各年齢層をターゲットとした啓発活動により、加入者に広く知識を普及させる。</p> <p>④ 「第二期健康日本21」に盛り込まれている歯と口腔の健康づくりに関して、秋田県歯科医師会と継続して事業を展開していく。また、訪問先の事業所で保健師等による積極的な予防活動の推進を図り、糖尿病との関連疾患であること等広報や関係団体と一体となったイベント等の啓発活動を展開する。</p> <p>⑤ 県がん対策室が設置する「秋田県がん検診推進協議会」に委員として参画し、関係団体と連携を強化して県民総ぐるみ運動「県民こぞってがん検診運動」を展開し、がん検診の受診率向上を図る。</p> <p>⑥ 関係団体と共同事業を展開して加入者の健康度を更に高めていく。</p> <p>⑦ 国の施策と連携し、肝炎やエイズ等の感染症やメンタルヘルス関連に対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。特に、メンタルヘルス対策としては、事業所における集団学習の実施、広報による正しい知識の普及に注力する。</p> |
|--|---|

4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ① 組織運営体制の強化 毎週定例の幹部会議を実施し、支部内の部門間連携を強化する。また、グループ内においても定例的にミーティングを実施し、担当者間の協力連携を密にしながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の適切な運営を推進する。 ② 実績や能力本位の人事の推進 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用する。その評価を処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ③ 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、職員に期待する職員像を示すとともに、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 ④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を行い、徹底を図る。また、自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。 ⑤ リスク管理 リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスクの防止対策を立案・実施し、検証を行う。 (2) 人材育成の推進 ① 「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。
----------------------	---

② 職員のスキル向上や知識の習得のため、外部講師等による支部内研修の充実を図る。また、計画的な支部内研修を行い、職員個々に研修受講カルテを作成し、支部の研修計画策定の参考にする。

③ 業務の適正な進捗管理を行い、担当業務の見直しや計画的なジョブローテーションを実施するとともに、各グループの好事例の共有化により職員の育成を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

① お客様サービス第一主義の基本方針のもと、支部の職員全体が業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等について、日常的に高い意識を持ちながら自ら考え積極的に行動し、グループ内ミーティングや会議等のあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組んでいく。

【4 S（サービス・創造性・積極性・スピード）の向上】

② 北海道・東北ブロック業務改革会議等により、各支部の創意工夫の提案・検討により具体的な改善を実現していく。

(4) 経費の節減等の推進

① 意識改革を図るとともに、超過勤務時間の削減及び光熱費等の事務所管理費を節減する。

② 調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成 28 年度 事業計画（山形支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後保険者として実現すべき目標「医療費の質の効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けた働きかけを行う業務を更に強化 ・ 医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析 ・ 地域医療のあり方に対する必要な意見発信 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○地方自治体・関係機関との連携の強化 ・ 山形県との「健康づくり推進に向けた包括的連携に関する覚書」に基づいた連携協力の推進 ・ 山形市、米沢市との「健康づくり包括協定」に基づいた共同事業の実施 ・ 保険者協議会、医療関係団体（医師会等）をはじめ関係機関との連携協力 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ①軽減額通知、各種媒体を通じた加入者への適切な広報 ②山形県・医師会・薬剤師会等関係機関との更なる連携強化 【目標】ジェネリック医薬品の使用割合・・・70% (4) 地域医療への関与 ○地域医療構想の実施に向け、保険者協議会と連携した関係機関への意見発信・働きかけ (5) 調査研究の推進等 ①医療費・健診データ等の分析の実施及び内外への発信に向けた資料の作成・活用 ②大学等関係団体と連携した分析事業の実施 (6) 広報の推進 ①ホームページ、メールマガジン、広報誌等の活用 ②ソーシャルネットワークサービスの活用をはじめ、テレビ・新聞などメディアへの発信力の強化 ③アンケート等加入者からの意見を踏まえた広報 ④県、市町村、関係団体との連携による広報

	⑤各種研修会を通じた事業所担当者への協会事業の周知 【目標】メールマガジンの新規登録件数・・・新規登録件数 144 件以上 ホームページのアクセス件数・・・前年度を上回る ホームページの利用目的達成度 インターネットによる医療費通知の利用割合・・・前年度を上回る (7)的確な財政運営 ○協会けんぽの取組み・中長期的な財政状況の脆弱性等に関する情報発信
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ①加入者等の意見や苦情等を踏まえたサービスの改善・向上 ・加入者、事業所担当者等への情報提供（事務手続きなどに関する冊子）はウェブ上での配布を継続実施 ②サービススタンダードの適切な管理と着実な実施 【目標】健康保険給付の受付から振込までの日数の目標(7 営業日)の達成率 100% ③窓口、電話の接遇の質を高め、お客様の満足度向上 【目標】お客様満足度・・・前年度を上回る ④郵送による申請の一層の促進 【目標】申請・届出の郵送化率・・・前年度を上回る ⑤任意継続被保険者保険料口座振替の利用促進 【目標】任意継続被保険者の口座振替利用率・・・前年度を上回る (2) 健康保険給付制度の周知 ①限度額適用認定証の利用に関する周知広報 ・広報誌等による広報、医療機関に用紙を配置 ②高額療養費未申請者に対する申請手続きの勧奨 ③傷病手当金及び出産手当金の制度改正の周知

	(3) 被扶養者資格の再確認 ○日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施 (4) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ①多部位（3部位以上）・頻回（月15日以上）の申請に対する文書照会の強化及び照会を活用した適正受診の促進 ②審査会で特に指摘された請求に対する患者照会等、重点的な審査の実施 ③はり灸・あん摩マッサージの療養費請求に対する同意医師照会・患者照会の実施 ④装具等の療養費に関する負傷原因の確認・医師照会の実施 ⑤施術所に対する調査強化 ⑥受診履歴の分析に基づく他保険者との連携体制の構築及び適正化のため各施術所に啓発 (5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ①担当医師、審査医師、本人、事業主への照会の実施 ②事業所に対する調査権を積極的に活用し不正請求を防止 ③不正請求の疑いのある申請に対する「現金給付適正化プロジェクトチーム」を活用した支部全体での取り組み強化 ・傷病手当金・出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、特に審査を強化 (6) 海外療養費支給申請における重点審査 ○海外療養費の不正請求を防止するため、更なる審査強化 ・外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施 (7) 効果的なレセプト点検業務推進 ①点検効果向上に向けた行動計画の策定・着実な実施 ・レセプト点検システムを活用した点検業務の充実、強化 ・査定事例の共有化と集約 ・自動点検機能の効率的活用 ・研修の充実、点検員のスキルアップ等による点検技術の底上げを図る ・内容点検業務の一部外部委託を実施 ②医療機関における資格確認事業の実施
--	--

【目標】加入者一人当たり診療内容等査定効果額・・・前年度を上回る

加入者一人当たり資格点検効果額・・・前年度を上回る

加入者一人当たり外傷点検効果額・・・前年度を上回る

加入者一人当たり内容点検効果額・・・前年度を上回る

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

①的確な周知により資格喪失後の保険証を使用した受診の防止

②文書、電話、訪問による回収督促及び事業主への啓発を行い保険証の早期回収強化

【目標】保険証回収率・・・前年実績を上回る

(9) 重複・頻回受診者、重複投薬者への対応等、適切な受診行動の促進

○重複・頻回受診、重複投薬の抽出・把握及び適切な受診行動を促す文書送付

(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進

①返納金債権については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収を強化

②資格喪失後受診による返納金債権については、保険者間調整のスキームの積極的な活用

③損害賠償金債権については、損害保険会社等に対する早期の折衝による確実な回収

④現金給付について、傷病手当金と年金の併給調整の周知による早期回収の促進

【目標】債権回収率・・・前年実績を上回る

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

①健康保険委員との更なる連携強化

②健康保険委員表彰の実施

③新規委嘱の拡大

【目標】新規委嘱者数・・・前年度を上回る

3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ①データヘルス計画の確実な実施 ・PDCA サイクルの着実な実施（平成 29 年度末の最終評価を見据えたアウトプット指標による評価の実施） 【上位目標】平成 29 年度末までに置賜地区建設業（40 歳以上男性）の血圧値を改善する。 （Ⅰ～Ⅲ度高血圧の割合を H29 年度末までに山形支部平均以下とする。）※参考：H25 で 32.3%→28.7%以下 【下位目標】 1) 重症化予防に関して、現在行っている未受診者の受診勧奨に加え、ハイリスクに至る前の予備軍の段階で介入する 2) 特定保健指導を推進し、高血圧リスクの改善を図る 3) 事業所および市町村との連携により、職場・地域・家族を主体とした保健事業を実施 ②事業主との連携（コラボヘルス）による加入者の健康意識醸成に向けた取り組み ・健康パワーアップぷらん（ヘルスケア介入型）の実施 ・「健康経営」の普及拡大 ③保健事業の効果的な推進を目的とした「健康づくり推進協議会」の開催 (2) 特定健康診査及び特定保健指導 ①健診 ・広報媒体の積極的活用 ・生活習慣病予防健診の未受診事業所に対する受診勧奨業務の推進（被保険者） ・事業者健診データ取得の促進（被保険者） ・県及び市町村との更なる連携強化（被扶養者） ・前年度未受診者に対する早期の受診勧奨（被扶養者） ・オプション健診を活用した「どうぶ健診」の実施（被扶養者） 【目標】 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：146,527 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 70.0%（実施見込者数：102,600 人） ・事業者健診データ 取得率 10.0%（取得見込者数：14,600 人）
----------------	---

○被扶養者（受診対象者数：42,001人）

- ・特定健康診査 実施率 36.7%（実施見込者数：15,400人）

②保健指導

- ・広報媒体の積極的活用
- ・「どうぶつ特保」の実施
- ・未受診事業所への勧奨
- ・特定保健指導の効果検証の実施及び結果の活用
- ・専門事業者へのアウトソーシングによる特定保健指導の実施（被保険者）
- ・特定保健指導実施委託機関との連携強化及び健診日同日初回面接等の推進（被保険者）
- ・事業者健診結果データによる対象者へ特定保健指導の受診勧奨（被保険者）
- ・市町村との連携強化による特定保健指導の実施率向上（被扶養者）
- ・特定保健指導実施委託機関への勧奨業務の委託（被扶養者）
- ・特定保健指導の個人負担軽減の促進（個別契約の拡大）（被扶養者）

【目標】

○被保険者（受診対象者数：20,979人）

- ・特定保健指導 実施率 24.3%（実施見込者数：5,100人）

（内訳）協会保健師実施分 20.3%（実施見込者数：4,250人）

健診機関実施分 1.9%（実施見込者数：400人）

ヘルスケア事業者委託分 2.1%（実施見込者数：450人）

○被扶養者（受診対象者数：1,309人）

- ・特定保健指導 実施率 10.7%（実施見込者数：140人）

○健診・保健指導の効果

- ・メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率・・・前年度を上回る
- ・特定保健指導利用者の改善状況・・・前年度を上回る

	(3) 重症化予防事業の実施 ○未受診者への受診勧奨の実施 (4) その他の保健事業 ①加入者の疾病予防や健康増進のための知識の普及・啓発 ・各種広報媒体を通じて疾病予防やメンタルヘルス対策等、健康増進のための情報を発信 ②イベント参加による協会けんぽの認知度アップ並びに健康意識の啓発、市町村等関係団体との連携強化
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営 ①組織運営体制の強化 ・山形支部評議会の円滑な運営 ・支部内の部門間連携を強化 ②実績や能力本位の人事の推進 ・新人事評価制度の適切な運用 ③福利厚生 ・職員の健診・再検査等の受診の促進 ・衛生管理委員会における職場の作業環境等の確認 ④協会の理念を実践できる組織風土・文化の定着 ・協会のミッションや目標の徹底、研修の充実 ・山形支部中期ビジョンの実施により、協会の理念実現に向けた職員の意識改革 ⑤法令等規律の遵守（コンプライアンス）・個人情報保護等の徹底 ・コンプライアンス・個人情報保護に関する研修の実施 ・各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理 ・コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会の開催 ⑥リスク管理 ・自主点検による適切な業務の確認 ・リスク管理体制の整備（防災点検、防災訓練への参加、消防計画書の整備等）

	(2) 人材育成の推進 ①「OJT(On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着 ②オンライン研修、通信教育講座の斡旋など積極的な参加 (3) 業務改革・改善の推進 ①業務改革会議等におけるより良いサービスの標準化 ②支部内業務改善委員会において業務の見直しを検討 ③他支部の参考になる事例など業務改善提案制度（協会全体で実施）に提案 ④職員のコア業務や創造的業務への重点化の推進 ・刷新後の業務量を踏まえた適切な人員配置 (4) 経費の節減等の推進 ①職員一人一人のコスト意識を高めるとともに、適切な在庫管理の徹底等により事務経費削減 ②節電対策による経費削減 ③調達や執行における透明性の確保 ・調達審査委員会の適切な運用 ・ホームページによる調達結果等の公表 (5) 事務処理誤りの発生防止 【目標】発生件数・・・〇件
--	--

平成 28 年度 事業計画(福島支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ① 保険者機能の更なる強化 「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、支部から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。 ② 主要政党県連、県内選出国會議員等への積極的な働きかけ 加入者・事業主を代表する立場で意見発信を行う。 (2) 関係機関との連携及び協同事業の推進 ① 地方自治体等との協同施策立案・実施 ・「事業連携協定(覚書)」に基づく、協同事業(イベント・広報等)を実施(伊達市、郡山市、福島市)するとともに、対象自治体の拡充を図る。 ・福島県と連携し「健康長寿ふくしま推進事業」の取組みを推進する。 ② 各種団体との連携及び協同事業 ・福島県医療関係団体(医師会・歯科医師会・薬剤師会)と連携した保健事業等の推進 ・福島県経済三団体(商工会議所・商工会・中小企業団体中央会)と連携した「健康事業所宣言」事業の拡充 ・福島県内の保険者から構成する福島県保険者協議会でのデータ分析や協同事業の推進 ・新たな団体との連携拡充を図る。 (3) 医療に関する情報の収集・分析・活用 ① 地域の医療費や健診データの収集・分析 ② 分析結果を活用した事業企画・評価及び各種協議会等における意見発信への活用 ③ 福島県立医科大学と連携した調査分析 ④ 他保険者と連携した調査分析

	(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ① ジェネリック医薬品軽減額通知の送付(年2回) ② 福島県薬剤師会と連携した「タウンミーティング」の開催 ③ 薬剤師等を対象とした「セミナー」の開催 ④ 福島県後発医薬品安心安全使用促進協議会等での情報提供・意見発信 ⑤ 加入者への啓発・広報、希望シールの配布 ⑥ 使用割合の都道府県格差等の検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討 (5) 地域医療への関与 ① 地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや積極的な意見発信により地域医療に貢献する。 ② 自治体の各種協議会等への積極的な参画及び加入者・事業主目線での意見発信 (6) 健康保険委員との連携強化と委嘱数拡大 ① 健康保険委員への積極的な情報提供 ② 関係団体(年金事務所等)と連携した研修会の開催 ③ 健康保険委員表彰の実施 ④ 委嘱数拡大のための取組強化 (7) 広報の推進 ① タイムリーな広報の実施 ② 各種研修会やアンケート等による意見を踏まえ、業務の見直しを図るとともに、わかりやすく、加入者・事業主が必要としている情報を提供する。 ③ 適正な届出・医療機関の適切な利用等健康保険事業の円滑な実施のための積極的な広報の実施を図る。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ① 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に活用 ② 本部研修や伝達研修による職員の能力・接遇レベルの向上 ③ 給付申請の受付から振込までの日数を10営業日以内とするサービススタンダードの達成と適切な管理

	④ 事務処理の適正化・効率化 ⑤ 任意継続保険料の口座振替・前納納付の推進 ⑥ 申請の郵送化を促進 ⑦ 事故防止 (2) 高額療養費制度の周知 ① 限度額適用認定証の仕組みを周知 ② 高額療養費支給申請の勧奨を実施 (3) 窓口サービスの展開 支部の実情に合わせた効率的且つ効果的なサービスを提供 (4) 被扶養者資格の再確認 被扶養者状況リストの配付・回収・確認作業を確実に実施 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 多部位かつ頻回の申請について加入者への文書照会を実施 (6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 ① 高額な標準報酬月額 of 加入者や資格取得直後の加入者からの申請について、審査を強化 ② 必要に応じて事業主への立ち入り検査を実施 (7) 海外療養費支給申請における重点審査 診療明細の精査や医療機関への文書照会を実施 (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止 ① 資格喪失者等の保険証回収の強化 ② 医療機関における資格確認事業の実施(モデル実施) (9) 積極的な債権管理・回収業務の推進
--	--

	① 催告状、電話、戸別訪問に加え、顧問弁護士による催告、内容証明郵便、法的手続き等の積極的な実施による債権回収の強化 ② 第三者行為による損害賠償金の早期回収 (10) 効果的なレセプト点検の推進 ① 資格点検の的確な実施 ② 外傷点検の的確な実施 ③ 内容点検の効果的な実施により平成 27 年度効果額の実績を上回る ④ 内容点検の一部外注化の実施 ⑤ 医療費通知の実施 (11) 震災関連業務 ① 健康保険一部負担金等免除証明書発行 ② 健康保険一部負担金等還付
3. 保健事業	(1) 健診 ① 被保険者(40 歳以上)(受診対象者数 : 232,032 人) ・生活習慣病予防健診 実施率 64.7%(実施見込者数 : 150,009 人) ・事業者健診データ 取得率 7.4%(取得見込者数 : 17,055 人) ② 被扶養者(受診対象者数 : 69,548 人) ・特定健康診査 実施率 29.5%(実施見込者数 : 20,482 人) (2) 保健指導 ① 被保険者(受診対象者数 : 33,246 人) ・特定保健指導 実施率 24.4%(実施見込者数 : 8,098 人) (内訳) 協会保健師実施分 23.0%(実施見込者数 : 7,648 人) - アウトソーシング分 1.4%(実施見込者数 : 450 人) ② 被扶養者(受診対象者数 : 2,048 人) ・特定保健指導 実施率 3.1%(実施見込者数 : 63 人)

(3) その他の保健事業

地域の実情に応じた疾病予防や健康増進

- ① 健康づくり推進協議会の意見を聞きながら効果的な取組みを進める。
- ② 自治体や関係機関との覚書・協定の締結等に基づく具体的な事業の連携・協同を進める。
- ③ 小学校における「健康教室」
- ④ 健康チャレンジキャンペーンの実施

(4) データヘルス計画

上位目標：高血圧対策として、高血圧リスク保有者、未治療者の減少及び重症化予防を図る。

下位目標：①「健康事業所宣言」をする事業主の増加。(コラボヘルス)

- ・関係団体等との連携や文書、事業所訪問等による勧奨により参加事業所数の拡充を図る。
- ・福島県等と連携し、「健康事業所宣言」事業に積極的に取組んでいる事業所を評価する仕組みを検討する。

②高血圧要治療者への受診勧奨を行うとともに、喫煙者に対しては、禁煙を勧奨する。

- ・未治療者に対して文書、電話による医療機関受診を促す。
- ・薬剤師会との連携による「禁煙サポート薬局」の運用見直しや広報の充実等を図り、利用者数の拡充を図る。

③C K Dの重症化予防を自治体・医療機関と連携して行う。

- ・福島市や福島市医師会及び郡山医師会と連携し、重症化予防の取組みを推進する。

(5) 受診勧奨対策

① 生活習慣病予防健診(事業者健診含む)、特定健診の受診勧奨

- ・生活習慣病予防健診受診及び事業者健診データ取得へ文書等による勧奨
- ・被扶養者への文書による受診勧奨の実施
- ・市町村がん検診との連携実施を徹底するとともに、「オプション健診」の拡大を図る。
- ・巡回健診の回数及び実施地域の拡充を図る。
- ・健診機関による事業者健診データ取得の取組み強化を図る。
- ・外部委託による事業者健診データ取得の取組み強化を図る。

	② 特定保健指導の利用勧奨 ・ 事業所向け特定保健指導外部委託機関の拡充及び利用勧奨 ・ 生活習慣病予防健診及び労安健診結果票に特定保健指導の申出書の同封
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営 支部内の組織や人事制度の適切な運営 ・ 新たな人事評価制度の適切な運用 ・ コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底 (2) 人材育成の推進 ① 新たな人材育成制度の運用 ・ 「OJT(On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を活用し、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材の育成に努める。 ② 組織風土の醸成 ・ 職員一人ひとりが日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土の醸成に努める。 (3) 業務改革の推進 業務課題の改善及びサービスの標準化 ・ 業務改革会議等に参加し、より良いサービスの標準化を目指す。 ・ 支部の創意工夫を本部へ積極的に提案する。 (4) 経費節減等の推進 職員のコスト意識啓発、競争入札等による経費節減及び調達における透明性の確保

平成 28 年度 事業計画（茨城支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	（１）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」に基づき、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。 具体的には、地域の医療費、健診データ、疾病動向等を収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。 （２）茨城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 医療費適正化をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 また、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携しつつ、主体的に取り組んでいく。 県、市町村、各種委員会の場へ積極的に参画し、協会が収集・分析したデータを活用して、意見や情報を発信するほか、関係団体等との覚書締結等を通じて保険事業等の連携推進を図る。 【具体的な取組み】 ○ 茨城県主催等の各種委員会（茨城県医療費適正化計画策定委員会、茨城県保険者協議会、茨城県地域・職域連携推進協議会）に積極的に参画し、情報発信を行う。 ○ 茨城県の医療費適正化や健康づくり事業等について、保険者の枠を超えて連携を図る。 ○ ２５年度に締結した茨城県との覚書に基づき、データ分析のほか、県民の「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指した取組みを連携・協力して進めることにより、効率的な保健事業を推進する。 ○ ２６年度に締結した茨城県医師会との覚書に基づき、生活習慣病の発症及び重症化予防などの施策で連携強化を図り、県民の健康増進を図る。 ○ ２７年度に締結した筑波銀行及び常陽銀行との「健康経営促進にかかる連携・協力に関する覚書」により、さらに健康経営の取組み促進を図る。

- その他、日本年金機構、労働局、厚生局、支払基金、各保険者等との連携を強化し、効率的・効果的な事業運営を推進する。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の使用促進（更なる数量ベースの引上げ）により、医療費の適正化を図る。

【数値目標】

使用割合（数量ベース） 27年度を上回る

<参考>

平成27年9月分 茨城支部 実績：59.3%
（全国計 実績：60.8%）

【具体的な取組み】

- お薬手帳や保険証に貼れる希望シールを同封したジェネリック医薬品Q&Aの冊子を活用し、加入者や保険薬局に配布することで周知を図り、利用しやすい環境整備に努める。
- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知するサービスをさらに拡大して実施するとともに、その効果を分析し、効率的な使用促進に活用する。
- 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。
- 地域毎や薬効毎の使用割合を分析し、関係団体へ意見発信するなど、効率的な使用促進を働きかける。
- 引き続き様々な機会を捉えて積極的にPRを展開し、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。

(4) 地域医療への関与

地域医療構想（ビジョン）の策定に当たって、加入者・事業主を代表する立場で必要な意見発信を行うとともに、策定された地域医療構想やその実施に向けては、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(5) 広報の推進

加入者の視点に立った広報を行うため、広報内容を支部全体で協議し発信に努める。

	また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。 【具体的な取組み】 ○ 納入告知書同封チラシ、リーフレット、ポスター等を活用した広報の強化 ○ 各種広報紙への広告記事掲載 ○ ラジオCM等のメディアを活用した広報 ○ 健康イベントへの参加による協会事業のPR ○ ホームページ、メルマガの活用による幅広い層への情報発信 (6) 的確な財政運営 協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等についての情報発信を強化し、事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得られるよう活動する。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取り組み ○ 加入者の声及びお客様満足度調査の結果を基に、迅速に改善策を実施することでサービス向上を図る。 ○ 健康保険給付を正確・迅速に処理し、サービススタンダード達成率 100%を年間を通じて維持する。 ○ 加入者の利便性を高めるため、郵送による申請手続きを促進する広報を強化する。 (2) 高額療養費制度の周知 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、加入者や事業主への広報を実施するとともに、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置し、利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。 (3) 窓口サービスの展開 各年金事務所協会窓口の利用状況を随時把握するとともに、郵送化の進捗状況を踏まえ、支部並びに年金事務

所窓口の体制の見直しを検討する。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者に対し文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また加入者調査の際、適正受診のための広報を実施する。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、積極的に事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会等を実施する。

(8) 多受診者に対する適切な受診指導

加入者の健康増進により医療費の適正化を図るため、多受診者（重複受診、過量服薬）への適切な受診指導を行う。

(9) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検の強化により点検効果額を引き上げ、医療給付の適正化を図る。

【数値目標】

加入者１人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース） ２７年度を上回る

【具体的な取組み】

以下の取組みを強化することで点検員の意欲を高め、点検効果額のさらなる向上を目指す。

- 支払基金との会議を毎月開催し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。
- 毎月、再審査結果の確認会を開催（点検員全員出席）のうえ情報共有を徹底し、点検員のスキルアップに努める。
- 内容点検員の業績（点検件数、再審査件数、容認件数、容認額、容認率等）を本人に通知し、点検技術の向上に対する意欲を高める。
- レセプト点検員を対象とした研修会を開催し、点検員の人材育成（スキルの向上）を目指す。
- 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底する。

（１０）資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証を早期に回収し、資格喪失後受診の削減を図る。

【具体的な取組み】

- 資格喪失後の保険証回収率を向上させ債権発生を抑制するため、年金事務所と連携し督促チラシ等を送付するほか、催告状の再送付、電話督促等を強力に推進する。
- 保険証の未回収が多い事業所に対して、注意喚起文を送付し、回収率の向上を図る。さらに、事業所に訪問し、督促および指導を行う。
- 資格喪失後は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を図る。

（１１）積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、債権回収の強化を図る。

【具体的な取組み】

- 時効の中断措置及び償却処理を的確に行うとともに、債権回収に係る法的手続きを実施する。

	○ 毎月、支部長をトップとする債権回収対策会議を開催し、メンバー間の現況認識の共有化を図るとともに、遅れがみられる場合は対応策を協議する。 ○ 返納金等の各種債権について、引き続き新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。 ○ 債権回収率を向上させるため、催告状の送付（定期的に再送付）及び夜間の電話による納付勧奨を徹底実施する。 ○ 再三の文書催告で無反応である債務者に対し、弁護士名を活用した催告状を送付し、回収率の向上を図る。 ○ 資格喪失後受診と判明した高額レセプトに対し、医療機関に働きかけ、受診時加入の保険者へ再請求するよう依頼することで返納金の発生抑制を図る。 ○ 発生した高額債権については国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。 （１２）健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 研修の実施、広報活動等によって健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。 また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。 【具体的な取組み】 ○ 健康保険委員の資質向上のため、年金委員との合同研修会を年２回開催する。また、研修会開催にあたりアンケート結果をもとに内容の充実を図る。 ○ 健康保険委員向けの広報誌を定期的に送付する。 ○ 各事業所に対し、委嘱勧奨文書送付及び電話勧奨を徹底する。（新規適用事業所のほか、業種や規模等から効果的なアプローチを図る）
３．保健事業	（１）健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：224,911 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：112,456 人） ・事業者健診データ 取得率：15.0%（取得見込者数：33,737 人） ○被扶養者（受診対象者数：69,640 人） ・特定健康診査 実施率：30.0%（実施見込者数：20,892 人）

	(2) 保健指導 ○被保険者 (実施対象者数: 32,309 人) ・特定保健指導 実施率: 16.0% (実施見込者数: 5,193 人) (内訳) 協会保健師 14.4% (4,650 人) - アウトソース 1.6% (543 人) ○被扶養者 (実施対象者数: 3,850 人) ・特定保健指導 実施率: 10.0% (実施見込み者数: 385 人)
	(3) その他の保健事業 ○ ウォーキング推進事業 (茨城県立健康プラザと連携したウォーキング推進) ○ 禁煙推進事業 (茨城県禁煙認証制度と連携した事業所禁煙推進)
	(4) データヘルス計画 【上位目標】 茨城支部被保険者のメタボリックリスク保有割合を減らす ※平成 25 年度に健診を受診した 40～64 歳の被保険者を追跡調査。平成 29 年度の健診結果と比較してメタボリックリスク保有割合を 2%以上減少させる。 【下位目標】 ○事業主が従業員の健康管理に対する理解を深め、健診の受診や特定保健指導、保健事業を利用する事業所を増やす。 ・業種団体の会合などで、健康に対する投資をアピールする。(健診の受診や保健指導への理解を深める) ・中小企業団体と連携し、健康経営意識の浸透を図る。(事業所健康度診断カルテも積極的に活用する) ・茨城県禁煙認証制度を活用し、事業所での受動喫煙防止を推進する。 ○生活習慣の改善や早期受診など重症化予防に取り組む人を増やす。 ・健康保険委員研修会等で、県医師会や保健所のドクター等による健康セミナーを行う。 ・未治療者に対する受診勧奨業務を継続して実施するとともに、二次勧奨文書を送付する際に医療機関への受診を強く促すチラシを同封する。(県医師会との協定に基づき連携して作成)

	・茨城県立健康プラザと連携したウォーキング事業を推進する。 ○トラック団体をはじめ、運輸業界で生活習慣の改善に必要なスモールチェンジに取り組む人を増やす。 ・運輸業の事業所に支部の職員や保健師が出向き、事業所健康度診断カルテ等により情報提供を行うことで、自社の特性や健康課題を理解してもらい、健診受診や保健指導の利用向上へ繋げる。 ・業種団体発行の広報誌に、協会けんぽで作成した記事の掲載やチラシ同封を行うことで、運輸業のリスク保有割合が他の業種より高いという特性を理解して行動してもらう。 (5) 受診勧奨対策 ○ 生活習慣病予防健診受診率向上施策 ・事業所への受診勧奨（事業所規模別にアプローチ方法を調整） ・健診機関との意見交換、連携強化（健診機関との情報共有、実地調査などの指導強化、新規契約先の拡大） ・新規適用事業所への保健事業案内送付（毎月約 100 社に健診案内パンフレット等を送付） ・社会保険労務士との連携による受診勧奨 ・新規契約健診機関の拡大（県内の地域偏在を解消し、自宅や事業所から近く受けやすい環境を整備する） ○ 事業者健診データ取得率向上施策 ・データ提供の同意のあった事業所からの健診データの確実な取得 ・新規のデータ提供事業所獲得（県/労働局、県医師会、社労士会、茨城県トラック協会との連携） ・健診結果（紙）の回収と入力（生活習慣病予防健診を利用しない福祉、医療の業種を中心に実施） ・生活習慣病予防健診受診率の低い事業所（3,000）に対し、紙の健診結果取得を強化する。文書通知、電話勧奨、さらには社会保険労務士等とも連携し、一連の枠組みで勧奨する。 ○ 特定健診受診率向上施策 ・県、市町村広報との連携（県広報誌への掲載や、保険者協議会との連携で県内各所に特定健診受診勧奨ポスターを設置） ・受診券送付時に市町村集団健診スケジュール等を同封 ・市町村における未受診者健診への参加（未受診者に勧奨ハガキを送付） 年度内に 2 回目の勧奨を行い、さらなる受診者の掘り起しを行う ○ 特定保健指導の実施率向上施策
--	---

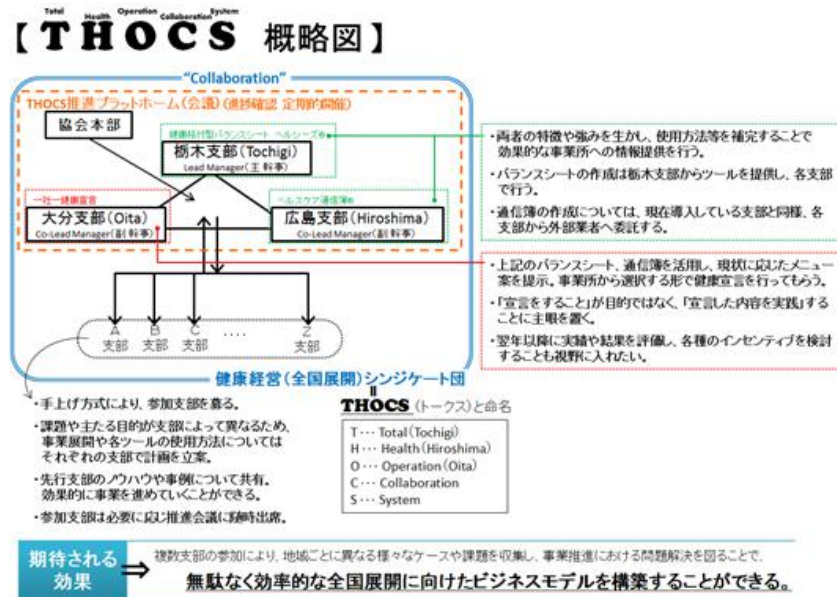
	・被保険者への施策（保健指導成功者のインタビュー記事配布、外部委託先健診機関の活性化、県/労働局/県医師会との連携による勧奨、リレー制の活用、保健師/管理栄養士のスキルアップ等） ・被扶養者の保健指導未利用者への勧奨（勧奨ハガキ等で対象者を招集し保健指導を実施） ・被扶養者の集団保健指導の実施可否検討（他支部の事例を参考に市町村等との調整を検討） ○ 未治療者に対する受診勧奨（高血圧、糖尿病の重症化予防対策として本部で行う１次勧奨に加え、支部にて県医師会と連携した２次勧奨を実施） ○ 関係方面との連携 ・保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け部会員として積極的に活動） ・県/保健所/市町村との連携（健康まつり等への参画により積極的に連携を強化。覚書をもとに茨城県、県医師会との積極的な事業連携） ○ 「データヘルス計画」の確実な実施や地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。（再掲） ・健康経営視点からの事業所介入、特に、運輸業等や健康保険委員事業所へ働きかけを行い、健康経営の促進を図る。
4. 組織運営及び業務改革	（１）組織や人事制度の適切な運営と改革 ○ 本部及び支部との連携強化や支部内におけるコミュニケーション力強化を図る。 ○ コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理について定期的に研修等を実施し、職員意識の徹底を図る。 （２）人材育成の推進 ○ 階層別・業務別研修に積極的に参加するとともに、通信教育講座等の活用により自己啓発に努める。 （３）業務改革の推進 ○ 業務改善提案活動を積極的に取組むことで、業務効率の改善を図り、お客様サービスの向上を目指す。 （４）経費の節減等の推進 ○ 年間を通して光熱費削減策に取り組む。 ○ 事務経費削減計画を踏まえ、競争入札を推進するとともに適切な在庫管理を行うことで、経費の削減に努める。

平成 28 年度 事業計画（栃木支部）

項目	実施内容等
事業運営の基本方針	協会けんぽの事業運営基本方針を踏まえ、「栃木県医療費適正化計画（第Ⅱ期）」に基づき、「とちぎ健康 21 プラン（第 2 期）」との調和を図りながら、「健康長寿とちぎづくり推進条例」に基づき設立された「健康長寿とちぎづくり推進県民会議」の幹事団体として、積極的に地域の保険者としての役割を実践する。
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 ◆「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。なお、データヘルス計画の実施に当たっては下記の図をもとに推進する。

(2) パイロット事業の推進

- ◆パイロット事業として採用された「健康経営（全国展開）シンジケート団【THOCS（トークス）】の組成」について、本部及び参加支部と連携して、健康経営を普及・浸透させる協会けんぽのビジネスモデル構築に取り組む。
- 健康格付型バランスシート（HCS ヘルシーズ）による見える化により分かりやすく丁寧な広報を行い、協定・覚書を取り交わしている関係団体との連携を主としながら、コラボヘルスによる県民運動的な推進を図る。
- 健康格付型バランスシート（HCS ヘルシーズ）の改良やマニュアル類の整備を行う。



- ◆行政や関係団体等と連携し、健康経営普及に向けたセミナー等を実施する。

(3) 関係方面への積極的な発信

- ◆協会の中長期的な財政構造の脆弱さ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く県民の理解を得るための情報発信を積極的に行う。
- ◆県や市町及び他の保険者と保健事業等における更なる連携強化を図る。
- ◆医療費や健診データの分析結果を活かし、栃木県保険者協議会をはじめ関係方面に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。
- 「栃木県保険者協議会」等関係団体及び各種学会での発表などの発信を強化する。

(4) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

- ◆レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化施策を更に推進する。
- ◆現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主への調査権を積極的に活用し、年金事務所と連携を図り実施する。
- ◆「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県・市町や他の保険者と連携し積極的に立案・実施していく。
- ◆医療機関における資格確認事業について、参加医療機関の更なる拡大を図り、無資格受診の減少に努める。

(5) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進

- ◆ジェネリック医薬品については、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。
 - 「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」及び「栃木県保険者協議会」「栃木県薬剤師会」等関係団体と連携を図り、加入者が安心して使用できるようジェネリック医薬品に関する広報を実施するとともに、セミナー等を開催するなど地域における積極的な啓発活動を行う。
- ◆ジェネリック医薬品の使用に関する患者の意思表示を容易にする「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行う。
- ◆生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。
- ◆ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差是正と使用促進に向け、本部の実施する新たな施策に全力で取り組む。

(6) 地域医療への関与

- ◆策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(7) 調査研究の推進

- ◆協会が保有するレセプト・健診・保健指導データを最大限に活用し、医療費分析等を行う。
- ◆研修会などの機会を通じ加入者・事業主の医療制度等に関する意識・意見等を収集する。
- ◆県や市及び他の医療保険者と医療費情報等の分析を実施する。

	◆地域医療に係る意見発信のあり方等について効果的な方法を検討する。 (8) 広報の推進 ◆保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民全体に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。 ○ホームページのほか、メールマガジンやモバイルサイトを活用し、定期的かつ、加入者の視点に立った情報の発信を行う。 ○支部独自の広報ツールの内容充実及び封筒裏面を活用した広報を実施する。 ◆県、市町、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。 ○関係団体発行の機関誌への広報記事掲載を促進する。 ◆健康保険委員研修会等、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を元に分かりやすく、加入者に響く広報を実施していく。 ○アンケート等により加入者の意見を収集し、広報活動に反映させる。 ○関係団体等の開催する研修会等へ積極的に赴き、タイムリーな広報活動を実施する。 ◆救急医療をはじめ、地域の医療資源が公共性を有し、かつ有限であることについて、医療の受け手であり、支え手でもある加入者の意識が高まるよう、県、医療関係者とともに広報に努める。 (9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ◆健康保険委員には、事業主、加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているが、研修等の参加を通じ健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、各事業所での広報、相談、各種事業をさらに推進していく。 ◆健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、協会と事業主、加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ◆新システムのメリットを十二分に生かしサービスの向上に繋げる。 ◆更なるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で共有化

	するとともに、お客様満足度調査や窓口アンケートの結果から、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善に取り組む。 ◆厳格な審査に基づき、平成 22 年 5 月より継続中のサービススタンダード 100%を厳守する。 ◆教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。 ○教育研修等への参加および支部内研修の実施。 ◆申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を継続推進。 ○「協会けんぽのしおり」等を各種研修会・社会保険事務説明会の際に資料として配布を行い、有効に活用する。 ◆郵送による申請の促進のために、わかりやすい記載要領の作成及び健康保険委員によるサポート等の環境整備を進め、HP・リーフレット等による広報を実施する。 ○申請書類設置場所の担当者への研修の実施。 ○年金機構にかかわる各種届は、原則、高崎事務センターへ郵送することの周知をすることにより相乗的に郵送化率の向上を図る。 ◆健康保険委員、社会保険事務説明会等の研修会を通じて、制度改正、保険給付手続き等の周知を図る。 ◆インターネットを使用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進を図る。 ○インターネットを使用した医療費情報照会サービスの普及に向けての広報の実施。 ◆事務処理誤りの防止 ○発生原因や再発防止策について職員が深く理解し、同様の事務処理誤りを発生させない体制をつくる。 ○「事務処理誤り“0”月間」を設け、事務処理誤り防止に向け、意識を高める。 (2) 高額療養費制度の周知 ◆限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、引続き医療機関窓口に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。
--	---

(3) 窓口サービスの展開

- ◆各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を生かして、効率的かつ効果的にサービスを提供する。
- ◆年金事務所出張窓口の更なる統合・縮小は、窓口サービスの低下とならないよう慎重に検討する。
- ◆窓口職員への実務研修を実施する。

(4) 被扶養者資格の再確認

- ◆高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
- ◆被扶養者資格再確認について、保険料負担の軽減につながる大変重要な事務であることを、研修会や各種広報を活用し加入者及び事業主に周知を図る。
- ◆提出された被扶養者異動届については、高齢者医療費に係る拠出金の算定方法が、加入者（被保険者＋被扶養者）の人数等に応じて算出されていることから、速やかに確認を行い、年金機構に引き継ぎを行う。

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務・適正支給の啓発の強化

- ◆柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位かつ頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し、柔道整復についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ◆回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者等へ照会するとともに、呼出し等により調査を実施する。
- ◆支部に設置している給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって照会業務の進捗管理、強化計画及び対応について協議検討を行い、具体策の指示をする。
- ◆柔整、あんま、マッサージ等の施術に関わる療養費の支給について適切な利用が図られるよう、啓発を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- ◆保険給付適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって、対応について協議検討を行い、具体策の指示をする。

◆本部から提供される支払済データに基づき、不正請求が疑われる事案については支部全体で対応するとともに、速やかに厚生局に対し立入検査の承認申請を行い、日本年金機構と連携し、調査及び審査に取り組む。また、必要に応じて厚生局に情報提供する。

◆加入者に対し、適正な申請の促進を図るための周知を行う。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

◆海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療報酬明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

<共通項目>

◆効果的な点検を実施するため、システムの機能を十分に活用し点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、本部の方針に基づいた点検業務を引き続き充実強化する。

◆レセプト点検推進会議のPDCA強化により、点検効果向上化計画を引き続き策定実施し、職員、点検員全員が数値目標を共有し、スケジュール管理、進捗管理を行いながら、引き続き点検体制の強化に努める。

<資格点検>

◆資格点検エラーレセプトについて、医療機関照会実施後、返戻・返納決議等事務処理の早期処理を目指す。

<外傷点検>

◆関係機関との連携を強化するとともに、負傷者に自主的に負傷原因届を提出してもらえる様に引き続き加入者の啓蒙を行う。

◆医療機関に配布した啓蒙ポスターの効果や第三者行為届の利用状況等も確認しながら、更なる環境整備を図る。

◆システムを活用した事跡確認等による求償事務の適切な進捗管理を実施するとともに、損保会社に対する債権に関しては収納状況を常に確認し早期収納に向けた進捗管理・回収を実施する。

<内容点検>

◆システムを活用した点検を徹底（自動点検機能の効果的活用、汎用任意抽出機能のテンプレート管理）するとともに、査定事例の集約、共有化、研修の実施、研修受講後の伝達等により、点検員のスキルアップを図るとともに、再審査結果の分析を強化し、診療内容等査定効果額を更に引き上げる。また、点検員の勤務成績に応じた評

	価を行う。 ◆平成 28 年 4 月の診療報酬改定に伴い、外部および支部研修により改正点の周知徹底を図る。 ◆レセプト内容点検業務の一部外注化 レセプト内容点検業務の一部外注化（平成 28 年 1 月から 12 月までの 12 か月間）については、競争性を十分意識し点検業者のノウハウを取得し吸収することにより、点検業務の質の向上を図り、点検効果額の引き上げに努める。 (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ◆資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会での回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書による催告、更には電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。 ◆事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会、社会保険事務説明会等を通じ周知を行う。 ◆日本年金機構との事務連絡協議会で、現状の確認や回収率向上の依頼を引き続き行う。 ◆社会保険労務士へ保険証の早期回収依頼を引き続き行う。 (10) 積極的な債権管理・回収業務の推進 ◆不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。 ◆資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。 ◆交通事故等が原因の損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ◆債権管理回収会議の毎月定期的な開催と必要に応じた随時開催による着実な債権管理と確実な債権回収業務の強化を図る。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ◆健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用しより効果的な保健事業を推進するため、分析を踏まえて事業所加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した方針に沿って「データヘルス計画」についてPDCAを十分に意識し、実施することで効果的な保健指導を進める。
○28年度パイロット事業により健康経営の普及を推進していく。
- ◆加入者の疾病予防や健康増進を目指し、健診や特定保健指導の目標達成に向け、取組み体制を強化するとともに生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して確実に医療に繋げる取組みを進める。
- ◆保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化していくとともに、他支部で実施したパイロット事業の成果や好事例を参考に保健事業を展開していく。
○健康長寿とちぎづくり推進条例に基づき、県民会議の重点プロジェクト等の方針に沿った保健事業を展開していく。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ◆「健康格付型バランスシート」等を事業所に提供し、健診等の結果をわかりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離を縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診・保健指導を受けることができるよう働きかけていく。
- ◆「データヘルス計画」の推進による協働事業や「健康宣言」などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行い、事業主の主体的な取組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。
- ◆受診者と協会との間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の受診勧奨や事業者健診データの取得促進を図る。
- ◆特定健康診査については、市町が行うがん検診との連携強化を徹底し、合同健診の実施、市町の健診時期や連絡先を周知する広報の充実等を積極的に進めるほか、支部主催のオプション健診の拡大を図る。
- ◆特定保健指導については、協会けんぽ独自で行う指導の充実に加え、外部委託による保健指導の実施を強力に推進し、指導体制の強化を図る。また、保健指導による改善効果等を事業主や保健指導対象者に示し、保健指導利用者の拡大を図る。
- ◆生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証に基づいた効果的な保健指導を実施していくと

もに業種・業態別の健康課題の特性や市町別の分析結果等を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町等と連携を進めて保健指導を推進する。

◆事業者健診データ取得については、栃木県や労働局との三者連名通知により行政通知を最大限活用し、パイロット事業と連動し、関係機関との連携、職員による事業所訪問等効果的な勧奨を強化していく。

◆受診勧奨については、健診機関からの勧奨、新規適用事業所、任意継続健康保険加入者、新規加入被扶養者への健診勧奨通知・案内をタイムリーに送付することで、受診率向上に努める。

①健診

【目標】

○被保険者 対象者 177,537 人 (40 歳以上)	・生活習慣病予防健診	実施率 58.5% (103,859 人)
	・事業者健診データ	取得率 12.0% (21,304 人)
○被扶養者 対象者 56,218 人	・特定健康診査	実施率 23.8% (13,359 人)

②保健指導

【目標】

○被保険者 対象者 25,033 人	・特定保健指導	実施率 19.1% (4,781 人)
	(協会保健師実施分)	12.9% (3,233 人)
	(アウトソーシング)	6.2% (1,548 人)
○被扶養者 対象者 1,202 人	・特定保健指導	実施率 5.4% (65 人)

③その他の保健指導

- 出前健康相談（イベント出展）を活用した脳卒中予防事業
- モバイルサイトでの情報発信（栃の葉ヘルシーだより）
- 事業所訪問による健康づくり事業の戦略構築のための分析事業
- 特定健診受診率アップのための調査分析事業
 - ・市との合同健診での歯科健診・口腔ケア指導の実施
- 職場におけるメンタルヘルス対策

- ・保健師による事業所での集団学習や各種研修会での講話を行うなど、正しい知識の普及啓発を図る。
- ・必要に応じ、産業保健総合支援センター等、専門の相談窓口の紹介を行う。

④データヘルス計画

（上位目標）健康経営の考え方を普及し、保健指導を徹底し、健診受診率をアップさせることで、メタボリックシンドローム該当者及び予備群に該当する者を 25%減らす（とちぎ健康 21 プラン 2 期計画）

栃木支部の該当者の割合：20 年度 27.5%⇒29 年度 20.6%

- （下位目標）
1. 健康長寿とちぎづくり推進条例に基づき設立された県民会議の枠組みを活用し、県民、健康づくり関係者、事業者、行政等と連携して栃木県の健康課題の解決を目指す
 2. 健康経営の考え方を広く浸透させることで、各事業所が抱える健康課題について事業主担当者が認識し、対策を図る事業所を増加させる
 3. 生活習慣改善に取り組む人が増え、メタボ関連リスクが改善する人が増える

- （具体策）
1. 医師会・行政等と連携した重症化予防啓発
 2. 健康課題改善事例の発信
 3. 健康宣言優良事業所表彰
 4. 児童・生徒・学生への健康づくり意識啓蒙

⑤受診勧奨対策

- 市町（国保）との合同健診・保健指導事業
- 健診実施機関による受診勧奨事業
- 事業者健診データ取得強化事業
- 生活習慣病予防健診・特定健診 P R 事業

⑥重症化予防事業

- 未治療者（血圧・血糖検査）への受診勧奨（一次、二次勧奨）
- 糖尿病性腎症患者の重症化予防（保健指導の実施）

	(3) 各種業務の展開 ◆業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病予防や健康増進を図る。そのため、県や行政機関、関係団体との覚書・協定の締結に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進していく。 ◆保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ、行政機関や他の保険者と連携強化を図り、共同事業等に積極的に取り組む。 ○各種団体のイベント等への出前健康相談、ならびに共同での保健事業実施。 ○市町(国保や保健事業担当課)と連携した特定健康診査のバス健診事業。 ○既に覚書・協定等を実施している関係団体と連携した保健事業の実施ならびに他の関係団体との連携拡大。 ○健康長寿とちぎづくり推進県民会議における重点プロジェクトに基づいた事業を支部保健事業と連動して推進する。 ○県・市町との連携を強化し、行政(国、県、市町)の施策を活用し、加入者の疾病の予防や健康増進のための普及啓発を推進する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 新しい業務・システムの定着 ◆引き続き新システムの確実な定着を図り、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくりの促進等、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。 (2) 組織や人事制度の適切な運営 ◆組織運営体制の強化 ○支部と本部での適切な支援・協力関係、内部統制(ガバナンス)の確保、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・経営会議を核とした内部統制の確保 ・支部独自各種委員会の定期開催及び活性化 ◆実績や能力本位の人事の推進 ○協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、

	実績や能力本位の人事を推進する。 ◆協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ○加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、人事評価制度の見直しの他、職員に期待する職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化する等の人事制度全般の改定の実施、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 ◆コンプライアンス・個人情報保護の徹底 ○法令規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程・ルール of 順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 ・自主点検の厳正なる実施 ・「コンプライアンス実践状況チェックシート」及び「個人情報チェックシート」による自己点検の実施 ◆リスク管理 ○リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。 (3) 人材育成の推進 ◆「OJT（On the Job Training）」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。 ◆職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。 ◆新たに設定された役割定義を踏まえ、各階層に求められる能力や知識の習得に合わせ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。 ◆外部講座など、職員の研修機会の確保を図る。 ◆通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。 ◆プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材を早期に育成する。 ◆支部内人事ローテーションを実施する。
--	---

	(4) 業務改革・改善の推進 ◆システム刷新を業務改革のベースと捉え、効率化によって捻出した時間をより付加価値の高い創造的活動にするよう職員の意識改革を図る。 ◆より良いサービスの標準化を目指し、当支部が所属する第 2 ブロック業務改革会議を通して、地域の実態を踏まえた具体的な改善を実現していく。 ◆「業務効率化推進委員会」を中心としたお客様目線に立った業務改革を本格的に推進する。 ◆入力業務等の定型的な業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務（医療費適正化のための総合的対策や「データヘルス計画」の確実な実施、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）への重点化を進める。 (5) 経費の節減の推進 ◆引き続き、職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ業務の実施方法の見直しを行うとともに、引き続き競争入札、消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ○事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実） ◆調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページで調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	---

平成 28 年度 事業計画（群馬支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<u>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</u> 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 ・ 医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析 ・ 「データヘルス計画」の確実な実施 ・ 地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る （1） 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ○ 医療機関における資格確認事業の実施 ○ データヘルス計画を確実に実施 ・ 健康づくり事業の促進 ○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ 医療関係団体（医師会等）及び群馬県（薬務課）等の関係団体への情報提供と協力要請を実施 ・ 保険者協議会における各保険者との情報共有 ・ 軽減額通知書の発行（本部一括） ・ 広報による周知活動の強化 ・ 関係団体と協力したジェネリック医薬品使用促進にかかるセミナー等の実施 ・ 群馬県薬剤師会と共同したジェネリック使用促進シールの作成配布等 ○ 地域医療への関与 ・ 群馬県保健医療対策協議会への参画 ・ 群馬県地域医療介護総合確保懇談会への参画 ○ 適正受診の啓発と勧奨

	○ 現金給付（傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等）の審査強化 ○ 医療給付の審査強化（レセプト点検） ○ 債権発生抑制と早期回収 ○ 保健事業の効果的な推進 ○ 関係方面への積極的な意見発信 （２）調査研究の推進等 ○ 外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。 ○ 本部から提供されるデータ等を基に地域の医療動向を支部独自で分析し、ホームページを中心に加入者へ発信 ○ 地方自治体や保険者協議会等から地域の医療に係る情報を収集 （３）広報の推進 ○ 事業所向けの定期的な広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」を利用した広報 ○ 事業所向けのリーフレットによる協会けんぽの事業周知 ○ ホームページ・メールマガジンを活用した加入者の役に立つ広報を推進 ○ 地域の特性と費用対効果を踏まえたマスメディア（FMぐんま等）広報 ○ 年金事務所等の申請書設置場所を活用した制度周知と広報 ○ 健康保険委員と連携した更なる広報の推進及び電話勧奨、事業所訪問等による新規委嘱数の拡大 ○ アンケートや各種研修会を利用した加入者・事業主の声の把握 ○ 関係団体等と共同で健康セミナー研修会等を開催し、広く加入者及び関係者に協会の取組みを周知する ○ 健康づくり事業の促進を図る広報の実施 ○ 健康保険事務説明会の開催 ○ 外国人用リーフレット作成 ○ 加入者向け制度案内（小冊子）作成 （４）的確な財政運営 ○ 協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等についての情報発信を強化し、事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得
--	---

	られるよう活動をする
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○ 受付から振込までのサービススタンダードの適切な管理と達成率 100%の維持及び平均所要日数 6 日以内の実施 ○ お客様満足度調査等を実施し、創意工夫を活かしたサービス改善を図る (2) 制度改正の周知 ○ 傷病手当金及び出産手当金の支給額の見直しに係る周知広報 ○ 入院時食事療養費等の見直しに係る周知広報 (3) 窓口サービスの展開 ○ 県内 5 年金事務所の協会窓口設置の継続と効率的かつ効果的な窓口体制について検討 ○ 窓口職員のスキルアップに努め、窓口マニュアルに基づく質の高いサービスの提供 ○ 外国人加入者を対象とした健康保険の制度周知 (4) 被扶養者資格の再確認 ○ 無資格受診の防止を図るため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ○ 多部位（3 部位）、頻回（15 日以上）及び長期間（1 年以上）申請に係る、加入者等に対する文書照会及び適正受診の促進 (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ○ 標準報酬月額が 83 万円以上である申請や、資格取得直後、高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて審査を強化する。 ○ 不正請求が疑われる申請案件に対し、「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」を活用し、適切な対応について検討 ○ 調査が必要な申請案件について、年金事務所等の関係機関と連携のうえ立入調査の実施 (7) 海外療養費支給申請における重点審査 ○ 不正請求防止のため、海外の医療機関に対する文書照会等による審査強化の実施 (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ○ 資格喪失時の保険証未回収者に対する催告状の発送及び電話による催告

	○ 資格喪失後受診者が多い事業所に対して、保険証を確実に返却していただくよう事業所訪問により注意喚起を行うことにより保険証の完全回収を推進 (9) 積極的な債権管理・回収業務の推進 ○ 新規発生債権の未返納者に対する、文書での催告や電話による納入督促の優先的取組みの実施 ○ 返納金等未返納者に対する、工夫した文面での催告や弁護士名による納付催告の実施 ○ 返納金等未返納者に対する、支払督促等による法的手続きの実施 ○ 国保との保険者間調整を積極的に活用し、確実な回収 ○ 支部内における債権回収体制の強化 (10) 効果的なレセプト点検の推進 ○ 内容点検において点検効果向上化計画の策定・実施による点検効果額の向上 ・ 自動点検等システムを活用した効率的な点検の徹底 ・ 点検員のスキルアップを図るための査定事例の集約及び共有化 ・ 点検員のスキルアップを図るための研修の実施 ・ 点検員の勤務成績に応じた評価 ・ 審査医師による点検員の指導充実 ・ 支払基金との再審査事務打合せ会の実施 ・ 点検効果額の向上を目的としたレセプト内容点検業務の一部外注化 ○ 資格点検の的確な実施 ・ 資格エラーレセプトの確実な点検の実施 ・ 支払基金との資格事務打合せ会の実施 ・ オンライン資格確認業務の導入 ○ 外傷点検における求償事務の強化 ・ 交通事故等が原因によるものは、損害保険会社等へ早期折衝による確実な回収 ・ 関係団体と連携し、第三者行為関係の研修を実施 ・ 第三者行為届に関する届出用紙を医療機関、商工会等関連団体に設置 ○ 医療費通知の発送 ・ 医療費通知の対応
--	---

	・ 高額査定通知の発行 ○ 適正受診指導の実施 ・ 多受診者へ適正受診指導の実施、並びに不正受診の防止
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○ 健康づくり推進協議会の開催（年2回） ・ 地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進を図るため、健康づくり推進協議会を開催し、必要な提言や助言を支部の保健事業に反映させる (2) 健診 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：208,658人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率 56.7%（実施見込者数：118,309人） ・ 事業者健診データ 取得率 14.2%（取得見込者数：29,629人） ○ 被扶養者（受診対象者数：70,570人） ・ 特定健康診査 実施率 30.9%（実施見込者数：21,813人） (3) 保健指導 ○ 被保険者（支援対象者数：28,848人） ・ 特定保健指導 実施率 10.5%（実施見込者数：3,043人） （内訳）協会保健師実施分 9.5%（実施見込者数：2,753人） アウトソーシング分 1.0%（実施見込者数：290人） ○ 被扶養者（支援対象者数：1,614人） ・ 特定保健指導 実施率 13.5%（実施見込者数：218人） (4) その他の保健事業 ○ 保健事業の表彰制度（保健指導の実施率の高い事業所等に対して実施） ○ 健診実施機関との協力連携（健診機関及び特定保健指導委託機関の拡大等を図る） (5) データヘルス計画 （上位目標）生活習慣病予防健診受診者（40歳以上）の血圧リスクの低下を図る 42.7%→40.0%（平成29年度） （下位目標）加入者及び事業主が群馬の健康課題について理解するように図る ・ イベントや事業所訪問、保健指導訪問による健康づくりの広報

	加入者及び事業所が健康づくり対策についての実施促進 ・ 健康事業所宣言「生き生き健康事業所宣言」事業を行うことで、事業主による従業員の健康づくりのサポートを実施 ・ 若年層から生活習慣病予防に繋げる事業の実施（簡易血液検査による健診等及び情報収集） ・ 関係団体と連携し、健康づくり事業の展開（運動セミナー等を開催） 加入者の身体活動量の増加を図る ・ 活動量計を用いた活動量調査事業所の拡大を図る 要治療者の受診勧奨 （６）受診勧奨対策 ○ マスメディア広報による受診勧奨の実施 ○ 事業者健診結果データの提供依頼を関係団体、健診機関等と協力連携の強化を図り、取得率の向上を目指す ○ 来所による特定保健指導を実施 ○ 市町村と連携した特定健診の受診勧奨の拡大を図る ○ 検診車による集団健診の拡大を図る（特定保健指導及びオプション健診を組ませでの実施）
4. 組織運営及び業務改革	○ 人材育成の推進 ・ 自己啓発等のためのオンライン研修や通信教育等の受講を促す ○ 各種委員会および支部内研修等により法令遵守、危機管理、個人情報保護、情報セキュリティ（アクセス制限、パスワードの適切な管理）等の徹底を図る ○ 本部で開催される階層別研修、業務別研修の「伝達研修」を確実に実施し、職員のスキルアップを図る ○ 消耗品等使用量削減、節電対策等により経費削減を図る

平成 28 年度 事業計画（埼玉支部）

項目	実施内容等
	「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業所に対してあるいは地域の保健医療に対して、協会から具体的な働きかけを行う業務をさらに強化する。
1. 保険運営の企画	（１）データヘルス計画の効果的な実施 「データヘルス計画」を着実に実施するため、県・市町村・関係団体・事業所等と連携し、糖尿病の重症化予防や特定健康診査の受診率向上のための施策を推進するとともに、PDCA サイクルを的確に運用し、効果的な事業を推進する。 （２）関係方面への積極的な発信 ①地域医療構想（ビジョン）の策定にあたり、地域保健医療計画等推進協議会等のビジョンを検討する場に積極的に参画し、加入者・事業主の意向を反映させた意見を発信する。 ②県の政策関係部局をはじめ、市町村が開催する各種協議会等に参加するなど、県や市町村の医療政策等の立案に積極的に参加し、協会けんぽの情報を発信していく。 ③県、市町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。 ④協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体等に対し発信するとともに、連携の強化を図る。 （３）ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 ①ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、ホームページ、メールマガジンや納入告知書同封チラシ等により加入者へ適切な広報を実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ②埼玉県全体としてジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、県や薬剤師会等と連携し、県民や協会けんぽ加入者、医療関係者等へ積極的な啓発活動を推進する。 ③ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータ

を活用し、薬剤師会等へ働きかけを行う。

※ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）

平成 28 年度末目標 65.0%（H27.9 現在使用割合 60.8%）

（４）調査分析の推進

- ①レセプト情報や健診データなどを活用し、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費などの現状を把握し、医療費等の分析に取り組む。
- ②レセプト情報の分析等の調査研究や保健事業、医療費適正化に向けた取組みについて、県、他の保険者、大学等の研究機関との連携を検討する。

（５）広報の推進・充実

- ①加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。
また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。
- ②県・市町村・関係団体との連携による広報、新聞やテレビ・ラジオなどのメディア等への発信力を強化する。また、保健事業や医療費適正化に対する取組みについて、加入者・事業主や関係機関等へ情報発信を行う。

（６）加入者サービスの充実

- ①健康増進や介護に関するサービスを提供する取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス（埼玉支部カフェテリアプラン）」の参加企業の更なる充実を図り、よりよいサービスを加入者等に提供する。
- ②アンケート等を実施し、加入者・事業主から直接意見を聞き、創意工夫を活かした事業を実施する。

（７）健康保険委員と連携した事業の推進

- ①健康保険事業等に対する理解をさらに深めるため、研修会を開催する。
- ②健康保険委員との連携を強化するため、健康保険委員向けの情報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に関するパンフレットを作成する。
- ③事業所訪問の際に健康保険委員の委嘱勧奨を行うなど、健康保険委員の委嘱者数の拡大に努める。

	※平成 28 年度末目標 3,000 名（H27.10 現在 1,714 名） ④健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。
2. 健康保険給付等	（１）サービス向上の取り組み ①サービススタンダード 100%の継続実施と適切な管理と適正な支給を行う。 ②加入者の皆様に、健康に対する意識を高めていただくことを目的とし、医療費通知を送付する。 ③高額査定通知を実施計画（毎月）に基づき実施する。 （２）窓口サービスの展開 ①郵送化の進捗状況や窓口利用状況を踏まえ、効率的・効果的なサービスを提供するとともに窓口体制のあり方を検討する。 （３）被扶養者資格の再確認 ①高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確・迅速に行う。 （４）適正な給付業務等の推進（現金給付の審査強化） ①傷病手当金・出産手当金の審査強化 ・資格取得日の直後に申請されたものについて、保険給付適正化プロジェクトチームの活用をする。 ・標準報酬月額が 83 万円以上や、急激な増加により月額変更が行われた直後の保険給付等について、保険給付適正化プロジェクトの活用をする。 ・立入検査等を行う権限を活用し、疑義のある保険給付請求に対しては調査を行い、適正化及び不正請求防止に努める。 ②傷病手当金と老齢退職年金給付及び障害厚生年金との調整による適正な支給について ・障害厚生年金と調整該当する請求者に、「障害厚生年金との併給調整」を説明するリーフレット配布をするとともに、日本年金機構へも年金相談時のリーフレット配布を依頼する。 ・老齢退職年金給付受給予定者に対して併給調整のリーフレットを配布する。 ・併給調整により傷病手当金返納金債権の発生が確定した時点で、被保険者に対し説明等を行い円滑な債権回

	収につなげるとともに、その後の傷病手当金の受給について説明する。 ③柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化し、回答の結果、請求内容が疑わしきものについて必要に応じ施術者に照会を行う。また、その際にパンフレットを同封し、受診についての正しい知識を普及させるための広報を行う。 ④海外療養費の不正請求を防止するため申請書に添付された診療明細の精査や、申請に係る療養等に疑義がある場合は、受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会を実施し、審査の強化を図る。 （５）債権回収の推進及び保険証回収の強化 ①文書・電話・訪問勧奨を実施し、効果的・効率的な返納金債権の回収をする。 ・悪質返納拒否者に対し、訴訟等法的手続きも視野に入れた債権回収を実施する。 ②資格喪失後受診による返納金の回収について保険者間調整を積極的に活用する。 ・返納通知の際に国保保険者との調整スキームを積極的に活用する案内チラシを同封し債権回収に努める。 ③損害賠償金債権についてより速やかな回収に努める。 ・損害保険会社等と適切に協議し、より速やかな回収に努める。 ④無資格受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化をする。 ・債権発生防止を目的とし、保険証回収について、催告状の送付等により回収強化を図る。 （６）効果的なレセプト点検の推進 ①資格点検 ・無資格受診防止のための広報を「埼玉だより」等を活用し重点的に行う。 ・資格関係誤り等について、計画的に医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。 ・医療機関と連携した無資格受診防止に向けた取組みを行う。 ②外傷点検 ・効率的な抽出条件の設定等を行い、業務上及び第三者行為に該当するレセプトの点検を強化し、保険給付費の返還の向上を図る。 ③内容点検
--	---

- ・点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、加入者 1 人当たりの診療内容等査定効果額（医療費ベース）は平成 27 年度を上回ることを目標とする。（参考：平成 27 年度上期実績 69 円）
- ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。
- ・一部外部委託については、支部内の内容点検を充実させること、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させることを目的として実施する。

（7）健康保険制度改正の周知

- ・平成 28 年度の健康保険制度改正について、加入者等に対し、その改正内容を各種広報紙・ホームページなどにより周知を図る。

3. 保健事業	(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 ①被保険者への生活習慣病予防健診の受診促進等 ・ 健診実施機関の拡大を図る。 ・ 支部職員による電話・訪問等による受診勧奨及びデータ提供依頼を強化する。 ・ 埼玉県信用保証協会との連携事業を通じ、受診勧奨及びデータ提供依頼を強化する。 ・ 事業者健診結果の紙媒体による取得を促進する。(データによる提供が難しい場合) ・ 社会保険労務士等への委託による受診勧奨及びデータ取得勧奨を実施する。 ・ 健診機関の健診実施状況を、随時確認し、加入者へ情報提供することで、サービスの向上を図る。 ②被扶養者への特定健診の推進 ・ 協会けんぽ主催の集団健診の拡大を図る。 ・ 自治体との連携による「がん検診」と特定健診の同時受診を推進する。 ・ 健診項目を増やすオプション健診の実施を拡大する。 ③特定保健指導の促進 ○被保険者に対する特定保健指導の推進 ◆支部内の体制及び取組の強化 ・ 支部保健師等の人材確保を図る。 ・ 支部職員による電話や訪問等により、事業所等の保健指導の受入依頼を強化する。 ◆外部委託の推進 ・ 健診機関及び外部専門機関への特定保健指導業務委託を推進する。 ・ 健診機関等による特定保健指導の実績向上のための健診実施機関との連携を強化する。 ○被扶養者に対する特定保健指導の推進 ◆特定保健指導実施環境の整備 ・ 指導実施機関の拡大を図る。 ・ 特定健診の集団健診及び同一会場における特定保健指導を推進する。 ・ 自治体と連携した保健指導を検討する。 ④受診啓発のための広報 ・ 集客力のあるイベント会場で行う集団健診等でPR活動を実施する。
----------------	---

	・ テレビや新聞等のメディアを活用した広報を実施する。 ・ 各種郵送等の機会を捉えた効率的な広報の充実を図る。 (2) コラボヘルス（データヘルス計画） ①職場における健康づくりの推進 ・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む健康宣言等、事業主による従業員の健康づくりをサポートする。 ②事業主の健康づくり意識の醸成 ・ 「事業所健康度診断（事業所カルテ）」等を活用し、事業主の健康意識の向上を図る。 ・ 埼玉県信用保証協会との連携事業を活用し、事業主の健康づくり意識の醸成を図る。 ・ 県・市町村・関係団体等と連携して、健康経営や食生活等をテーマとしたセミナーを開催する。 (3) 糖尿病等の重症化予防（データヘルス計画） ①未治療者の重症化予防 ○健診の結果、継続的な治療等が必要な加入者へ早期の受診を促すことで、要治療者の意識改革を図る。 ・ 文書による医療機関への受診を勧奨する。 ・ 支部職員による電話や訪問等による医療機関への受診を勧奨する。 ②糖尿病性腎症の重症化予防 ○埼玉県のプログラムを活用した生活習慣改善指導を実施し、人工透析移行者の割合の減少を図る。 ・ 生活習慣改善指導対象者を拡大する。 ・ 特定保健指導の機会を活用した指導を実施する。 ・ かかりつけ医との連携強化を図る。 (4) その他の保健事業 ①地方自治体等との連携 ・ 保健所と連携した研修会や事業所への健康づくり事業の働きかけを実施する。 ・ 市町村の「がん検診」と合同の健診を推進する。
--	--

- ・ 特定健診受診促進のPRとしてのイベントを協同で実施する。

②支部独自の取組

- ・ 事業所の健康度を図るツールを作成し、健康づくり事業に活用する。
- ・ メディアを活用した健康づくり事業の広報を実施する。
- ・ 研究機関と連携して加入者向けの健康レシピ集を作成し、健康づくり事業に活用する。

(5) 特定健診及び特定保健指導の実施目標

①健診

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：414,268人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 48.3%（実施見込者数：200,000人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 9.7%（取得見込者数：40,000人）

○被扶養者（受診対象者数：134,143人）

- ・ 特定健康診査 実施率 26.1%（実施見込者数：35,000人）

②保健指導

○被保険者（受診対象者数：52,320人）

- ・ 特定保健指導 実施率 6.7%（実施見込者数：3,500人）
- （内訳）協会保健師実施分 5.7%（実施見込者数：3,000人）
- アウトソーシング分 1.0%（実施見込者数：500人）

○被扶養者（受診対象者数：2,905人）

- ・ 特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：175人）

4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織運営体制の強化 ①本部と支部、支部内のグループ間の連携を強化するとともに、必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ②新人事評価制度を適切に運用するとともに、評価者の育成に努める。 ③定期的にリーダー会議等を開催し、グループ間の連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。また、サービス向上を図るための電話体制を整備する。 ④効率的な事務処理を行うため、必要に応じてレイアウトの見直しを検討し、職場環境の整備をする。 (2) 人材育成の推進 ①職員一人ひとりが日々の業務の遂行を通じて人材育成を実施していく組織風土を醸成する。 ②本部研修参加者による支部内伝達研修の実施をするとともに、支部研修計画を策定し、外部講師による研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。 ③職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。 (3) 協会の理念を実践できる組織風土の定着 加入者の視点に立ったサービスの向上、リスク管理を意識した業務の遂行、基本に立脚した事務処理、創意工夫に富んだ組織風土を定着させる。 (4) コンプライアンス・個人情報保護の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、コンプライアンス委員会を開催（年2回）するとともに、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、自主点検（年2回）を行い、各種規定の遵守を徹底する。 (5) リスク管理の徹底 リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のための研修の実施、リスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理を徹底する。
----------------------	--

	(6) 業務改革・改善の推進 ①業務改善検討委員会を開催（年6回）し、職員からの改善提案を検討する等、業務改革・改善の推進を図る。 ②全国のブロック単位で設置された業務改革会議においての改善案を具体的に実施する。 (7) 経費削減等の推進 ①電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに超過勤務時間の削減及び光熱費などの事務所管理費を節減する。 ②消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。
--	--

平成 28 年度 事業計画（千葉支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指す姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは千葉県内の医療提供体制に対して、千葉支部から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、以下の取組みについて確実に実施する。 ・ データヘルス計画の実施 ・ 事業所における健康づくりを通じた健康増進 ・ 地域医療構想調整会議への参画 ・ 医療に関する情報の収集と分析 ・ 医療に関する情報の加入者への提供 ・ 県・市町村など関係方面への積極的な発言 ・ 他の保険者・関係機関との連携や共同事業の実施 ・ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ データ分析による効果的な保健事業の実施 ・ 禁煙事業の推進 等 (2) 千葉支部評議会の一層の活性化 支部の事業運営や本部の動向について、毎月開催の評議会において定期的に報告させていただき、評議員の皆様のご意見を支部運営に反映させて、自主自立の運営を図る。

(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査強化を図る。また、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的対策を県・市町村及び他の保険者等と連携し、立案・実施する。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）の目標を全国平均1%以上とする。具体的には、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減効果額を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者等への適切な広報等を実施する。また、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

(5) 地域医療への関与

策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(6) 加入者・事業主に響く広報の推進

①ホームページの充実

「申請書・届出書作成支援サービス」等の新機能を広報し、加入者・事業主の利便性が向上するようホームページを充実させる。

②メールマガジンの配信

メールマガジンをより多くの加入者・事業主の方々にお届けできるよう、各種広報を通じて、新規登録件数 100 件を目標とする。また、毎月初旬に定期的にメールマガジンを配信し、健康保険に関する疑問や保健師による健康づくり情報をお届けする。

③県・市町村や関係団体との連携による広報活動等の推進

保険料率や保健事業の広報について、市町村や関係団体との連携を図り、記事記載やポスター掲示にご協力いただくよう働きかけをし、より多くの加入者の方々に情報提供を実施する。また、地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で支部の取り組みに合致するものに対して積極的に共同開催し、広く関係者に協会けんぽの存在感を示し、認知度を高める。

加えて、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限であることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の認識が高まるよう、広報に努める。

④各種郵送物への広報チラシの同封

納入告知書（日本年金機構で発送）に同封する広報チラシを活用し保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した支部の取組みをタイムリーに情報を提供する。また、生活習慣予防健診や特定健診のご案内にも、加入者の受診動機付けにつながる広報チラシを同封して受診率の向上を図る。

⑤健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』の発行

健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』を年 4 回発行し、健康保険委員への情報提供を充実させる。

（７）的確な財政運営

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策について検討し、関係方面へ発信していく。

2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ①加入者のご意見の分析 さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について迅速かつ正確に把握、分析し、支部内の創意工夫を活かしたサービスの改善・向上に結び付けることにより、お客様満足度を向上させる。 ②サービススタンダードの達成 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日)を100%達成するため、事務処理状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 健康保険給付などの申請についてはホームページやチラシ等の各種広報を強化・充実させ、郵送による申請促進を行う。 任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。 ③健康保険委員の委嘱の推進 健康保険委員の委嘱者数の目標を1,400名として拡大を図る。また、健康保険に関する広報・相談・各種事業の更なる推進を図る。 (2) 限度額適用認定証の利用促進及び高額療養費制度の周知 ①限度額適用認定証の利用促進 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関の窓口限度額適用認定申請書を配置し、さらなる利用促進を図る。 ②高額療養費制度の周知 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(タ
-------------------	---

ーンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

（３）窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、窓口業務担当者向けの受付フローチャートを作成配布することにより知識の向上を図り、正確で迅速な窓口サービスを展開する。また、加入者本位の理念を引き続き徹底して、窓口対応における親切丁寧な接遇を推進する。

なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないように配慮する。

（４）被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認については、高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図ることが目的であり、引き続き当該事業の重要性をより分かり易く、周知広報した上での的確に実施する。

（５）傷病手当金・出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等に係る適正な給付業務の推進

①傷病手当金・出産手当金

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後（3カ月以内）に申請されたものについての審査を強化する。

審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する等、不正請求を防止する。

審査医師を活用し、担当医師照会、日常生活状況照会を通して審査の強化を行う。

②柔道整復療養費の照会業務の強化

柔整審査委員会における審査委員に整形外科医を2名委嘱し審査委員会において厳格な審査をし、給付の適正化を促進する。

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、明らかに不自然な請求については、柔道審査会や厚生局に情報提供する。なお、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

③海外療養費

海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や、必要に応じて療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、更に審査を強化する。

（6）効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。内容点検については、レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を確実に実施し、下記の効果額目標の達成を目指す。

【達成目標】

全国平均を下回る場合は全国平均以上を、全国平均を上回る場合は前年度の効果額以上を目標とし達成を目指す

《具体的な取り組み》

- ①自動点検マスタのメンテナンスを定期的実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る。
- ②点検員のスキルアップのために、毎月2回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を実施する。
- ③全国の査定事例を収集し、自支部内の点検業務に活用する。
- ④支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義事例の解消に努める。
- ⑤支部内の内容点検を充実させること、業者のノウハウを活用して点検員のスキルを向上させること等を目的として内容点検の一部外部委託を実施する。

(7) 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化

- ①納入告知書に同封する広報チラシ等により、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。
- ②資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職後は保険証を使用できないことについて啓発を図る。
- ③未回収者リストにより、催告状送付・被保険者（必要に応じて事業所）への電話勧奨及び訪問を実施し、早期回収に努める。
- ④日本年金機構で実施する一次催告（ハガキ）を封書に変更して実施し、支部作成のチラシと返信用封筒を同封することで保険証の早期回収を図る。

(8) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ①前年度を上回る回収率を目標として、文書催告・電話勧奨・訪問勧奨等を確実に実施し、早期回収を図る。
- ②法的手続き（支払催促等）を積極的に推進する。
- ③弁護士と契約を結び、弁護士名での納付催告等を実施する。
- ④資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し回収に努める。
- ⑤交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収を図る。

3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ①データヘルス計画の2年目として、PDCAサイクルを回しながら計画した各種事業を着実に実施していく。 ②事業所や業種、地域等のデータ分析結果に基づいて、自治体、他の保険者等の関係団体と連携し、健康づくりや生活習慣改善に向けた事業を効果的に展開していく。 ③「健康宣言」を行った事業所の主体的な取り組みを促す保健事業を展開していく。 (2) 健診の推進 <被保険者の健診> ①受診しやすい環境整備の取組 ・新規生活習慣病予防健診実施機関の拡充 ・健診機関の少ない地域における検診車の有効活用 ②生活習慣病予防健診実施機関との連絡調整 ・目標健診実施数を達成できるよう進捗管理を実施 ③年度途中での新規加入者や未受診者に、DMによる受診勧奨を実施 ④事業者健診データ取得向上 ・受診勧奨業務委託の実施 (社会保険労務士会、外部委託業者等) ・商工会議所・商工会等の関係団体、健診機関との連携 ⑤受診率の低い業種への、生活習慣病予防健診受診勧奨や事業者健診データ提供依頼を実施 <被扶養者> ①受診券を被保険者の住所へ直接送付 ②集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診DM送付 ③集団健診の実施がない地区における環境整備の取組 ・オプション健診を追加した協会けんぽ主催の集団健診の実施
----------------	---

・市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施

ア) 被保険者 (40歳以上)

(受診対象者: 292, 551人)

・生活習慣病予防健診 実施率: 60.8%

(実施見込者数: 177, 848人)

・事業者健診データ 取得率: 6.2%

(取得見込者数: 18, 000人)

【合計】被保険者健診受診率 実施率: 66.9%

(実施見込者数: 195, 848人)

イ) 被扶養者 (40歳以上)

(受診対象者数: 91, 721人)

・特定健康診査 実施率: 21.7%

(実施見込者数: 19, 915人)

【合計 (被保険者・被扶養者)】

・健診実施対象者数: 384, 272人

実施率 56.1%

(実施見込者数: 215, 763人)

(3) 保健指導の推進

＜被保険者＞

①関係機関へ働きかけ契約保健師等のマンパワー確保

②保健指導の外部委託実施機関の拡充

③事業所訪問による保健指導の勧奨

- ・事業所毎の健康情報を作成し、事業所の保健指導の受診意識を高めるような働きかけを実施
- ④特定保健指導時に測定機器を使用した健康測定を行い、対象者の健康管理意識を高める。

＜被扶養者＞

- ①協会けんぽが主体で行う特定保健指導の実施。その際、測定機器を使用した健康測定を行い、対象者の健康管理意識を高める。
- ②健診と特定保健指導をセットで委託する、協会けんぽの個別健診保健指導の実施

ア) 被保険者（実施対象者数：41,716人）

- ・特定保健指導実施率：15.0%
- （実施見込者数：6,249人）

（内訳）

- 協会保健師実施分：8.1%
- （実施見込者数：3,363人）
- アウトソーシング分：6.9%
- （実施見込者数：2,886人）

イ) 被扶養者（実施対象者数：2,031人）

- ・特定保健指導実施率：4.9%
- （実施見込者数：100人）

【合計】＊特定保健指導実施対象者数：43,747人

- 実施率 14.5%
- （実施見込者数6,349人）

	(4) 各種業務の展開 ①データヘルス計画の一環として禁煙プロジェクトを継続して実施し、受動喫煙防止・個人の禁煙・事業所の取組等について啓発していく。また、事業所単位で様々な禁煙支援を実施し、事業所の喫煙環境の改善、個人の禁煙につながる支援を行っていく。 ②加入者の QOL 向上や医療費適正化のため、糖尿病性腎症で人工透析導入の可能性の高い加入者や糖尿病やその予備軍に対する支援を行う。 ③事業所及び加入者に対して、インターネットを利用した健康情報提供サービスを活用し、健康意識の醸成を図る。 ④健診結果で要治療域と判定されながら治療を受けていない者や慢性腎不全（CKD）の疑いのある者に対し医療機関の受診勧奨を行う。 ⑤重症の方へは本部からの一次勧奨後に支部からの二次勧奨を行い、重症化予防を図る。 ⑥関係団体と連携し、事業所・加入者の生活習慣改善の普及啓発活動を行う。その結果、事業所が「健康宣言」を行い主体的に健康づくりに取り組むよう支援していく。 ⑦食育について、保健指導時等を活用し事業所や加入者に啓発を行う。
--	---

4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ①支部内の部門間連携を密にするとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制を強化する。 ②協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ③加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標を徹底し、職員全体で共有化していく。 (2) 人材育成の推進 ①「OJT研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。 ②職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。 ③本部が実施する研修に積極的に参加し、研修後は支部内において伝達研修を実施し、研修内容の共有を図る。また、定例の進捗会議を通じて職員間の情報共有及び担当者の説明力の向上を図る。 (3) 業務改革の推進 ①業務改革会議等を通じて、より良いサービスの標準化を目指す。また、支部の業務サービス向上委員会において、お客様満足度向上及び効果的・効率的な事業の検討を行う。 ②定型的な業務や繁忙期業務についてはアウトソーシングを推進し、企画立案業務等の重点化を進める。 (4) 経費の節減等の徹底 ①職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等を徹底して経費を節減する。
----------------------	---

②調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果を公表し透明性を確保する。

（５）事故防止の徹底

コンプライアンスを徹底させるために、職員全体を対象とした研修を実施する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理を月に１度点検し、徹底する。

平成 28 年度 事業計画（東京支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	（１）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」に基づき、今後、保険者として「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」の実現を目指し、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、直接的な働きかけを更に強化する。 具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者等の考えを収集・分析するとともに、「東京支部データヘルス計画」（慢性腎臓病（ＣＫＤ）の重症化予防による透析導入の回避・遅延及びコラボヘルス「健康企業宣言」）の確実な実施や地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。 東京都の政策関係部局をはじめ、各種協議会など、東京都・区市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参画し、支部の意見を発信していく。支部の意見発信に当たっては、支部が収集・分析したデータの活用を努める。また、東京都・区市町村や医療関係団体（医師会等）と支部との間で医療情報の分析や保健事業等における連携を図り、それに基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。 （２）地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、医療費適正化のための総合的な対策を東京都や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。加えて、支部が収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。 ① 東京都など関係方面への積極的な発信 ア. 加入者・事業主の保険料負担軽減のため、加入者・事業主と一体となった取り組みを推進する。 イ. 「東京都健康推進プラン 21（第二次）推進会議」との連携をはじめとする東京都の政策関係部局、区市町村、各種協議会など、都・区市町村の医療政策・介護政策に積極的に参加し、意見を発信する。 ② 連携・協働に関する覚書を取り交わしている世田谷区・葛飾区・中野区・品川区をはじめとする自治体と協力し、健康に関するイベントの開催、健康づくりに関する共同事業の実施 ③ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ア. 連携・協働に関する覚書を締結していない自治体等と医療情報の分析や保健事業の連携に関する協定を

締結するなど連携を推進する。

イ. 健康保険組合、区市町村、後期高齢者医療広域連合等の他の保険者との連携を推進する。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の使用割合の更なる向上に向け、以下の施策を実施する。

- ① ホームページ・メールマガジン・ラジオ番組・Web サイト等を活用した積極的な広報を推進する。
- ② 患者の意思表示を容易にする「希望シール」等を継続配布する。
- ③ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの年度内2回通知を継続実施する。
- ④ 使用促進に向けたセミナーを開催する。
- ⑤ 東京都薬剤師会との連携・協働を検討する。
- ⑥ 新規学卒者採用に向けた大学訪問時におけるポスター等の掲示依頼を継続実施する。

(4) 地域医療への関与

平成 28 年度中に策定予定の東京都地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、東京都保険者協議会と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

(5) 調査研究の推進等

外部有識者との協力連携を図り、健診・レセプトデータ等の分析を行う。

- ① 「東京支部におけるデータヘルス計画遂行の為の調査研究」(調査研究事業)の推進
 - ア. 傷病手当金・健診・レセプト情報を用いた精神疾患医療費の分析
 - イ. 終末期医療費の推計と疾病別リスク予測モデル構築に関する研究
 - ウ. 特定健診・特定保健指導の中長期的効果の分析
 - エ. 慢性腎臓病(CKD)の危険因子の詳細分析
- ② 医療費の分析結果、保健指導の研究成果を学会・論文で発表するなどの発信を強化

(6) 広報の推進

	広報担当者会議を活用し、加入者の視点に立った広報内容と手段の充実を図る。 ① 広報内容を充実する。 ア. 加入者にわかりやすい広報の推進 イ. 加入者・事業主への財政状況（都道府県単位保険料率）・健康づくりにかかる広報の充実 ウ. 資格喪失者の保険証の回収についての周知広報の強化 エ. 柔道整復師、あんま、マッサージ・指圧師及びはり灸師の施術に係る療養費の適切な利用の啓発 オ. インターネットを通じた医療費通知サービスの推進 カ. 事業所向けポスター・チラシ等による保険証の適正使用の周知 ② 広報手段を充実する。 ア. 日本年金機構をはじめ、関係団体との連携強化 イ. ホームページでのコンテンツの充実 ウ. ラジオ番組・Web サイトの充実 エ. メールマガジン配信の継続 オ. 様々なメディアを有効に活用した独自広報の推進 カ. 社会保険新報（財団法人東京社会保険協会発行）での情報提供の充実 キ. リーフレット、加入者・事業主に向けたお知らせ等の充実 ク. 新規適用事業所向けに実務の手引き等の配付 ケ. 年金委員研修会の場を活用した健康保険制度等の情報提供 コ. 新規学卒者採用に向けた大学における企業説明会への積極的参加
2. 健康保険給付等	（１）サービス向上のための取組 ① 電話応答率と対応品質を向上する。 ア. いっそうの繋がりやすさと対応品質向上の実現 イ. 各種申請書類入手要望に対するホームページへの誘導並びに郵送化への誘導促進 ウ. コールセンター収集データのマーケティング応用 ② サービス・スタンダード達成率 100%を維持する。 ③ 窓口に対するタイムリーな情報を提供する。 ④ お客様満足度を維持・向上する。

- ア. 「お客様の声」について本部と連携した分析評価
- イ. パンフレット等の改善や手続きの簡素化の推進
- ウ. お客様満足度、窓口・電話対応実態調査等の活用による改善

（２）高額療養費制度の周知

高額療養費に関するサービスの向上を図る。

- ① 高額療養費制度の案内を充実するとともに、限度額適用認定証の利用について、事業所や加入者に周知する。
- ② 医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。
- ③ 高額療養費の未申請者に対して、申請内容を印字した高額療養費を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

（３）窓口サービスの展開

- ① 支部窓口サテライト窓口（年金事務所特設窓口）の効率的で効果的な窓口サービスの提供
 - ア. 窓口の実情を踏まえた新しい体制の検討
 - イ. 計画的な窓口運営による職員のコア業務へのシフト促進
- ② 開設サテライトの利用状況分析とさらなる効率化推進
- ③ 各種申請書の郵送化促進

（４）被扶養者資格の再確認

無資格受診の防止や、高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため日本年金機構との連携の下、的確かつ円滑に実施する。

（５）柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の審査業務を強化する。

- ① 多部位・頻回等の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、必要に応じて施術者に照会する。
- ② 柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ③ 不正が疑われるものは地方厚生局へ情報提供を行う。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

① 正確で迅速な給付処理によりサービス向上を推進する。

- ア. 正確で効率的な事務処理の確立
- イ. サービススタンダード等による一定の給付処理期間の堅持
- ウ. 人員の弾力的シフトによる柔軟な事務処理体制の強化

② 保険給付の適正化のため審査を強化する。

- ア. 傷病手当金、出産手当金の申請のうち標準報酬月額が高額である申請や、資格取得直後の申請について審査を強化し、審査で疑義が生じたものは厳格に対応する。

(7) 支部現金給付適正化プロジェクトチーム会議の充実

(イ) 立入検査の実施

(ウ) 顧問弁護士の有効的な活用

(エ) 本部提供データの活用

(オ) 本部との連携

(カ) 日本年金機構等関係機関との連携

- イ. 療養費の内容審査・加入者照会等を強化する。

- ウ. 適正な申請の促進のための周知・広報を行う。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、外部委託を活用した翻訳やレセプトの作成により 診療明細を精査するとともに、加入者や医療機関への文書照会を実施する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

【目標】

被保険者 1 人当たり点検効果額

	内容点検：前年度実績を上回る額 外傷点検：前年度実績を上回る額 ① 自動点検システム等を効果的に活用したレセプト点検を推進する。 ② レセプト点検スキルアップ研修等へ積極的に参加する。 ③ レセプト点検員相互の知識・査定事例の共有化を更に推進するため勉強会等を充実する。 ④ 審査医師によるレセプト点検指導を充実する。 ⑤ 効率的な負傷原因照会を推進する。 ⑥ 第三者行為求償業務担当者研修を実施する。 ⑦ レセプト点検進捗会議による目標の進捗管理を行うとともに、施策のPDCAサイクルを適切に機能させる。 ⑧ オンラインレセプトの請求前資格確認により、資格点検の早期化及び効率化を図る。 ⑨ 内容点検業務の一部外部委託に伴い、支部内の内容点検を充実させるとともに、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させ、競争意識の促進を図り、点検領域の拡大を推進する。 ⑩ 支払基金の査定にかかる支部間格差の是正を本部と連携し実施する。 (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ① 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書による催告、更には電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。 ② 保険者間調整と並行してレセプトの請求先変更の推進を図り、債権発生を抑制する。 ③ 本部企画の資格確認事業を活用して、受診時における保険証の資格確認を推進し、無資格受診の抑制を図る。 (10) 積極的な債権管理・回収業務の推進 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期に調定を行い回収に努める。 ① 業務・システム刷新に伴い効率化された債権管理回収業務の更なる強化を図る。 ア. 債権発生時における納付勧奨
--	--

	イ. 未納者に対する定期的な催告状の送付 ウ. 電話や訪問による督促 エ. 法的手続きを活用した督促の実施 オ. 調定後1年以内で回収する督促の実施 カ. 保険者間調整制度を活用した回収の推進 ② 損害賠償債権については進捗管理を適切に行い、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他東京支部の健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層、支部との協力体制を強化していく。 また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図り、郵便物その他の情報手段を活用した情報発信を行う。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、分析を踏まえ事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、「東京支部データヘルス計画」についてはPDCAを十分意識して実施することにより効果的な保健事業を進める。特定健康診査・特定保健指導の最大限の推進、その他保健事業の推進を図り、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指す。 また、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るために、健診の結果要治療域と判定されながら治療していない者に対し確実に医療に繋げる取り組みを進める。 そのために、地方自治体や中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、他保険者、医療関係団体（医師会等）等関係者間で密接に連携を図りつつ、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、事業主等と協同した「健康企業宣言」を通じ、事業主が主体となって進める健康づくりを拡大し、保健事業を効果的に推進できる環境の整備を進めていく。 さらに、「健康づくり推進諮問会議」に意見を求めるなどし、保健事業を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

健診の結果を分かりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離をさらに縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診・保健指導を受けることができるよう努める。

① 被保険者の特定健康診査については、事業主等への適切な広報や健康企業宣言等を通じて、加入者への定着を進めるとともに、健診実施機関の拡充を推進し生活習慣病予防健診受診率の向上を図る。また、未実施事業所等へ健診受診勧奨を行う。

② 扶養者の特定健康診査については、受診券の自宅送付や出張集団健診の推進、適切な広報、健康企業宣言等により受診率の向上を図る。

③ 業者健診については、労働局との連携等による自治体、健康企業宣言等により事業所に対する意識啓発を図りながら、外部委託を活用した健診データ取得の促進を行い、目標件数の獲得を目指す。また、確実な特定保健指導に繋げる。

④ 特定保健指導については、以下の取り組みに注力する。

ア. 保健師・管理栄養士の人員の確保に努め、研修等を通して個々のスキルアップを図り、中断率の低下を図るとともに継続支援の外部委託を行い、実施者数を増やす。

イ. 健診当日保健指導を実施できる外部委託機関の拡大に努め、実施率が向上するよう健診機関への適切な指導を行う。

ウ. 保健指導対象者が就業する全事業所への通知を行い、来所相談の推進を図るほか、出張会場保健指導を実施し、より多くの対象者が保健指導を受ける機会を設け、初回面談者数を増やす。

エ. 特定保健指導対象事業所に対し、健康企業宣言等を通じ効果的な勧奨を行う。

オ. 新システムを活用し、被扶養者の特定保健指導未利用者への勧奨を計画的に行う。

【数値目標】

ア. 健診

(ア) 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：1,422,156人）

A. 生活習慣病予防健診 実施率：51.0%（実施見込者数：725,300人）

B. 事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：142,216人）

(イ) 被扶養者（受診対象者数：439,750人）

	A. 特定健康診査 実施率：28.0%（実施見込者数：123,130人） イ. 保健指導 （ア）被保険者（実施対象者数：187,426人） A. 特定保健指導 実施率：16.0%（実施見込者数：29,988人） （内訳） 《協会保健師等実施分》 8.0%（実施見込者数：14,994人） 《アウトソーシング分》 8.0%（実施見込者数：14,994人） （イ）被扶養者（実施対象者数：9,714人） A. 特定保健指導 実施率：5.0%（実施見込者数：486人） 【具体的な取組内容】 ア. 健診の推進 （ア）生活習慣病予防健診申込書の送付 （対象事業所数 209,000件） （イ）特定健康診査受診券の自宅送付 （対象者数 251,000人） （ウ）任意継続被保険者・その被扶養者への健診申込書の送付 （対象者数 11,000人） （エ）新規適用事業所への健診申込書の送付 （対象事業所数 20,000件） （オ）生活習慣病予防健診未受診事業所への訪問・電話による受診勧奨 （対象事業所数 9,000件） （カ）事業所への健診案内チラシによる受診勧奨（納入告知書同封） （対象事業所数 209,000件） （キ）生活習慣病予防健診本人向け案内チラシによる受診勧奨 （対象事業所数 209,000件） （ク）ラジオ番組・ラジオCM（スポット）による健診受診勧奨 （ケ）女性向けメディアを活用した特定健診受診勧奨 （コ）映像ソフトを活用した健診受診勧奨・特定保健指導 （サ）被扶養者の健診受診推進のためのポスター制作（6,000枚） （シ）健診電話相談体制整備 （ス）島しょ部における生活習慣病予防健診の受診機会の確保 （セ）事業者健診データ取得推進（外部委託による勧奨・取得、健診機関による勧奨・取得、労働局との連携） （ソ）健診申込ツール（オプティ）の周知、利用率向上に向けた取組
--	---

	(タ)被保険者生活習慣病予防健診集団健診の実施（3市） (チ)協会主催の集団健診時にオプション健診を拡大し実施する（15区市町） (ツ)被扶養者追加セット健診の実施（約150機関） イ. 特定保健指導の推進 (ア)特定保健指導・健康相談案内リーフレットによる情報提供（対象者数 750,000人） (イ)全特定保健指導対象者就業事業所への通知（約33,000事業所）を行い、来所相談や訪問指導の拡大 (ウ)健診当日階層化し、特定保健指導を実施できる外部委託機関の拡大と連携の推進 (エ)協会保健師等による初回面接数の増大を図るため、継続支援の外部委託 (オ)保健指導の質の向上のため、支部内研修の充実、及び学会等への参加 (カ)訪問事業所の獲得のため、勧奨業務の推進 (キ)全事業者健診データ取得事業所への特定保健指導実施の通知 ウ. 健康づくり推進諮問会議の運営 （3）データヘルス計画の実施 データヘルス計画については、東京支部が持つ健康課題から以下のように目標を掲げ、PDCAを十分に認識し実施する。さらに、中小企業による健康経営・健康づくりについて健康企業宣言し取り組む企業等に対して、他の保険者、中小企業関係団体等が支援・促進して、健康優良企業として認定する制度を確立し、広げていく。 ① 上位目標 ア. 慢性腎臓病（CKD）の重症化予防による透析導入の回避・遅延。（加入者の健康寿命の延長、QOLの維持向上、医療費の削減） イ. 40歳代以上の加入者について、性別・年齢層別の新規透析導入者の割合が、事業開始時点を下回る。 ② 下位目標 ア. 通知対象者がCKDを自身の問題として理解し、医療機関を受診し、翌年度以降の健診結果で、CKDへの影響が大きい項目が改善（または悪化が遅延）すること。 イ. コラボヘルスの土台醸成のために健康企業宣言事業を推進し、事業主が、健康経営に理解を深め、従業員の病気の予防・重症化予防・健康づくりなどを積極的に行うようになること。 ウ. 自治体および関係団体との連携が深まること（東京都、区市町村、中小企業関係団体等）。
--	---

	エ. かかりつけ医と腎臓専門医の連携が深まること。 (4) 各種事業の展開 業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査・特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、保険者協議会や地方自治体や中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、他保険者、医療関係団体（医師会等）等との連携を推進し、生活習慣改善に関する教育やラジオ・Web サイトを活用した健康・健康づくりの情報機会の提供、相談、普及啓発など、地域の実情に応じた保健事業を実施する。 また、「健康づくり推進諮問会議」の意見や助言にもとづき医療費分析を行い、健診結果データとレセプトデータの突合、検証を実施し、下記の活動に必要なデータを整備する。 ① メタボリックシンドロームの予防に関する情報の提供 ② がん検診・がんに関する正しい理解の普及啓発によるがんの予防 ③ 心の健康づくり ④ むし歯・歯周病予防の普及啓発 ⑤ 健康寿命に関する情報の提供 ⑥ 地域の健康づくりイベントへの参加 ⑦ 連携・協働に関する覚書を取り交わしている世田谷区・葛飾区・中野区・品川区をはじめとする自治体と連携した健康維持についての広報の推進 ⑧ 健康フォーラムの開催 ⑨ 重症化予防のための適切な受診勧奨及び生活習慣改善指導の実施 ア. 慢性腎臓病（CKD）の重症化予防のための受診勧奨事業（支部独自事業） イ. 糖尿病性腎症患者の重症化予防として、血圧・血糖値の高値の未受診者への一次受診勧奨通知（本部事業）及び重症度の高い者への二次受診勧奨通知（支部事業）
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織運営体制の強化 ① 事業主・加入者の意見に基づき適切に運営する。 ア. 東京支部の組織運営について、東京支部評議会を基軸として、事業主・加入者の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させる。

	イ. 本部との連携をさらに密にし、内部統制（ガバナンス）の確保や部門間連携など組織運営体制を強化する。 ② コンプライアンス・個人情報保護等を徹底する。 ア. 法令等規律の遵守・個人情報保護・セキュリティ管理について、本部と連携した研修等を通じた徹底、点検の強化 イ. コンプライアンス委員会の活用・通報制度の周知徹底 ウ. 個人情報保護管理委員会の活用・制度の周知徹底 ③ 労働安全衛生を徹底する。 ア. 職員の健康管理の徹底（二次健診の受診促進など） イ. 衛生委員会の充実 ④ 経費節減を推進する。 ア. 効率的な執行による更なる経費の節減 イ. 事務処理方法等の見直しによる業務経費の削減 ウ. 調達審査委員会を活用した透明性の確保 エ. 業務効率化による時間外（超勤）業務の縮減 オ. 入居ビル管理会社と連携した節電対応 カ. 消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理 （２）人事制度の適切な運用 ① 実績・能力本位の人事制度を運用する。 ア. 新人事評価制度の適切な実施 イ. 期待像・評価の考え方の明示 ウ. 個々の職員の役割・目標の明確化と目標達成評価の実施 ② 支部長権限に基づく人員を弾力的に配置する。 （３）人材育成の推進 ① 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着を図る。 お客様本位の理念について職員への一層の徹底を図る。
--	--

- ア. コミュニケーション強化、意識改革、自由闊達な気風と創意工夫
(特にお客様に対する接遇の向上、朝晩の挨拶、グループミーティングなどを徹底)
- イ. 職員の部門間を越える情報共有、一体感の強化
- ウ. 本部と連携した新規卒者の採用活動の展開
- エ. 本部と連携した各種研修の実施
- オ. 職員等のスキルアップ研修(「OJT(On the Job Training)」 「集合研修」 「自己啓発」を組み合わせた研修)の実施
- カ. 健康管理やお客様サービスの向上についての啓発の取組
- キ. 「組織の活性化7つの秘訣」(携行カード)の実行
- ク. 「コンプライアンス、リスクマネジメント、事務処理、安全の心得」(携行カード)の実践

(4) 業務改革・改善の推進

- ① 職員のコア業務・企画業務への重点化、業務量の増加、及び業務領域の拡大に対し、外部委託化を積極的に推進する。
- ② 業務改革会議等を通じて、現場の創意工夫を活かし、改革・改善を進める体制を整備する。
 - ア. 支部独自の改善提案制度の推進と活用
 - イ. グループリーダー単位で業務改善を図る体制の構築
 - ウ. ヒヤリ・ハット報告内容の検討と対策
 - エ. 事務処理誤りゼロへ向けて、支部全体で共有できる抜本的防止策の策定と実行
- ③ 部・グループの垣根を越えて、業務処理に対応するなど、協力体制をより強化する。

(5) リスク管理の強化

- ① 支部独自のリスク管理委員会を活用する。
 - ア. リスクの点検や分析
- ② 東京支部顧問弁護士を有効に活用する。
- ③ 災害時対策を推進する。
 - ア. お客様の安全確保対策

- イ. 職員の安全確保対策
- ウ. 業務継続計画（BCP）による災害時の給付・窓口要員等の確保
- エ. 防火防災管理点検の徹底
- オ. 本部と連携したマニュアルを作成

（６）禁煙活動の更なる推進

喫煙の健康に及ぼす影響を真摯に受け止め、自らの健康増進と職場環境の改善のため、保健事業推進体の従事者として率先して喫煙による健康被害を予防するため、及び窓口等のお客様サービスの向上を図るため、勤務時間中は禁煙とすることは既に実施済みであるが、さらに「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」の啓発などを通じ、職員の日常生活の健康サポートを推進する。

平成 28 年度 事業計画（神奈川支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき神奈川支部の実情に応じた施策を立案し、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考え方を収集・分析するとともに、神奈川支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図る。 ①神奈川県及び県内の市町村が主催する協議会・検討会等諸会議に参加するなど、県及び市町村の医療政策や健康づくりの施策等に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。 ②神奈川県及び4市（横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市）との健康づくりの推進に係る覚書の締結に基づき医療費分析・健康増進事業を推進し、加入者の更なる健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。 ③歯科医師会との健康づくりの推進に向けた連携にかかる協定に基づき、加入者の健康増進や各種広報を実施するなど連携推進を図る。また、他の医療関係団体に対しても同様の連携を働きかけていく。 ④サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等健康保険給付の審査強化等についても、引き続き着実に推進していく。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の推進 ①医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。 特に、現金給付の審査強化については、日本年金機構との協働のもと、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。 ②医療機関において、協会けんぽの健康保険加入者の資格確認を都度確認する、資格喪失後受診の防止を図る取組みに着手する。

- ③「データヘルス計画」の確実な実施を図り、神奈川支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を神奈川県及び県内の市町村と連携しつつ積極的に立案・実施していく。
- 加えて、協会が自ら又は覚書の締結に基づき収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。
- ④医療費通知を年１回実施するとともに、インターネットを通じ医療費情報の提供を推進する。
- (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進
- ①ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、リーフレットへの掲載、健康保険委員研修会、関係団体での講習会を通じて周知広報を行い、更なる使用促進を図る。
- ②ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を図り、自己負担額軽減通知の年２回送付を継続実施する。
- ③希望者シールを協会窓口等にて配布する。
- ④ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけを行う。また、関係機関との連携等によりセミナー等を開催し地域における積極的な啓発活動を推進する。
- ⑤県主催のジェネリック医薬品推進協議会への正会員としての参加要請を継続する。
- (4) 地域医療への関与
- 地域医療構想の策定に当たっては、神奈川支部として策定について必要な意見発信を行う。また、策定後においては、その実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。
- (5) 調査研究の推進等
- ①地域の特色が発見できるような分析を目標とし、医療分析マニュアルや統計システムの活用、医療費や健診データ、レセプト情報等の調査・分析を行い関係機関への情報提供を行うとともに連携を模索していく。
- 作成した資料は評議会、健康づくり推進協議会等で報告し、事業主・加入者等に情報提供を行う。
- ②地方自治体との健康づくり推進事業において、神奈川県及び県内の市町村の医療状況の把握及び自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を推進していく。

	(6) 広報の推進 ①保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。 ②協会けんぽの取組みを幅広く提供するため、メールマガジン登録者数の増加に努める。 ③健康保険委員に対する情報提供強化のため、健康保険委員向け広報誌の充実を図る。 ④加入事業所に対する情報提供強化のため、納入告知書同封チラシ・社会保険協会広報誌に掲載する記事内容の充実を図る。 ⑤地方自治体との健康づくり推進事業において医療費分析・健康増進事業等の広報を連携して行う。 また、神奈川県及び県内の市町村、関係団体に対し連携による広報を働きかける。 ⑥地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。 (7) 的確な財政運営 ①支部として財政の状況を適切に把握・検証する。 ②本部と連携し、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向けて、引き続き、政府、メディア、関係団体へ積極的に意見発信していく。 ・神奈川県選出の国会議員への継続的な接触により、財政状況等協会けんぽの実情を理解してもらう。 ・財政状況について加入者、事業主にも理解を促す広報の実施を行う。 ③協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く加入者等の理解を得るための情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ①お客様対応マニュアルの実践を徹底するほか、総合相談センターを充実させ、質の高いサービスの提供に努める。 また、お客様満足度調査結果等から加入者のニーズを把握し、創意工夫したサービスの改善や向上を実施する。 ②「正確」「迅速」な給付決定に努めるとともに、その状況を適切に管理し、傷病手当金等は請求受付から10営業日以内に支払うことを継続する。 ③協会理念である「加入者並びに事業主への質の高いサービスの提供」を推進するため、研修などにより接遇の向

	上を図る。 ④申請書類の郵送化、任意継続被保険者保険料の口座振替と前納、インターネットを活用した医療費情報提供サービスの利用を促進する。 (2) 高額医療費制度の周知 ①限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施する。 ②医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなど利用を促進する。 ③高額療養費の未申請者に対する勧奨サービスを継続する。 (3) 窓口サービスの展開 効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、支部及び8年金事務所の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所へ職員を適切に配置しながらサービスを提供する。 なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、窓口の利用状況や日本年金機構の意見等を踏まえ、サービスの低下とならないように配慮する。 (4) 被扶養者資格の再確認 ①被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。 ②これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的な再確認を実施する。 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ①多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。 ②柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 ③柔道整復施術療養費については、厚生局神奈川事務所と連携を密にし適正な給付に努める。 (6) 傷病手当金、出産手当金の審査の強化
--	---

- ①保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。
 - ②審査で疑義が生じた場合は、医師及び本人照会を強化するほか、日本年金機構との連携による調査等を実施する。申請の適切性が疑われる場合は、支部保険給付適正化プロジェクトチーム会議で判断するとともに、対応が困難な案件は、本部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議も活用し、本部と連携しながら対応を検討する。
- (7) 海外療養費支給申請における重点審査
- 海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。
- (8) 効果的なレセプト点検の推進
- ①資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検においては、点検効果向上計画に基づき、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。
 - ②加入者1人当たり点検効果額目標を設定する。
 - ③内容点検業務の一部を外部委託し、点検業者のノウハウを取得し活用することで、点検員のスキルアップを図り内容点検効果額の引き上げを行う。
- (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化
- ①加入資格を喪失した加入者の保険証回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、その際に協会名の案内文書及び協会宛の返信用封筒の同封を日本年金機構に依頼し実施する。また、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書による催告、電話や訪問を取り混ぜた催告を行うほか、資格喪失届時に保険証の添付漏れが多い事業所に対して、資格喪失届出時の保険証添付の徹底を促す個別案内チラシを送付する。また、本部における保険証回収業務の外部委託の実施状況を見据え、導入を検討する。
 - ②事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシ

	やポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。 (10) 積極的な債権管理・回収業務の推進 ①資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収及び保険者間調整を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、損害保険会社が介在する損害賠償金債権については、より確実な回収に努める。 ②顧問弁護士による催告を推進する。 (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ①協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担ってもらう健康保険委員に対し、制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めてもらうため、研修や広報活動等を実施する。 ②健康保険委員と連携し、神奈川支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。 ③健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。 ④研修会、情報誌の発行等を通して、健康保険委員との結びつきを一層深めるとともに、事業主・加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。 ⑤日本年金機構に対し、年金委員と健康保険委員を対象とする研修等の合同開催を引き続き働きかける。 ⑥文書及び電話にて健康保険委員の登録勧奨を行い、委嘱者数の拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ①加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない加入者に対して、確実に治療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組みを進める。 また、未治療者への受診勧奨業務（文書・電話）を引き続き実施するとともに、「データヘルス計画」についてはPDCAを十分に意識して実施する。 ②健康づくり推進協議会を年2回開催し、その意見を踏まえ保健事業の効果的推進を行う。 (2) 特定健康診査及び特定健康指導の推進

	特定健康診査及び特定健康指導については、事業主への積極的な働きかけ、外部委託等を活用し利用拡大の推進を図る。事業主健診データの取得については事業所に対する適切な広報とともに、通知・架電中心による勧奨に加え、訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。また、「健康宣言」などを通じ、事業主の主体的な取り組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。加えて、健診委託機関等の連携により保健事業の効果を高めていく。
	1. 健診 ○被保険者（４０歳以上）（受診対象者数：498,036人） ・生活習慣病予防健診 実施率：65.1%（実施見込者数：324,175人） ・事業者健診データ 取得率：2.0%（取得見込者数：10,000人） ○被扶養者（受診対象者数：154,244人） ・特定健康診査 実施率：20.5%（実施見込者数：31,562人）
	2. 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：67,537人） ・特定保健指導 実施率：7.0%（実施見込者数：4,754人） （内訳）協会保健師実施分 3.3%（実施見込者数：2,198人） - アウトソーシング分 3.8%（実施見込者数：2,556人） ○被扶養者（実施対象者数：2,209人） ・特定保健指導 実施率：10.6%（実施見込者数：235人） 【特定保健指導の促進】 ・委託によるセミナー形式の特定保健指導の展開を図る。 ・アウトソーシング先と連携を図り、保健指導の利用拡大を推進する。 ・特定保健指導未利用者に対して文書による利用勧奨を実施する。 ・定期広報誌、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な利用を呼びかける。

	3. その他の保健事業 ・ 特定保健指導 3 ヶ月修了者に対する「ステップアップ検査」を利用し、効果的な保健指導を展開する。 ・ 自治体など他の団体が主催する地域におけるがん検診の受診啓発事業や健康づくり事業に協力参加し、特定健診特定保健指導の啓発を含め加入者の健康保持増進の推進を図る。 ・ 特定保健指導未利用者に対して文書による利用勧奨を実施する。 ・ 定期広報誌、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な利用を呼びかける。 【協力参加予定事業】 「ピンクリボンかながわ」との共催による乳がん撲滅の啓発事業を実施する。 4. データヘルス計画 (上位目標) 35 歳以上 74 歳以下の女性の喫煙率が減少する。20.4%→10%台 (下位目標) 1. 現在喫煙している人が禁煙を意識するようになる。 2. 喫煙者が保健指導等を通じて禁煙する。 3. 喫煙者が卒煙塾等を通じて禁煙する。 4. 事業所の禁煙に関する意識の醸成を図る。 5. 受診勧奨対策 【生活習慣予防健診】 ・ 新規適用も含め対象事業所にタイムリーに生活習慣病予防健診の案内・申込書等を送付し事業主への理解を図る。 ・ 任意継続被保険者への文書勧奨を実施する。 ・ 定期広報誌、ホームページなど、様々な広報機会を創出するとともに事業所の健康意識を向上させるための積極的な受診を呼びかける。 ・ 健診の質を確保するため契約健診機関への監査の実施。 ・ 受診勧奨業務の健診機関等への委託を拡大する。 【事業者健診データ取得】 ・ 定期広報誌、ホームページ、リーフレットや研修会等で事業者健診結果の提出を広く呼びかける。 ・ 労働局や商工会議所など関係団体との連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。
--	--

	・紙媒体による健診結果の受け入れおよび電子データ化を勧める。 ・生活習慣病予防健診勧奨時に、データ提供の同意を得られた事業所に対してタイムリーにアプローチする。 【特定健康診査】 ・被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。 ・定期広報誌、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な受診を呼びかける。 ・各市町村に対し健診広報用リーフレットを送付するなど連携を図り、受診機会の増加に努める。また、市町村が行うがん検診との連携強化を図る。連携が難しい地域については、協会主催の集団健診（会場健診）の拡大を計画する。 ・未受診者に対し再度健診勧奨を実施する。 ・任意継続被保険者への勧奨時に併せ、任意継続被扶養者に対する特定健康診査の勧奨文書等を同封する。 ・健診機関の協力のもと、生活習慣病予防健診（一般健診）と同様の内容の健診を提供することにより受診拡大に結び付ける。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ①組織運営体制の強化 支部内の部門間連携を強化するとともに、業務刷新の効果を踏まえて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ②実績や能力本位の人事の推進 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用する。 ③協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。 ④コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じその遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。また、個人情報保護、整理整頓に係るチェックリストを活用し、コンプライアンス及びリスク管理を徹底

する。

⑤ 5 S（整理・整頓・清潔・清掃・習慣）の徹底

5 Sは最も基本的な事項であることを認識し、事務所環境を常に見直し、最適な状態の維持に努める。

毎週水曜日を整理整頓の日と位置づけ、決められた作業を実施する。

⑥ ルールの遵守

本部からの指示や支部で決められたことが守られているか、絶えず目配りし守られていない事項や職員の不適切行動があった場合は指導を徹底する。

(2) 人材育成の推進

① 「OJT（On the Job Training）」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進する。

職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。

また、新たに設定された役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。

② 支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

① 業務改革会議等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。

② 業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。

③ 定型的業務については、集約化し外部委託を行う。

④ 職員のコア業務や企画業務への重点化を図る。

(4) 経費の節減等の推進

① 調達委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページを活用し、調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。

② 消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。

③ 電気使用量、郵送料についてコスト意識を持って業務を遂行する。

	④業務進捗管理、労務管理及び業務振り分け等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 ⑤事務所賃借料の軽減交渉を継続するとともに、外部保管庫の調達については一般競争入札を実施する。 ⑥継続的なムダの発掘により経費を削減する。
--	--

平成 28 年度 事業計画（新潟支部）

項目	実施内容等 28 年度
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、レセプトデータや健診データを収集し、データ分析結果に基づいた新潟支部における「データヘルス計画」を確実に実施することや地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を協議の場において加入者、事業主の立場に立って意見を述べる。健康づくりに関して県・市町村・関係団体等と協会けんぽとの間で協定を締結し、連携して加入者の健康増進や医療費等の適正化の推進を図る。 また、医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施し、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携し、取り組みを図る。 【具体的事項】 ① 健康づくりに関する県・市町村・関係団体等との連携強化 ・健康づくりに関する協定締結（三条市・見附市・新潟市・上越市）した各市との事業連携の推進【拡大】 ・県や長岡市、柏崎市をはじめとする県内市町村との健康づくりに関する協定締結に向けた具体的連携事業の実施【拡大】 ・医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、金融機関との健康づくりに関する協定締結に向けた具体的連携事業の実施【拡大】 ・関係団体との連携による、企業の健康づくりの推進に向けた「健康経営」の普及（健康経営セミナーの開催）【新規】 連携先関係団体：一般社団法人新潟県商工会議所連合会、新潟県商工会連合会、新潟県中小企業団体中央会、一般社団法人新潟県経営者協会、新潟経済同友会、健康保険組合連合会新潟連合会 ② データヘルス計画の拡大 ・事業所への「けんこう職場おすすめプラン」の実践【拡大】（公募：第 1 弾 H28.3、第 2 弾 H28.9） ・事業主・加入者向けビジュアルでわかりやすい冊子（がん対策・高血圧・糖尿病・喫煙対策）の作成と提供 ・データ分析結果に基づく加入者の疾病状況に関する新潟県分布図の作成と関係機関への意見発信 ③ 医療機関におけるオンライン資格確認業務の実施【新規】 ・資格喪失後受診の防止と資格喪失後受診による返納金債権の発生防止等を図ることを目的とした医療機関におけるオンライン資格確認業務を実施する。

④ 県や他の保険者等との連携

- ・県が主催する各委員会など（新潟県地域職域連携推進協議会、保険者協議会）に参画し、情報や課題等の共有化を図り、効果的な保健事業の展開ができるよう連携を図る。
- ・新潟県薬剤師会との連携による健康サポート薬局など、薬局窓口を活用した「かかりつけ医・かかりつけ薬局」の推進及び残薬の解消と併せた啓発活動を推進する。【新規】

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするため、年度内2回の通知を継続する。
また、ジェネリック医薬品の使用促進に関して医療関係団体と協会けんぽとの間で協定を締結し、連携して加入者の医療費の適正化を推進する。

【具体的事項】

- ① 新潟県薬剤師会との連携事業の実施と協定締結の推進【新規】
- ② 「新潟県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」における使用促進に向けた意見発信【新規】
参考：平成28年2月第1回新潟県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会開催（委員として参画）
- ③ 加入者への効果的な事業の展開
 - ・地域毎のジェネリック医薬品の使用割合を分析し、関係団体へ意見発信するなど使用促進の推進を図る。【新規】
 - ・加入者が安心して使用できるよう、ジェネリック医薬品に関する広報誌への掲載や薬局窓口への冊子の設置を依頼する。

＜参考指標＞

平成27年9月分 新潟支部：62.2% 全国14位 （全国平均：60.8%）

(4) 地域医療への関与

地域医療構想の策定やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。また、協会本部からの情報を収集し、意見発信していく。

【具体的事項】

- ① 地域医療構想策定の協議の場に委員として参画し、保健医療推進協議会、地域医療構想策定部会、地域医療構想調整会議において加入者、事業主の立場に立った意見発信【新規】

	② 保険者協議会における保険者間の連携取組みの強化 ・保険者協議会（医療計画部会）における他の保険者とのデータの共有と分析結果に基づく意見発信【新規】 ③ 地域医療構想における二次医療圏ごとの疾病別流入流出状況のデータ分析と加入者の地域医療に関する意識や意見の把握を目的としたアンケート調査の実施【新規】 (5) 広報の推進 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えするため、広報媒体を活用して、加入者の視点に立った広報を推進する。 また、加入者のみならず広く一般の方々への協会の取り組みを理解していただくため、協会における発信力を広げ、テレビ・新聞などのメディアを活用した広報を推進する。 【具体的事項】 ① 年間を通じた広報誌を発行 ※けんぽ通信、社会保険にいがた（一般財団法人新潟県社会保険協会発行） ② ホームページ・メールマガジンの内容の充実（レイアウトやインパクトのある紙面づくりなど）と登録件数の拡大 【参考指標】27年5月現在 ●メールマガジン登録件数 新潟支部：1,475件 ●ホームページアクセス件数 新潟支部：38,794件 ③ 県・市町村・関係団体等が主催する健康に関する各種研修会やセミナー等における連携した広報の展開 ④ マスコミに積極的なセールス活動を行い、テレビ・新聞などのメディアを活用した広報を拡大
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み 更なるサービス向上のため、業務処理の効率化による給付金の迅速な審査・決定、及びお客様の意見を踏まえたサービスの向上を推進する。 【具体的事項】 ① 現金給付支給申請の受付から支給までの正確な進捗管理及び正確・迅速な支給の推進 ・サービススタンダードの適切な管理及び達成率100%の維持（10営業日以内）

- ② お客様満足度の向上
 - ・「お客様満足度調査」の結果及び「お客様の声」を基にした改善策の実施
 - ・各種申請書の郵送による申請促進に係る広報の強化
 - 郵送率 78.8%（平成 27 年 12 月末現在）
- ③ 事務処理誤り「ゼロ」の達成
 - ・ 事務処理誤り発生防止勉強会の定期開催
 - ・ ヒヤリハット事例の共有及び対策の検討・実施

(2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、医療機関と連携して利用促進を図る。また、高額療養費未申請者には予め申請内容を印字した申請書を送付（ターンアラウンド）することで、支給申請手続きを勧奨する。

【具体的事項】

- ① 限度額適用認定証の利用促進を推進
 - ・ 各種広報媒体（ホームページ、チラシ、リーフレット等）及び研修会等の説明機会の活用
 - ・ 医療機関窓口へ「限度額適用認定申請書」設置の更なる推進【拡大】
- ② 高額療養費未申請者に対する申請促進
 - ・ 外部委託を活用したターンアラウンド申請書の計画的な送付

(3) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、サテライト窓口について、地域の特性や窓口の利用状況を考慮し、サービス後退とならないよう配慮しつつ、体制見直しの検討を行う。

【具体的事項】

- ① 窓口担当職員への制度改正等の情報提供（随時）及び研修会（8 月、2 月）〈CS 向上、窓口対応実務、意見交換〉の実施
- ② サテライト窓口の体制の見直しと更なる効率化の検討

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止のため、的確に事業を実施する。

【具体的事項】

- ① 日本年金機構との連携及び事業主の協力のもと、的確な事業の実施
- ② 被扶養者状況リストの確実な回収
 - ・未提出の事業所に対する、大規模事業所を中心とした文書や電話による提出依頼の実施【拡大】
 - 提出率 89.3%（平成 27 年 10 月末現在）

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務等の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、照会業務及び広報を強化する。

【具体的事項】

- ① 柔道整復療養費における多部位・頻回（3 部位かつ月 10 日以上）の申請を重点的に加入者へ文書照会を行い、疑義のある申請に対しては施術者への照会を実施
- ② 柔道整復施術の保険給付について、施術者・受診者双方に正しい知識を普及させるための広報（チラシ、リーフレット等）を実施。また、施術者が対象の説明機会を活用した、制度周知を推進【新規】

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が 83 万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。

【具体的事項】

- ① 審査において、疑義がある場合は「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」を開催し、調査が必要な場合は、日本年金機構と連携のうえ、立入検査を実施
 - 立入検査実施件数 4 件（平成 28 年 1 月末現在）

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、外部委託を活用した診療明細の精査や、翻訳内容の再確認等の審査を強化する。

【具体的事項】

- ① 申請書類及び添付書類の精査や、海外の医療機関や加入者等に対する文書照会を実施

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施し、点検効果額の向上を目指す。

【具体的事項】

① レセプト内容点検の強化

- ・点検効果向上計画の策定・実施による点検効果額の向上
- ・支払基金との打合せを毎月開催し、疑義案件について協議し改善
- ・点検員の勤務成績に応じた評価の実施
- ・研修会を実施し点検員のスキルの向上（他保険者との研修も含む）
- ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検の徹底
- ・外部委託による「点検業者のノウハウの活用」及び「競争意識の促進」

※効果額目標 年間1億円以上

26年度実績98,000,000円

27年度見込96,000,000円

② 外傷点検の実施

- ・業務上及び交通事故など第三者行為レセプトのシステムを活用した効率的・効果的な実施による点検効果額の向上

③ 資格点検の実施

- ・資格喪失後受診等レセプトのシステムを活用した効率的・効果的な実施による点検効果額の向上

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収について、催告及び関係団体への協力依頼を行う。

【具体的事項】

① 日本年金機構の一次催告での未回収の対応、文書による二次・三次催告及び電話催告の強化【拡大】

② 「保険証回収プロジェクトチーム」での検証と分析結果を活用した「回収率が低い業界団体」への訪問、説明と協力依頼の実施【拡大】

(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、積極的な債権管理・回収業務を推進する。

【具体的事項】

- ① 電話や文書による催告・弁護士名催告、内容証明郵便による催告を正確・迅速に実施
特に現年度高額債権に重点を置いた早期の催告による確実な回収
■現年度債権回収率 78.42%（平成 27 年 11 月末現在）
- ② 法的手続きのルーティン化による早期回収
■法的手続き実施 23 件（平成 27 年度 11 月末現在）
- ③ 国民健康保険被保険者との保険者間調整を積極的に活用【拡大】
初回未納者に対する定例催告時に案内チラシを同封
■保険者間調整 本年度収納予定分 21 件
- ④ 損害賠償金債権について、損害保険会社等に対する早期の折衝を強化

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。
また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る

【具体的事項】

- ① 健康保険委員を対象とした研修会やセミナーの開催
- ② 健康保険委員向けインセンティブの拡大（健康保険手続き等専用冊子の配付など）
- ③ 新規適用事業所への委嘱を迅速に勧奨【新規】
- ④ 年金委員のみの委嘱事業所への委嘱勧奨（電話など）【新規】
- ⑤ 適用事業所への委嘱を勧奨【拡大】

3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 より効果的な保健事業の推進のため、各種データを活用し、健康づくり推進協議会の意見や提言を踏まえ、事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、創意工夫を活かし、取組みを進める。 【具体的事項】 ① データヘルス計画の確実な実践【拡大】 (上位目標) 協会けんぽと市町村との連携による「健康づくりメニュー」チャレンジ事業所における各種リスク（腹囲、血圧、脂質、代謝、喫煙）保有者率の減少 (下位目標) ・従業員（被保険者）の健康課題を認識する事業主の拡大と健康づくりメニューに取り組む事業所の拡大、従業員（被保険者）の積極的な健康づくりへの取り組みのアシスト ・チャレンジ事業所における未治療者数の減少 ・当計画に連携する市町村の拡大 ・連携市町村が実施している「健康づくり事業」とのタイアップ強化 ・市町村と連携する当計画への県に対する参画促進 ② 重症化予防にかかる取り組み強化【拡大】 ・未治療者への電話や文書による二次受診勧奨の実施（毎月 50 名程） ・協定に基づく上越市の保健師・栄養士による協会加入者への人工透析予防サポートの実施 (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 特定健診、特定保健指導の実施率向上のため、更なる施策を検討し、積極的な取組みを実施する。 【具体的事項】 ① 被保険者に対する健診受診の拡大 ・業務委託による未申込事業所及び新規適用事業所への勧奨（電話・訪問）【新規】 ・健診予約専用サイトの設置【新規】 ・新潟県・労働局との三者連名による受診又はデータ取得の促進【拡大】 ・関係団体との連携による業態別広報への協力依頼【新規】 ・健診委託機関不在（阿賀地区）・不足地域（三条・新潟地区）での健診委託機関の拡大に向けた訪問による営業活動の実施
----------------	--

② 被保険者の健診実施目標（40 歳以上）（暫定）（受診対象者数：301,538 人）

***** 平成 28 年度目標 *****

***** 平成 27 年度 11 月末実績 *****

■実施率 76.3%（実施見込者数：230,000 人）

■実施率 45.4%（実施者数：132,545 人）

・生活習慣病予防健診

・生活習慣病予防健診

実施率 64.7%（実施見込者数：195,000 人）

実施率 45.0%（実施者数：131,328 人）

・事業者健診データ

・事業者健診データ

取得率 11.6%（取得見込者数：35,000 人）

取得率 0.4%（取得者数：1,217 人）

③ 被扶養者の健診受診率向上

・新規加入者への受診券の月次抽出・送付

・協定締結の各市長（見附市、三条市、新潟市、上越市）及び事業主との支部長連名文書の直送による受診促進【拡大】

・協定締結に基づく協会主催の新潟市内における集団会場での特定健診・がん検診の効果的な開催【拡大】

④ 被扶養者の健診実施目標（受診対象者数：93,816 人）（暫定）

***** 平成 28 年度目標 *****

***** 平成 27 年度 11 月末実績 *****

■実施率 39.5%（実施見込者数：37,100 人）

■実施率 23.0 %（実施者数：21,539 人）

⑤ 被保険者に対する特定保健指導実施の拡大

・特定保健指導専門業者への業務委託【新規】

・特定委託機関不在・不足地域における特定保健指導委託機関の拡大に向けた訪問による営業活動の実施【拡大】

・支部内勧奨方法の改善と実施

・継続支援リレー体制や方法の改善とリレー担当管理栄養士のスキル向上に向けた取組みの実施【拡大】

・契約保健師や管理栄養士のさらなる業務効率化の検討と実施

・スキル向上のための支部内研修会の開催（年 6 回）

⑥ 被保険者の特定保健指導実施目標（40 歳以上）（暫定）（実施対象者数：43,800 人）

***** 平成 28 年度目標 *****

***** 平成 27 年度 11 月末実績 *****

■実施率 12.0%（実施見込者数：5,250 人）

■実施率 7.1 %（実施者数：2,099 人）

（内訳）協会保健師実施分 8.1%（実施見込者数：3,550 人）

（内訳）協会保健師実施分 6.1%（実施見込者数：1,816 人）

アウトソーシング分 3.9%（実施見込者数：1,700 人）

アウトソーシング分 1.0%（実施見込者数：283 人）

	⑦ 被扶養者の特定保健指導実施率の向上 ・ 特定保健指導専門業者への業務委託【新規】 ・ 業務委託による新潟市内における集団健診会場での特定保健指導の実施【新規】 ・ 特定保健指導利用券の月次抽出・送付 ⑧ 被扶養者の特定保健指導実施目標（暫定）（実施対象者数：3,330人） ***** 平成28年度目標 ***** ***** 平成27年度11月末実績 ***** ■実施率3.0%（実施見込者数：100人） ■実施率1.7%（実施見込者数：36人） (3) 各種保健事業の展開 加入者の疾病予防や健康増進を図るため、地域の実情に応じて、創意工夫を活かした取組みを進める。 【具体的事項】 ① 歯科医師・歯科衛生士による歯の健康講話とブラッシング指導の新潟市内加入事業所での開催【新規】 ② 新潟市との包括的協定に基づく連携による職場の喫煙対策事業の実施【新規】 ③ 協定締結に基づく新潟市・三条市・見附市、新潟県社会保険協会との連携事業（セミナーや催物）の実施
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 支部として、保険料を有効活用し加入者や事業主に最大限還元するために、機動力のあるより効果的・効率的な支部運営を行う。そのためには、支部内の上司・部下間及びグループ間やチーム間の適時情報共有（報・連・相）と、それに伴うスピーディーな課題解決が実施できる組織への改善と人事制度の適切な運営に取り組む。 【具体的事項】 ① 組織運営体制の強化 ・ 定例会、リーダー会、朝礼やグループミーティングにおいて、情報共有と協議・検討・決定をスピーディーに行い、組織的に動ける支部体制に取り組む ② 新人事制度を職員に十分理解させ、職員の役割を明確化し、協会のミッションや目標の徹底

③ リスク管理体制を整備

- ・自主点検（年２回）による適切な業務の確認と職場巡視チェック、防災訓練への参加等、平時からの確認や訓練を行い、リスク管理体制を整備

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・コンプライアンス：コンプライアンス委員会や研修等を開催し、コンプライアンス遵守の徹底を図る。
- ・個人情報保護や情報セキュリティ：各種協会規定の遵守やパスワードの適切な管理など、職員に対する個人情報管理のチェック（月１回）し改善するとともに、個人情報保護管理委員会及び個人情報保護担当者ミーティングを開催

(2) 人材育成の推進

業務とシステム刷新後における協会のミッションを十分に理解し、協会職員として責任を持って自ら創造的活動に携わることができる人材を育成することにより、支部組織力の強化を推進する。
特に関係団体と調整・協働ができる交渉力の育成及び自ら意見発信できる人材を育成し、地方自治体等の施策に反映させる。

【具体的事項】

- ① 本部が主催する研修に参加し、支部内伝達研修や支部独自研修を実施
- ② 協会における通信教育講座を斡旋し、職員の自己啓発を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

支部が、よりムダの無い組織運営を行うために、各職員が業務改革や業務改善を常に考え、勇気をもって提案するとともに、実現できる環境を整える。特に、超過勤務時間削減に向けた全職員の取り組みを推進する。

【具体的事項】

- ① 声掛けにより、勤務時間管理を徹底するとともに、ノー残業デー（週２回）の定時退社を確実に実施
- ② 職員端末内に設置した業務提案フォルダを管理するとともに、「業務改善シート」による積極的な業務改善提案を促進
- ③ 事務処理誤り再発防止（ヒヤリハット）に関する勉強会を開催し、業務の作業工程等の見直しや改善を実施

(4) 経費節減等の推進

加入者や事業主及び国民からお預かりした収入により、支部運営を行っていることを常に忘れず、経費の公正公平な管理の徹底と節減に努める。

【具体的事項】

- ① 競争入札の実施や消耗品の WEB 発注を活用した、適切な在庫管理を強化
- ② 調達案件により調達審査委員会を開催し、調達方法や予定価格の立て方等の検討を行い、ホームページにて調達結果を公表

平成 28 年度 事業計画（富山支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	（１）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・ 加入者の医療費及び健診のデータをもとに支部医療費等の状況を分析し、加入者及び事業主に発信する。 ・ 富山県内における二次医療圏別・市町村別の分析を進め、県及び市町村関係機関へ積極的な発信を行うとともに連携した保健事業を推進する。 ・ 県内で開催される保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議など各種協議会において積極的に発信する。 ・ 県、富山市及び砺波市等と健診結果データ等の分析を共同して行い、地域課題を共有するとともに事業の連携を図る。 （２）医療費適正化の総合的対策の推進 ・ レセプト点検及び現金給付の審査強化など、医療費適正化対策をさらに推進する。 ・ 「データヘルス計画」を確実に実施するとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者等と連携しつつ、立案・実施する。 （３）ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）について、27 年度を上回る使用割合を目標とする。 ・ 自己負担軽減額の通知を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報やリーフレット、ジェネリック医薬品希望カードやシールを配布することにより使用の促進を図る。 ・ 年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況を定期的に把握し、富山県等と連携して、適宜、関係方面へ発信する。 ・ 富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組み等積極的に発信する。 （４）地域医療への関与 ・ 地域医療構想の策定やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

	(5) 調査研究の推進等 ・ 保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。 ・ 県や市町村のほか外部有識者との協力連携を図り、調査研究を推進する。 ・ 支部の医療費等の分析結果を取りまとめ、関係機関等広く発信する。 (6) 広報の推進 ・ 納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧でわかりやすいホームページの作成に努める。 ・ 社会保険委員会やマスコミなどあらゆるチャネルを活用し、加入者及び事業主の視点に立った広報を実施する。 ・ 保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を実施する。 ・ 加入者に対し、かかりつけ医や＃8000の利用、お薬手帳の活用など、医療機関の適正な受診を啓発する。 (7) 的確な財政運営 ・ 協会けんぽの財政状況や高齢者医療の負担の在り方等、財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者及び事業主の理解が得られるよう広報を行うとともに、関係機関への働きかけを行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ・ サービススタンダード（10営業日）の100%達成、平均所要日数7営業日以内の支払いを維持する。 ・ お客様満足度調査などにより加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部窓口のサービスの充実を図るとともに、お客様サービスの向上や改善に努める。 (2) 高額療養費制度の周知 ・ 事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 ・ 高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを促進する。

(3) 被扶養者資格の再確認

・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ実施する。

(4) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

・富山支部保険給付適正化要領に基づく審査、医師照会、被保険者照会を実施する。
・被保険者資格等に疑義のある請求については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を適宜開催し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求防止のための審査を強化する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

・柔道整復施術療養費適正化のため、システムを活用し、多部位・頻回等の申請について効果的な患者照会を実施する。

(6) 海外療養費支給申請における重点審査

・海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

・加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）について、27年度を上回る額を目標とする。
・富山県内の各健康保険組合とレセプト点検に関する打合せ会に参画し、査定情報の共有化を図る。
・資格点検における効果的なレセプト返戻及び返還事務を行う。
・外傷性レセプト点検における効率的かつ的確な求償・返還事務を行う。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

・事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、周知を行う。
・保険証未返納者に対して、文書による二次催告、電話・訪問を交えた三次催告を実施する。

	・遡及した資格喪失や被扶養者削除、任意継続の資格取消の際に、電話にて保険証返納及び返納金の説明をする。 ・医療機関における資格確認業務を推進する。 (9) 積極的な債権管理・回収業務の推進 ・28年度末債権残高について、27年度末債権残高を下回る額を目標とする。 ・債権発生から6か月以内の回収を目指し、文書や電話、訪問による催告を行うとともに、法的手続きを実施し債権回収を強化する。 ・保険給付と年金との調整による債権の発生が見込まれる場合は、事前の納付約束を確実に実施し、円滑な回収を図る。 ・債務者が国民健康保険に加入している場合、速やかに国民健康保険団体連合会と保険者間調整を活用し喪失後受診にかかる医療給付費の精算を実施する。 (10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ・年金事務所及び社会保険委員会と連携し、健康保険委員を対象とした研修を実施する。 ・健康保険委員に対して四半期ごとに情報提供を行い、活動の強化を図る。 ・健康保険委員に対するアンケート等を行い、加入者や事業主の意見を反映した事業を検討する。 ・健康保険委員表彰を実施するとともに、社会保険委員会及び年金機構と連携し委嘱者数の拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:153,944人) ・生活習慣病予防健診 実施率:63.3%(実施見込者数:97,500人) ・事業者健診データ 取得率:13.0%(取得見込者数:20,000人) ○被扶養者(受診対象者数:40,580人) ・特定健康診査 実施率:29.6%(実施見込者数:12,000人)

	(2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：20,265 人） ・ 特定保健指導 実施率：24.7%（実施見込者数：5,000 人） （内訳）協会保健師実施分 15.8% （実施見込者数：3,200 人） アウトソーシング分 8.9% （実施見込者数：1,800 人） ○被扶養者（実施対象者数：1,078 人） ・ 特定保健指導 実施率：22.3%（実施見込者数：240 人）
	(3) その他の保健事業 ・ 健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」または「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、医療機関への受診勧奨を実施する。 ・ 糖尿病等の重症化を予防するため、県等と連携した事業を検討し実施する。 ・ 特定保健指導の対象となった加入者が運動を習慣化しやすいよう県内運動施設等を紹介し、その活用法等を情報提供する。 ・ 富山県内で開催される市町村等が主催するイベントに参画し、健康測定・健康相談をすることで健康づくりの啓発及び特定健診の重要性の周知を行う。 ・ 各社会保険委員会で開催される研修会において、事業所における健康づくりのための啓蒙啓発を行う。 ・ データヘルス計画に基づき製造業の事業所に対して、身体活動量増加や食生活改善等生活習慣改善に関する啓蒙啓発を行う。 ・ 事業所における健康経営の取組みを推進するため、健康宣言事業を実施するとともに、関係機関等と連携し研修会など必要な支援を実施する。

	(4) 受診勧奨対策 ・生活習慣病予防健診・特定健康診査に係る受診勧奨リーフレットを支部で独自作成し送付する。 ・生活習慣病予防健診未受診事業所に対して、健診受診の電話勧奨業務委託を行う。 ・製造業の健診未受診事業所の被保険者に対して、自宅にリーフレット等を送付することにより生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。 ・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携した文書及び訪問により勧奨を行う。 ・事業者健診の結果データの取得促進のため、データ提供の取得勧奨を健診機関等に依頼する。 ・被扶養者の特定健康診査受診券を自宅(被保険者宅)に直接送付する。 ・被扶養者の特定健康診査受診率向上のため、富山県内 14 会場にて出張健診を実施するとともに、GIS(地理情報システム)を活用した効果的な受診勧奨を実施する。 ・健康づくりや健診に関する意識醸成を図るため、関係機関等と連携した広報等新たな手段を検討する。 ・富山県保険者協議会において、特定健診・特定保健指導に関する広報等を実施するなど、連携した取組みを推進する。 (5) 特定保健指導の利用勧奨 ・対象者が1名の事業所及び保健指導受入拒否事業所あてに土曜健康相談の案内を送付し、特定保健指導を実施する。 ・富山県内の市町村と特定保健指導業務委託契約を締結し、特定保健指導を実施する。 ・事業所に対して事業所健康度診断等を活用し、特定保健指導の利用勧奨を行う。 ・特定保健指導対象者の利便性向上のため、集団健診と同じ会場で特定保健指導を実施する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 ・協会のミッションや目標への取組みを徹底する。 ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用する。 (2) 人材育成の推進 ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。

	・支部内の部門間連携を強化するため、職員の係替えや勉強会等を実施する。 (3) 業務改革・改善の推進 ・広報委員会、業務改善委員会、CS向上委員会、経費削減委員会の活動を活性化し、各委員会において創意工夫した具体的な取組みを検討し実施する。 ・ブロック単位で開催される業務改革会議において、具体的な取組みを検討し実施する。 (4) 経費の削減等の推進 ・競争入札・見積合せ及び適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。 ・調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	---

平成 28 年度 事業計画(石川支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、医療等の質や効率性の向上・加入者の健康増進・医療費等の適正化に向けた取組を強力かつ総合的に推進する。 (1) 保険者機能強化に向けた戦略的取組 ①地域の医療提供体制の現状や今後の動向等について把握、分析等を行う。 ②支部の蓄積するレセプトや健診データ等について、事業目的に応じた編集・分析を行う。 ③分析にあたっては、外部有識者との協力連携による専門的アドバイスを加え、事業推進、関係団体との共有化、意見発信等を通じて有益に活用する。 (2) 自治体及び関係団体等との関係構築又は意見発信 ①石川県及び各市町における各協議会や健康づくり事業に積極的に参画し、健康保険事業全般に対する取組みに向けた連携を強化する。 ②協定を締結した自治体(石川県、金沢市、小松市)と定期的に打ち合わせを行うなど連携を一層促進し、地域特性を生かした共同事業を実施する。 ③各経済団体、関連団体(県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会など)と連携を密に協力体制を強化し、医療費適正化に向けての取組みを実施する。 ④地域医療構想の協議の場等に被用者保険代表の一員として関与し、他の保険者とも連携しながら地域医療の在り方に対して必要な意見発信を行う。 ⑤協会けんぽの保険財政の見通しを踏まえ、加入者・事業主・メディア・関係団体へ向けた財政基盤強化に対する意見発信を継続する。 (3) データヘルス計画の実施 ・支部のデータヘルス計画(35歳～39歳に対する健康づくり事業)を円滑に実施するための広報支援を行う。 (4) 加入者との距離を縮める取組

	協会けんぽの事業や提供するサービスに対する認知度を更に高めるため、サービス向上に資する対策として、協会の事業内容や健康保険制度の理解に向けたきめ細やかな活動を展開する。 ①加入者と協会けんぽを繋ぐ媒体(電子、紙、事業所、医療機関、研修等)や加入者に直接接する方法など、あらゆる機会をとらえた効果的な広報を実施する。 ②加入者1人1人に直接届く広報ツールとして、ホームページやメールマガジン等の電子媒体利用を促進するため、定期広報物や各種研修機会に周知し登録をお願いする。 目標:<u>メールマガジン登録者数 前年を上回る</u> ③健康保険委員研修会やセミナー等の開催によって、事業への理解を深めていただくとともに、事業の推進等に協力いただく健康保険委員の委嘱者数の更なる拡大を図る。 目標:<u>健康保険委員委嘱者数 前年を上回る</u> (5)事業主との距離を縮める取組み 昨年度に引き続き、事業主との関係強化を図ることにより、健康保険事業への理解を深めていただくとともに、事業主が積極的に従業員の健康づくりに取り組む健康経営の推進を図る。 ①支部長による事業主訪問の継続 ②事業主の関心を引き付ける的確な情報を盛り込んだ定期的な広報の実施 ③健康経営セミナー等の開催 ④健康保険事業にかかる優良事業所表彰の実施 (6)ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、薬剤師会との連携を図り、使用状況の分析を行うとともにセミナーを開催するなど、加入者に向け意識の啓発活動を強化する。 目標:<u>数量ベース使用割合 前年を上回る</u> (7)適切・適正な事業運営 ①評議会の運営 ・支部の事業計画の進捗状況や課題に対して、より多くの率直な意見をいただくような評議会運営を計画する。
--	---

	《平成28年度評議会開催日程(予定)》 7月、10月、12月、1月、3月 の5回 ②事業計画推進会議の運営 ・従前から稼働しているグループ単位の会議体を維持しながら、支部全体で目標指標の達成状況、課題認識、検討を行う。
2. 健康保険給付等	(1)加入者サービス向上対策 ①サービス向上のための取組み ・お客様の声、支部内の業務改善提案制度並びにお客様満足度向上プロジェクト等を基にしたサービス向上策の展開を図り、更なるサービスの改善につなげる。 ・正確かつ効率的な事務処理によりサービススタンダードを 100%達成する。 ・郵送申請書における不備の減少を図るため、事業所との各種機会を利用し申請方法についての周知を行っていく。 ・事務処理誤りの発生防止に努める。 ・業務プロセスを見直し、アウトソースの積極活用等により効率化と品質向上を図り、定型的業務全体の効率化を推進する。 目標：<u>サービススタンダードの 100%達成</u> ②高額療養費制度の積極的な周知 ・限度額適用認定申請セット設置医療機関への定期的な訪問などの連携強化等により限度額適用認定証の利用促進を図る。 ・高額療養費未申請者に対する支給手続きの勧奨を促進する。 目標：<u>限度額適用認定証発行件数・利用件数 前年を上回る</u> (2)被扶養者資格の再確認 ・日本年金機構との連携のもと、被扶養者資格の再確認を行い、高齢者医療費に係る拠出金負担等の適正化を図る。 (3)医療費適正化への取組強化 ①療養費(柔道整復、あんま、はり灸、マッサージ、治療用装具、海外)の照会業務の強化 ・適正受診の観点から、加入者等への照会業務を強化するとともに、療養費制度についての正しい利用等に向けた周知徹底

底を図る。

- ・柔道整復審査会において審査対象項目を設定し、重点的な審査を行う。
- ・翻訳の業務委託等により海外療養費に対する審査を厳格に実施する。

②不正請求等の防止に向けた取組

- ・資格取得直後や標準報酬が著しく高額に設定された後の保険給付等の請求に対する審査を強化するとともに、事業主への立入検査を積極的に実施するなど保険給付の更なる適正化に努める。また、必要に応じ日本年金機構との連携を図る。
- ・不正請求の疑いのある申請書については、適正化プロジェクト会議を開催し、支部全体で早期に方針を決定し対応する。
- ・多受診者(1か月のレセプト枚数が20枚以上)に対する適正受診指導を実施する。

目標：立入検査件数 前年を上回る

③資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収強化

- ・資格喪失後において、保険証未回収者への文書による二次、三次催告とともに、電話による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。
- ・保険証回収の徹底及び退職後における保険証の使用防止に向けた啓発のため、保険証未回収率の高い事業所等を中心とした訪問や文書による啓発を実施する。

目標：支部催告分に係る保険証未回収枚数 前年度実績以下とする

④債権回収促進に向けた取組

- ・支部債権回収計画(債権回収スケジュール)に基づいた文書催告、電話催告を実施する。
- ・高額債権に対しては、債権回収会議を有効に活用するとともに、回収担当者、レセプト担当者との連携強化により、適宜訪問催告を実施するなど債務者との早期接触、早期着手を徹底する。
- ・返納金債権等は、弁護士名による文書催告や法的措置の積極的な申立てに加え、保険者間調整を効果的に進めるなど債権回収の強化を図る。

目標：債権残高を前年度より減少させる

⑤医療機関における資格確認業務の取組

	・国において議論されている医療保険のオンライン資格確認について、地域の実情を踏まえ、医療機関との調整のうえ導入する。 (4)効果的なレセプト点検の推進 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。 特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額のさらなる向上を目指す。 ①自動点検等システムの活用による効果的な点検 ②点検員のスキルアップ(査定事例等の集約・共有化、研修の実施、目標取組意識の向上) ③内容点検の一部外注化(件数拡大・ノウハウ収集等) ④職員による実績進捗管理等のマネジメント向上・強化 目標:内容点検効果額 平成 27 年度実績以上
3. 保健事業	(1)特定健診受診率の向上 ①被保険者 ・新規適用事業所への健診受診勧奨を実施する。 ・健診未実施事業所に対し外部委託による勧奨を実施する。 ・労働局との連携を強化し、事業者健診結果データの取得を推進する。 ②被扶養者 ・自治体と連携するなど、支部独自の集団健診を実施する。 ・受診率向上を目的とした広報等を推進する。 目標 特定健診合計目標 受診対象者数 201,755 人 実施見込者数 126,298 人 62.6%

	被保険者(40 歳以上)(受診対象者数:157,617 人) ・生活習慣病予防健診 実施率:55.9%(実施見込者数:88,107 人) ・事業所健診データ 取得率:15.5%(取得見込者数:24,376 人) 被扶養者(40 歳以上)(受診対象者数:44,138 人) ・特定健康診査 実施率:31.3%(実施見込者数:13,815 人) (2)保健指導実施率の向上 ①特定保健指導委託機関の拡大 ②特定保健指導受入拒否事業所に対し、事業所健康度診断票を活用した管理者及び支部保健師による訪問勧奨を実施する。 ③質の向上 ・支援プログラム、支援ツールを活用し、中断率の引き下げを図る。 ・研修等による保健師等のスキルアップを図る。 ・特定保健指導対象者について健診結果データを用いた評価分析及び活用を図る。 目標 被保険者(実施対象者:21,259 人) ・特定保健指導 実施率:18.1%(実施見込者数:3,849 人) (内訳) 協会保健師実施分:11.9%(実施見込者数:2,530 人) - アウトソーシング分 : 6.2%(実施見込者数:1,319 人) 被扶養者(実施対象者数:1,147 人) ・特定保健指導 実施率: 4.2%(実施見込者数:48 人)
--	---

	(3)データヘルス計画の実施(35 歳～39 歳に対する健康づくり事業) ①リスク保有者に対し、35 歳～39 歳向けの生活習慣改善リーフレットを作成、配布する。 ②35 歳～39 歳向けの保健指導を実施する。 - 実施予定件数 300 名 ③若年層向けセミナーを実施する。 (4)その他の保健事業 ①重症化予防に係る早期受診勧奨 ・重症化予防に係る本部実施の糖尿病、高血圧症未治療者への受診勧奨後のハイリスク者に対する二次勧奨を実施する。 ②糖尿病性腎症患者に対する人工透析導入防止対策 ・治療中の加入者に対し、保健指導を加えた新たな取組を実施する。 ③世界禁煙デー等への参画
4. 組織運営及び業務改革	(1)組織統制の強化、組織運営の可視化 ・個人情報保護や情報セキュリティに関し、各種規程の遵守やパスワードの適切な管理等の徹底 ・ハラスメント防止、コンプライアンスの徹底 ・リスク管理体制の整備と維持 ・適切な労務管理の実施(ストレスチェック制度の実施に向けた体制づくり) ・業務改善や加入者サービス向上等を目的とした意見交換会や協議体を通じ、職員一人一人が創造性と主体性をもって業務に取り組める組織風土の構築を図る。 (2)人材育成の推進 ・加入者サービスに資する観点で、支部職員の教育学習機会を計画、実施する。 ・自立した職員像を支援する観点で、支部職員の教育学習機会を計画、実施する。

	(3)経費の節減等の推進 ①適正な予算執行 ・事業の積極的推進に係る費用の適切な執行を確認しつつ、経費全体水準は縮減を図る。 ②経費の縮減 ・規程を厳守した契約や在庫管理の徹底に加え、経費細目ごとに目標を設定し、創意工夫した経費削減対策を講じる。
--	--

平成 28 年度 事業計画（福井支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	1. 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 (1) 事業主層に対する健康経営意識の向上に向けた広報・イベントの実施 (2) 歯科健診事業の実施 (3) 各種協議会等での積極的な意見発信 (4) 関係機関（※）との連携強化、共同事業の実施 (5) 事業主・加入者への医療費・健診データ等の分析結果の提供 ※関係機関の例…県、市町、労働局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会保険労務士会、医療機関、薬局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、連合福井、保険者 等
	2. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 (1) 医療機関における資格確認事業の推進 (2) データヘルス計画の確実な実施
	3. ジェネリック医薬品の更なる使用促進 (1) これまでアプローチが薄かった層への具体的な薬剤名を示した自己負担軽減額通知の実施 (2) 広報チラシ、Q & A リーフレット、ジェネリック医薬品希望シール等による加入者への情報提供 (3) 医療機関・薬局関係者への広報協力依頼
	4. 地域医療への関与 (1) 地域医療構想・医療提供体制に向けた加入者・事業主を代表した立場での意見発信
	5. 調査研究の推進等 (1) 広報・意見発信の裏付けとなる医療費・健診データ等の分析
	6. 広報の推進 (1) 協会けんぽという組織の理解・認識につながる分かりやすい情報発信 (2) 加入者・関係機関の行動変容をうながす迅速な情報提供 (3) 医療関係団体と連携した情報発信 (4) 記事提供等マスメディアへの積極的な働きかけ

	(5) 加入者の意見の収集と分析及び各種事業への活用 (6) 学校での健康保険制度の教育・周知 (7) 広報量の把握
	7. 的確な財政運営 (1) 関係機関への情報発信 (2) 事業主・加入者への情報発信
2-1. 健康保険給付等 (レセプト点検以外)	1. サービス向上のための取組み (1) お客様の声を活かしたサービスの改善 (2) サービススタンダードの着実な実施 (3) お客様満足度調査の結果を踏まえた接遇研修の実施 (4) 任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付促進
	2. 高額療養費制度の周知 (1) 限度額適用認定証の利用促進を図るため広報の実施 (2) 高額療養費の未申請者に対し支給申請書を送付し支給手続きを勧奨
	3. 窓口サービスの展開 (1) 届書の郵送化の推進
	4. 被扶養者資格の再確認 (1) 被扶養者資格再確認の的確な実施
	5. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 (1) 加入者及び施術者に対する文書照会の実施 (2) 正しい知識を普及させるための広報の実施

	6. 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 (1) 審査強化による不正請求の防止 (2) 本部から提供される支払済データの活用 (3) 加入者及び事業主に対する適正な申請の促進 (4) 事業主に対する立入検査の実施
	7. 海外療養費支給申請における重点審査 (1) 不正請求を防止するための支給申請の審査を強化
	8. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 (1) 資格喪失者からの保険証の早期回収 (2) 事業主や加入者への保険証返却の周知
	9. 積極的な債権管理・回収業務の推進 (1) 支部全体の債権進捗状況にかかる情報共有 (2) 国保保険者との保険者間調整の制度を積極的に活用した債権回収の取組み (3) 弁護士名による文書催告の実施 (4) 法的手続きの実施
	10. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 (1) 委嘱者数の拡大 (2) 健康保険委員研修会の開催
2-2. 健康保険給付等 (レセプト点検)	1. 効果的なレセプト点検の推進 (1) システム刷新による新機能を活用した内容点検業務充実強化 (2) レセプト査定事例の共有化及び集約、研修の充実 (3) 診療報酬支払基金との医療費適正化を意識した協議の実施 (4) システム刷新による業務集約、抽出機能の強化を生かした外傷点検・資格点検の効率化 (5) レセプト内容点検外部委託による点検ノウハウの取得

3. 保健事業	◆ 目標（健診） ○ 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：109,595 人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率 59.3%（実施見込者数：65,000 人） ・ 事業者健診データ 取得率 15.5%（取得見込者数：17,000 人） ○ 被扶養者（受診対象者数：29,265 人） ・ 特定健康診査 実施率 32.5%（実施見込者数：9,500 人） ◆ 目標（保健指導） ○ 被保険者（受診対象者数：15,580 人） ・ 特定保健指導 実施率 23.1%（実施見込者数：3,600 人） （内訳）協会保健師実施分 16.7%（実施見込者数：2,600 人） アウトソーシング分 6.4%（実施見込者数：1,000 人） ○ 被扶養者（受診対象者数：760 人） ・ 特定保健指導 実施率 9.2%（実施見込者数：70 人） ◆ 目標（データヘルス計画） ○ 上位目標 ・ 取組実施事業所の代謝リスク保有者の割合が、平成 26 年度に比べ 10%分下回る。 ○ 下位目標 ・ 事業主が、糖尿病及びその重症化予防対策が必要であることを認識する ・ 事業所及び加入者が、糖尿病及び歯科衛生との関係を理解する ・ 事業所及び加入者が、糖尿病及びその重症化予防対策に取り組み、「代謝リスク保有者の割合が減少する」事業所が増える。 ◆ その他の保健事業 ○ 特定健診受診予定者への健康づくりの意識醸成 ○ 栄養に関する健康講座と特定健診 ○ 重症化予防対象者の現状分析と効果的なアプローチ方法の検討 ○ 市町が開催するイベントへのブース出展
---------	--

	1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進 (1) データヘルス計画の確実な実施 (2) 事業主を対象とした健康意識の醸成とコラボヘルスの推進 (3) 市町との協働での特定健診・がん検診受診率向上の取組み (4) 協定締結した自治体との計画的な事業の推進
	2. 受診勧奨対策（特定健康診査の推進） (1) 生活習慣病予防健診受診率向上（被保険者） (2) 特定健診受診率向上（被扶養者） (3) 事業者健診データ取得の拡大
	3. 受診勧奨対策（特定保健指導の推進） (1) 質の高い保健指導の実施 (2) 外部委託の推進
	4. 各種業務の展開 (1) コラボヘルス事業の円滑な実施と効果検証
4. 組織運営及び業務改革	1. 組織や人事制度の適切な運営と改革 (1) 新人事制度の運用を通じた組織の中での役割意識の強化 (2) 協会の理念を実践する組織風土・文化の更なる定着 (3) スピード感のある組織運営体制の実現 (4) 情報管理、災害発生に対するリスク管理体制の強化
	2. 人材育成の推進 (1) 将来の幹部職層の育成の推進 (2) 支部研修の効果的かつ適切な実施
	3. 業務改革・改善の推進 (1) システム刷新に伴う事務の効率化の推進

	4. 経費の節減等の推進 (1) 費用対効果を意識した業務効率を高める調達の実施 (2) 定型的経費についてのコスト意識の醸成とコスト削減
--	--

平成 28 年度 事業計画（山梨支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。 また、各種協議会に参加するなど、山梨県、市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会が収集・分析したデータを活用し、意見を発信していくと共に、山梨県、市町村と協会けんぽとの間で締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。 なお、サービス向上を含む適正な給付業務並びに効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金・出産手当金・柔道整復施術療養費・海外療養費等の審査強化についても、引き続き着実に推進していく。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進の医療費適正化対策を更に推進する。 ○事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。 ○「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を山梨県、市町村、他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施する。 ○協会が収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ○加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるように加入者にとってわかりやすい広報の推進を図る。 ○ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービスの実施による使用促進効果を更に着実なものになるよう、加入者・事業主への広報・関係方面への情報提供等、きめ細やかな方策を進める。 ○保険者協議会を活用して他保険者との情報共有を行い、山梨県全体のジェネリック医薬品の使用促進を図る。また、山梨県、市町村、関係団体への継続的な情報提供と協力要請を行う。

	○健康保険委員等への研修会や健康づくり事業等を通じて、加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発事業を行う。 ○ジェネリック医薬品の使用割合の拡大に向け、新たな施策を実施する。 (4) 地域医療への関与 ○山梨県が策定する地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関へ働きかけや意見発信を行う。 (5) 加入者・事業主への広報の推進 ○保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えするために、定期的に発行しているチラシ等やホームページ、メールマガジンの充実を図る。さらに、ソーシャルネットワークサービス等の活用をはじめ、地元メディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 ○健康保険委員を中心に対話集会など加入者から直接意見を聞く取組みを実施し、これらの方々の意見を踏まえ、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施する。 ○山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を推進するとともに、自治体、団体が開催するイベントに対して、協会の取組みに合致するものについては、積極的に共同開催し、協会の存在感、取組みを広く発信する。 ○協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、加入者・事業主を含め広く情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○加入者サービスの改善 ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。 ・さらに、本部で実施するお客様満足度調査等の結果から、加入者等の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫を活かしつつ、サービスの改善や向上に努める。 ・「ＣＳ向上検討委員会」を中心に、電話対応のスキルアップに向けた取組みを行う。 ○サービススタンダードの取組 ・傷病手当金等、現金給付支給申請の受付から振込までの期間については、サービススタンダード（１０営業日）を遵守し、正確かつ着実な支給を行う。

	○お客様満足度向上への対応 ・法令、通知、通達等に基づく業務取扱の徹底やお客様に対する接遇の向上を図るためグループ内で教育研修を実施し、職員のスキルアップを図り、お客様の満足度を高める。 ・現金給付の申請書等のパンフレット等については、加入者等がよりわかりやすいものに改善する。また、お客様のニーズにあった相談対応を充実させるとともに申請の郵送化を推進する。 ・任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付の利用促進に更に注力する。 (2) 高額療養費制度の周知 ○限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。 ○高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。 (3) 被扶養者資格の再確認 ○被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止や加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行う。 (4) 柔道整復施術療養費・はりきゅう療養費等の照会業務の強化 ○他部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に10日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、必要に応じて施術者に照会および患者調査を実施し、厚生局等に情報提供を行う。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 ○はり・きゅう・マッサージの療養費については、必要に応じて同意医師への文書照会や患者調査を実施する。 (5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ○保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の可否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。
--	--

	○事業主に対する立入検査を行う権限を最大限に活用し、保険給付の適正化を徹底する。また、立入検査を実施する際は、日本年金機構と連携・協力を図り、合同で実施する。 (6) 海外療養費支給申請における重点審査 ○海外療養費の不正請求を防止するため、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会等を実施し、更に審査を強化する。 (7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ○資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し文書による催告、更には電話や訪問による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。 ○事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて周知を行う。 (8) 積極的な債権管理・回収業務の推進 ○資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、支払催促・訴訟等の法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。 ○交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ○本部で開催する債権及び求償事務担当者を対象とした研修会に参加し、法的手続きに関する知識の習得や損害保険会社等との折衝におけるスキルの向上を図る。 ○「債権プロジェクトチーム会議」を毎月開催し、進捗状況の確認を行うとともに、回収率の向上に向けた検討を行い、実践する。 (9) レセプト点検の効果的な推進 ○医療費の適正化を図るため、診療報酬が正しく請求されているか資格・外傷・内容について点検を行う。特に内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、点検効果向上計画に基づき、点検効果
--	--

	額の向上を目指すため、以下の取組みを行う。 ・自動点検等、システムを効果的に活用し、点検業務の充実を図る。 ・点検情報（査定事例）の共有化や研修を実施し、点検技術の向上を図る。 ○医療費の適正化を図るため、レセプト情報を活用し多受診者に対する適正受診の啓発、指導を実施する。 (10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ○研修会等の開催により制度の周知や健康保険事業に対する理解を深めていただくとともに、事業主や加入者に対する広報、相談等の事業を推進していく。 また、健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数の更なる拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：89,275 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 73.9%（実施見込者数：66,000 人） ・事業者健診データ 取得率 3.5%（取得見込者数：3,100 人） ○被扶養者（受診対象者数：28,202 人） ・特定健康診査 実施率 36.5%（実施見込者数：10,300 人） (2) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数：13,129 人） ・特定保健指導 実施率 20.1%（実施見込者数：2,644 人） （内訳）協会保健師実施分 17.5%（実施見込者数：2,304 人） - アウトソーシング分 2.6%（実施見込者数：340 人） ○被扶養者（受診対象者数：762 人） ・特定保健指導 実施率 10.0 %（実施見込者数：76 人） (3) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進する。「データヘルス計画」については、PDCAを十分に意識し、効果的な保健事業を進める。 ○加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部と共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化する。

○生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び加入者のＱＯＬ（Quality Of Life）の維持を図るため、健診の結果、要治療と判定されながら治療していない者に対し、本部が実施している一次受診勧奨に引き続き二次勧奨を実施し、確実に医療に繋げる取組みを進める。

○保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」などの意見を参考するとともに、山梨県、市町村との覚書等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化する。

(4) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

○PDCAを十分に意識し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図る。

○事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識していただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「データヘルス計画」、「コラボヘルス」などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行う。

○被扶養者の特定健康診査については、受診機会を増やすため、医師会や医療機関との調整を図るとともに、市町村が行う「がん検診」との連携を強め、受診者の利便性の向上を図る。また、医療機関と連携し、特定健康診査に「付加測定」や「健康教室」をセットにすることにより受診を促す。

○受診者と協会の間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。

○特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、市町村との合同開催や外部委託などを進める。また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して保健指導利用者の拡大を図る。

○業種・業態別健診データの分析結果や協会が蓄積した業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果等を活用し、事業主、商工会や業種団体等と連携を図り、保健指導を推進する。

(5) データヘルス計画

○健診結果、レセプト情報、その他の情報収集の分析をもとに策定した「データヘルス計画」に基づき、保健事業を推進する。

上位目標：３０歳代・４０歳代の男性で、服薬していない被保険者の平均血圧を下げる

※収縮期血圧の低下量 1.5mmHg （H24 35-39 歳：121.1 mmHg 40-49 歳：124.2 mmHg）

下位目標

①血圧要治療者が医療機関を受診し、治療を受ける

②血圧要経過観察者が高血圧の改善・予防に努める

	③高血圧対策の取組に参加する事業所が増える ④加入者・県民の、健康づくりに向けた意識の醸成が高まる (6) その他の保健事業 ○健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など創意工夫し、加入者の疾病予防や健康増進を図るため、山梨県、市町村との覚書の締結に基づき、地域の実情に応じた具体的な事業の連携・協働を推進する。 ○保険者協議会、地域・職域連携推進協議会の場や加入者の関係する団体を通じて山梨県、市町村、他の保険者、関係団体と連携を深め、共同して保健事業の推進ができるよう働きかける。 ○健康保険委員の協力を得て、健康づくり事業を実施する。 ①全県を対象とした軽スポーツ大会（ソフトバレーボール等） ②地域ごとのウォーキング大会等 ③体力測定（軽スポーツ大会、ウォーキング大会の開催時に併せて実施） ○山梨県、市町村、関係団体で実施する健康祭りなどのイベント等へ積極的に参加し、健康測定、健康相談等を実施する。 ○山梨県、市町村、関係団体と連携を取りながら、事業主等を対象とした健康経営セミナー等を開催し、職場における喫煙対策を推進する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ○組織運営体制の強化 ・内部統制（ガバナンス）、各グループ間の連携の強化を図る。 ・常に組織体制を検証し、組織運営体制の強化を図る。 ・日本年金機構等との連携を図るための定期連絡会等を開催する。 ○新人事評価制度の運用 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用する。 ○コンプライアンス・個人情報保護の徹底 ・研修等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を徹底する。 ・各種規程の遵守やアクセス制限、パスワードの適切な管理等を徹底する。 ○リスク管理

	・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練などリスク管理体制の整備を図る。 (2) 人材育成の推進 ○「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度を着実に運用する。また、職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。 ○職位として各階層求められる能力や知識の習得並びに企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野についての研修に積極的に参加させ、人材育成を推進する。 ○外部講師による講演等を実施し、研修内容の充実を図る。 ○職員及び契約職員を対象とした項目別の研修を実施し、スキルアップを図る。 (3) 業務改革・改善の推進 ○より良いサービスを目指し、職員のコア業務（医療費適正化のための総合的な対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信）に重点を置き、業務の改善を図る。 ○健康保険給付申請書の入力業務や保険証・支給決定通知書等の作成・発送業務のアウトソース化に伴い、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。 (4) 経費の節減等の推進 ○業務の実施方法の見直しを行うとともに、競争入札・見積競争の徹底を図り、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努める。 ○ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	--

保険者機能強化アクションプラン（第三期）に基づく事業計画の実行体系（長野支部）

強化の方向性		事業領域	マネジメント主体	担当組織	章立て上の整理	
戦略的機能	医療等の質や効率性の向上	(1) 医療費等の質や効率性の向上のための調査研究等 (2) 意見発信及び政策提言を加入者、事業主への情報提供 (3) 医療、介護の情報に基づく意見発信及び政策提言	支部長 支部長 支部長	企画 T 企画 T 調整会議委員	保険運営の企画 保険運営の企画 保険運営の企画	
	加入者の健康度を高めること	(1) データヘルス計画（事業所の健康増進）の実現 (2) データ分析による効果的な保健事業の推進 (3) 特定健康診査、特定保健指導の着実な推進 (4) 重症化予防等の取組みの実施 (5) 自治体や関係機関と連携した保健事業の推進	企画総務 G 長 企画総務 G 長 保健 G 長 企画総務 G 長 企画総務部長	企画 T、保健 G 企画 T、保健 G 企画 T、保健 G 企画 T、保健 G 企画 T、保健 G	保険運営の企画 保険運営の企画 保健事業 保健事業 保険運営の企画	
	医療費等の適正化	(1) ジェネリック医薬品の使用促進 (2) 医療機関の適切な利用を促す広報活動	企画総務 G 長 企画総務 G 長	企画 T 企画 T	保険運営の企画 保険運営の企画	
	基礎的機能	加入者サービスの向上	(1) 各種申請制度の周知 (2) 人的サービスの向上（窓口、電話対応等） (3) 制度サービスの向上（ターナラウンド等）	業務 G 長 業務 G 長 業務 G 長	企画 T、業務 G 業務 G 業務 G	健康保険給付等 健康保険給付等 健康保険給付等
医療費等の適正化		(1) 被扶養者資格の適正化 (2) 現金給付等給付の適正化 (3) 現物給付等給付の適正化 (4) 保険証等、証使用の適正化 (5) 債権管理の推進	業務 G 長 業務 G 長 レセプト G 長 業務 G 長 債権調査役	業務 G 業務 G レセプト G 業務 G レセプト G	健康保険給付等 健康保険給付等 健康保険給付等 健康保険給付等 健康保険給付等	
組織基盤		調査研究に関する環境整備	(1) 保険者機能強化に係る調査研究業務の技術の向上 (2) 外部有識者との協力連携	支部長 支部長	企画 T 企画 T	保険運営の企画 保険運営の企画
		加入者、事業主との双方向型の組織力を強化	(1) 加入者、事業主のニーズに合致した情報の共有化、施策の実行 (2) 健康保険委員の拡大と支援	企画総務 G 長 企画総務 G 長	企画 T 企画 T	保険運営の企画 保険運営の企画
	人材育成等による組織力の強化	(1) 自立的に企画立案ができる人材の育成 (2) 主体的に関係機関等と調整・協同ができる人材の育成 (3) 専門的業務に特化したスペシャリストの育成 (4) 適正な OJT による新卒・既卒者の育成 (5) 新人事制度の適切な運営	企画総務部長 企画総務部長 業務部長 企画総務 G 長 企画総務部長	総務 T 総務 T 業務 G 総務 T 総務 T	組織運営・業革 組織運営・業革 組織運営・業革 組織運営・業革 組織運営・業革	
	風通しの良い組織統制	(1) 事業推進体制の強化 (2) 組織運営状況の可視化 (3) 経費コントロールと適正な予算・実績管理 (4) 新システムの更なる定着と業務改革	企画総務部長 企画総務部長 企画総務 G 長 業務部長	全 G 長 全 G 長 総務 T 業務 G、保健 G	組織運営・業革 組織運営・業革 組織運営・業革 組織運営・業革	

平成28年度事業計画（重点事業）（長野支部）

項目	実施内容
1. 保険運営の企画	（1）医療等の質や効率性の向上 ○地域医療構想策定委員会、調整会議へ参画し意見発信、政策提言を行う。 ・医療費等の質や効率性向上に資するデータ分析等の調査研究を行う。 ・保険者協議会医療計画等策定部会において発信する意見、提言を取りまとめる。 ・加入者、事業主等へ地域医療構想に関わる情報発信を行う。 （2）加入者の健康度向上事業の推進 ○データヘルス計画の推進 ・地域ごとの健康づくり研修会を開催する。 ・新規チャレンジ宣言事業所を更に拡大する。 ・既存チャレンジ宣言事業所の取組効果の検証とステップアップの支援を行う。 ○データ分析による効果的な保健事業の推進 ・短時間労働者の健診実態を調査し、事業者健診データを取得する事業を検討する。 ○自治体や関係機関と連携した保健事業の推進 ・長野県信州 ACE プロジェクトとの協同事業の取組を拡大する。 ・保険者協議会と連携した健診率向上事業を実行する。 ・包括協定自治体との協同事業を拡大する。 （3）医療費等の適正化 ○薬剤の正しい使用方法の啓蒙 ○ジェネリック医薬品使用促進 ・薬剤師会・薬局及び県、包括協定締結自治体と連携した事業を実施する。 ・マーケティング手法を用いて使用拡大を図る。 ○医療機関の適切な利用を促す広報活動 ・はしご受診の防止等の医療サービスを適切に利用するための広報を実施する。

2. 健康保険給付等	・ 疾病予防、健康情報等加入者に役に立つ情報を広報する。 (4) 調査研究に関する環境整備 ・ 健康づくり事業と健診データ、レセプトデータ、調剤データ等の因果関係を研究する事業を行う。 ・ ジェネリック医薬品と先発医薬品の薬効を比較研究する事業を実施する。 (5) 加入者、事業主と双方向型のコミュニケーション ・ 健康保険委員の委嘱拡大事業を継続する。 ・ 健康保険委員の活動を支援する事業を実施する。 ・ 健康づくり宣言事業所の取組好事例等を情報提供する事業を実施する。 (1) 加入者サービスの向上 ○各種広報ツール等を活用した制度周知の強化 ・ 「制度周知パンフレット」や「加入者のしおり」等により、様々な広報機会制度周知を行う。 ・ 新規適用事務説明会に講師を派遣し、制度加入時に丁寧なお知らせを実施する。 ○窓口サービスの展開 ・ 窓口対応および制度改正にかかる職員研修を実施する。 ○未申請者に対する勧奨サービスの推進 ・ 高額療養費等のターンアラウンドを本部計画どおり勧奨する。 ○限度額認定証の利用促進 ・ 限度額適用認定申請書を配置している医療機関を増やし、利用促進を図る。 (2) 医療費等の適正化 ○現金給付費等、給付の適正化 ・ 柔道整復施術療養費は、多部位・頻回の申請および1件当たり支給金額の高い申請者に対する文書照会を行う。 ・ 鍼・灸・マッサージにかかる療養費を適正に給付するため、同意医師照会・保険併用確認を行う。 ○傷病手当金・出産手当金の審査の強化
-------------------	--

3. 保健事業	・ 傷病手当金・出産手当金は、高額な標準報酬が設定されている申請や資格取得直後の申請について審査を強化する。 ・ 疑義のある申請は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の可否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立ち入り調査を実施する。 ○現物給付費等、給付の適正化（レセプト点検） ＜資格点検＞ ・ 資格喪失後受診にかかるレセプトについて医療機関への照会、債権の調定を行う。 ・ 医療機関がレセプト返戻に応じるよう医療機関に折衝し、返納金債権の発生を防止する。 ＜外傷点検＞ ・ 負傷原因届、第三者行為による傷病届の回収促進を図る。 ・ 第三者行為傷病届受付後、早期に求償が行われるよう損保会社・加害者等と接触を図る。 ＜内容点検＞ ・ 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、進捗管理を行い点検効果額の向上を図る。 ・ 点検員のスキルアップのため、点検事例の共有化、研修を実施する。 ・ 内容点検業務の一部について外部委託する。これにより支部内でのシステムのメンテナンス、および活用した点検をより充実させ、また外部業者のノウハウを活用した点検スキルの向上、点検員の競争意識の促進を図り点検効果の引き上げを行う。 ・ 支払基金と定例的に打合せを実施し、支払基金と審査判断の相違があるものを追及する。 ○保険証の適正使用による債権発生防止 ・ 日本年金機構での初回催告後の一般被保険者未回収分や任意継続被保険者の未回収分に対し、文書、電話による催告を行う。 ・ 「オンライン資格確認業務」の導入により、資格喪失後受診のレセプトの減少と医療機関の事務の軽減を図る。 ○債権管理・回収業務の推進 ・ 債権の早期回収を図るため、定期的に文書催告を行うほか、電話・訪問による催告を取り混ぜ債務者との接触を図る。 ・ 国保保険者との保険者間調整を活用し、確実な回収に努める。 ・ 法的手続きによる回収を実施する。 （1）特定健康診査、特定保健指導の着実な推進 ○特定健康診査実施率の向上 ・ 市町村国保集団健診会場の日程に併せ、全ての対象被扶養者へ文書勧奨を実施する。
----------------	--

- ・自己負担ゼロ円の独自集団健診を県下 100 箇所を実施する。

○事業者健診データ取得

- ・勧奨委託健診機関・医療機関と協同で行うデータ取得事業を構築する。
- ・紙媒体の健診結果を積極取得し、外部業者でデータ化する事業を構築する。

○特定保健指導実施率の向上

《被保険者》

- ・事業所の健康づくり事業と連携した特定保健指導の勧奨業務を構築する。
- ・ヘルスアップ検査を倍増化し、特定保健指導の継続率を高める。

《被扶養者》

- ・独自集団健診後の結果説明会を利用した同時特定保健指導を実施する。

健診受診率			特定保健指導率		
被保険者（受診対象者数 234,496 人）			被保険者（受診対象者数 31,310 人）		
生活習慣病予防健診	実施率 49.3%	実施見込者数 115,579 人	特定保健指導	実施率 24.7%	実施見込者数 7,735 人
事業者健診データ	取得率 16.4%	取得見込者数 38,374 人	協会保健師 5,950 人（19.0%）		委託機関 1,785 人（5.7%）
被扶養者（受診対象者数 67,379 人）			被扶養者（受診対象者数 1,840 人）		
特定健康診査	実施 35.0%	実施見込者数 23,550 人	特定保健指導	実施率 10.9%	実施見込者数 200 人

（２）重症化予防等の取組みの推進

- ・本部の提供データに基づき高血圧、糖尿病の二次勧奨を行う。
- ・勧奨後の受療者、未受療者の分析を行い受療促進策につなげる。
- ・医師・薬剤師と連携した糖尿病性腎症重症化予防事業を構築する。

4. 組織運営及び業務改革	(1) 人材育成等による組織力の強化 ○自立的に企画立案する人材の育成 ・ 外部講師や支部内講師による研修を行う。 ・ 企画チームは作業種別型から事業単位に担当領域を変更した組織運営を徹底する。 ○主体的に関係機関等と調整・協同ができる人材の育成 ・ 企画担当者は支部の事業推進代表として関係機関を担当する。 ○専門的業務に特化したスペシャリストの育成 ・ 新システムの活用術を推進する審査等業務のスペシャリストモデルを育成する。 ・ 給付、レセプト審査領域ごとに長野支部N○1のスペシャリストを育成する。 ○適正なOJTによる新卒・既卒者の育成 ・ 育成、習熟目標をあらかじめ設定したOJTの実施と、結果評価の検証を行う。 ・ 新卒6か月ローテーションは、事業単位を自立的に推進するOJT体系に変更する。 (2) 新人事制度の適切な運営 ・ 目標による管理手法を徹底した、マネジメントによる組織運営を行う。 ・ 目標による管理手法に基づいた、厳正な評価を行う。 (3) 風通しの良い組織統制 ○事業推進体制の可視化 ・ 月度別グループ別事業計画推進会議における提案内容のレベルを引き上げる。 ・ 企画総務G、保健Gの事業推進報告書は事業推進のプロセスを履歴として残す内容に変更する。 ・ ワークスケジューリング技法を活用し、計画を前提とした業務の推進を徹底する。 ○組織運営状況の可視化 ・ 評議会は支部事業の推進状況を審議する議事の比重を高める。 ・ 各委員会は規則を遵守し開催するとともに、審議内容は職員区分の別なく速やかに情報公開する。
----------------------	--

業績指標と目標

政策課題		事業領域	単位事業	上期（数値 or 到達態様）目標
戦略的機能	加入者の健康度を高めること	(1) データヘルス計画	・健康づくり研修会事業	・県内4会場実施、300名以上の参加者数
			・宣言事業所拡大事業	・保健指導訪問20事業所、その他重点業態5事業所拡大
			・宣言事業所ステップアップ支援事業	・全事業所訪問支援、モデル事業拡大15事業所、講習会10事業所実施
			・加入者の受療行動分析	・医薬品使用実態の調査研究
		(2) データ分析に基づく保健事業	・事業者健診データ取得事業	・調査結果分析を完了し、データ取得事業開始若しくはデータ取得方法の再検証を開始。
		(3) 特定健康診査の推進	・集団健診会場への勧奨事業	・集合契約の集団健診全会場において、対象地域の対象者へ案内通知送付。
			・独自集団健診事業	・データ分析に基づき前年度より会場数を削減し、受診者数を増やす計画の確定。
			・勧奨委託機関データ取得事業	・新たに2機関と新規契約を締結
			・紙媒体データ取得事業	・20事業所、1,000件取得
		(4) 特定保健指導の推進	・健康づくり事業所への勧奨事業	・新規チャレンジ宣言事業所の保健指導受入れ率100%
			・ヘルスアップ検査事業	・100件実施
		(5) 重症化予防等の取組みの実施	・二次勧奨事業	・文書勧奨1,391件/年
			・糖尿病性腎症重症化予防事業	・プログラム参加20名（年間）
		(6) 関係機関と連携した保健事業	・ACEプロジェクト協同事業	・DH計画と健康経営優良企業事業を加えた展開へ変更し定着化
			・保険者協議会健診率向上事業	・分科会を事業実行推進部隊とし、計画どおりの事業を実行
			・包括協定自治体協同事業	・成果報告が可能な段階・規模へ、事業を育成
	医療費等の適正化	(1) ジェネリック医薬品の使用促進	・関係団体と連携した事業	・薬剤師会等と共同事業を1件以上上期に実施。
			・マーケティング手法を使った勧奨事業	・勧奨事業1件以上、上期に実施
		(2) 適切な利用を促す広報活動	・適正受診を促す広報事業	・上期中に1回広報を実施。
			・健康づくりに資する広報事業	・上期中に1回実施（アンケートも併せて実施）

基礎的機能	加入者サービスの向上	(1) 各種申請制度の周知	・ 申請制度の周知事業	・ 限度額適用認定申請書病院設置の再整備
			・ 新規適用事業所向けの支援事業	・ 新規適用事業所事務説明会への講師派遣（年間 39 回）
		(2) 人的サービスの向上	・ 窓口対応スキル向上事業	・ 窓口対応スキル向上研修の実施（上期 1 回）
		(3) 制度サービスの向上	・ ターンアラウンド 勸奨事業	・ 前 6 ヶ月診療分のお知らせを毎月送付 ・ ターンアラウンド 勸奨件数（年間 1,800 件）
	医療費等の適正化	(1) 現金給付等給付の適正化	・ 柔整療養費適正化事業	・ 患者照会件数（年間 3,000 件） ・ 多部位施術申請書減少率（2%） ・ 頻回施術申請書減少率（2%）
			・ 手当金適正化事業	・ 受給者照会の実施（上期 1 回）
			・ 針灸・マッサージ 適正化事業	・ レット突合件数（年間 600 件） ・ 患者、同意医師照会（上期 1 回） ・ 申請書減少率（5%）
		(2) 現物給付の適正化	・ 資格点検事業	・ 27 年度実績を上回る点検効果額
			・ 外傷点検事業	・ 27 年度実績を上回る点検効果額
			・ 内容点検事業	・ 27 年度実績を上回る点検効果額
		(3) 証使用の適正化	・ 保険証回収事業	・ 一般保険証回収率（喪失月後 6 ヶ月時点 70%以上） ・ 任意継続保険証回収率（喪失月後 3 ヶ月時点 80%以上） ・ 保険証返却催告件数（年間 1,500 件）
			・ オンライン資格確認事業	・ 20 医療機関を対象に事業を開始、利用状況の確認・促進
		(4) 債権管理の推進	・ 回収勸奨事業	・ 計画通りの実施による、債権残高の削減（期初残高）
			・ 保険者間清算調整事業	・ 目標実施件数 25 件（年間目標 50 件）
			・ 法的手続きによる回収事業	・ 実施件数 12 件（年間目標 30 件）
組織基盤	加入者、事業主との双方向型の組織力を強化	(1) 情報の共有化、施策の実行	・ 事業所健康づくり好事例情報提供事業	・ 上期中に 2 回実施
		(2) 健康保険委員の拡大と支援	・ 健康保険委員委嘱拡大事業	・ 新規委嘱数：年金委員委嘱事業所 80 事業所、100 人以上事業所 15 事業所、重点業態事業所 10 事業所
			・ 健康保険委員活動支援事業	・ 委員のひろば発行（役立ち度 70%）

組織 基盤	人材育成等による 組織力の強化	(1) 企画立案ができる人材の育成	・支部独自研修	・講師による支部独自の研修を実施
		(2) 専門的集団の育成	・給付審査レベルの強化	・給付審査業務の課題形成と解決策の具申ができる
			・レプト点検レベルの強化	・診療報酬点検知識を向上させ指導できる
		(3) 適切な新卒・既卒者の育成	・新卒 OJT 企画実行	・OJT 終了時に支部の業務内容、基本的事項を取得している
		(4) 新人事制度の適切な運営	・適切な目標達成シート作成	・グループ長が目標による管理の基礎知識を習得
			・新人事制度理解促進	・評価研修の支部内定着
	風通しの良い組織 統制	(1) 事業推進体制の強化	・事業推進会議	・事業報告書（月報）に基づく会議運営へ転換
			・WS 技法に基づく働き方改革	・企画、総務チームは、一つ以上の改善提案と実行
		(2) 組織運営状況の可視化	・評議会運営事業	・事業計画推進上の課題や共通認識に比重を置く評議会を実施
			・規定に基づく研修・委員会	・四半期ごとコンプライアンス委員会、コンプライアンス・セキュリティ研修の実施
		(3) 経費コントロールと予算・実績管理	・経費削減	・同一調達案件で 27 年度を下回る件数 3 件
			・予実管理表による監視	・予算執行額から事業の進捗状況を確認し、毎月報告を行う。
		(4) 新システムの更なる定着と業務改革	・業務改善委員会の推進	・上期中、業務提案 12 件実施 ・CS 研修の実施

平成28年度 事業計画 (岐阜支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信を図る。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・ 医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を活用し、現金給付の審査強化を図る。 ・ 医療機関における資格確認事業の実施を検討する。 ・ 作成した「データヘルス計画」の確実な実施を図る。 ・ 県や市町村の各種協議会等に参画し、協会が収集ならびに分析したデータを踏まえて、意見の発信を行う。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ 薬剤師会等の関係団体と情報・意見交換等により、使用促進と定着に向けた支援を要請する。 ・ 広報誌、ホームページ、メールマガジンや健康保険委員を通じて、繰り返し周知広報を行う。 ・ ジェネリック医薬品希望シールの配布を行い、ジェネリック医薬品の浸透を図る。 ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知する目的について、広報誌等において広く周知する。 (4) 地域医療への関与 ・ 策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 ・ 保険者協議会へ医療費、健診データを提供し、県内の他保険者との情報共有を推進する。 ・ 小中学校等での「医療費啓発チラシ」の配布に際し他の保険者にも参画の呼びかけを行う。 (5) 調査研究の推進等 ・ 岐阜支部の医療費や健診結果等の分析を行い、特徴や課題をわかりやすくまとめ、分析結果の公表を行う。 また、分析結果を保険者協議会等の機会を通じて、関係方面へも積極的に発信する。 (6) 広報の推進 ・ 広報誌、メールマガジンの発行等を通じて、定期的に情報を提供する。情報の提供にあたっては、加入者の視点に立って、わかりやすい表現の使用に努める。 ・ 関係団体との連携による広報や各種メディアを活用した広報を実施する。 ・ 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホ

	ームページ、メールマガジンを充実させる。さらに、協会の発信力を広げるため、いわゆるソーシャルネットワークサービス等の活用をはじめ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 (7) 的確な財政運営 ・協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方等について、広く国民の理解を得るための情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ・加入者等の意見やニーズを広く吸い上げ、創意工夫を生かしたサービスの向上を図る。 ・サービススタンダード（受付から振込まで 10 営業日）の順守をはじめ、正確かつ迅速な支払いを行う。 ・手続き案内チラシの作成や講習会への講師派遣等、加入者等が手続きや制度内容を理解しやすいようサポートを行う。 ・郵送による申請を推進する。 (2) 高額療養費制度の周知 ・限度額適用認定証について、広報の実施によって利便性を周知するとともに、申請書を配置いただく医療機関の拡大を図り、利用を促進する。 ・未申請者に対して、申請手続きの勧奨を行う。 (3) 窓口サービスの展開 ・サービスの低下にならないよう配慮しつつ、職員配置等について見直しを行う。 ・担当職員への情報提供の充実、不断の品質検証により、満足度の高いサービス提供を実現する。 (4) 被扶養者資格の再確認 ・日本年金機構との連携を図り、事業主の協力のもと、的確に業務を遂行する。 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・多部位・頻回（3 部位かつ月 15 日以上等）の申請については加入者に文書照会を行い、その結果、疑義のある申請に対しては施術所への照会を実施する。また、必要に応じて、厚生局への情報提供を行う。 ・正しい知識を普及させるための広報を実施し、適正受診を推進する。 (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ・標準報酬月額が 83 万円以上や、資格取得直後に申請されたものについては、より重点的に審査を行う。 ・保険給付適正化プロジェクトチーム会議を定期的開催し、審査で疑義が生じたものについて、対応方針や立入検査の要否を協議する。 ・事業所調査が必要な場合、日本年金機構と連携し、立入検査を実施する。 (7) 海外療養費支給申請における重点審査 ・不正請求を防止するため、診療明細の精査や翻訳内容の再確認等を実施し、審査の強化を図る。

	(8) 効果的なレセプト点検の推進 ・点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。(27年度を上回る) ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。 ・点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。 ・内容点検業務の一部外部委託については、支部内の内容点検を充実させること、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させること、競争意識の促進を図ることを目的として実施する。 (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ・協会が行う一次・二次催告のほか、日本年金機構が送付する返納通知に協会作成の返納案内文書及び返信用封筒を同封し、回収を強化する。 ・資格喪失時、加入者は保険証を返却すること、事業主は保険証を回収すること、の周知を図る。 (10) 積極的な債権管理・回収業務の推進 ・前年度回収率を上回るべく、発生した返納金債権等については、早期回収に努めるとともに、文書催告の他、電話や訪問による催告を行う。 ・弁護士による催告を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。 ・法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。 ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。 ・住民票請求等により、住所不明者の追跡調査を実施する。 ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ・債権回収対策会議にて現状の共有を図り、効果的な回収方法等の対策検討を行う。 (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ・研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。 ・アンケート等の実施により意見を聴く機会を設け、支部運営の参考とするとともに、結びつきを強固なものにする。 ・広報誌や保健指導の事業所訪問時等において、委員制度の存在や活動内容を周知し、委嘱者数の拡大に努める。 ・日本年金機構との共催による健康保険委員表彰を実施する。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：253,150人） ・生活習慣病予防健診 実施率：55.0%（実施見込者数：139,233人） ・事業者健診データ 実施率：18.6%（実施見込者数：47,086人） ○被扶養者（受診対象者数：87,169人） ・特定健康診査 実施率：23.0%（実施見込者数：20,049人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：32,606人） ・特定保健指導 実施率：20.0%（実施見込者数：6,521人）

	(内訳) 協会保健師実施分 13.0% (実施見込者数: 4,239 人) アウトソーシング分 7.0% (実施見込者数: 2,282 人) ○被扶養者 (実施対象者数: 1,644 人) ・特定保健指導 実施率: 7.0% (実施見込者数: 115 人) (3) その他の保健事業 1. 職域健康関連セミナー … 事業所向けに健康経営、メンタルヘルス対策等のセミナーを実施する 2. 自治体との協働・連携 … 地域住民の健康づくりを目的として、自治体との覚書・協定の締結をすすめ、具体的な事業の連携・協働を促進する。 3. 健康ウォーキング … 社会保険協会と共催し、運動習慣の定着を図る 4. フットサル大会 … 健康保険委員のいる事業所を中心に、加入者のコミュニケーション、運動習慣の定着を図る 5. 健康経営推進事業所の認定 … 従業員の健康を経営の重要な資源と捉え健康増進に積極的に取り組んでいる事業所を認定する (4) データヘルス計画 (上位目標) タバコに関するデータを分析、活用し効果的な取り組みにより医療費削減をめざす (下位目標) 1. 医療機関を中心とした禁煙指導の実施 2. 従業員が喫煙によるリスクを理解し対策を図る事業所が増える 3. 喫煙者自身がリスクを理解し改善に向かう様にする (5) 受診勧奨対策 1. 生活習慣病予防健診・特定健診の受診勧奨 … 受診機会を増やすため被扶養者を対象とした集団健診を実施する 2. 特定保健指導の促進事業 … 指導対象事業所に勧奨文を送付し保健指導の受診を促す
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ・組織運営体制の強化 本部との適切な支援・協力関係を維持し、内部統制（ガバナンス）を強化する。 支部内の部門間連携及び組織運営体制の強化を図る。 ・実績や能力本位の人事の推進 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ・協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、人事評価制度の見直しの他、職員に期待する職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化する等の人事制度全般の実施、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。また、環境整備委員会の開催により、ハード・ソフト両面の充実を図る。 ・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）に関する内部及び外部からの通報制度を実施するとともに、研修等を通じてその遵守を徹底する。また個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限・パスワードの適切な管理を常時点検し、徹底する。 ・リスク管理 適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会

	の開催等、リスク管理体制を整備する。 (2) 人材育成の推進 ・ 職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。 ・ 本部と連携し、各階層及び各種業務別に求められる能力や知識習得の為の研修を実施する。 ・ お客様満足度調査結果等を踏まえ、加入者等に好感をもたれる人材の育成を図る。 (3) 業務改革・改善の推進 ・ ブロック単位の業務改革会議等を通して、業務改善や他支部との連携事業等を検討する。 ・ 各グループ間の連携の強化を図り、更なる効率的な業務体制を構築する。 (4) 経費の削減等の推進 ・ 引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法の見直しの検討を行う。 ・ 競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。 ・ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	---

平成 28 年度 事業計画（静岡支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	■保険者としての情報発信 ・「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、医療に関する情報の収集、分析を県と連携・協働して更に進めるとともに、県をはじめ関係方面（県内町村・他保険者・関係団体等）に積極的に発信し連携に活用する。また、データヘルス計画の確実な実施や、地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図り地域医療に貢献する。 ■広報の推進 ・加入者および事業主に対し、当協会事業について広く周知するため、広報紙やホームページを活用するとともに県・市町・関係団体との連携による広報などメディアへの発信力を強化する。 メールマガジン登録数の拡大を図り、事業主・加入者に対するタイムリーな広報を推進する。（平成 27 年度を上回る） また、ソーシャルネットワークサービスを活用し、事業を推進する。 ■健康保険委員の活動強化 ・健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等をとおして健康保険事業への理解をさらに深めていただくとともに、より一層結びつきを強めていく。また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数のさらなる拡大を図る。 ■ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・国の施策を踏まえ、ジェネリック医薬品自己負担軽減額の通知サービス、ジェネリック医薬品希望保険証ケースの配布、ホームページ等により使用のメリットに関して周知し、使用の促進を図る。（平成 27 年度を上回る） また、若年層を対象に、花粉症アレルギー疾患の対象者にジェネリック医薬品使用促進チラシを送付するとともに、支部パイロット事業として薬局に対してジェネリック医薬品使用状況通知を送付する。
2. 健康保険給付等	【サービス向上のための取組】 ■お客様満足度向上のための取組

	・ 加入者等の意見、要望等について迅速に対応しサービスの改善に結びつける。 - また、加入者の目線に立った対応が出来るよう職員一人一人のスキルを高めることで、サービスの質の向上を図る。 ■サービススタンダードの遵守 ・ 傷病手当金等の現金給付の支給申請については、返戻・照会分を除き、受付から支払（振込）までに要するサービススタンダード（10 営業日以内）を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 ■高額療養費制度の周知 ・ 加入者の医療機関等での窓口負担を軽減するため、限度額適用認定証の利用促進を図る。 - また、高額療養費の未申請者に対してターンアラウンドによる申請勧奨を推進する。 【医療費適正化のさらなる促進】 ■被扶養者資格の再確認 ・ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。 ■柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・ 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月に 15 日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 ■現金給付の審査強化 ①傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ・ 傷病手当金、出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が 83 万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断し、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。
--	--

②海外療養費支給申請における重点審査と療養費の適正化

- ・ 海外療養費の不正請求を防止するため、外部委託を活用した診療明細の精査や診療内容の再確認、医療機関への文書照会を実施し、審査を強化する。
- ・ はり、きゅう、あんまマッサージ施術に係る療養費申請における頻回施術、往療料の算定及び医師による治療との併給等について、必要に応じて施術所、同意医師及び患者等への照会を行い適正化に努める。

■効果的なレセプト点検の推進

- ・ 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検方法の見直し改善をしながら、前年度を上回る効果額を目標とする。
- ・ 他支部査定事例の分析・活用、研修を実施するなど点検員のスキル向上への取組みを強化し、点検技術の底上げと平準化を図る。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。
- ・ 一部外部委託（全体の２０％）することにより、内容点検を充実させ、効果的な点検を徹底する。

【資格喪失後受診等による債権の発生防止のための取組】

- ・ 資格喪失者における未回収保険証については、日本年金機構において当支部と連携した一次催告を実施するとともに、文書による二次催告、電話や訪問を織り交ぜた三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。
- ・ 事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広告媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
- ・ 国保加入の確認が取れた者等については、請求替を積極的に行い、債権発生防止を図る。
- ・ 医療機関による資格確認業務を推奨し、資格喪失後受診の防止及び保険証回収を強化する。

【積極的な債権管理回収業務の推進】

- ・ 債権の適切な管理により、文書催告の他、電話や訪問による催告を実施し、債権の早期回収を図る。
- ・ 納付困難な者について、保険者間調整の仕組みを利用する他、約束不履行者や納付拒否者など納付意志がない者については、法的手続きによる回収を積極的に行う。
- ・ 交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を行い、より確実な回収を実施する。

	・ 会議や研修等により、債権回収業務のノウハウの取得及び効果的な回収方法、体制の実施を図る。
3. 保健事業	(1) 健診 ①被保険者（40 歳以上） （受診対象者数:363,569 人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率:63.3%(実施見込者数:230,139 人) ・ 事業者健診データ 取得率:6.5%（取得見込者数:23,632 人） ・ 生活習慣病予防健診の受診勧奨及び事業主健診結果データ取得に関して、労働局・生活習慣病予防健診委託機関・社労士と連携し、取組の強化を図る。また、事業者健診については、契約健診機関・業者・社労士に受診勧奨業務を委託し受診率の向上を図る。 ②被扶養者（受診対象者数:105,227 人） ・ 特定健康診査 実施率:22.6%（実施見込者数:23,781 人） ・ 市区町の実施するがん検診と同時実施の拡大に向け、静岡県及び保険者協議会と連携を図り促進する。 (2) 保健指導 ・ 被保険者（実施予定者数:45,678 人） ・ 特定保健指導 実施率:14.5%（実施見込者数:6,623 人） (内訳) - 協会保健師実施 6.1%（実施見込者数:2,779 人） - アウトソーシング分 8.4%（実施見込者数:3,844 人） ・ 被扶養者（実施予定者数:1,641 人） ・ 特定保健指導 実施率:14.5%（実施見込者数:238 人）

	(3) その他の保健事業 ・ オプショナル測定付き特定集団健診を実施 ・ 本人負担なし（無料）の特定集団健診を実施 ・ 高血糖者への受診勧奨 ・ 健康づくりに関する協定締結自治体との協働事業 ・ 事業所訪問による、禁煙対策・保健指導の勧奨 (4) データヘルス計画の推進 ・ 上位目標：LDL コレステロール値を全国平均値まで下げる。（男性 126.91→124.87，女性 125.69→124.76） ・ 下位目標： ① 事業所に健康宣言を促し、健康優良事業所を増加させる。 ② 県その他の関係団体と連携し、健康事業を進める。 ③ LDL コレステロール値の減少（特に東部地区）、事業所の禁煙（分煙）体制の確立。 重症化予防及び未受診者受診勧奨（空腹時血糖 126 mg/dl 以上または HbA1c 6.1%以上の未治療者の医療機関への受診） (5) 受診勧奨対策 ・ 扶養家族へ直接の特定健診受診勧奨案内（がん検診との同時受診用） ・ 生活習慣病予防健診受診者の問診票発送時に被扶養者特定健診の受診案内リーフレット同封（被扶養者への同時受診勧奨） ・ オプアウトの同意書を利用した保健指導利用案内 ・ 会場指定による特定保健指導 ・ 協定締結自治体とのフェスティバル会場での特定集団健診 ・ 生活習慣病予防健診の個別勧奨による集団健診
4. 組織運営及び業務改革	■組織の適切な運営 ①運営体制の強化

	・組織体制の検証を随時実施し、必要に応じ見直しを行い運営体制の強化を図る。 ②コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティの徹底 ・打合せ会、研修会を通じ遵守を徹底する。 ③事務処理誤りの発生防止 ・事務処理誤り防止に向け、事務処理手順書を遵守するとともに、効率的なチェック体制等の徹底により事務処理誤りの発生を防止する。 ■組織環境 ①職場におけるコミュニケーションの強化 ・自由闊達な気風と創意工夫に富んだ風通しの良い組織風土づくりを目指す。 ・朝礼を活発化し、情報共有を密にする。 ②人材育成の推進 ・中長期的視点から、リーダー、スタッフ各階層での研修の実施及びジョブローテーション「一人三役体制」の確立を図るとともに、e - ラーニングの実施や通信教育講座などへの参加を呼び掛ける。 ③業務改革・改善の推進 ・支部活性化プロジェクト会議を開催し、加入者の利便性及びサービスレベルアップへ向け現状業務の更なる効率化に努め改善を図る。また、業務のアウトソース推進により、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。 ■経費節減 ①競争入札等の実施 ・予定価格 100 万円を超える契約について、一般競争入札を実施する。 ②適切な在庫管理 ・物品（備品、消耗品）等の払い出し、在庫状況を常に把握し適切な在庫管理を行う。 ③エネルギー消費の無駄などの削減 ・業務上支障のない消灯及び室温管理の徹底等、電力消費の軽減を実施する。
--	--

平成 28 年度 事業計画 (愛知支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) リーダーシップを発揮した関係団体との連携 A. <強化> 健康保険組合愛知連合会や愛知県国保連合会、自治体との意見交換や共同事業を通じた連携強化（健診強化月間の取組み等） B. 自治体主催の各種会議への参加と積極的発信（国保運営協議会、後発医薬品適正使用協議会、たばこ対策推進会議等） C. 医療関係団体（医師会等）との情報交換や協定締結を通じた連携強化と協働の追求 D. <強化> 健康保険組合愛知連合会、愛知県国保連合会と連携した地域医療構想調整会議への参画と意見発信 E. 新愛知県社会保険労務士会との連携の強化（事務手続き、事業所の健康度向上、社会保険教育等） (2) 加入者・事業主等に対する広報の推進 A. <強化> 加入者・事業主目線の広報の推進（広報委員会、健康保険委員アンケート等の活用） B. メルマガ会員の拡大（広報誌、事務説明会、FM愛知とのコラボPR等の活用） C. 新聞、ラジオ放送など地元メディアを活用した、より広範な加入者へのわかりやすい広報 D. <強化> 「協会けんぽのしおり」や「健康保険委員向け研修用DVD」を活用した制度や事務手続きの周知 E. 愛知県・名古屋市と連携した「健診ポスターコンクール」の実施と商業施設等への掲示展開 F. 愛知県社会保険労務士会や商工会議所等と連携した会報誌への広報 G. 新協定締結自治体との共同による地域住民への広報 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 A. <強化> 軽減額通知による加入者への情報提供 B. 広報誌、メルマガを活用した加入者・事業主への広報 C. 名古屋市営地下鉄のステッカー広告を活用した広報の実施 D. 協定締結自治体と連携した軽減額通知の同時期発送と地域薬剤師会への協力要請 E. 新愛知県薬剤師会と連携した薬局窓口におけるジェネリック医薬品の説明と切り替えの推進 F. 新愛知県薬剤師会との共催によるジェネリック医薬品に関するセミナーの開催 (4) 健康増進等の啓発事業の展開 A. 健康保険組合愛知連合会との共催による合同セミナーの開催 B. 名鉄との共催によるウォーキング大会の開催 C. 健康保険委員委嘱事業所を対象としたフットサル大会の開催 D. 新県や協定締結自治体と連携した健診啓発イベント等の開催 E. 新「健康経営」や「健康取組」の普及を目的としたセミナーの開催 F. 新高校生を中心に健康教育の普及を図る (5) データヘルス計画の実施 A. <強化> ヘルスケア通信簿を活用して、健康取組による加入者の健康度の向上を目的とした事業所とのコラボヘルスを実施

	B. <強化> 特定健診の受診を促進する「奥様も健診プロジェクト」の実施 C. 産業保健センターと連携したメンタルヘルス相談体制の構築 D. 新ヘルスケア通信簿データを活用した2型糖尿病治療中断者に対する重症化予防事業の実施 E. 新協定締結自治体と連携したレセプトデータ等の分析を通じて加入者を含む地域住民の健康度向上を図る
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取り組み A. サービススタンダード100%の遵守（書類不備による返戻及び担当医師への症状照会などを除く） B. スピード感のある対応と審査医師や顧問弁護士を活用した正確な審査による顧客満足度の向上（事務処理誤り0件を目指す） C. 加入者・事業主からの照会内容の分析によるわかりやすい広報の実施（コールセンターの着信内容の分析等） D. <強化> 日本年金機構、愛知労働局と連携した「退職事務手続研修会」「出産関係事務研修会」の開催による退職時や出産時のスムーズな手続きの周知 E. 高額療養費の未申請者への支給申請手続きの定期的勧奨（申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付） F. 新医療機関向け健康保険事務説明会の実施（限度額適用認定証の利用促進、傷病手当金の医師意見書欄の記載方法等） G. 新協定締結自治体の国保担当者との意見交換会の実施（国保窓口を設置する申請書種類の充実によるサービス向上等） (2) 保険給付の適正化 A. 疑義案件に対する事業主への立入検査実施による不正請求の防止 B. 労災隠しの排除（負傷日時や場所を確認し、労災の可否を判断） C. 海外出産、海外療養費に対する審査強化、受診地域・受診者等の統計分析及び情報発信 D. 療養費（柔整、はり灸・マッサージ、治療用装具）に対する事実確認（患者照会、医師（施術師）照会等）の徹底 E. 患者照会時にパンフレットを同封して療養費に対する正しい知識を周知 F. 新規に施術所を開設した柔道整復師に対する研修会の実施 G. 医師会や義肢協会等の関係団体との連携を強化して適正化に対する協力関係を構築 H. 東海4支部業務グループ合同事務打合せ会の定期的な開催（不正請求防止・情報共有） I. 新施術所の不適切な広告に関し、健康保険組合愛知連合会や愛知県柔道整復師会と共同して自治体保健所に情報提供の仕組みを構築（不正請求防止） (3) 限度額適用認定証の周知 A. 限度額適用認定証使用率の更なる向上を図るため、広報誌や健康保険委員研修等の機会を活用した積極的広報 B. 名古屋市営地下鉄の広告を活用した広報の実施（名古屋市との連携事業） (4) 情報の分析と発信 A. 給付適正化に伴い収集した情報（社会保険審査官の審査結果等）にかかる分析と活用（評議会への公表、調査基準や審査マニュアル更新版の作成） B. 事案検討会の実施による審査基準の共有化、審査医師による研修会を通じた審査のレベルアップ C. 健康保険組合愛知連合会や自治体との情報交換による療養費の知識向上及び審査基準の統一化（研修会の実施など） (5) 債権の発生抑制と早期回収 A. 保険証の回収強化による債権回収率の向上（一般被保険者分は全国平均以上、任意継続被保険者分は27年度を上回る）

- (a) 保険証の返納催告（文書、電話）の計画的な実施
 - (b) 任意継続被保険者の保険証未返納者に対する訪問催告の実施
 - (c) **<強化>** 保険証未返納者が多い事業所に対する督促の実施（保険証回収の徹底を依頼）
 - (d) 職業安定所における退職後の健康保険の手続きチラシの配布による周知
 - B. 納付期限内に納付のない債務者及び納付約束にも拘らず納付のない債務者に対する徴収強化（文書催告、電話催告の計画的実施、高額な債務者に対する訪問催告の計画的実施）
 - C. 債権回収率の向上（平成 27 年度実績を上回る）
 - D. 支払督促等の法的対応、高額かつ悪質な債務者に対する顧問弁護士を活用した法的対応
 - E. 支部全体で債権の発生抑制、債権回収に取り組むため、債権担当者会議（代表者会議出席者）を実施（毎月 1 回）
 - F. **<強化>** 資格喪失後受診等にかかる自治体との保険者間調整により積極的な債権回収の実施
 - G. **新**人員増を含めた体制強化を実施し回収率の向上を図る
- (6) 被扶養者資格の再確認
被扶養者に該当しなくなった者の無資格受診防止や高齢者医療にかかる拠出金適正化のため、年金事務所・愛知事務センターとの連携のもと、事業主の協力を得て被扶養者資格の再確認業務を的確に実施
- (7) 効果的なレセプト点検の推進（資格・外傷・内容）
- A. 加入者 1 人当たりの点検効果額及び査定効果額の向上
 - B. 内容点検効果向上計画の策定と実行
 - (a) 自動点検システムを活用した効果的な点検の実施
 - (b) レセプト点検員及び内容点検担当職員のスキルアップ
 - ・本部、ブロック、支部主催会議への参加及び確実な伝達
 - ・審査医師等の医学的な助言をもとにした点検領域の拡大（内科月 2 回、整形月 1 回、歯科月 2 回、調剤月 1 回）
 - ・点検員による勉強会の開催及び情報の共有（医科・調剤月 1 回、歯科月 2 回）
 - ・**新**健康保険組合の点検事例の情報共有
 - ・**新**健康保険組合の点検員との相互交流によるスキルアップ
 - (c) 再審査結果の疑問点等に対する支払基金との協議（毎月 1 回）
 - (d) 内容点検業務の外部委託（一部地域分）を実施し、支部の内容点検の充実及び点検委託業者のノウハウの収集と活用
 - C. 関係団体との連携
 - (a) 不適切な請求に対する厚生局・支払基金等への情報提供
 - (b) **新**医療機関向け説明会の開催等による医療機関と連携した負傷原因の確認や第三者行為届の提出促進
 - D. 多重受診者に対する文書・訪問等による適正受診指導の実施
 - E. 損保会社（加害者）との交渉、過失割合の認定に関する顧問弁護士の活用
 - F. 債権班と連携した債権回収（資格喪失後受診による返納金、損害賠償金）
- (8) 健康保険委員の拡大及び活動強化
- A. メリットを強調した文書・電話勧奨による健康保険委員の拡大
 - B. 健康保険委員活動を支援・強化するため、実務研修、健康セミナー等を実施

	C. 新新規委嘱者に「健康保険と手続きDVD」を配付し実務研修の未受講を補完 D. 協会けんぽ推進員への情報提供（他健保に加入している事務担当者） E. 日本年金機構との共催による健康保険委員表彰式の実施（年金委員表彰式と同時開催、28年11月） F. 愛知県社会保険委員会連合会健康保険委員会への事業報告と健康増進事業等への参加要請
3. 保健事業	(1) 健診 A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：775,397人） - 生活習慣病予防健診 実施率 54.9%（実施見込者数：425,600人） - 事業者健診データ 取得率 8.0%（取得見込者数：62,000人） B. 被扶養者（受診対象者数：268,501人） - 特定健康診査 実施率 26.0%（実施見込者数：69,800人） (2) 保健指導 A. 被保険者（受診対象者数：100,933人） - 特定保健指導 実施率 8.0%（実施見込者数：8,070人） （内訳）協会保健師実施分 4.66%（実施見込者数：4,700人） アウトソーシング分 3.34%（実施見込者数：3,370人） B. 被扶養者（受診対象者数：5,653人） - 特定保健指導 実施率 6.5%（実施見込者数：368人） (3) 受診勧奨対策 A. <強化>協定締結自治体と共同した健診受診率の向上（郵送により特定健診及とがん検診の同時受診を勧奨） B. <強化>保健指導未実施の事業所に対し、委託機関による実施勧奨（夕刻、土曜等での実施） C. <強化>名古屋駅前移転のメリットを生かし、支部の健康相談室を使った来所相談の強化 D. 新健診スタートお知らせレターの送付（40歳健診デビューへ） E. 新保健師、管理栄養士のスキル向上のため名古屋大学と連携した研修等の実施 F. 集団健診（小規模事業所）の実施を拡大させるため、検診車を持つ委託機関の拡大と新規実施 G. 特定健康診査（被扶養者）を対象とした集団健診の実施 H. 委託機関による受診勧奨、事業所健診データ取得を組み合わせた取得促進 I. 健診当日に階層化の上で、初回面談が可能な特定保健指導委託医療機関の拡充 J. 自健診機関の従業員に対する特定保健指導の業務委託推進 (4) その他の保健事業 A. <強化>名古屋市と共同で、がん撲滅キャンペーンの実施。共同する関係機関、動員数の大幅増を図る B. 新健康づくりに前向きな自治体との協定締結を推進し、共同で新規事業に取り組む C. 新名古屋大学との覚書に基づく健康づくり事業の実施 D. 健康保険委員に対する健康づくりの新規事業、健康づくりの新規サービス実施 E. セミナー、研修会の実施（健康保険委員向け、メンタルセミナーなど）

4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営 A. グループ代表者会議における進捗状況や支部方針の確認（毎週１回） B. 部・グループを超えた応援体制の構築 C. コンプライアンス、リスク管理の徹底 (a) 個人情報管理、セキュリティの徹底 (b) 自主点検の実施（半期に１回） (c) 各種委員会の定期的開催及び決定事項の周知と遵守（衛生委員会・コンプライアンス委員会・個人情報管理委員会等） (d) 職員のメンタルヘルスケアへの支援体制の強化 D. 新協会のミッションや目標を明確にし、職員が能力を発揮できるよう新人事評価制度を適切に運営 E. 多様で優秀な人材確保に向けた学校関係への積極的なアプローチ及び企業説明会への参画 (2) 人材育成等による組織力の強化 A. 各種研修による良識ある人材の育成（メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、コミュニケーション研修等） B. 実務研修によるスキルアップ及び協会けんぽミッションの更なる周知 C. ＜強化＞ 関係機関等から講師を招いた研修の実施（日本年金機構、東海北陸厚生局、顧問弁護士、審査医師等） D. 課題解決に向けて行動できる人材育成やバーチャル体験型の研修など新たな研修カリキュラムの企画立案 E. 新接遇にかかる課題の抽出と効果の可視化による測定（モニタリング調査）の実施及びフィードバックによる接遇力向上 (3) 業務改革の推進 A. 業務改善提案制度 (a) ＜強化＞ サービス向上・改善委員会を通じたCS向上、業務効率化の促進 (b) 優秀な改善提案に対する支部内表彰（年２回）による業務改善提案制度の促進 (c) 契約職員も含めた全職員による業務改善提案制度の運営（輪番制でのサービス係任命） (d) 改善提案強化月間を設置し、サービスの向上及び職員の意識の向上を図る B. 関係機関等への支部職員の講師派遣 (a) ＜強化＞ 各社会保険委員会の総会や事務研究会における健康保険事務手続き等の説明 (b) ＜強化＞ 社会保険協会主催の事務講習会における健康保険事務手続き等の説明 (c) 日本年金機構職員への健康保険制度等の説明 (4) 経費の節減 A. 業務経費・一般経費の他支部比較と分析を基にした経費の適切な管理 B. 随意契約の見直しやweb発注を活用した適切な在庫管理の徹底 C. 光熱使用量の情報提供による省エネの意識付け D. 調達委員会の開催や調達結果等のホームページ公表による透明性の確保 (5) 業務・システム刷新における円滑な業務運営 A. ＜強化＞ 業務・システム刷新後の新たな課題の抽出とスピーディーな対応 B. 業務の効率化による創造的活動の拡大（健康増進事業の推進）
---------------	--

平成 28 年度 事業計画（三重支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ① 医療費や健診データの分析を行い、その結果を県、市町、医療関係団体（医師会等）、保険者協議会等へ提供し、加入者の疾病予防や健康増進のために活用する。 ②【新規】県、市町、医療関係団体（医師会等）と連携してイベント等に積極的に参画し、加入者に対して健康を意識した生活習慣の改善周知や新たに禁煙サポートに取り組む。 ③ 県内自治体及び関係機関との連携、協働事業実施のため、事業協定の締結を進める。 ※平成 27 年度末協定締結 7 機関→平成 28 年度末協定締結目標 10 機関 ④【継続】2 年目を迎えるデータヘルス計画を「健康宣言」事業所の拡大と運動取組サポートにより確実に実施する。 ⑤【新規】健康経営を普及させるため、健康保険委員委嘱事業所を優先的に訪問し、「健康宣言」への取組みを推進する。※目標 50 社 ⑥【新規】医療系の学校にて出張講座を開催し、将来の保健師、看護師に協会けんぽが行う保健事業の取り組みについて周知する。また、将来のリクルート先としての協会けんぽの存在をアピールする。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的な対策 事業協定を締結している津市、名張市、菰野町等と協働で医療費分析を行い、地域の健康課題を把握し、健康増進策を策定する。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ① 限度額適用認定証申請セットに継続的にジェネリック Q & A と希望シールを同封し、使用を促進する。 ② 健康保険委員を対象としたセミナー等で、ジェネリック医薬品の普及促進を図る。 ③ 花粉症予防&ジェネリック医薬品講座や医療機関担当者あてジェネリック医薬品セミナーを開催する。 ④ ジェネリック医薬品使用促進にかかる「キャッチコピーの募集」「広報ポスターの募集」「小中学生保護者を対象にした医療費適正化リーフレットの作成及び配布」を行う。 ⑤ 三重県後発医薬品適正使用協議会での積極的な意見発信を行う。 ⑥ 経済 3 団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会）等あてにジェネリック医薬品の使用促進にかかる要請を行う。

	⑦ 県、医療関係団体（医師会、薬剤師会）へのジェネリック医薬品使用割合等の情報提供を行う。 （４）地域医療への関与 ① 医療審議会等への参画及び医療保険者としての情報提供及び提言を行う。 ② 保険者協議会の活性化を図り、積極的な意見提言を行う。 （５）調査研究の推進等 医療費分析プロジェクトチームにより医療費データの分析を行い、県、医療関係団体（医師会等）等への情報提供や関係機関への発信力強化や地域医療への貢献を図る。 （６）広報の推進 【加入者向け広報】 ① ホームページ、メールマガジンを通じ加入者、事業に対する広報を行う。 ② 広報誌「けんぽだより」の発行、社会保険協会が発行する広報誌「社会保険みえ」に記事を掲載する。 ③ マンガを使った制度周知パンフレットを活用し、わかりやすい広報を推進する。 【不特定多数向け広報】 ① 伊勢志摩サミット、伊勢神宮参拝等観光客が増加する伊勢地区を重点地区としてペイントバスの増台を行う。 ② 健康増進普及月間（９月）に県と協働したイベントを開催し、協会けんぽ事業を集中的にＰＲする。
2. 健康保険給付等	（１）サービス向上のための取組み ① お客様満足度調査結果を検証し、窓口対応や電話対応のスキル向上を図り、サービスの改善に努める。 ② 「お客様の声」を積極的に拾い上げ、業務改革・サービス部会で検討し、改善を行う。 ③ 現金給付については、申請書の受付から給付金の振り込みまでの期間をサービススタンダードと定め、正確な事務処理を遂行する。なお、サービススタンダードの期間は10営業日以内とする。 ④ 「任意継続申請セット」を作成して制度の周知を行いつつ、加入者の利便を図る。 ⑤ 【新規】傷病手当金の不備返戻にかかる事務コストの削減を目的に、チラシによる注意喚起を行う。 （２）高額療養費制度の周知 ① 「限度額適用認定証セット」を医療機関に配布して加入者の利便を図り、制度の利用促進を図る。 ② 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、申請手続きの勧奨を行う。 （３）窓口サービスの展開

	加入者の利便性及び地域性の観点から、四日市年金事務所への職員 1 名配置による窓口サービスの提供を行う。 (4) 被扶養者資格の再確認 ① 無資格受診の防止及び高齢者医療費にかかる拠出金の適正化を目的に、日本年金機構と連携し被扶養者資格の再確認業務を的確に実施する。 ② 被扶養者資格書類の未提出事業所に対しては、文書、電話による提出勧奨を行う。なお回収率は、平成 27 年度実績を上回るものとする。 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ① 現金給付適正化対策要領に基づき適正な審査に努め、頻回受診者への文書照会や訪問調査を積極的に実施する。 ② 接骨院・整骨院の正しいかかり方を周知するために、セミナー開催時や文書照会時に周知リーフレットを同封する。 ③ 縦覧点検を実施し、疑義案件には訪問調査を行い給付の適正化を図る。 (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ① 現金給付適正化対策要領に基づき適正な審査を行う。高額報酬者、資格取得直後の申請者、申請直前の報酬増額改定案件については、審査を強化し不正請求を防止する。 ② 被保険者資格等の調査が必要な場合は、年金事務所と合同で立入検査を行うことで給付の適正化を図る。なお、協会けんぽ三重支部の立入検査の目標件数を年間 24 件以上とする。 (7) 海外療養費支給申請における重点審査 ① 海外療養費取扱要領に基づく厳格な審査を行う。 ② 外部委託業者を活用して、日本語翻訳及びレセプトの作成を行い、支給決定金額の適正化に努める。 ③ 疑義案件については加入者あてに返戻を行い、文書整備及び必要書類の提出を求める。また、疑義が解明されない場合は、給付適正化プロジェクトチーム会議にて検討を行い、主治医照会や立入検査を積極的に行い、支給の適正化に努める。 (8) 効果的レセプト点検の推進 ① 資格点検 資格喪失後受診や負担額誤りのレセプトを抽出し、医療機関への差し戻しや被保険者への返還請求を行う。 ② 外傷点検
--	---

	外傷病名を抽出し、被保険者あてに負傷原因照会を実施する。なお、第三者行為、業務災害、通勤災害に該当する場合は返還請求を行う。 ③内容点検 診療報酬が保険請求として適正であるかの確認を行う。点検員のスキルアップを図るため各種研修会への参加、勉強会の開催、支払基金との協議を強化し査定額を向上させる。 (9) 資格喪失後受診等における債権の発生防止のための保険証の回収強化 ① 事業所訪問を実施することにより、退職等による保険証の早期回収依頼を実施、資格喪失後受診による返納金発生の防止を図る。 ②【強化】外国人従業員に外国語を併記した保険証の使用期限に関するポスター・チラシを作成し、職場内掲示を依頼する。※平成 27 年度：ポルトガル語、スペイン語 平成 28 年度：英語、中国語、フィリピン語 (10) 積極的な債権管理回収業務の推進 不適正に使用された医療費の回収のため、顧問弁護士名による催告、法的手続きの実施、居所不明者の調査の実施、保険者間調整のスキームの活用による債権回収を実施する。 (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ※平成 27 年度末委嘱者数 1,900 名→平成 28 年度末委嘱者数目標 2,000 名 ① 健康保険制度や健康診査等についての理解がより深められるように健康保険委員研修会を開催する。 ② 保健師が保健指導で事業所を訪問する際、健康保険委員の加入勧奨を併せて行い委嘱者数の拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえての加入者の特性や課題を把握し、自治体と連携・協働した保健事業の推進を図る。 (2) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：174,935 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 63.1%（実施見込者数：110,341 人） ・事業者健診データ 取得率 13.7%（取得見込者数：23,966 人） ○被扶養者（受診対象者数：56,223 人） ・特定健康診査 実施率 30.0%（実施見込者数：16,870 人）

	(3) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数：24,981人） ・特定保健指導 実施率 16.1%（実施見込者数：4,023人） （内訳）協会保健師実施分 14.1%（実施見込者数：3,511人） アウトソーシング分 2.0%（実施見込者数：512人） ○被扶養者（受診対象者数：1,299人） ・特定保健指導 実施率 3.8%（実施見込者数：50人） (4) その他の保健事業 ① AUDIT を活用したブリーフインターベンションを行う。 ② 市町の健康イベントにブース出展し、健診受診、健康増進、疾病予防などの広報を行う。 ③ 事業所の事務担当者を対象に「健康セミナー」を開催し保健事業についての理解を深める。 ④ 商業施設でのイベントや主要ターミナルでの街頭啓発活動を行う。 (5) データヘルス計画 ① 3か年計画の2年目を迎えるに当たり、健康事業所宣言の取組みを行い、事業主のトップダウンによる従業員の健康増進を図る。※重点地区である菰野町内の目標宣言社数 15 社 ② 糖尿病にかかる早期治療や重症化予防の促進を図る。 上位目標：①糖尿病への移行を防ぎ、糖尿病と診断される者が減る。 ②血糖コントロールをできる者が増え、重症化を防ぐ。 下位目標：①商工団体等の関係機関が、働く人の健康支援を意識するようになる。 ②働く人が健康を意識し、健康づくりに取り組む事業所が増える。 ③健康づくりを意識し、運動をする男性が増える。 ④空腹時血糖 126 mg/dl 以上の男性について、数値が改善する者が増える。 ⑤家族に対して「運動しよう」という子供が増える。 (6) 受診率向上対策 【被保険者向け健診受診勧奨】 ① 商工会、トラック協会等の各事業団体へ受診勧奨、健診結果データ提出の働きかけを実施する。 ② 新規適用事業所あてに健診申込書を送付し受診勧奨を行う。
--	---

	【被保険者向け事業者健診データ取得勸奨】 ③三重県、三重労働局との三者連名文書による事業者健診データの提供依頼。 ④事業団体（社会保険労務士会、自治体など）へのデータ提供協力依頼。 【被扶養者向け健診受診勸奨】 ⑤前年度未受診者に対して、受診料無料による集団特定健診を実施する。 ※平成 27 年度 11 回 2,100 名見込み。平成 28 年度 11 回 2,500 名目標 ⑥市町実施の「がん検診」と特定健診の同時実施の拡大を図る。 ※平成 27 年度 13 市町 774 名見込み。平成 28 年度 15 市町 800 名目標 ⑦受診料が低下で済む健診機関がない地域に集団特定健診を実施する。 ※平成 27 年度 9 ヶ所 537 名見込み。平成 28 年度 9 ヶ所 550 名目標 ⑧新規加入の被扶養者へ健診受診券を送付する。 【被保険者向け特定保健指導勸奨】 特定保健指導キャンセル事業所の被保険者に休日保健指導を実施する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 1. 組織運営体制の強化 ①『加入者の皆様と接する機会を増やし、より多くの御意見をお聞きます』を三重支部共通テーマとして継続実施し、各種事業を展開する。 ② 各グループ間を跨いだ横断的な事業は、作業部会やプロジェクトチームを有効に活用する。 2. 新人事制度の適切な運用による実績や能力本位の人事の推進 協会の基本使命や目標を踏まえ、個々の職員の役割や目標を明確化し、目標管理制度や人事評価制を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。 3. 協会の理念を実践できる組織風土・文化のさらなる定着 協会職員の働く基本姿勢である「行動規範」を全職員で励行する。 4. コンプライアンス・個人情報保護の徹底 コンプライアンスについては、支部内研修を通じてその遵守を徹底し、より高度な水準を目指す。 5. リスク管理体制の整備 ①リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスク項目の点検や分析、リスク管理能力向上のための

	研修の実施、平時からの訓練や管理職会議での検討・協議など、リスク管理体制を整備する。 ②支部内において自主点検を実施し、リスク管理の徹底を図る。 (2) 人材育成の推進 ① 本部主催の研修のほか支部内において適宜研修を開催し、職員の人材育成や業務知識の向上を図る。 ② 支部内におけるジョブローテーションを定期的実施し、若年層の人材育成や各階層にもとめられる能力や知識の向上を図る。 (3) 業務改革・改善の推進 業務改革委員会や作業部会により、現場の創意工夫や発想を活かした改善策を検討し、業務の効率化や標準化を支部内で共有することとし、さらに本部や他支部への情報共有を図る。 (4) 経費の節減等の推進 ① 光熱費や消耗品費等の経費の節減に努める。 ② 物品等の調達について、競争入札や見積合わせの調達の適正化を図り、また適切な在庫管理を行う。 ③ 物品等の調達結果について、ホームページによる公表を行い、調達の透明性を確保する。
--	--

平成 28 年度 事業計画（滋賀支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	（１） 保険者機能発揮による総合的な取組みの推進 ○ 保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）に基づき、地域医療に関する情報収集・分析及び関係機関への意見発信 ➤ 保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」に向けて、加入者、事業主及び地域の医療提供体制等に対して、必要な意見発信等を図り、直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 ➤ 協定を締結している自治体（滋賀県、大津市、東近江市）や滋賀労働局、社会保険労務士会との協働事業を展開し、加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。 ➤ パイロット事業を活用し、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 ○ 「データヘルス計画」の確実な実施（平成 27 年度～平成 29 年度） ➤ 健診結果を正しく理解し、受診行動を取ってもらうための仕組みの基礎をつくる。 ➤ 保健指導実施率向上による早期介入するための取組みを実施する。 ➤ 事業主が自社の健康づくりに取組む（コラボヘルス）ためのイベント等を実施する。 ➤ 健診の必要性、補助制度等、健診の魅力を感じる広報等を実施する。 ➤ 付加測定の実施、がん検診の同時実施等により、多面的な健康状態の把握が出来る受診体制を作る。 ➤ 滋賀県の女性の健康寿命が全国最下位であることを周知し、健康寿命を延伸させる手段を講じる。 （２） 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○ 滋賀支部の現状を踏まえた重点的取組みの実施 ➤ データヘルス計画の実施状況の分析、課題把握や更に有効な対策を立案し、事業所単位或いは業種毎に分析結果を可視化させて、事業所で健康課題に取り組めるような効果ある保健事業の事業設計を実施する。 ➤ 効果的なレセプト点検の推進及びジェネリック医薬品の使用促進を実施する。 ➤ 医療機関における資格確認事業を試行的に実施する。（10 機関程度） ➤ 保険者協議会において、医療費適正化のための総合的な対策を積極的に立案・実施していく。 ➤ 各種協議会などに参画し、協会が収集・分析したデータを活用した意見発信を行う。

- インターネットを活用したメンタルヘルス対策等を推進する。(こころと体のセルフチェック)
- 事業主に対する調査権を活用し、現金給付の審査強化を行う。
- 柔道整復療養費及び鍼灸療養費の不正受給防止に向けた患者照会を行う。
- 付加的サービスの提供及び市町のがん検診と連携した被扶養者向け無料健診を実施する。
- 協定を締結している自治体（滋賀県、大津市、東近江市）や滋賀労働局、社会保険労務士会、あるいは商工団体（商工会議所、商工会、中小企業中央会）等関係団体と連携して協働事業を展開し、地域及び職域から加入者・事業主の健康管理や健康づくりをサポートする。
- 地方自治体主催の健康イベントに参画することにより、自治体とのネットワークをより強固なものにするとともに、協会の事業内容を広く県民の方々に周知する。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- レセプトデータに基づく調剤薬局に対するジェネリック医薬品情報提供サービスの実施（パイロット事業）（新規事業）
 - 協会が保有するレセプトデータの分析を行い、県内で多く流通しているジェネリック医薬品名等を抽出し、使用数の多い上位3品のジェネリック医薬品について、調剤薬局へ情報提供する。(情報不足、在庫リスクの懸念軽減)
 - ジェネリック医薬品の切り替え率が高い沖縄支部のデータ抽出も同時に実施し、使用品目等について滋賀支部との比較、検証を行い、県薬剤師会、保険薬局等へ情報発信する。
 - 上記取組を実施し、協会けんぽの20位を目指す。
- 関係団体との連携による推進
 - 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会において、保険者としての意見発信を行う。
 - ジェネリック医薬品希望シール等を加入者等へ配布し、ジェネリック医薬品の周知と使用促進を図る。
 - ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知する。(年2回)
 - 県薬剤師会と連携し、セミナーを開催する。
 - 滋賀県内のジェネリック医薬品メーカーの工場見学等を検討し、県薬剤師会と協力の下、保険薬局に対して参加を募るとともに使用促進を図る。

(4) 地域医療への関与

- 地域医療構想への意見発信

	➤ 策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与する。 ➤ 保険者協議会において、他の保険者と連携し関係機関への働きかけや意見発信を行う。 (5) 広報の推進 ○ 加入者・事業主のニーズに応じた情報の発信 ➤ 健康保険委員を通じた広報の推進 ◇ 定期的な講習会を実施し、協会の保健事業や医療費適正化への理解を深め、加入者や事業主への周知を図る。 ➤ 関係団体や自治体との連携 ◇ 商工団体（商工会議所、商工会、中小企業中央会）、社会保険労務士会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、自治体等と連携し積極的に広報を行う。 ◇ 関西広域でのＪＲ車内における情報発信を行う。 ◇ 社会保険協会等と連携し、健康づくりイベント等を共催する（ウォーキング、卓球大会等）。 ➤ ホームページ、メールマガジンの充実 ◇ ホームページに健康保険に関するマンガを引き続き掲載することにより、視覚的に「見やすい、分かりやすい」ホームページを作成する。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○ サービススタンダードの１００％達成 ➤ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（１０営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確・迅速・丁寧を基本に支給を行う。サービススタンダードについては、平成２８年度においても引き続き１００％達成を目指す。 ➤ 業務・システム刷新による業務の効率化を引き続き進めるとともに、加入者及び事業主等に対して申請書への正確な記入・証明の促進を行う。（新規事業） (2) 高額療養費制度の周知 ○ 限度額適用認定証の利用促進及び高額療養費未申請者に対する申請手続きの勧奨 ➤ 各種広報や事業所への情報発信をする際に、高額療養費制度の周知を図るとともに、限度額適用認定証の利用を促す。 ➤ 医療機関窓口申請書の配置および患者への周知について協力を依頼し、医療機関と連携を取りながら

	限度額適用認定証の利用を促す。 ➤ 高額療養費の未申請者に対し、引き続き申請内容を記した申請書を送付し、申請手続きを勧奨する。 (3) 窓口サービスの展開 ○ 年金事務所窓口体制を継続する ➤ 草津年金事務所窓口については、社会保険労務士への外部委託による運営を継続する。また、効率的かつ効果的な窓口サービスを提供するため、利用者へのサービス低下にならないよう配慮しつつ、窓口体制の見直しを検討する。 ➤ 各種広報によりホームページの活用を促し郵送による申請促進を行う。 (4) 被扶養者資格の再確認 ○ 被扶養者再確認による適正な保険運営 ➤ 被扶養者認定の適正化による無資格受診の防止及び高齢者医療への拠出金を抑制するため、日本年金機構と連携し事業主の協力を得て、主に就職による被扶養者異動（削除）届の未届け者を中心に本部スケジュールに則り確認する。 (5) 保険給付の適正化 ○ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ➤ 柔整療養費については、「多部位」、「長期継続」、「頻回傾向」に対する患者照会に併せ、審査会にて指摘された申請内容に対する独自照会も行う。また、回答の結果、不適正が疑われる事案については、行政庁への情報提供を積極的に行う。 ➤ 鍼灸療養費申請については、医科併用、柔整併用、特に往療料算定の適否等に的を絞った、医師、患者照会の強化を引き続き実践する。 ○ 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ➤ 傷病手当金、出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得後6か月以内に申請されたものについて、事業主に対して雇入れ経緯の確認などによる審査を強化する。なお、審査で疑義が生じたものは、支部プロジェクトチーム会議において支給の可否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなどにより、不正請求を防止（抑止）する。 ➤ 不正請求の防止（抑止）に向けた立入検査等の取組みや平成28年4月制度改正に関する周知広報等を積極的に行い、事業主の理解を深める。（新規事業）
--	---

○ 海外療養費支給申請における重点審査（新規事業）

- 外部委託を積極的に活用し診療明細の精査や翻訳内容の再確認を実施し不適正支給の防止に努める。
- パスポート等により海外渡航目的の把握確認を徹底し、医療目的等不正支給の抑止に努める。

（６）効果的なレセプト点検の推進

○ 内容点検の充実

- 本部通知に基づく点検効果向上（行動）計画を策定・実施し、再審査請求件数の増加を図り、点検効果額の前年度以上の向上を目指す。
- 本部及び他支部の査定事例情報を収集・精査し、システムによる自動点検機能の充実化を図る。
- 自動点検マスタについて、支払基金が査定する事例を精査し、新規（追加）分を中心にメンテナンスを実施する。
- 刷新システムを活用した効率的な資格点検・外傷点検・内容点検を実施し、医療費適正化を推進する。

○ レセプト内容点検の外注化

- 電子レセプトの一部を外注化することにより、内部のレセプト点検の充実及び、点検業者のノウハウを取得・活用したレセプト点検員のスキルアップを図り、内容点検効果額の向上を目指す。

○ レセプト点検効果額について

- 内容点検における加入者１人当たりの診療内容等査定効果額（１０割）について、２７年度実績額以上を目標とする。

○ レセプト点検員等のスキルアップ

- 本部や外部講師による研修、他支部との勉強会等を活用し、また、定期的な支部内研修（原則月２回）の開催等により、点検員相互の情報の共有化及び、点検能力のスキルアップを図る。
- 毎月の支払基金との打ち合わせ（原審説明会）による査定情報の共有化の一層の充実強化を図る。
- 職員における点検員への効果的な支援体制を確立し、内容点検の効率化及び点検効果の向上を図る。

○ 医療費通知の発送

- 加入者の健康意識・健康管理の一層の認識高揚。
- 医療機関、柔道整復師等の不正請求の防止。

（７）債権発生防止と債権回収業務の連携推進

○ 無資格受診防止対策の強化

	➤ 一般加入者に対しては、年金機構による保険証回収催告の後、早期に文書催告を実施し、任意継続加入者に対しては、喪失月の翌月に文書催告及び、電話催告を実施することにより保険証の早期回収に努める。 ➤ 保険証未回収が多い事業所については、電話及び訪問による指導を行い、保険証回収率の向上に努める。 ➤ 事業所や医療機関の窓口へ保険証の適正使用を啓発するチラシやポスターを配布して、加入者への周知を図り、無資格受診防止に努める。(新規事業) ➤ 医療機関との資格確認事業を段階的に実施して、資格喪失後受診の発生を抑制する。(新規事業) ○ 返納金債務者等に対する積極的な債権回収業務の推進 ➤ 刷新システムを活用した債務者への効率的な債権回収業務を実践する。 ➤ 現年度及び、過年度発生債権に対する文書催告を年間計画の下確実に実施する。 ➤ 弁護士名による文書催告を継続実施し、債務者に対する早期の債権回収を図る。 ➤ 訪問催告、電話番号判明者及び分割納付不履行者に対する電話催告、住所不明者に係る住所調査を定期的に実施する。 ➤ 長期未納者については、内容証明郵便催告や支払督促による法的措置を積極的に行い、収納強化を図る。 ➤ 法的措置を実施しても未解決の債務者については、給与・預金等の差押えによる強制執行を行う。 ➤ 遠隔地の債務者への督促については、順次計画のうえ法的措置を含む回収強化に努める。 ➤ 資格喪失後受診による返納金については、療養費による国保との保険者間調整を活用して、効果的な返納金回収を図る。 ○ 健康保険委員等との連携強化 ➤ 資格喪失後の保険証未回収や返納金債権発生頻度の高い健康保険委員事業所等に対し、電話および訪問による指導を実施するとともに、当該事業所の健康保険委員を介した加入者等への啓発周知に努める。
3. 保健事業	(1) 健診 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：117,525人） ➤ 生活習慣病予防健診 実施率 60.4%（実施見込者数：70,927人） ➤ 事業者健診データ 取得率 14.6%（取得見込者数：17,167人） ○ 被扶養者（受診対象者数：40,177人） ➤ 特定健康診査 実施率 36.9%（実施見込者数：14,810人）

	(2) 保健指導 ○ 被保険者（受診対象者数：16,033人） ➤ 特定保健指導 実施率 20.7%（実施見込者数：3,313人） （内訳）協会保健師実施分 17.1%（実施見込者数：2,747人） アウトソーシング分 3.5%（実施見込者数：566人） ○ 被扶養者（受診対象者数：1,362人） ・ 特定保健指導 実施率 14.5%（実施見込者数：197人） (3) その他の保健事業 ○ 健康づくり支援事業（新規事業） ➤ 特定保健指導対象者（積極的支援）に健康ファイルを配付することにより、特定保健指導の継続性の向上と意識向上を図る。 (4) データヘルス計画（継続事業） ○ 上位目標：虚血性心疾患及び他の心疾患の重症化を防ぐ ○ 下位目標 ① 健診結果を正しく理解し、受診行動をとる（重症化予防、二次勧奨含む） ② 保健指導実施率向上による早期介入（重症高血圧のリスクや循環器疾患の予防方法を伝える） ③ 事業主が自社の健康状況を理解し、健康づくりに取り組む（コラボヘルス） ア. 事業所訪問によるコラボヘルス（健康経営）の啓発 イ. コラボヘルスのための健康講座（メンタルヘルス対策、糖尿病予防対策）の実施 ウ. 運動習慣改善事業（加入者が運動習慣を身につけるための支援を実施） ④ 健診（検診）の必要性、補助制度等、健診の魅力を感じるようになる（被扶養者健康意識向上） ア. 特定健診未受診者の意識調査を実施する ⑤ 付加測定の実施、がん検診の同時実施等により、多面的な健康状態の把握ができる（被扶養者健康意識向上） ⑥ 滋賀県の女性の健康寿命が全国最下位であることを広く周知し、他人事でないことに気付く（女性健康意識向上） (5) 受診勧奨対策事業
--	--

	○ 出先での集団特定保健指導（被保険者）（継続事業） ➤ 特定保健指導を受入拒否している事業所等の特定保健指導対象者へ、公共施設等での集団特定保健指導案内を送付し、特定保健指導実施拡大を図る。 ○ 特定健診受診勧奨（継続事業） ➤ 平成28年度健診受診対象者抽出作業以降に新規に被扶養者に認定された者へ受診券を発行し、特定健診受診案内を送付する。 ➤ 被扶養者（特定健診受診者）へ追加測定（血管年齢測定）を行い、自身の健康増進と家族への普及を図る。（無料健診実施時） ○ 健診受診勧奨（任意継続加入者）（継続事業） ➤ 任意継続被保険者及び被扶養者へ健診案内を送付し、健診受診勧奨を行う。 ○ 事業所への受診勧奨（被保険者）（継続事業） ➤ 健診機関と連携し、新規適用事業所をはじめ協会けんぽの健診を受診していない事業所や特定保健指導（被保険者）の該当者が所属する事業所へ、訪問・文書・電話勧奨を実施し、事業所における健康づくり意識の啓発を図る。 ○ 事業者健診データの取得勧奨（新規事業） ➤ 協定を締結している社会保険労務士会や労働局と連携を図り、文書等による勧奨を実施するとともに、健康保険委員を通じた勧奨を行うことにより健診実施率の向上を図る。
4. 組織運営及び業務改革	（1）組織の適切な運営と改革 ○ 組織運営体制の強化 ➤ 支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ➤ 評議会、健康づくり推進協議会における、事業主・加入者の意見を反映させるため、ホームページ等による事業公開を行うことにより、支部運営の透明性を高める。 ➤ 企業内での制度周知や相談対応、健康づくり等の取り組みを推進するため、健康保険委員の拡充を図る。 ➤ 新人事制度により職員に期待する職員像や役割を明確にし、意識改革を図る。 ○ コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底 ➤ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部通報制度を実施するとともに、必須研修等を通じて、その遵守を徹底する。

	➤ 個人情報保護、情報セキュリティについては、各種規程の遵守はもとより、アクセス権限、パスワードの適切な管理等ができているかを必須研修、朝礼、定例会議等で全職員に周知徹底する。 ➤ あらゆるリスクを軽減するために、平時からの訓練や支部内自主点検により、不正や事故等を未然に防ぐとともに、リスク管理体制を整備する。 ○ サービス向上のための取組 ➤ 加入者のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックし、更にＣＳ研修や接遇研修等を通じて、窓口・電話対応における職員のレベル向上を図る。 ➤ お客様のニーズを把握し、創意工夫したサービス改善に取り組むべく、お客様満足度調査を実施する。 ➤ 加入者等のご意見や苦情について、支部全体で情報共有するとともに、支部で改善できるものについては即時対応する。 ➤ 架電調査の結果に基づく対策を支部全体で引き続き実施する。具体的には３コール以内の対応、あいさつ・復唱の実践、マナー・オペレーションの改善など、加入者側に立った対応を実行する。 (２) 人材育成の推進 ○ 協調性・創造力のある職員の育成 ➤ 職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わる組織風土を醸成する（新人育成）。 ➤ 本部主催の階層別研修、業務別研修を受講し、支部内への展開を図る。 ➤ 社会保険委員事務講習会や各種説明会等のあらゆる機会を通じて講師を務める。また、支部内研修を充実させ、自らの考えを持ち、実行するために何が必要かを発信させる機会を設ける。 (３) 業務改革・改善の推進 ○ 業務改善の推進 ➤ 職員が常に改善意識を持ち続けることにより、お客様の視点に立った改善提案、検討を行い実施する。 ➤ より良いサービスの標準化を目指し、ブロック業務改革会議等において、支部の創意工夫を提案し、また、各支部の提案された内容を検討し、より具体的な改善を実現していく。 ➤ 対前年より事務処理誤りを削減するため、事務処理誤りに至った経緯及び原因をさらに分析し、処理工程を再考する。意識付けについては、事務処理誤り防止月間の実施やポスター掲示を継続する。 ➤ 定型的業務の集約化等をすすめる、職員の核となる業務や企画業務への重点化を図る。
--	---

	○ 経費節減等の推進 ➤ 調達や執行については、規定や調達委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 ➤ エアコンの使用時間、温度設定の厳守や定時退庁等を徹底し節電を図るとともに、消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減を実行する。 ➤ 消耗品リサイクルボックスの設置、印刷を抑制するための案内を支部内に掲示する等、職員に対し、常にコスト意識を持つよう周知徹底する。 ➤ 電気料金、消耗品費等は昨年度実績マイナス５％を実現する。
--	--

平成 28 年度 事業計画（京都支部）

項目	実施内容等
基本方針	「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、保険者として実現すべき目標である「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」に対し、それぞれの目指すべき姿に向けて、目標を設定し取り組む。また、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会からの直接的な働きかけを強化する。
1. 保険運営の企画	(1) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ①ジェネリック医薬品の使用促進 ・ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】 ・薬剤師会、行政等と連携した普及促進事業の実施 ・加入者アンケートの実施 ・地域ごとの使用状況の分析 ・上記の検証結果の広報及び医師会・薬剤師会、行政等関係機関への情報提供 ②事業主に対する調査権の積極的な活用による現金給付の審査の強化 ③レセプト点検の実施 ④データヘルス計画の着実な実施 ⑤京都府や保険者協議会等における他の保険者と連携した医療費適正化総合的対策の立案・実施 ⑥協会のデータを活用し、各種協議会など、京都府、各市町村の医療政策・介護政策の立案への参画、意見発信 (2) 地域医療への関与 地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 ①医療審議会や地域医療構想調整会議（丹後医療圏、乙訓医療圏、山城南医療圏）等の医療提供体制等に係る検討の場に参画し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信 ②医療保険者協議会を通じ、他保険者と連携・共同した意見発信（28年度前半、京都府の地域医療構想への意見取りまとめ） (3) 調査研究の推進等 外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報を収集・分析し事業計画に反映する。 ①連携協定に基づき、京都府が実施する地域の医療費や生活習慣病リスクの分析について協力し、相互に又は共同して事業へ反映 ②地域や業種別などの医療費・健診データを分析し、加入者、中小企業等関係団体、行政機関、医療関係団体へ展開し、存在感を高め、中小企業関係団体との健康経営推奨の協力関係を強化

項目	実施内容等
	(4) 広報の推進 健康保険制度をはじめ、保健事業、医療費適正化対策事業等、保険者機能を発揮した協会の取り組みを加入者・事業主へ周知する。 ①広報誌による情報発信（健康保険きょうと 年 12 回、社会保険きょうと 年 12 回） ②任意継続・限度額適用認定申請等、加入者にとってメリットのある制度の認知度の向上を図る ・タイムリーな制度周知を図り、スムーズな手続きを促進するための申請セットを作成 ③資格喪失後受診防止のための広報強化 ・医療機関への加入者向け啓発ポスターの配布、専用チラシの作成 ④法律改正、制度周知、保険料率等について、医師会・薬剤師会等、行政、関係団体の機関紙への記事掲載による効果的な広報を実施 ⑤メールマガジンの登録者数の拡大、タイムリーな情報発信【登録者数目標 300 件増（平成 27 年 5 月現在 1,700 件）】 (5) 健康保険委員の活動強化・委嘱拡大 協会と事業主・加入者との橋渡し役として、健康保険事業等に対する理解を深め、加入者からの相談や助言、健康経営等健康保険事業の推進に協力いただく。 ①広報誌の定期発行【京都だより年 4 回】、委員専用メールマガジン【毎月】、年金委員との合同研修会【年 2 回】 ②委員委嘱数を増やす【28 年度末目標：1,900 人】 ③表彰の実施【年 1 回】 ④専用パンフレット（保存版）の送付事業【年 1 回】
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取り組み さまざまな機会を通じて加入者等の意見・苦情等を迅速かつ正確に把握し、業務にフィードバックするとともに、お客様サービスの改善と接遇の向上を推進する。 ①「お客様意見箱」の継続設置とお客様満足度調査結果等を反映したサービス改善の実施【満足度調査…27 年度実績を上回る】 ②健康保険給付のサービススタンダードの管理の徹底と、受付から 10 営業日以内の着実な支払の実施【達成率・100%】 ③任意継続制度の普及促進を図るため、「任意継続おてがる申請セット」を区役所等に設置、更なる設置場所の拡大を図る ④申請セット等を活用した各種申請手続きにかかる郵送化の促進【郵送化率…27 年度実績を上回る】 ⑤任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用促進 ⑥事務処理誤り未然防止対策の検討及び周知徹底【強化月間年 2 回】 (2) 高額療養費制度の周知 ①保険医療機関等と連携し、申請セットを活用した限度額適用認定証の使用促進 ②高額療養費の未申請者に対する申請手続き勧奨の継続的な実施 (3) 窓口サービスの展開 ①日本年金機構内の協会窓口サービスの継続実施（京都南・京都西の 2 事務所） ②郵送化進捗状況及び窓口利用状況を踏まえた日本年金機構内の協会窓口における職員配置等の見直し ③受付専用ボックスの設置等による待機時間の解消

項目	実施内容等
	(4) 被扶養者資格の再確認 日本年金機構と連携し、被扶養者の二重加入防止を徹底【被扶養者状況リスト提出率…前年度を上回る】 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ①多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）受診の申請に対する加入者への文書照会の更なる強化及び必要に応じた施術者に対する文書照会の実施 ②柔道整復施術にかかる適正受診の啓発と審査体制の強化 ③支部間での情報共有化等の連携による不正受給防止の徹底 (6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 ①不正請求の疑いのある申請等に対して、保険給付プロジェクトチーム会議を開催し、必要に応じ事業所への立入検査の実施と不正請求防止のための審査強化【立入検査：年間24件】 ②事業主・加入者に対する適正な申請の促進・周知 ③日本年金機構等との連携による傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な処理の実施（連絡調整会議年2回） (7) 海外療養費支給申請における重点審査 ①添付書類の精査や海外の医療機関等に対する文書照会等の実施による審査強化 ②翻訳業務委託を活用した審査強化 (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ①資格喪失後の保険証未返納者に対して計画的な返納催告による積極的な回収の実施【証回収率…27年度実績を上回る】 ②保険証回収率の低い事業所に対する訪問による指導 (9) 効果的なレセプト点検の推進 ①レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施（内容点検） ・レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施（レセプト約70万枚/月） ・毎月、レセプト点検員会議を開催し、点検効果の検証、自動点検システムの整備、点検項目・点検方法を検討 ②点検員の点検技術の底上げを図り、点検効果額を引き上げ（内容点検）【目標効果額8,300万円】 ・査定事例の共有化や研修の充実、勉強会等により点検員の点検技術向上を推進 ・点検員の個人別点検結果を月毎に周知し、モチベーションを向上させ、また、点検員の勤務成績に応じ、適正に評価 ・他支部、他保険者のレセプト点検担当者との情報交換により点検技術を向上 ③レセプト内容点検業務の一部外注化の実施（内容点検） ・協会内のレセプト点検の充実と点検業者のノウハウを取得し活用、点検員のスキルアップによる効果額の向上を図る ※①～③【目標内容点検効果額、目標実質査定額172円/人】 ④資格喪失後受診等によるレセプトの迅速な医療機関照会等の実施と返納措置の実施（資格点検） ・資格データとレセプトデータの実合により、不実合が判明した場合は、速やかに医療機関へ返戻

項目	実施内容等
	・資格喪失後受診については、資格点検後速やかに医療機関に照会を行い、レセプトの返戻又は医療費の返納措置を実施 【目標資格点検効果額 2,500 円/人】 ⑤負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社等への折衝を強化(外傷点検) ・業務上の疑いのあるものは、労災保険への切り替え、交通事故等第三者行為によるものは、第三者行為傷病届の案内を実施 ・第三者行為によるものは、速やかに損害賠償請求権を代位取得して、症状が固定次第、求償の交渉にあたる 【目標外傷点検効果額 430 円/人】 ⑥社会保険診療報酬支払基金と事務打合せの原則月 1 回開催の維持と内容の充実 ・レセプトの審査について、他支部の事例も参考に協議 ⑦近畿厚生局へ不正疑義事例等の積極的な情報提供の実施 ・レセプト等で不正請求の疑義がある場合、速やかに対処するとともに厚生局に情報提供 (10)積極的な債権管理回収業務の推進 ①徴収チームによる効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施(最終催告 6 か月の維持) ②不誠実な債務者を対象に訴訟等の法的手続きによる債権回収を積極的に実施【目標件数 30 件以上】 ③債権金額及び対応経過等に応じた文書、電話及び訪問等による催告を計画的に実施【目標件数 480 件以上、訪問催告 120 件以上】 ④債権回収強化月間(10～11 月)による効果的かつ効率的な債権回収の実施 ・前年度までに最終催告を行い、納付がない者について、再分類を行ったうえで、個別催告を実施 ⑤損害賠償金債権について、納付期限を経過したものは、速やかに損害保険会社等に折衝を図り、確実な回収に努める 【目標債権回収率 70.0%】
3. 保健事業	(1)健診…加入者計【受診対象者数：397,312 人、目標実施者数：247,613 人、目標実施率：62.3%】 ①被保険者(40 歳以上)【受診対象者数 293,734 人、目標実施者数 211,361 人、目標実施率 72.0%】 ・生活習慣病予防健診【目標実施率 65.0%、目標実施者数 190,800 人】 ・事業者健診データ【目標取得率 7.0%、目標取得者数 20,561 人】 ア、健診機関を拡大し、受入枠を 21 万人に増加 イ、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え勧奨 ウ、個別訪問や専門機関等への委託による事業者健診データの取得推進 ②被扶養者(受診対象者数 103,578 人) ・特定健康診査【目標実施率 35.0%、目標実施者数 36,252 人】 ア、無料健診・ミニドック健診の拡大【目標受診者数 27,000 人】 イ、協会主催によるオプション検査付集団健診の拡大【目標受診者数 1,800 人】 ウ、市町村とのがん検診同時受診の拡大に向けた取組み強化 エ、京都府保険者協議会等と連携した特定健診の啓発活動の継続(ポスターによる公共交通機関等での周知等)

項目	実施内容等
	(2) 保健指導…加入者計【実施対象者数:48,037人、実施者数4,749人、目標実施率9.9%】 ①被保険者(実施対象者数:41,004人) ・特定保健指導【目標実施率:10.7%、実施者数4,400人】 (内訳) 協会保健師実施分 7.5%(実施者数:3,072人) アウトソーシング分 3.2%(実施者数:1,328人) ア、外部委託機関の拡大 イ、中断率の改善に向けて保健師・管理栄養師のスキルアップ ウ、既存外部委託機関に対する実績評価、意見交換会の実施 ②被扶養者(実施対象者数:7,033人) ・特定保健指導【目標実施率5.0%、目標実施者数349人】 ア、外部委託機関の拡大 イ、集団健診会場での保健指導実施の推進 (3) データヘルス計画【目標:29年度に向け健診リスク保有率減少、被扶養者の特定受診率の拡大】 ①「健康経営」の導入を図り、職場を中心とした「ヘルスコミュニケーション」の推進 ②「事業所健康度診断」、「血管年齢測定機レンタル」、「出前健康講座」等の活用による事業所への「健康経営総合提案」を強化 ③健康保険委員事業所を中心とした「健康経営推進事業所」への登録促進更に、「きょうと健康づくり実践企業認証制度」への登録へ進展を図る (4) 重症化予防事業 ①未治療者へ重症化予防に向けた受診勧奨文書の送付 ②腎臓病(CKD)重症化予防に向けた保健指導の実施
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運用と意識改革推進 ①組織運営体制の強化 事業計画、組織目標をより浸透させるために、「方針発表会」、「目標設定会議」などの機会を設定し、上位から下位への目標連鎖をより強化 ②協会の理念を実践できる組織風土・文化の醸成 協会のミッションや目標を徹底するため、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の醸成に向け、支部内の情報共有化を推進するとともに総合力の強化を図る ③新人事制度の適切な運用 協会の理念実現に向けて創造的かつ意欲的な業務を行い、高い実績をあげた職員を適正に評価 ④コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会の開催、研修等により、その遵守を徹底する。個人情報保護や情報セ

項目	実施内容等
	セキュリティについては、各種規定の遵守やアクセス権限の適切な付与、パスワードの適切な管理を点検し徹底する ⑤リスク管理等の徹底 事務処理誤り、災害発生時の対策等、各種リスク管理体制に基づき、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検、検証、訓練を実施 (2) 人材育成の推進 協会職員に求められる人材育成を推進する。(創造とチャレンジ、協働、専門性、加入者本位、安心と信頼) ①新人事評価制度により明確化される等級ごとの職員の役割を浸透 ②新人育成支部を標榜し、新規採用者の育成に積極的な取り組みを実施 ③本部研修への参加及び研修受講者からの伝達研修により、受講者の指導・育成能力の向上とともに支部職員の資質向上を促進 ④お客様満足度向上や職員の資質向上を目指した支部独自研修の実施 ⑤他支部と共同した研修の実施 ⑥クロスミーティングと目標管理制度を連動させ、目標達成に向けての創意工夫による改善を通じ、個人単位での創造的活動を拡大 (3) 業務改革の推進 業務・システム刷新後の意識改革と新事務処理方式を定着させる。 ①刷新による新事務処理方式の完全実施と円滑化 ②職員配置の見直し (4) 経費の節減等の推進 サービスの水準を保ちつつ、適切な経費の運用と削減を行う。 ①調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施と調達結果の公表による透明性の確保 ②消耗品の削減（前年比 3%）、節電（前年比 3%） ③外部倉庫移転によるコストの削減

平成 28 年度 事業計画（大阪支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を推進するため、以下のような取組みについて更なる充実・強化を図る。 ・ 医療費等に関する分析を行い、得られた結果を加入者・事業主へ提供を行う ・ 加入者・事業主に対し、医療機関を適切に利用するための情報提供や啓発に努める ・ 健康保険委員、メールマガジンを活用したアンケート調査などにより、加入者・事業主の意識、意見等の把握に努める ・ 医療費通知や高額査定通知のお知らせによる情報提供を行う ・ 大阪府の各種協議会（大阪府保険者協議会、大阪府医療費適正化計画推進審議会、大阪府地域職域連携推進協議会、健康おおさか 21 推進府民会議、大阪府高齢者医療懇談会）、及び大阪府下国民健康保険運営協議会など関係方面への積極的な意見発信を行う ・ 健診データにおけるリスクを市町村ごとに分析し、地域職域連携推進協議会等と連携した保健事業の推進を行う ・ 保健事業の効果的な推進を行う ・ 「データヘルス計画」を確実に実施する (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。 引き続き、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 また、「データヘルス計画」を確実に実施するとともに、包括協定に基づく事業を推進する。

	(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担の軽減効果額お知らせ通知による使用促進を図るとともに、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、保険証送付時同封シール等による広報のほか、窓口来訪者に対しては、ポスター貼付、チラシ、ジェネリックカード・シールの配布を行うなど、目につく広報を実施する。また、大阪府等と連携した効果的な広報についても検討する。 平成 27 年度に設置された「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を行う。 目標については、数量ベースにおいて全国中位（23 位）を上回るものとする（27 年 9 月現在 39 位）。 (4) 地域医療への関与 策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。 (5) 広報の推進 保健事業や医療費適正化などの保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者及び事業主にお伝えするため、納入告知書同封チラシやメールマガジンにより定期的に実施するほか、総合パンフレットの積極的な活用や関係団体との連携による広報を実施する。 医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るため、チラシやリーフレットを作成して丁寧なお知らせを行う。 また、健康保険委員を通じた事業所内での広報についても積極的に情報提供を行う。支部ホームページについても加入者が利用しやすい環境整備に努める。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 お客様目線に立って、施設環境面の改善、対応スキルの向上等サービスの質を高める。また、分かりやすいパンフレットの作成や制度周知の広報など適正な届出に向けた取り組みを進める。 申請書・届出書支援サービスの開始に合わせて、事業主、被保険者等周知広報を行い、利用促進を図る。 また、傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

(2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。

また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを効率的かつ効果的に行う。

また、届書の郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所窓口の縮小を進める。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費にかかる新たな適正化対策として、柔整と鍼灸の併行受診状況についてデータ分析のうえ、重複受診者を対象とした照会業務の実施等、更なる適正化業務を推進するとともに、適切な利用が図られるよう患者啓発に努める。

(6) 鍼灸・あんま・マッサージ療養費の患者啓発

鍼灸・あんま・マッサージに係る療養費についても、適切な利用が図られるよう患者啓発に努める。

(7) 傷病手当金等の不正請求の防止

保険給付適正化のため、疑義案件については、事業主に対する立入検査等を日本年金機構と連携・協力しながら実施する等審査を強化する。

(8) 海外療養費支給申請書における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。

(9) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、財政効果額を向上させるため、以下の取り組みを重点課題として強力に推進していく。

- ・点検効果向上計画の策定・実施
- ・点検員の点検技術と点検スキルの向上のための施策の実施
- ・診療報酬改定に対応した点検強化

内容点検の目標値については、1人あたり財政効果額を27年度かつ全国平均値を上回ることとする

(10) 多受診者対策

重複受診や過量服薬等の多受診者に対し、適切な受診指導を行い、健康増進による医療費適正化を図る。

(11) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収については、日本年金機構が行う一次催告に協会も積極的に関与するとともに、文書による二次及び三次催告を積極的に実施する。チラシ、メールマガジンなどの広報媒体を通じ、加入者には退職時に保険証を事業所に返却する必要があること、事業主等には保険証の回収及び資格喪失届等の提出の際の保険証の添付について周知を図る。

(12) 積極的な債権管理回収業務の推進

発生した債権について、早期回収を進めるべく、以下の取り組みを重点課題として強力に推進していく。

- ・文書催告の他、早期に電話や訪問による催告の強化
- ・不正性、悪質性のある債務者に対する法的手続きによる回収の強化
- ・効果的、効率的な債権回収により回収件数、回収額の底上げ
- ・債権内容を分析し、国民健康保険、労働局等、関係機関へ積極的な情報・意見発信による連携強化

	(13) 健康保険委員の活動強化と委嘱数の拡大 日本年金機構と連携し、年金委員と健康保険委員が一体となった研修等を実施するとともに、健康保険委員向け広報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行し、社会保険制度や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。さらに、保健事業への理解、推進を求める必要から、健康保険委員研修を実施し、健康保険制度説明に加えて保健事業に関するPRを行う。(保健グループと連携して実施) また、協会が管掌する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、年金委員のみの登録となっている事業所への勧奨のほか、メールマガジンを通じた広報等により健康保険委員委嘱数のさらなる拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：1,036,888人） ・生活習慣病予防健診 実施率 41.9%（実施見込者数：434,456人） 契約健診機関の増設及び職員の事業所訪問において、生活習慣病予防健診のメリットを十分周知することにより、受診者数の増加を図る。 ・事業者健診データ 取得率 12.8%（取得見込者数：132,721人） 職員・契約職員による事業所訪問を引き続き実施するとともに、文書による勧奨を強化し、大阪労働局や大阪府商工労働部等と連携を図り事業者健診結果データの取得を促進する。また、社会保険委員会の各種会合・算定基礎届説明会会場での周知に努める。 健診実施機関に対してデータ取得勧奨の協力依頼を強化する。 ○被扶養者（受診対象者数：395,000人） ・特定健康診査 実施率 26.9%（実施見込者数：106,255人） 被扶養者の個人負担を無料とする集団健診を拡大して継続実施。また、経年的な受診状況を反映した受診勧奨を実施する。

(2) 保健指導

○被保険者（受診対象者数：122,510人）

・特定保健指導 実施率 7.0%（実施見込者数：8,575 人）

(内訳) 協会保健師実施分 4.0% (実施見込者数：4,900人)

アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数：3,675人）

職員・契約職員・派遣職員による特定保健指導の利用勧奨のため、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を適宜活用し、事業所訪問を引き続き実施する。また、保健指導保健師・管理栄養士については引き続きスキルアップを図り、高継続率の維持・向上を図る。

アウトソーシングの実施機関を増やすとともに、各機関に実施者数を増加させる施策について、健診機関会議等で検討する。

- ・データヘルス計画の着実な実施に向け「禁煙対策」にかかる知識・指導スキル向上のため、講師を招いた研修を実施する。

○被扶養者（受診対象者数：8,641人）

・特定保健指導 実施率 8.1%（実施見込者数：700 人）

利用券発送時に支部独自の勧奨文書を同封することにより、啓発に努める。また、集団健診の利用者に対し、実施健診機関と協働し、グループ支援を企画する。

(3) その他の保健事業

○未治療者に対する受診勧奨

協会けんぽ本部が実施する一次勧奨文書の送付に加え、一次勧奨者の内さらにリスクが高い基準に該当する者に対し、二次勧奨文書を送付する。

○事業所への健康経営の提案および啓発の実施

事業所を訪問し、事業主に対して従業員の健康づくりの重要性について啓発活動を実施する。説明の際は事業所の実態に合わせた事業所でできる取組みの具体的な提案を行う。

(4) データヘルス計画

上位目標：○女性の喫煙割合を平成 24 年度の全国平均並みにする。

目標（3 ヵ年）：16.3% 2,600 人減

（平成 24 年度生活習慣病予防健診受診者ベース）

下位目標：○事業所、事業主への理解を求め、対策を図る事業所が増える。

①事業主へ説明啓発し、理解を図り、健康づくりへの取組みについて提案を行う。事業所へのアンケート実施とその結果に応じたアプローチや優良事業所のホームページ掲載を行う。（コラボヘルス）

②事業所健康度診断などのツールを使用し、女性の喫煙割合の高い事業所へ、職場の状況（健康度）など、啓発・提案を行う。

③事業所・事業主へのセミナーを開催し、「健康経営」への取組みなど、事業所自ら従業員への健康管理を取組むよう啓発を行う。（ポピュレーションアプローチ）

④健診・保健指導の結果から分析を行い、目標設定時からの経過確認と健診・保健指導の効果、健康づくりの重要性を啓発する。

○自治体や関係団体に協会けんぽの取組みを理解していただき、地域の住民に対する啓発を協働で行う。

①自治体や経済団体、関係団体との包括協定を活用し、協働による広報、健康づくり事業を実施し、地域の住民、団体会員への啓発を行う。

②保険者協議会、地域職域連携推進協議会等における自治体や各保険者との連携、意見発信

○加入者の理解、健康意識が向上し、喫煙割合が改善する。

①加入者への啓発機会、受診による健康意識の向上のための特定健診・特定保健指導の推進

②健診受診時に喫煙者（問診票回答結果）に対し、啓発を行うとともに、健診実施機関による問診、診察時の喫煙者に対する啓発を行う。

③特定保健指導初回面談時に喫煙者に対し、啓発を行う。また、特定保健指導の階層化において、喫煙はリスクの 1 つであり、禁煙だけで改善する可能性が高いことについて、周知・啓発をおこなう。

④被扶養者への啓発として、特定健診集団健診の実施時に、受診者への啓発、広報物の配布を行う。

	(5) 受診勧奨対策 ○健診を受診しやすい体制の構築 ・委託健診機関の拡大 ・集団健診を企画し利用しやすい環境に努めるとともに、特定健診にあたっては市区町村のがん検診の同時実施やオプショナル健診を付加するなど内容の充実に努める ○積極的な受診勧奨の実施 ・外部委託、派遣職員を活用し文書、電話、訪問による勧奨の推進 ・大阪府、社会保険労務士会、委託契約機関などとの連携による受診勧奨の推進 ・大阪労働局との連名文書の活用した勧奨の実施 ○特定保健指導利用の促進 ・健診機関への外部委託を促進するとともに、外部専門機関を活用した特定保健指導の実施 ・集団健診（被扶養者対象）と同じ会場での無料保健指導の実施 ・被扶養者への支部保健師による無料保健指導の実施 ○関連団体との連携強化 ・大阪府をはじめとした各自治体、商工会等の関連団体との連携による事業主、加入者への啓発活動の推進 ○各種広報活動の実施 ・各種媒体を通じての広報、イベント参加等を通じた広報、啓発の実施 ・健康おおさか21、保険者協議会、地域職域連携推進会議等での意見発信
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織の適切な運営 内部統制（ガバナンス）、部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 また、職員間の一体感の醸成に努め、加入者本位等、協会のミッションや目標の徹底を図ると共に、更なる事務室内とその他居室の分離によるセキュリティ強化を図る。 (2) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の点検を行うな

ど、その遵守を徹底する。

各照会等については、個人情報保護法に基づいた取り扱いを徹底する。

(3) 人材育成の推進

内部・外部講師による効果的な職員研修を行い、スキル向上と知識習得により人材育成を図る。加えて、研修後の検証を実施して、より効果的な研修に取り組むものとする。

本部研修参加者による伝達研修を行い、広く情報、知識の共有を図るとともにスキル向上を図る。

(4) 業務改革・改善の推進

より良いサービスの標準化を目指し、創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務の重点化を進める。

(5) 年金機構との協力連携

エリア担当制を積極的に活用し、年金機構との日常的な連携体制を強化する。

お互いの制度を学び業務に活かせるよう相互に業務研修を実施し、事業の円滑な推進を図る。

(6) 経費節減等の推進

職員のコスト意識を高め、競争入札、消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理及び節電対策等により、更なる経費削減に努める。

また、調達や執行については、調達審査会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成 28 年度 事業計画（兵庫支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	○保険者機能強化アクションプラン(第三期)の実行 ・レセプトや健診データ等を活用した「データヘルス計画」に沿った保健事業を積極的に行う。 ・加入者、事業主との距離を縮め、ニーズを把握し、施策の検討・実現を図るために、双方向でコミュニケーションが取れると共に、加入者同士が情報交換できる意見交換会の場を設ける。 ・地元選出の国会議員や経済団体に定期的に訪問し、財政基盤強化の取組や、制度改正の必要性について広く意見を発信し、協会の存在感、協会の取組を示す。 ・医療費や健診データ等による分析結果を基に、国や各自治体、その他関係団体に対し各種政策提言や意見を発信する。特に地域医療の在り方については、兵庫県医療審議会保健医療計画部会や地域医療構想調整会議（5 圏域）等を活用し、必要な意見を発信する等、保険者として地域医療へ関与する。また、保険者協議会を活用し、保険者の意見集約を図る等、他保険者と連携を強化する。 ・兵庫支部の職員が産業衛生学会等に参加し、医療費の分析結果や保健事業の成果等の研究結果を発表する。 ・健康づくりに関する包括的な協定を結んだ兵庫県や神戸市等の各自治体と連携し、共同での医療費分析や重症化予防対策等の保健事業に尽力する。併せて、イベントやセミナーなどの事業を積極的に共同開催する等、更なる関係強化を図る。 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・糖尿病性腎症、高血圧等の重症化予防対策、レセプト点検の強化、現金給付の審査強化、保険証の適正使用と早期回収、債権の積極的回収、ジェネリック医薬品の使用促進について重点的に取り組む。 特にジェネリック医薬品の使用促進については、これまでの取り組みであるジェネリック医薬品使用軽減額通知の発送を継続し、送付対象者の拡大も図る。さらに、兵庫県薬剤師会等、関係諸機関と連携し、地域における積極的な啓発活動に努める。 また、保険証の適正使用促進と債権の発生防止を図るため、医療機関における資格確認事業を実施する。 ○パイロット事業の取組 ・兵庫支部独自で統計分析ソフトを導入・活用することで、より質の高い調査分析を実施し、将来の保健事業に繋げ

	る。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知について、兵庫支部独自で若年者にも送付し、医療費適正化効果を上げる。 ・支部内でパイロット事業コンペを実施し、多方面からの提案を通じて効果的な施策を検討する。 ○加入者・事業主のみならず、あらゆる関係者に対する広報の推進 ・日本年金機構からの納入告知書に同封する案内チラシの質を高め、より充実した広報を行う。 ・兵庫県社会保険労務士会と定期的に協議会を実施し、制度周知・広報・健診受診率向上等で連携を図る。 ・ホームページやメルマガ等の IT ツールを最大限活用し、様々な方向から情報を発信する。 ・新聞やラジオ、TV 等のメディアを利用した広報を効果的に行い保健事業の推進、その他協会の知名度アップに伴う発信力強化に繋げる。 ・イラスト等、加入者にとって親近感のある媒体を活用し、加入者に解りやすい広報を実施する。
2. 健康保険給付等	○レセプト点検の効果的な推進 ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。 ・内容点検については、レセプト点検効果向上に向けた行動計画を策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。 ・内容点検業務の一部外部委託を実施し、内容点検の充実、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルアップを図る。 ・研修や勉強会を実施し、点検員のスキルアップを図る。 ・点検実施結果を点検員に周知し、目標達成に向けて業務推進を図る。 ・自動点検等システムによる点検機能の効果的活用を図る。 ○積極的な債権管理回収業務の推進 ・債権の回収については早期回収に努め、文書催告のほか、電話、訪問による催告を行い、法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。 ・弁護士による催告書の発送および問い合わせを委託し、より一層債権回収を行う。

- ・資格喪失後受診を抑制するべく、資格喪失した加入者の保険証回収催告を積極的に行い回収を強化する。
- ・事業主や加入者に対しては、無資格の保険証を確実に返却していただくよう、広報媒体により周知を行う。

○柔道整復施術療養費、傷病手当金・出産手当金・療養費等に係る適正な給付業務推進する。

・柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（3 部位以上）かつ頻回（15 日以上）の申請を中心に、長期間にわたる受療者、日数を限定しない多部位受療者についても文書照会を強化し、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じて施術者に照会をする。また、照会時にチラシを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

・海外療養費の不正請求を防止し審査を強化するため申請書に添付された診療明細書の外部委託の活用に精査や翻訳内容の再確認、パスポートによる渡航事実の精査、受診者及び医療機関への文書照会を実施する。

・傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が 83 万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。

・審査で疑義が生じた申請等について、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、厳格に対処する。

・調査が必要な申請について、事業所への立入検査を積極的に実施するなど不正請求を防止する。

○療養費制度の周知

・事業所や加入者に対し高額療養費、療養費等制度の周知を図る。

・医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置し、限度額適用認定証を使用すれば加入者の医療負担が軽減されること等の周知及び利用の促進を図るとともに、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施する。

・ターンアラウンド方式による高額療養費未申請者に対する申請手続きの勧奨について、9 か月以内の勧奨を目標に推進する。

○サービス向上のための取組

・お客様から寄せられたご意見や苦情等については、迅速かつ正確に把握し業務にフィードバックするとともに、「業務改善会議」を開催し、お客様の視点に立って CS の向上やサービス改善を積極的に推進する。

・任意継続保険の保険料口座振替や前納の促進を図る。

・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営

	業日)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 ・申請書の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させ郵送による申請促進を行う。 (郵送化率 85%を上回る) ○窓口・電話サービスの展開 ・サテライト窓口については、各窓口の利用状況や郵送受付率の進捗状況を踏まえ、窓口のあり方等を検討する。 ・日頃から質の高いお客様対応ができるよう研修や朝会などにより職員全体のレベルアップを図る。 ・お客様満足度調査結果及び架電調査結果等を踏まえ、窓口及び電話サービスの改善を行う。 (満足度調査 27 年度実績及び満足度架電調査全国平均を上回る。) ○被扶養者資格の再確認 ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得て的確に行う。(平成 28 年度提出率目標 85.9%) ○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ・健康保険委員向けの研修会の実施や日本年金機構の実施する研修会への参加、広報紙の発行、健康保険事業への理解をさらに深めていただき、事業の推進にご協力いただけるよう委員との結びつきの強化を図る。 ・健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施するとともに、健康保険委員の委嘱者数拡大に向けて、新規適用事業所への案内の送付、広報紙や研修会を通じて広く委嘱を呼び掛ける。また他支部の好事例を参考に新たな勧奨を強化する。(平成 28 年度委嘱者数目標 1,850 名)
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者(40 歳以上)(受診対象者数: 493,036 人) ・生活習慣病予防健診 実施率 56.9% (実施見込者数: 280,500 人) ・事業者健診データ 取得率 10.1% (取得見込者数: 50,000 人) ○被扶養者(受診対象者数: 176,099 人) ・特定健康診査 実施率 29.0% (実施見込者数: 51,000 人)

	(2) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数： 67,422 人） ・ 特定保健指導 実施率 12.4%（実施見込者数： 8,360 人） （内訳）協会保健師実施分 10.2%（実施見込者数： 6,860 人） アウトソーシング分 2.2%（実施見込者数： 1,500 人） ○被扶養者（受診対象者数： 3,927 人） ・ 特定保健指導 実施率 3.3%（実施見込者数： 130 人） (3) その他の保健事業 ・ 集団健診における「付加価値講座」の併設 ・ メンタルヘルスセミナー ・ イベント時における健康啓発等を目的としたブース出展 (4) データヘルス計画 上位目標：○被扶養者の特定健診受診率のアップを図る。 - 目標（3 か年）30.0%（平成 25 年度結果からプラス 2.4 万人） ○自治体と連携した糖尿病性腎症の重症化予防を実施する。 ○喫煙率の低下を図る。目標（3 か年）32%（健診受診者ベース） 下位目標：○特定健診の受診率向上 ・ 特定健診未受診者に対し、GIS を活用した効果的な受診勧奨を実施し、受診率を向上させる。 ・ 自治体や健診実施機関と連携し、特定健診とがん検診の同時実施を行う。その際、血管年齢の測定や健康講座等の付加サービスを付け受診率を向上させる。 ○各事業所が「健康経営」を意識したコラボヘルスの推進 ・ 事業所カルテの充実を図り、それらを活用した事業所訪問を職員全員で行う。また、「健康宣言」事業を実施し、事業主の主体的な健康づくりの取り組みを促し、兵庫支部並びに関係諸機関が連携し、そのサポートを実施することで医療費適正化に繋げる。また好事例については広報等を通じて、加入者が共有できるような環境構築を図る。
--	---

	・生活習慣病予防健診委託機関と連携し、喫煙者に対する効果的な禁煙啓発を実施することで、喫煙率の低下を図る。 ・各自治体の健康増進事業（兵庫県チャレンジ企業、こうべ歩 KING 歩 QUEEN 決定戦等）を共催し、事業所全体で健康に関する意識を深めてもらう。 ・神戸大学と連携し業態別の分析を行う。中小企業団体等の経済団体にそれを示し、各団体を通じて事業主へ働きかける。 ・ICT ツールを活用し事業主や加入者個人に直接オーダーメイド的な健康情報を提供する。 ○重症化予防対策の実施 ・糖尿病性腎症等の重症化予防事業を医師会や自治体等と連携して行う。未受診者等に対しては受診勧奨文書を発送し、既受診者に対しては専門の保健指導を実施する。 ・国際医療福祉大学等の研究者と、がん検診に関する分析を行う。 ・神戸市をはじめとする自治体と連携して、自治体の糖尿病予備群要治療の加入者を集め、糖尿病セミナーを行う。 （５）受診勧奨対策 ・生活習慣病予防健診及び特定健診、特定保健指導の広報 ・特定健診、特定保健指導実施機関リストの作成 ・生活習慣病予防健診及び特定健診申込み方法チラシ等の作成 ・特定保健指導のご案内チラシ作成 ・特定保健指導受診勧奨業務の委託 ・特定保健指導終了率向上のための支援ツールの購入 ・特定保健指導に係る「不同意申出書」の作成 ・事業者健診データの取得勧奨業務の委託 ・新聞、ラジオ、TVCM 等を活用した総合的かつ効果的な受診勧奨事業
4. 組織運営及び業務改革	○組織運営体制の強化 ・部門間の連携を強化するため、組織を横断した業務改善会議を実施し、問題解決を図ると共に横の連携を深め、組

	織としての一体感を醸成する。 ・グループを横断したイベントプロジェクトチームを作り、支部全体で保健事業等に積極的に取り組み、直接加入者等が参加する場で経験を積むことで、「営業力の強化」・「発信力の強化」等、職員の能力向上を図る。 ○職場内コミュニケーションの強化 ・報（告）、連（絡）、相（談）を徹底する事で、職場内のコミュニケーションを強化すると共に、会議体の活性化や社内報で情報を共有し、働きがいを実感できる職場づくりを行う。 ○コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底 ・コンプライアンスや個人情報保護管理については、適宜研修等で意識の共有を図る。 ・リスク管理として内部監査や自主点検を的確に実施し、職員の健康管理やメンタルヘルスケアのための支援を強化する。 ○人材育成の推進 ・創造的であり、かつ専門性を兼ね備えた人材育成のため、適宜支部内の研修を行い、本部実施研修の適切な伝達を徹底する。 ・電話対応能力向上のため、マニュアルを活用した研修を実施すると共に、CS 向上に向け職員の意識向上を図る。 ○業務改革の推進 ・業務の効率化や定型業務のアウトソーシングを推進し、定例的業務から創造的業務へのシフトを図る。 ○事務処理誤りの低減 ・ヒヤリハット事例の報告書等を活用し、事務処理誤りに対する要因分析と効果的な再発防止策を練り、研修等を行う事で意識の改善を図る。 ○経費削減の推進 ・節電対策会議を活用し、経費削減の職員への意識付けを図り、業務経費、一般事務経費の前年度比減を目標とする。
--	--

平成 28 年度 事業計画（奈良支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	（１）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ①「保険者機能強化アクションプラン」に基づく取組みの推進 ・「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集分析し、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化対策の更なる充実・強化を図る。 ・県及び各市町村における各種協議会や健康づくり事業に参画し、健康保険事業全般について取組み強化に向けた意見発信効果を高める。 ②データヘルス計画の確実な実施 ・データヘルス計画実施の 2 年目にあたり、平成 29 年度の到達点である上位目標の達成に向け、各種事業を確実に実施する。 （２）地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ①医療費適正化対策のさらなる推進 ・引き続き、レセプト点検・ジェネリック医薬品の使用促進を実施するとともに、事業主に対する調査権を積極的に活用した現金給付の審査の強化を図る。 ②「医療機関における資格確認事業」の実施 ・「医療機関における資格確認事業」を実施し、資格喪失後受診の防止及び返納金債権の発生防止に努める。 ③データヘルス計画の確実な実施（再掲） ・データヘルス計画実施の 2 年目にあたり、平成 29 年度の到達点である上位目標の達成に向け、各種事業を確実に実施する。 ④健康づくり推進協議会からの提言・助言等の積極的活用 ・健康づくり推進協議会からの提言・助言等に基づき、地域の実情に応じた保健事業の積極的・効果的な推進を図る。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

①関係団体・地方自治体との連携・協力と情報発信

- ・奈良県、他保険者、医療機関関係者、薬局関係者と連携・協力するとともに、併せて情報発信を行うことでジェネリック医薬品のより効率的・経済的な使用促進事業の展開に努める。

②加入者に対するジェネリック医薬品に関する広報

- ・「ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス」等による使用促進効果を更に着実なものとするため、本部からの指示に基づき的確に準備を進める。
- ・ジェネリック医薬品取扱い薬局をホームページに掲載する。
- ・ホームページ・メールマガジン・各種お知らせ等を活用し広報を推進する。
- ・患者の意思表示を容易にするための「希望シール」を各種研修会開催時等、様々な機会を捉えて配布する。

③ジェネリック医薬品使用に関する分析・発信

- ・ジェネリック医薬品の使用に関する各種分析を行う。
- ・各種分析の結果を基に、効果的なジェネリック医薬品の使用促進策を図るとともに、関係団体等に意見発信する。

(4) 地域医療への関与

①地域医療への関与

- ・県が策定した地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

②なら健康づくり連携協力会議の活性化

- ・『奈良県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携事業に関する覚書』に基づき、「なら健康づくり連携協力会議」を引き続き定期的に開催し県との連携をより一層深める。

(年4回開催)

(5) 調査研究の推進等

①医療費情報の収集・分析

- ・引き続き医療費情報を収集・分析し地域医療への意見発信に積極的に活用する。

- ・ 県と連携し、大学教授等の指導を仰ぎ、医療費情報の収集・分析のスキル向上を図るとともに、その成果を支部の施策に反映させるよう努める。

②地域医療構想策定に係る意見発信

- ・ 地域医療構想策定に係る意見発信のあり方等についても調査研究の対象とする。

(6) 広報の推進

①広報活動の充実

- ・ 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主、関係機関等、更には一般の方々に広く理解していただくための情報発信を行う。
- ・ 加入者・事業主に対する情報提供や広報については、ホームページ、メールマガジン、定期広報誌を有効活用し、タイムリーで、かつ、加入者・事業主の視点に立った、効果的・経済的な広報活動を展開する。
- ・ 地方自治体や関係団体等との健康セミナー等の共同開催や共同広報の実施により、効果的・経済的な広報機会を創出する。
- ・ 加入者・事業主において、より地域に根ざした協会けんぽとして認知、理解されるための地元メディアとの連携を図った広報活動を推進する。(奈良新聞での月に一度の記事掲載)
- ・ 「奈良支部健康づくり推進イメージキャラクター ヘルシカくん」を活用し、健康づくり意識向上のための広報を積極的に行う。
- ・ これまでの取組みを精査するとともに、加入者・事業主の広報に関する声を聴き、加入者・事業主の声を反映した広報活動に努める。
- ・ 医療保険制度の中でも「高額療養費」制度や「限度額適用認定証」など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るため、ポスターやリーフレットを作成して加入者・事業主、関係機関等へ広報を実施する。

(7) 的確な財政経営

①財政基盤強化に対する取組み

- ・ 協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、引き続き加入者・事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を強力に発信していく。

	(8) 評議会の意見を反映した事業展開 ①評議会の円滑な運営 ・ 評議会を適時開催する。(運営に関する協議及び事業実施状況の報告) ②評議会の意見を反映した事業運営 ・ 地域に密着した保険運営を図る。(加入者・事業主の声を聴き、奈良支部の実情を反映させる。) ・ 安心と信頼を得る事業運営を図る。(医療費適正化対策の推進)
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ①お客様満足度の向上 ・ お客様満足度調査の結果、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。 ②現金給付の迅速な支払い ・ サービススタンダードを遵守するため、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。 ③加入者に対する各種お知らせの改善 ・ 加入者からのお問い合わせ内容や意見・要望を反映した申請手続き等、わかりやすいリーフレットを作成する。また、「届書・申請書作成支援サービス」導入後は、利用促進を図ることで、申請手続きの適正記入を推進する。 ④申請書の郵送化促進 ・ 任意継続及び限度額適用認定申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。 ⑤任意継続被保険者に対する口座振替、前納制度の利用促進 ・ 任意継続被保険者の保険料納付に関する利便性の向上及び事務効率化を推進するため、加入時や納付変更時を活用して口座振替や前納制度の利用を促進する。 (2) 高額療養費制度の周知 ①限度額適用認定証の利用促進

	・ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、加入者、事業主に対する広報を実施するとともに、県内の病院や薬局に対して限度額適用認定申請書やチラシ等の配置を依頼するなど利用促進を図る。 ②高額療養費未申請者に対する申請案内 ・ 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。 （３）窓口サービスの展開 ①窓口サービスの展開と今後のあり方 ・ 社会保険労務士による年金事務所協会窓口サービスを提供しながら、郵送化の進捗状況や窓口利用状況を踏まえ、サービス低下とならないような窓口のあり方について慎重に検討する。 ②年金事務所との連携強化 ・ 繁忙期対応など、年金事務所窓口における顧客サービス向上への協力体制の充実を図る。 （４）被扶養者資格の再確認 ①被扶養者資格再確認の的確な実施 ・ 保険給付の適正化及び高齢者医療制度において保険者が負担する拠出金等の適正化を目的として、日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得て、就職による異動（削除）届の未提出者を中心に被扶養者資格の再確認を的確に実施する。 （５）柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ①加入者に対する照会の実施 ・ 多部位・頻回（３部位かつ１５日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化し、適正化対策を継続して実施する。 ②疑義申請への対応強化 ・ 申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書照会、審査医師への照会等により適正化を図る。
--	--

- ・悪質な事案は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議で対応を協議し、必要に応じ立入検査を実施する等不正請求を防止する。また、受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により監督行政官庁（厚生労働省）へ情報を提供する。
- ・他の保険者と不正防止対策に関する情報交換や連携を図り、更なる適正化を図る。

③加入者への啓発

- ・各種広報媒体への記事掲載、加入者に直接リーフレット等を送付することにより、柔道整復師への適正受療の周知を強化する。

（６）傷病手当金・出産手当金の審査の強化

①保険給付審査の強化

- ・疑義ある申請に対しては、被保険者及び事業主、担当医師並びに審査医師への照会を行う。特に、傷病手当金・出産手当金の申請のうち、標準報酬月額が53万円以上である申請や、資格取得直後並びに高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、また、長期に継続した申請について審査強化を図り、不正請求を防止する。

②立入検査等の実施

- ・特に不正請求の疑義がある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、必要に応じ立入検査や詳細な調査を実施して不正請求を防止する。

③日本年金機構との連携

- ・日本年金機構との連携により、傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な審査を実施するとともに、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。

（７）海外療養費支給申請における重点審査

①不正請求の防止

- ・外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、文書照会等による審査強化を図り、海外療養費の不正請求を防止する。

（８）効果的なレセプト点検の推進

①レセプト点検強化による効果向上策

- ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
- ・自動点検等システムを活用した効率的な点検、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。

②レセプト点検の外注化

- ・オンラインレセプトの一部を外部委託し、内容点検を充実させることにより、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図り、点検員の質を向上させ点検効果額のさらなる引き上げを行う。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

①資格喪失後の保険証の早期回収と回収強化

- ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書による催告、電話や訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。

②債権の発生防止・保険証回収のための広報の推進

- ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、広報誌などの広報媒体や健康保険委員研修会等通じ周知を行う。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

①債権発生後、早期回収、納付催告

- ・貴重な保険料財源を適正管理・適正執行する観点から、返納金回収強化に係る取組みを引き続き積極的に実施する。
- ・債務者と早期接触・回収を図るため、納期前の架電を徹底する。
- ・納付期限後も定期的に催告状を送付し、積極的に催告を行う。
- ・再三の催告後も納付なき債務者に対し、訪問による催告を行うとともに内容証明郵便による催告を実施後、

	法的手続きによる債権回収を図る。 ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。 ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ・債権回収進捗会議を開催し、課題・問題点を整理し今後の債権回収の促進を図る。 (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ①健康保険委員の活動強化 ・健康保険事業に関する広報、相談、各事業の推進、モニター等を通じた事業への参画・活動の推進を図る。 ②健康保険委員の委嘱者数拡大 ・社会保険委員会連合会、社会保険委員会、年金事務所との連携・協力の推進、また、健康保険委員表彰や、委嘱者数拡大強化月間の設置により健康保険委員の委嘱者数の拡大を図る。(健康保険委員研修会、年金委員との合同研修会及び合同表彰式の開催) ③奈良支部独自の健康保険委員研修会の開催 ・協会けんぽと事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただく健康保険委員を対象とし、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会けんぽが行うあらゆる健康保険事業の推進等にご協力いただき、より一層結びつきを深めることを目的とした研修会を開催する。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ①保健事業の効果的な推進 ・健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画」についてはP D C Aを十分に意識して実施することにより、支部の実情に応じた効果的な保健事業を進める。 ②保健事業の効果的な推進に向けた体制及び取組みの強化 ・加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標達成に向けて取り組む体

制を一層強化するとともに、保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、県・市町村等と連携し、地域の実情に応じた取組みを強化する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

① 特定健康診査の推進

・被保険者（40歳以上）（受診対象者数：102,633人）

1) 生活習慣病予防健診 実施率：48.3%
(実施見込者数：49,572人)

2) 事業者健診データ 取得率：18.6%
(取得見込者数：19,089人)

・被扶養者（受診対象者数：41,847人）

1) 特定健康診査 実施率：25.1%
(実施見込者数：10,504人)

② 特定保健指導の推進

・被保険者（実施対象者数：13,204人）

1) 特定保健指導 実施率：18.0%
(実施見込者数：2,377人)

(内訳) 協会保健師実施分 17.0%
(実施見込者数：2,245人)

アウトソーシング分 1.0%
(実施見込者数：132人)

・被扶養者（実施対象者数：840人）

1) 特定保健指導 実施率：15.0%
(実施見込者数：126人)

③ 生活習慣病予防健診実施機関の増加に向けた委託勧奨

・健診実施設備を有する病院を中心に、委託の勧奨を行う。特に、実施機関のない地域については、診療所に対しても勧奨を行う。

④特定健診（被扶養者）の受診率向上

- ・協会主催の集団健診について、実施会場・回数を増やすとともに、「オプション健診（骨密度測定等）」を実施することにより受診率の向上に努める。また、被扶養者の特定健診について、受診者の利便性向上を図るため、市町村が行うがん検診・特定健診との連携強化を図る。

⑤事業者健診データ取得の推進

- ・労働局・健診機関等と引き続き連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取り組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっている。これまでの通知・架電中心による勧奨に加え、外部委託を活用するなど訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。

⑥特定保健指導の利用機会の拡大

- ・特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、公的施設などにおける集団形式での実施を推進する。

⑦若年者の保健指導

- ・生活習慣病予防健診受診者で、生活習慣の改善によって予防効果の高い若年層（35～39歳）の保健指導を実施し、セルフケアのできる加入者を増やし、特定保健指導対象者の増加を防ぐ。

⑧関係団体との連携による保健指導の推進

- ・業種・業態健診データの分析結果や市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

（３）各種事業の展開

①なら健康づくり連携協力会議の活性化

- ・奈良県との『奈良県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携事業に関する覚書』に基づき、年４回の連携協力会議をはじめとした定期的な情報交換を行い、加入者、事業主の立場に立った保険者としての意見を発信する。

②奈良県と連携した健康づくり事業の推進

- ・奈良県との上記覚書に基づき、11月から２月に実施される「慢性腎臓病（ＣＫＤ）の講演会事業」等、県民の健康づくりの推進に向けた奈良県の事業と連携するとともに、協会けんぽ加入者の利益となる事業を積極的に推進していく。

	③業務・システム刷新による新機能等の活用 ・業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。 (4) データヘルス計画の推進 ①上位目標 ・平成30年度までに腹囲の大きい人（男性85cm以上、女性90cm以上）を減らすことにより、メタボリックシンドローム予備軍（男性）19.3%を全国平均17.4%まで減らす。 ②下位目標 1) がん検診を含めた特定健診・特定保健指導の受診率向上 2) 事業所及び加入者、関係団体の健康づくり意識の醸成 3) 未治療者への受診勧奨等による重症化予防 (5) 受診勧奨対策 ①重症化予防のための受診勧奨の実施 ・健診結果とレセプト情報の突合データを利用し、医療機関への受診が必要であるが未受診となっている者に対して、重症化予防のための受診勧奨を実施し、医療費適正化及びQOLの維持を図る。 (6) その他の保健事業 ①健康管理セミナーの開催 ・医療費及び健診結果データ分析に基づき、健康保険委員や事業所健康管理担当者等を対象とした健康管理セミナーを開催し、健康づくり意識の醸成を図る。（年3回）
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織の適切な運営と改革 ①組織運営体制の強化 ・毎週定期的な役職会議の実施やグループ単位での定期的なミーティングを実施し、担当者間の協力と連携をとりながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の効率的な運営を推進する。

- ・新人事評価制度に基づき、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できるよう各自が努める。

- ・職員、契約職員の迅速な情報共有の仕組み（朝礼等の実施や情報共有化シートの活用等）を引き続き行い、一体化した事業体制の推進を図る。

②協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

- ・『奈良支部が目指す組織風土』に基づき、支部内の職員・職種・部署間の連携を強化することにより、更なる定着を図る。

③コンプライアンスの推進

- ・全職員に対してコンプライアンスの重要性や意義等を徹底するため、朝礼等において、コンプライアンスに関する確認を行う。

- ・コンプライアンス基本方針及び行動規範の周知徹底を図る。

- ・職員研修等を通じてコンプライアンスの理解を深める。

- ・自主点検を実施する。（年２回）

④個人情報保護管理の徹底

- ・個人情報保護管理委員会で、チェックシートによる月次単位の個人情報管理の推進と進捗管理を徹底する。

- ・職員研修等を通じて個人情報管理の重要性の周知と意識改革を徹底する。

（２）人材育成の推進

①協会の理念を具現化する職員の育成

- ・新人事評価制度のもと、等級ごとに明確化された職員の役割を理解し、期待する職員づくりを推進する。

②職員の意識改革と人材の育成

- ・職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務の遂行を通じて職員の育成にかかわり、民間の法人の職員として求められる意識改革と次世代を担う人材の育成を図るため、必須研修及び支部独自研修を実施する。

- ・本部が開催する業務別研修等への職員の派遣と伝達研修を確実に実施し、職員のスキルアップを図る。

- ・マンネリ化排除、自己改革の機会創出と次世代の人材補充体制の整備を図るため、ジョブローテーションを適切に実施する。

(3) 業務改革・改善の推進

① 各種委員会等の活用

- ・ 役職会議及び「ならＳＫ委員会」をはじめとする各種支部内委員会等により部署間の連携を強化、サービスの向上や業務効率化に向け、刷新・削減・改善・広報等あらゆる分野に積極的に取組み必要な措置を講じる。
- ・ ブロック業務改革会議を通じた新たな業務提案や業務改善を推進する。
- ・ 事務処理誤りの発生を防止するため、責任体制の明確化や発生要因の排除に向けた業務改革と未然防止体制を確立する。

(4) 経費の節減等の推進

① 職員のコスト意識の高揚及びより一層の経費節減の推進

- ・ 職員のコスト意識を高めるとともに、競争入札や消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理の徹底等により、事務経費削減に努める。
- ・ 調達審査委員会における執行内容の精査や、調達結果等のホームページへの公表により、透明性の確保に努める。
- ・ 引き続き、空調、照明管理の徹底等による光熱費の削減等、節電に係る取組みを積極的に実施する。

平成 28 年度 事業計画（和歌山支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	1－1 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。 1－1－1 事業所における健康づくり事業の構築及び実施 事業主に健康宣言（会社ぐるみで健康づくりに取り組むことを宣言）を行ってもらい、従業員の健康づくりを協会けんぽがサポートし、積極的に取り組んだ事業所の認定及び表彰を行う事業を構築し、実施する。 実施にあたっては和歌山県や経済産業省の健康づくり事業の動向を見ながら連携を行い、事業所訪問を通じて事業主に勧奨を行うことで健康宣言事業所を増やしていく。 1－1－2 データヘルス計画の実施 「高血圧」を支部の健康課題と定め、身体活動量を増加させることを通じて健康意識が高まり、血圧管理ができる人が増えることを上位目標としてデータヘルス計画を実施していく。今年度は計画の2年目であり、上記健康宣言事業所勧奨時に健康づくりのツールとして提案を行い、血圧管理に取り組む人を増やしていく。 1－1－3 関係機関との連携強化 関係機関（主に地方自治体、医療関係団体、労働局、経済団体、社会保険労務士会等）への情報提供、共同事業の実施等、関係機関と連携を行い、必要であれば包括協定等を締結し、連携の強化を図る。 1－1－4 各種協議会への参画および意見発信 関係機関が行う各種協議会へ参画を行い、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。

1-2 ジェネリック医薬品の更なる使用促進

引き続きジェネリック医薬品軽減額通知サービス（年度内2回）による使用促進を図るとともに、その通知の効果や使用割合の分析結果を活用して、ジェネリック医薬品使用促進への施策につなげる。

1-2-1 効果的な広報の実施

ホームページやメルマガ、広報紙等への掲載によるほか、研修会等において加入者・事業主等への周知を図る。またジェネリック医薬品希望シールやチラシの配布、ポスターを貼付するなど、目につく広報を実施する。

1-2-2 関係機関との連携

ジェネリック医薬品軽減額通知の効果や使用割合の分析結果を活用して、医療関係団体（医師会等）・行政等関係機関へ情報を発信し、共同できる事業については連携して行い、その中でも特に「ジェネリック医薬品に関するセミナー」を共同開催することを目指し、連携を強化していく。

1-3 地域医療への関与

策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。

1-4 調査研究の推進等

「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に沿って、医療に関する情報の収集・分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から提供される各種情報リストや医療費分析マニュアルにより、医療費等の分析に取り組む。

また、先進的な取組み事例の情報収集を行い、支部の分析に活用する。

1-5 広報の推進

協会の存在及び保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、見る側の立場に立った内容を心掛け、積極的な情報発信を行う。

	1-5-1 ホームページの活用、充実 「見やすい、探しやすい」ホームページとなるよう掲載内容の整理を行い、医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内の情報等の内容を充実させるとともに、最新情報への随時更新、関係機関とのリンク等の拡大を行いホームページ閲覧件数の増加（前年度以上）を図る。 1-5-2 メールマガジンの充実と登録者数拡大 1) 内容の充実 健康宣言事業所事業、データヘルス計画、医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内や法改正等の情報等、内容を充実させ、定期的に記事配信を行う。（速報は適宜行う） 2) 登録者数の拡大 各種研修会やセミナー参加者への案内や納入告知書等の大規模媒体による募集、職員・保健師による事業所訪問において案内チラシの配布を行う等、あらゆる機会に広報アプローチをして、新規登録者数100件の達成を目指す。 1-5-3 支部発行広報誌の充実 和歌山支部が発行している広報誌（「協会けんぽわかやま通信」、「健保委員わかやま」）の内容を充実（疾病予防・健康情報・健康宣言事業所の取り組み紹介等）させ、情報発信を行う。 1-5-4 その他 1) 関係機関等の広報紙の活用やメディアへの発信を行い、加入者だけでなく広く一般の方々への広報を推進する。 2) 各種説明会やセミナーに参加し、取り組み状況等を説明するとともに、協会けんぽの存在感を示していく。
--	--

2. 健康保険給付等	2-1 サービス向上のための取組み 2-1-1 加入者の意見やニーズの把握に努め、サービスの改善に反映させる。 当支部の実情に応じた事業を計画する中で、様々な手段を用いて加入者・事業主の意見やニーズを把握し、反映させる。また、健康保険業務に係る手続きの利便を図る。 1) 苦情、お客様の声等の分析の実施 さらなるサービスの改善に結びつけるため、苦情やお客様の声、申請書郵送時のアンケート等の分析結果をフィードバックし、サービス改善及びお客様満足度の向上を図る。また、年金事務所窓口についても周知を行う。 2) 郵送化の推進等 手続きの郵送化推進と、申請書類の配備場所等の維持管理・充実を図る。 I 申請書類の入手方法の広報を行う。(ホームページからの印刷、商工会・商工会議所等) II 納入告知書同封チラシ、ホームページ及び年金事務所窓口にて、郵送による申請の広報を行う。 2-1-2 年金事務所が行う適用業務と連携のもとに、適切な保険証発行に努める。 一般被保険者にかかる保険証の発行については、年金事務所と連携し、適切な保険証発行に努める。また、任意継続被保険者においては、日々、資格の喪失確認を行い、処理可能なものについては即時に処理し、迅速な発行に努める。 2-1-3 任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。 加入希望者については、必ず口座振替の制度説明を行い、口座振替申込書と案内チラシを配布し、利用の促進を図る。目標については、前年同月の割合以上とする。 2-1-4 各種申請等の受け付けや相談等の窓口サービスについては、効率的かつ効果的なサービスの提供に努める。また、窓口の利用状況や届書の郵送化の推進状況を踏まえ、サービスの提供に配慮しつつ年金事務所窓口における職員配置の見直しを行う。
-------------------	---

２－１－５ 傷病手当金等の健康保険給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、不正が疑われ厳格な審査が必要な請求及び返戻・照会分を除き、サービススタンダード（１０営業日）を定め、管理の徹底と受付から１０営業日以内の着実な支払いを行う。

２－１－６ 高額療養費制度の周知及び限度額適用認定証の利用促進

限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。

また、ホームページや納入告知書同封チラシなどを活用し、高額療養費制度及び限度額適用認定証の利用促進の広報を行う。

２－２ 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認について、本部の計画に基づき、年金事務所との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。また再確認事務にかかる被扶養者状況リストの未提出事業所へは文書や電話連絡により提出を促す。

２－３ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

２－３－１ 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月に１５日以上）の申請及び疑義のある申請についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。また、必要に応じ事業所・施術所への照会・近畿厚生局への情報提供を行う等、療養費の審査強化に努める。

２－３－２ 柔道整復施術療養費について、年に１０回以上の申請がされている加入者に対し、啓発文書とパンフレットを送付し、適正受診の促進を図る。

２－３－３ 療養費（はり・灸、あんま・マッサージ）について以下の受診状況を確認し、必要に応じ同意医師及び受診者への照会を行い適正な給付に努める。

２－３－４ 共通事案に対し、支部間、和歌山県、他保険者等と情報共有化等の連携により不正受給防止の徹底に努

める。

2－4 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

2－4－1 資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後の申請、または1回の支払いが高額になる申請については、審査を強化し適正な給付に努める。

2－4－2 不正が疑われる申請については保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立ち入り検査が必要な申請については日本年金機構と連携・協力して積極的に調査を実施し不正請求を防止する。

2－5 海外療養費支給申請における重点審査

審査の強化のため申請書に添付される診療報酬明細書について翻訳委託業務を積極的に活用し診療内容を精査する。また、疑義のある申請については療養を受けた医療機関に対し文書照会を実施し不正請求を防止する。

2－6 効果的なレセプト点検の推進

2－6－1 資格点検については、審査支払機関から受領したレセプトについては、確認調査を強化し医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。

〔検証指標〕 加入者1人当たり資格点検効果額：前年度支部実績以上

2－6－2 内容点検においては、自動点検等システムを活用した効率的な点検を行うとともに、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。特に点検員のスキルアップを図るために査定事例の共有化を図り、点検効果額の向上に努める。

〔目標指標〕 加入者1人当たり診療内容等査定効果額（10割）：前年度支部実績以上

〔検証指標〕 加入者1人当たり内容点検効果額：前年度支部実績以上

1）効率的な内容点検の実施

点検の一部外部委託により、支部内の内容点検をさらに充実した点検を実施するため、刷新システムの機能を

	有効に活用した点検を行う。また、点検業者のノウハウを収集して点検員のスキルを向上させるとともに競争意識の促進を図る。 2) 査定事例の共有化 点検効果により、随時見直しを行うとともに、毎月点検員が支部共有の汎用任意テンプレート・自動点検マスター、本部ツールに登録する事項を提出してノウハウの共有を図る。また、他支部の査定事例を分析し、和歌山支部でも活用できる査定事例を取り込んで点検調査を実施する。 2-6-3 外傷点検については業務上、通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し、医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。 〔検証指標〕 加入者1人当たり外傷点検効果額：前年度支部実績以上 2-6-4 加入者に対し年1回医療費通知の送付を行う。また、毎月、高額査定通知を実施する。 (実施方針) 1) 医療費通知 本部の事業計画に基づき年1回事業所経由で加入者に送付する。 2) 高額査定の医療費通知 毎月レセプト審査の結果、医療費が減額され、加入者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、該当する加入者に送付する。 2-6-5 多受診者に対する通知 1) 毎月、多受診者のレセプトを抽出し、通知の対象となる加入者に適正受診のお知らせ文書や、照会文書を送付する。また、必要に応じて保健師とともに訪問指導を行う。 2) 適正受診の指導が必要である重複受診や過量服薬がある加入者等をレセプトデータにて抽出し確認、分析を行う。またその他、レセプトデータを活用できるものについては他のグループと連携し、分析、検証等を行い支部内において情報の共有を行う。
--	---

2-6-6 職員及び点検員の資質向上を図る。

(実施方針)

1) 研修

職員及び点検員等の資質向上を図るため、指導医による研修（毎月）、外部講師による研修（随時）を実施する。

また、勉強会（討論会）を開催し、自動点検等のメンテナンスについて意見の集約を行う。本部のスキルアップ事業の疑義照会については、回答登録を行う。

2) 点検員のスキルアップ

点検員ごとの目標効果額の設定や点検員のスキルに応じた教育などを通じて、各点検員のスキルアップを図る。

3) 分析等 他支部の査定事例の分析を行い、分析結果の情報を共有し職員及び点検員のスキルの向上を図る。

2-6-7 医療機関担当者向け説明会の開催

医療機関における健康保険に関する事務の説明を行うとともに、資格喪失者の受診に対するレセプトの返戻の同意、業務上や第三者行為が原因の受診者に対する協会けんぽへ届書の提出勧奨、限度額適用認定証の使用促進の要望などの説明を行う。

2-7 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

債権の発生防止のため、保険証の回収を強化する。

2-7-1 事業所宛の納入告知書へ保険証返却啓発チラシを同封する。また、窓口においても適宜配布し保険証の回収強化に努める。

2-7-2 一般被保険者にかかる保険証の回収については、年金事務所との連携のもと、的確に行う。

2-7-3 任意継続資格取消者や保険証の未回収者に対しては、文書による催告とともに電話による督促を行う。また、任意継続資格取消者など、債権発生見込みの高い者については、必要に応じて訪問督促を行う。

2－8 積極的な債権管理回収業務の推進

2－8－1 資格喪失後受診等により発生した債権については、納付催告を行い早期回収に努める。

2－8－2 現金給付に関する債権については、納付書を送付する前に電話等により内容の事前説明を行い、納付勧奨に努める。

2－8－3 債権回収の強化として、電話、文書による勧奨を継続するとともに、訪問勧奨の定期実施を行う。所在不明者は、年金事務所への照会、住民票取得による住所確認を行う。また、状況に応じて適宜、勤務先へも勧奨を行う。

また、法的手続きによる回収については、積極的に取り組むとともに実施効果を検証し、最適な実施方法の確立を図る。

2－8－4 債権会議を毎月開催し、支部全体で回収状況を共有化するとともに、必要に応じて支部全体で回収に取り組む。

2－9 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

2－9－1 活動の強化

1) 年2回～3回の研修会（年金事務所と共同）において、支部事業について研修を行うとともに、重点事業については外部講師による研修を検討する。

2) 研修会やセミナー参加者へのアンケート調査結果や、事業所訪問等により得た意見・要望等から、支部事業の施策に反映できるものは反映していく。

3) 健康保険委員及び事業所との結び付きを強化するため、健康保険委員を対象にした広報誌の発行や、卓上月表を作成・配布し事業内容の周知を図る。

	2-9-2 委嘱者数の拡大等 1) 納入告知書送付時や新規適用事業所に対する健診案内時等、健康保険委員への勧奨が効果的と思われる機会に勧奨広報を実施する。 2) 健康宣言事業所には、健康保険委員の登録を原則とし、委嘱の拡大を図る。 3) 健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：102,619 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 60.4%（実施見込者数：61,980 人） ・事業者健診データ 取得率 10.5%（取得見込者数：10,774 人） ○被扶養者（受診対象者数：36,759 人） ・特定健康診査 実施率 30.0%（実施見込者数：11,016 人） (2) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数：14,993 人） ・特定保健指導 実施率 15.4%（実施見込者数：2,309 人） （内訳）協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：2,093 人） アウトソーシング分 1.4%（実施見込者数：216 人） ○被扶養者（受診対象者数：941 人） ・特定保健指導 実施率 3.5%（実施見込者数：33 人） (3) その他の保健事業 3-2-1 加入者の疾病の予防や健康増進を目指し特定保健指導を推進する中で、生活習慣病の重症化を防ぎ、事業所の健康づくりをサポートする。

	1) 重症化予防事業 ・ 未治療者に対する受診勧奨 (健診データとレセプトデータを突合せ、血圧・血糖の健診結果に関して、要治療と判定されながら治療をしていない方に、本部からの郵送による受診勧奨)の一次勧奨に加え、より結果が悪く治療が早急に必要な方に対して、文書による二次勧奨を支部にて実施する。 なお、特定保健指導で訪問する事業所に、一次勧奨者がいる場合は、面接による保健指導も実施する。 ・ 糖尿病性腎症患者の重症化予防 2) 高血圧予防対策として、保健指導で保健師が訪問した際に減塩指導する。 3-2-2 自治体・他の保険者と連携し、健康づくりや生活習慣改善に関する意識啓発を行っていく。 1) 保険者協議会で代表保険者としての役割を担う。 ・ 健診受診率の低迷等の課題を報告・検討していく。 ・ 特定健診・特定保健指導の集合契約においては、医師会・健診機関・保険者等関係団体への連絡調整及び事務的作業を行う。 2) 特定健診・がん検診の受診促進のためデータ提供や連携・協働する。 (4) データヘルス計画 上位目標：身体活動量を増加させることを通じて、健康意識が高まり、血圧管理をできる人が増える。 下位目標：①日頃から意識して身体活動量を高める人が増える。 ②日常生活における活動量の増加や習慣的な運動の推奨について理解を示し、健康づくりに取り組む事業所が増える。 ③高血圧予防対策を勧めることについて理解し、ともに積極的に取り組む団体が増える。 (5) 受診勧奨対策 3-1-1 被保険者
--	--

- 1) 健診対象者のいる事業所・任意継続対象者宛に、生活習慣病予防健診の案内をする。
データヘルス計画における健康課題を掲載した広報で利用促進を図る。
- 2) 生活習慣病予防健診未利用の事業所（加入者）に対して勧奨を実施する。
 - ・支部職員による「職場の健康づくりのDVD」や「事業所健康度診断」を活用した事業所訪問で、がん検診もセットになった生活習慣病予防健診を勧める。
 - ・受診勧奨業務委託をする生活習慣病予防健診健診機関の増加を図り、受診を促進させる。
- 3) 事業者健診データを取得する。
 - ・事業者健診データの取得手段の多様化
 - ・事業者健診データ作成のできる健診実施機関を増やす。
- 4) 受診環境の整備・拡大
 - ・セット健診の推進をする
 - ・紀南地域での受診枠拡大を図る
 - ・健診の利便性向上を図る
- 5) 健診機関の精度管理
 - ・年度更新時に提出された調査書をもとに、事務処理要領に基づく実地調査を行う。
 - ・随時、加入者・保健師から疑義のあった健診結果等については、健診機関に確認し、適切な指導を行う。
 - ・年度更新時の調査書類による確認の徹底。
- 6) 健診機関に対する情報提供-健診機関側で準備の必要な案件については速やかに情報提供を図り委託業務の円滑化を図る。
 - ・生活習慣病予防健診の検査項目の見直しにかかる情報提供
 - ・システム更新などに関する情報提供
 - ・申込受付窓口の一本化について

3-1-2 被扶養者

1) 特定健診受診券の個別郵送

- ・受診券と一緒に、和歌山県下で特定健診を受診できる医療機関情報・自治体のがん検診同時実施の特定健診予定・協会主催の集団特定健診の予定等の情報を同封し、受診促進を図る。

2) 健診を受けやすい環境の整備と広報

- ・がん検診と同日実施する自治体を1か所（海南市）増やし、28年度は、県内5市14町1村体制とする。実施に際し、その案内と申込受付を行う。
- ・1月から3月にかけて、がん検診と同日実施できない（4市）を中心に協会主催の集団特定健診（無料）を実施し、未受診者の再勧奨を行う。
- ・紀の川市会場を1日→2日に増回することを検討し、全体で27年度11日間→28年度12日間の設定を行う。
- ・オプション健診についても引き続き内容を検討のうえ実施する。

3) 被扶養者へのアンケート調査

- ・協会主催の集団健診案内郵送時、被扶養者から、集団健診に関するアンケート調査を実施し、今後、健診の環境整備やオプション健診の内容について検討するとともに、受診率向上のための計画策定に活かす

4) 次年度に向けて、特定健診の自己負担をできるだけ少なくできるように引き続き値下げ交渉を継続していく。集団健診は、自己負担無料で契約できるようにする。

5) 医療機関向け特定健診実施に関する情報提供

3-1-3 被保険者の特定保健指導率

1) 特定保健指導の対象者がいる事業所に、特定保健指導の案内及び対象者には個別案内を実施する。

2) 保健指導の外部委託の推進と訪問体制の強化

	・ 外部委託体制の整備 ・ 保健師、管理栄養士が、県下の事業所に訪問できる体制を継続する。 3) 特定保健指導の受け入れのない事業所に、支部職員が「職場の健康づくりのDVD」や「事業所健康度診断」を活用した事業所訪問による利用勧奨をし、新規特定保健指導実施事業所を増やす。 4) 保健指導の質の向上を図り、生活習慣改善者を増やす。 ・ 特定保健指導の結果分析・評価を実施する。 ・ 事例検討で、効果のある支援方法を学ぶ。 ・ 保健指導タブレットの習熟をはかり、効果的な活用ができるようにする。 5) 新システムで、効率的な事業所訪問計画が立てられる。 新システムで、保健師・管理栄養士の事務量の軽減が図られることから、保健指導に従事する時間を確保する。 6) 生活習慣病予防検診の案内郵送時、特定保健指導委託機関の周知を行い、委託による特定保健指導実施者数の増加を図る。 特定保健指導委託の勧奨を継続し、委託機関の増加を図る。 7) 外部委託先の進捗管理 ・ 委託件数の進捗管理 ・ 定期的な会議等の実施 8) リスク管理の徹底 3－1－4 被扶養者の特定保健指導率 27年度実施した協会主催の集団特定健診後、集団で特定保健指導を実施できるように計画し、利用者の増加を図る。
--	---

4. 組織運営及び業務改革	4－1 組織の適切な運営 4－1－1 事業運営について、加入者・事業主の意見等に基づきP D C Aサイクルを適切に機能させる。 1) 事業推進会議を毎月実施し、各グループの事業推進状況を把握する。また実施状況を適宜評価し、改善事項があれば、その都度必要に応じ事業見直しを行い、事業運営に反映させる。 2) 計画にそって評議会を開催し、評議員の意見を参考に事業運営を行う。 4－1－2 コンプライアンス、個人情報等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）、個人情報等の保護については、研修を通じてその遵守を徹底する。 4－1－3 リスク管理体制 リスク管理能力向上のための研修や訓練を行う。 4－2 人材育成の推進 研修等の実施により職員の意識改革を図り、加入者本位の理念を徹底し、待遇等を向上させ、業務改革の推進を図る。 4－2－1 伝達研修の実施 本部研修受講者は、受講報告を遅滞なく所属グループ等に行う。 また、受講内容については、伝達すべき対象者に書面または口頭などの方法で伝達研修を行うものとする。 伝達研修終了後に、その内容について受講者からアンケートなどの方法で感想及び内容についての改善点等意見を得て、今後の研修計画に活かすこととする。 4－2－2 支部研修等の実施 支部研修計画に基づき研修を行い、職員の資質向上を図る。 朝礼時に「月刊朝礼」から選んだ内容を全員に説明することにより、「発信力」「要約力」を身につける。
----------------------	---

通信教育講座の斡旋を引き続き行い、職員の研修機会の確保を図る。

4－2－3 業務推進会議やプロジェクトチームにリーダー・スタッフを配置し、発信力強化・支部内の部門間連携を強化し意識改革を図る。

4－3 業務改革・改善の推進

4－3－1 サービスの標準化

業務改革会議等において、支部の意見を提案し、他支部の具体的な改善策を取り込む。また支部内の部署間連携を強化し改善策の周知徹底を図る。

4－3－2 改革・改善の推進

1) 課題ごとにリーダー・スタッフを中心としたプロジェクトチームを随時設置し、具体的な改善策の検討・推進をするとともに部署間の連携強化を図る。

2) 支部の実情に応じた課題に対応するパイロット事業の企画・提案を行う。

4－4 経費節減等の推進

業務に対するコストを常に意識し、業務の効率化をすすめ、コストの削減に努める。また、調達や執行については、透明性の確保に努める。

4－4－1 「和歌山支部経費節減マニュアル」の定着を図るため、機会があるごとに呼びかけ、職員のコスト節減意識を高める。

朝礼・管理職会議の活用及び掲示物・回覧物・メール等で周知を図る。

他支部からの情報収集。グラフ化及び分析の実施。

4－4－2 消耗品の発注については、商品の種類・内容・発注量等検討しながら、必要に応じて本部で実施している消耗品発注システムの有効利用を行う。

	消耗品台帳から毎月の払い出し数を管理（在庫確認）し、適正な量の発注を行うものとする。 1 回あたりの消耗品発注金額に注意し、送料等負担のないようにする。 4－4－3 調達や執行については、100万円を超える案件の際等必要に応じ調達審査委員会を開催し、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表することにより透明性の確保に努める。 4－4－4 事務室室料等の減額交渉を行う。 経済情勢・周辺の状況等を総合的に考え、次年度に減額交渉を行うか検討する。 4－4－5 外部保管庫の調達について、外部保管庫調達計画を策定する。平成 28 年度中に文書の保管に係る契約を一般競争入札に付し、調達経費の節減と透明性の確保を図る。
--	---

平成 28 年度 事業計画（鳥取支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・「健康経営推進事業（支部データヘルス計画）」の推進 - 健康経営宣言事業所数 平成 30 年 3 月末目標 1,000 事業所 - 健康宣言事業所向情報誌「健康経営通信」の発信 - 取り組みやすい健康づくりメニューの提案 - 会社の独自取組の取材・発信 - 健康経営セミナーなど各種研修会・講習会の実施 - 健康経営推進のインセンティブ付与（支部長表彰・県知事表彰など） (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・県の政策関係部局、市町村、関係機関などの各種協議会などに積極的に参画 ・協会の医療費適正化のための総合的な意見・対策を発信 ・都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）とさらなる連携の強化・拡大の推進 ・協会けんぽと連携先の間で医療情報の分析や広報・保健事業等を共同して実施 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施（年 2 回） ・ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等の実施 ・医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催 ・ジェネリック使用の状況を分析し広報をはじめとした啓発活動の実施 (4) 地域医療への関与 ・地域医療構想調整会議他の会議に、加入者・事業主を代表する立場で積極的に参画 ・他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信 ・策定された地域医療構想やその実施に向けてリーダーシップを発揮し、地域医療に貢献 (5) 調査研究の推進等 ・県、市町村などと連携し、主体となって職域・地域の両面から医療費・健診結果などを幅広く分析 - 協会けんぽベースでは協会全国平均・他支部との比較 - 県ベースでは、国保、後期と合算した県平均、市町村別での比較 ・県・市町村などと合同で健康課題を抽出、効果的な対策を立案・実施 ・鳥取大学など学術機関からのアドバイスを受け幅広い視野で検証 ・事業の推進のため、関係機関に発信し、連携を呼びかけ

	・加入者・事業主が行動変容につながるようにわかりやすく発信 (6) 広報の推進 ・協会事業の理解と参画を推進するため、「事業所・加入者向け総合パンフレット」を作成・配布 ・地元新聞社を活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進 ・加入者から直接意見を聞くため、アンケートや対話集会を実施 ・意見などを踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施 ・県、市町村、関係団体との共同広報の実施 ・地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体と健康セミナー等を共同開催 (7) 的確な財政運営 ・協会の財政状況と基盤強化について、理解・協力を得るため、加入者及び事業主、関係方面に発信
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ・事務処理マニュアルに基づく正確かつ迅速な事務処理を行い、事務処理誤りを発生させない。 ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の支払までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 ・お客様満足度調査結果を踏まえ、支部内研修を行う。また、電話対応を職員相互でチェックを行うことで、電話の対応力を向上させる。 ・健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員に対する研修等を充実させる。 (2) 高額療養費制度の周知 ・限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に加え、医療機関等に対するチラシやリーフレットによる広報を実施し、制度の周知を図る。また、関係機関と連携し、県内の主要な医療機関等の窓口限度額適用申請書を配置し利用促進を図る。 ・高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。 (3) 窓口サービスの展開 ・効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、年金事務所窓口職員を配置する。なお、窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないように配慮する。 ・窓口職員からの相談内容を取りまとめ、研修によりフィードバックを行うことで、窓口職員の知識の向上を図る。 ・年金事務所窓口の利用状況や傾向を調べ、その情報を基に、郵送で申請ができるよう医療機関・市町村役場を訪問して申請書の設置を依頼し、郵送化率を60%以上に向上させる。

	(4) 被扶養者資格の再確認 ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被養者資格の再確認を日本年金機構と連携し、事業主の協力のもとに的確に行う。 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・支部独自の審査基準（3 部位または 15 日以上の施術）を設定し、該当する申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ受診者や施術者に照会する。または、厚生局に情報提供を行う。 ・文書照会時にチラシを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 (6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 ・保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が 83 万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて審査を強化する。 ・審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクト会議において、支給の適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。 (7) 海外療養費支給申請における重点審査 ・不正請求を防止するため、海外療養費の取扱要領に基づき、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を行う。 ・診療内容に疑義がある場合は、医療機関への文書照会を実施する。 (8) 効果的なレセプト点検の推進 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。 ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。 ・点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。 ・内容点検業務の一部外委託を実施し内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。 ・平成 28 年度の診療報酬改定への対応として、新たな点検観点の習得・共有化を図る。 (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、日本年金機構と連携して、機構が送付する初回催告に支部作成の返納チラシ及び返信用封筒を同封する。 ・日本年金機構の催告で回収できなかった保険証については、文書による催告、電話や訪問による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。特に任意継続の保険証については、資格が取消され次第、即時電話による催告を行う。 ・年金事務所窓口で資格喪失届を受付時に、保険証が未添付の場合は支部作成の回収チラシを来訪者に渡していた
--	---

	だくよう機構に依頼する。 ・ 返納金が多い事業所を訪問して資格喪失時には保険証を回収するよう依頼し、喪失後の保険証は使えないことを周知する。 ・ 事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等により周知を行う。 (10) 積極的な債権管理・回収業務の推進 ・ 返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告、弁護士名による催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、納付拒否者に対しては法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。 ・ 資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険等の保険者との保険者間調整を積極的に活用する。そのためにレセプトグループと連携し、債務者に保険者間調整の制度案内を行い、着実な債権回収に努める。 (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ・ 健康保険委員設置事業所数 1,800 事業所目標 ・ 健康保険事業等に対する理解・協力を得るため、研修、広報を実施 健康保険委員情報誌「けんぽ便りとっとり」の発信 健康保険委員研修会など各種研修会・講習会の実施 健康保険委員表彰の実施
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：75,254 人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率 57%（実施見込者数：42,894 人） ・ 事業者健診データ 取得率 16%（取得見込者数：12,040 人） ○被扶養者（受診対象者数：21,017 人） ・ 特定健康診査 実施率 20%（実施見込者数：4,203 人） (2) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数：8,679 人） ・ 特定保健指導 実施率 32%（実施見込者数：2,777 人） （内訳）協会保健師実施分 30%（実施見込者数：2,604 人） アウトソーシング分 2%（実施見込者数：173 人） ○被扶養者（受診対象者数：420 人） ・ 特定保健指導 実施率 6.1%（実施見込者数：25 人） (3) その他の保健事業 ・ 健康づくり意識の醸成のため、市町村と共同による、地域別医療費分析などの情報を加えた

	「市町村別の健診ガイド」の作成・配布 (4) データヘルス計画 上位目標： 鳥取県との連携事業である「健康経営推進事業」、市町村など関係機関との連携により、健診受診、特定保健指導などを柱とした健康づくりの環境整備・推進を行い、加入者及び事業主、そして県全体が、健康づくりの重要性を認識し、積極的に取り組んでいる。 下位目標①：健康経営参画事業所数：平成 30 年 3 月末目標 1,000 事業所 下位目標②：特定健診受診率：平成 30 年 3 月末目標 65% 下位目標③：特定保健指導実施率：平成 30 年 3 月末目標 30% (5) 受診勧奨対策 ・市町村国保・国保連合会などとの連携による受診勧奨の実施 共同広報やオプション検診の実施 特定健診・がん検診のダブル受診のための環境整備 (1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ・健診・保健指導結果やデータ分析報告書を基に、特定保健指導結果の効果分析・業態別の状況の把握を行う。 ・重症化予防対策として未治療者への受診勧奨を実施、支部独自の二次勧奨を実施するほか、連続該当者の把握・個別アプローチを実施する。 (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 ・生活習慣病予防健診未実施事業所への訪問勧奨の実施 ・データ提供不可の健診機関にて事業者健診実施している事業所へ紙媒体による健診結果提供依頼訪問勧奨実施 ・生活習慣病予防健診実施機関の拡大 ・新規加入者への月次による健診案内通知 ・特定健診未受診者への受診勧奨 ・特定保健指導外部委託機関の拡大 ・特定保健指導の効果分析を活用した未実施事業所への訪問勧奨、業態別の特性を活かした案内文書による特定保健指導実施者の拡大 ・（被扶養者）特定保健指導未実施者への電話勧奨 ・お客様のニーズに合わせた複数の支援パターンによる特定保健指導、企業健康度カルテを活用した特定保健指導、糖尿病性腎症を意識した保健指導の実施 ・支部内研修会等を通じた保健師・管理栄養士のスキルアップ
--	--

	(3) 各種業務の展開 ・ 加入者へのポピュレーションアプローチ 講習会や事業所における健康づくり講演等の実施 ・ 鳥取県がん対策推進会議等県主催の会議への参画により、関係機関との連携強化と東・中・西部地域の実情を把握する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ・ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 研修などを通じ、職員に期待する職員像、役割を示すとともに、 協会のミッションや目標の徹底、意識改革を図る。 ・ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、 各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検・徹底する。 ・ リスク管理体制の整備 平時からの点検・訓練やリスク管理委員会の開催 (2) 人材育成の推進 ・ 「ＯＪＴ（On the Job Training）」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて計画的に実施する。 (3) 業務改革・改善の推進 ・ 支部内での創意工夫を提案・検討するため、または各グループにおいて発生した課題を検討するために、定期的に業務改善委員会を行い、具体的な改革・改善を実現していく。 ・ 業務の効率化を図るため、健康保険給付申請書の入力業務や保険証、支給決定通知書等の作成・発送業務については、極力集約化しアウトソースを行う。 ・ 業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。 (4) 経費の節減等の推進 ・ サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、 競争入札や消耗品の適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ・ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、 ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成 28 年度 事業計画（島根支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	（１）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○「健康経営®」を島根県内の加入事業所に速やかに浸透させることで、加入者の健康度向上、疾病予防等を図る。具体的には「ヘルス・マネジメント認定制度」のスキームを構築することにより、加入事業所に対する動機づけをサポートしていく。また、健康経営セミナーを開催することにより、事業所が健康経営に取り組む機会を提供する。 ※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標 ・「ヘルス・マネジメント認定制度」の創設 ○「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。具体的には、島根支部の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の見直しも含めた推進や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、本部からのパイロット事業全国展開について検討し、島根支部において有益な施策については実施していく。さらに、保険者機能強化に向けて、支部間の情報共有の充実を図る。 ○島根県の政策関係部局や県内の自治体に対して、各種協議会や医療政策の立案に積極的に参加し、協会としての意見を発信していく。 また、自治体をはじめ他の保険者や医療関係団体等との間で、医療情報の分析や保健事業等での連携協力体制の構築に努める。 （２）地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ○医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施する。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。 さらに、「データヘルス計画」の見直しも含めた推進を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策

	を県や他の保険者等と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。 加えて、島根支部が収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。 ・事業所に対する総合的な啓発 (3) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進と使用定着のため、ジェネリック医薬品の広報や薬剤師会等と連携したセミナーの開催など、更なる使用促進のための方策を進める。 ・ジェネリック医薬品セミナーの実施 (4) 地域医療への関与 ○地域医療構想(ビジョン)の協議の場において、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 (5) 調査研究の推進等 ○保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえ、成果を施策に反映できる調査・研究を行う。本部から提供されたデータや情報を活用し、島根県との共同分析などにより、島根支部における特徴的な疾病構造等の分析を行う。 ・「島根支部における医療費の状況と傾向」による研究 (6) 広報の推進 ○保健事業や医療費適正化など、保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとして、ホームページ、メールマガジンを充実させる。 ○新聞などのメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 ○医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知
--	---

	率アップを図るため、島根支部独自のチラシやリーフレットを作成して丁寧なお知らせを行う。 ○加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするという視点から、モニター制度や対話集会、アンケート等の加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、わかりやすく、加入者・事業主へ響く広報を実施する。 ○島根県、市町村、関係団体との連携による広報では、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、島根県とともに広報に努める。 ○島根県、市町村、関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。 (7) 的確な財政運営に向けた意見発信 ○協会けんぽの中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広く加入者の理解を得るための情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に本部に報告し、サービスの改善に結びつける。 さらに、加入者の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫を活かしつつ、サービス改善や向上を図る。 ○傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 ○健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応等を通じて、郵送による申請の促進を行う。

- ・高額療養費未申請者に対する勧奨の実施
- ・限度額適用認定証の利用促進

(2) 高額療養費制度の周知

○限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、チラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、島根県内の医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。

また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

○効果的かつ効率的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等への窓口サービスについては、島根支部の実情を踏まえ、創意工夫を活かしたサービスを提供する。

(4) 被扶養者資格の再確認

○高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

○柔道整復施術療養費の適正化のため、保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議による効果的な審査及び調査手法の検討と並行して、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請を中心に、加入者の方に対する文書照会を実施するとともに、必要に応じて施術者に照会をする等照会業務を強化する。

○不適切な申請の防止のため、文書照会時にパンフレットを同封するなど柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金、出産手当金の審査強化

○保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じた案件については、保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入調査を実施するなど、不正請求防止に努める。

- ・事業主への立入検査の実施

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

○海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

○診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、島根支部においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検の徹底と、点検技術の底上げのための点検員研修の実施を行う。他にも、支払基金との効果的な打合せ会（定例会等）や、点検員会議（毎月）による査定事例の集約及び共有化を行う。また、内容点検の外注化を有効に活用し、専門業者の点検ノウハウを収集し、点検員のスキルアップを図ることにより、支部全体の効果額を向上させる。

- ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検の徹底
- ・点検技術の底上げのための点検員研修の実施
- ・支払基金との効果的な打合せ会（定例会等）の実施
- ・点検員会議（毎月）による査定事例の集約及び共有化
- ・点検員のスキル向上のための勉強会（毎月）の実施

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

○資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、

一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会けんぽで回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書による催告、更には電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、各広報媒体や健康保険委員等研修会等を通じて、保険証の返却について更なる周知を行う。

- ・ 保険証の未返納者に対する文書、電話及び訪問催告

(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進

○不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。

- ・ 悪質な債務者等に対する法的手続きによる回収

○交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

○健康保険委員については、協会と事業主・加入者間の距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修・対話集会の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、その他島根支部が実施する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

- ・ 対話集会の実施

○健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。

- ・ 健康保険委員委嘱拡大強化月間（5月、11月）における委嘱勧奨

3. 保健事業	(1) 健診 ○健診等の結果を分かりやすく伝えることで、事業主・加入者との距離を更に縮め、健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう努める。 ・ 健診実施機関の拡充 ○特定健康診査については、自治体との連携の効果を生かし、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底し、未受診者が多い地域等においては、島根支部主催の集団健診を実施する。また、被扶養者の受診券の送付時期に合わせた、効果的な受診勧奨を実施する。 ・ 受診券送付にあわせた懸垂幕等による受診促進 ○事業者健診については、健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。 また、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知の活用や、労働局、健診機関等との連携を図りながら、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により、事業者健診データ取得率向上に努める。 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数： 97,646 人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率 60.0%（実施見込者数： 58,600 人） ・ 事業者健診データ 取得率 13.3%（取得見込者数： 13,000 人） ○被扶養者（受診対象者数： 27,839 人） ・ 特定健康診査 実施率 48.1%（実施見込者数： 13,400 人） (2) 保健指導 ○特定保健指導については、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。また、各種データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。 ・ 初回面談時における中断対策 ・ 動機付け支援利用者に対する中断対策
----------------	--

	○被保険者（受診対象者数： 12,601 人） ・ 特定保健指導 実施率 28.6%（実施見込者数： 3,600 人） （内訳）協会保健師実施分 24.6%（実施見込者数： 3,100 人） - アウトソーシング分 4.0%（実施見込者数： 500 人） ○被扶養者（受診対象者数： 1,286 人） ・ 特定保健指導 実施率 4.1%（実施見込者数： 53 人） （３）その他の保健事業 ○「島根支部健康づくり推進協議会」の開催により幅広く意見を吸い上げ、保健事業の効果的な推進を図る。 ○「データヘルス計画」による協働業務や「健康宣言」などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。 ○業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、島根の実情に応じて加入者の疾病（歯の疾病を含む）の予防や健康増進を図る。そのため、自治体等との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて行政機関や他の保険者と連携強化を図る。 ・ 関係団体と連携したメンタルヘルス対策 ・ 「へるし～ウォーキング」の一部リニューアル ・ たばこ対策（リーフレットの配布・ポスターの貼付・禁煙対策セミナーの実施） ・ ウォーキング大会の実施 ・ しらかた広場まつりへの出展 （４）データヘルス計画 上位目標： 代謝（空腹時血糖）リスクの保有率を全国平均以下にする。 下位目標： ○代謝リスクについて理解し、対策を考える人が増える。 ○早期に代謝リスクへ対応するために医療機関を受診する加入者が増える。 ○代謝リスクを抱えているものが多いことを「その他の運輸業」の事業所（事業主・従業員）が理解し、対策を図る事業所が増える。
--	---

	(5) 受診勧奨対策 ○生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びＱＯＬの維持を図るため、健診の結果、要治療域・要精密検査と判定されながら医療機関を受診していない加入者の方に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ○組織運営の強化 支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて業務体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 また、本部及び他支部に対して積極的な意見・情報交換を行う中で、各業務における課題解決に向けた諸施策を展開する。 ○協会理念の実践に向けた組織風土の構築 役職員が自由闊達に意見交換し、創造性が如何なく発揮できる職場風土の醸成を図る。 ○コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）及び個人情報保護やセキュリティについては、各種委員会の定期的な開催、各種研修の適確な実施により、その規律・規程等の遵守を徹底する。 ○リスク管理の徹底 リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施など、リスク管理体制を整備する。 (2) 人材育成の推進 ○職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、本部主催の研修及び支部内でのＯＪＴを通じて人材育成を推進する。 (3) 業務改革の推進 ○よりよいサービスの標準化を目指し島根の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議及び

	支部の業務改善検討チーム会議等により、創意工夫を提案・検討できる機会を作り、具体的な改革・改善の実現を推進していく。 ○入力業務等の定形的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。 (4) 経費節減等の推進 ○引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の見直しの検討を行うとともに、職員のコスト意識向上、適切な在庫管理等の実行により経費節減を推進する。 ○調達や執行については、支部調達審査委員会を適確に開催するとともに、ホームページにより調達結果を公表することにより、競争性と透明性の確保に努める。
--	--

全国健康保険協会島根支部の運営に関する目標指標（平成28年度）

1. サービス関係

項目	内容	目標数値
(1) サービススタンダードの遵守	・ 健康保険給付の受付から振込までの日数の目標達成率	100%
	・ 健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内
(2) お客様満足度 《お客様満足度調査》	・ 窓口サービス全体としての満足度	27 年度の状況より改善
	・ 職員の応接態度に対する満足度	27 年度の状況より改善
	・ 訪問目的の達成度	27 年度の状況より改善
	・ 窓口での待ち時間の満足度	27 年度の状況より改善
	・ 施設の利用の満足度	27 年度の状況より改善
(3) お客様満足度 《架電調査》	・ 全体の満足度	27 年度の状況より改善
	・ 挨拶の満足度	27 年度の状況より改善
	・ オペレーションスキルの満足度	27 年度の状況より改善
	・ 接客マナーの満足度	27 年度の状況より改善
	・ 説明能力の満足度	27 年度の状況より改善
(4) お客様の苦情	・ 苦情の受付件数（支部の責によるもの）	0 件

(5) 各種サービスの利用件数	・ 任意継続被保険者の口座振替利用率	27 年度を上回る
	・ 医療費情報の照会用 I D 払い出し件数 (加入者)	27 年度を上回る
(6) 事務処理誤り	・ 事務処理誤り件数	0 件
(7) 届書類受付の郵送化	・ 郵送化率	27 年度を上回る
(8) 健康保険委員の委嘱者数	・ 委嘱者数	1,700 名

2. 保健事業関係

項目	内容		目標数値
(1) 健診の実施	・ 生活習慣病予防健診実施率 (被保険者)		60.0%
	・ 特定健康診査実施率 (被扶養者)		48.1%
(2) 事業者健診の取得	・ 事業者健診データ (被保険者) の取込率		13.3%
(3) 保健指導の実施	・ 特定保健指導実施率 (被保険者)	協会保健師実施分	24.6%
		アウトソーシング分	4.0%
	・ 特定保健指導実施率 (被扶養者)		4.1%

3. 医療費適正化関係

項目	内容	目標数値
(1) レセプト点検効果額	・ 加入者一人当たり診療報酬内容等査定効果額（10割）	27年度を上回る
(2) 債権発生抑制	・ 資格喪失・扶養解除後の受診件数	27年度より削減
	・ 保険証の返納催告対象件数	27年度より削減
(3) 債権回収の推進	・ 債権回収率	「年間回収計画」に基づく
(4) ジェネリック医薬品の使用促進	・ ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	27年度を10%以上上回る
(5) 加入者・事業主への広報	・ メールマガジンの登録件数	27年度を10%以上上回る
	・ ホームページ（支部ページ）のアクセス件数	27年度を10%以上上回る

4. 経費節減関係

項目	内容	目標数値
(1) 光熱費の使用削減	・ 電気の使用従量	27年度より削減
(2) 消耗品の使用削減	・ コピー用紙の使用箱数	27年度より削減
	・ プリンタトナーの使用個数	27年度より削減
(3) 超過勤務の削減	・ 超過勤務時間数（1人当たり）	27年度より削減
(4) 年金事務所に係る届・申請書の回送数の削減	・ 届・申請書の回送数	27年度より削減

平成 28 年度 事業計画（岡山支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 ・医療圏ごとの地域医療構想調整会議への参画や他保険者との連携を通じた意見発信 ・日本健康会議を踏まえた健康宣言等に取り組む事業所数の拡大 ・ICT を活用したソーシャルマーケティングを踏まえた受診勧奨及び魅力ある集団健診の実施 ・地方自治体と連携した特定健診・がん検診の同時実施の更なる推進 ・県、大学等と連携した CKD 重症化対策の実施 ・地域医療の機能強化を目指した関係団体と連携した情報発信等による地域医療連携パスの活用 ・運動習慣の定着や食生活の改善等健康づくり事業を通じた健康寿命の延伸 ・加入者利益の実現に資する新たな協定の締結 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・データヘルス計画に基づく各種事業の実施 ・良質かつ効率的な医療の享受に向けた地域医療への保険者としての関与 ・重複受診の防止等、加入者に対する医療サービスの適切な利用の啓発を図るため、医療関係団体と連携した「かかりつけ医」の普及啓発 ・歯周病、生活習慣病の予防を目指した医療関係団体と連携した歯科健診事業の実施 ・ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・未治療者への受診勧奨による重症化予防の推進 ・被扶養者資格の再確認業務の的確な実施 ・効果的なレセプト点検の推進による医療給付費の適正化 ・医療機関における資格確認業務の実施 ・傷病手当金等の審査業務の強化による現金給付費の適正化 ・適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進 ・適正受診に資する周知広報 ○健康宣言等に取り組む事業所数の拡大 ・県、経済関係団体、マスコミ等と連携したイベントの開催

	・ 事業所訪問等を通じた健康経営の普及及び事業主の健康づくり意識の醸成 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ 県、医療関係団体等と連携したイベントの開催 ・ お試し調剤に係る広報チラシの作成等を通じた使用促進 ・ ジェネリック医薬品未切替者へのアンケートを踏まえた新たな使用促進策の検討 ・ ジェネリック医薬品製薬会社への啓発活動強化の働きかけ ・ 医療機関等への訪問によるアンケート調査の実施 ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等のお知らせの実施 ・ 「希望シール」等の配布 ・ 他機関への情報提供や軽減効果額等に係る効果的な広報の実施 ○地域医療への関与 ・ 地域医療構想を含めた医療計画の進捗状況の確認及び今後の計画策定を見据えた意見発信 ○調査研究の推進等 ・ 人口構造の高齢化等を踏まえた地域ごとの受療動向等地域医療に係る現状の把握 ・ 政策提言や事業展開に資する加入者調査の実施 ・ 保険者協議会を通じた他保険者とのデータ共有、専門家を活用した医療費データ等の分析の推進 ○広報・意見発信の推進 ・ データヘルス計画の推進、健康宣言事業所数の拡大に資する広報 ・ 地方自治体や医療関係団体等と連携した各種広報の実施 ・ 他団体が発行する広報紙を活用した広報の推進 ・ 各種事業に係る積極的なプレスリリースの実施 ・ 関係団体と連携したイベント等を活用した保健事業等の推進に資する情報発信 ・ 健康に関するイベントへの参画を通じた各種事業の周知広報 ・ 各種チラシやホームページ、メールマガジン等を活用した広報 ○健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 ・ 健康保険委員への効果的な広報や情報提供による活動強化 ・ 更なる委嘱数の拡大に向けた各種取組の検討
--	--

2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組 ・対話集会での意見交換やお客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上 ・健康保険給付に係るサービススタンダードの適正な管理及び実施 ・各種申請書及び届出書の郵送化の更なる促進 ・任意継続被保険者に係る保険料の口座振替の利用促進 ○高額療養費制度の周知 ・医療機関を通じた限度額適用認定申請書の受付等による加入者の利便性の向上 ・医療機関でのポスター掲示等による限度額適用認定制度の周知広報を通じた限度額適用認定証の利用促進 ・高額療養費の未申請者に対する確実な申請勧奨 ○傷病手当金等制度改正の周知 ・制度改正等に係る適切な周知広報 ○窓口サービスの展開 ・支部窓口及び年金事務所出張窓口に係る体制の見直しを含めた効率的かつ効果的なサービス提供 ○被扶養者資格の再確認 ・無資格受診の防止及び高齢者医療制度への拠出金の適正化を目的とした被扶養者資格の再確認業務に係る事業主及び日本年金機構との協力及び連携による的確な実施 ○柔道整復施術療養費の審査の強化 ・加入者等への照会の強化及び制度の更なる周知広報による適正受診の促進 ・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供 ○傷病手当金及び出産手当金の不正請求の防止 ・不正請求の疑義が生じた案件への保険給付適正化プロジェクトチームによる対応 ・事業所への立入検査の実施等による不正請求の防止強化 ○海外療養費支給申請における重点審査 ・架空請求や治療を目的とした渡航等の不正や不適切な請求の防止に向けた審査強化 ○効果的なレセプト点検の推進 ・内容点検の推進を図るための情報共有、外部講師による研修の充実等を通じた点検スキルの向上 ・資格点検の推進を図るための加入者資格の全件確認
------------	---

	・外傷点検の推進を図るための負傷原因調査に係る未回答者への提出勧奨の強化 ・医療機関における資格確認業務の効果的な実施を通じた資格点検業務の効率化 ○適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進 ・法的手続きによる債権回収の強化 ・訪問、電話、弁護士名の催告文書等による新規発生債権の早期回収に向けた適正な債権管理の推進 ・資格喪失後受診等に伴う債権の保険者間調整による債権回収業務の推進 ○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ・日本年金機構との連携による資格喪失後の保険証の回収の徹底 ・保険証返納の不芳事業所への訪問等による返納催告 ・医療機関でのポスター掲示等による保険証の適正使用に係る周知広報
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：246,095 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 60.0%（実施見込者数：147,600 人） ・事業者健診データ 取得率 15.0%（取得見込者数：36,900 人） ○被扶養者（受診対象者数：75,526 人） ・特定健康診査 実施率 22.0%（実施見込者数：16,600 人） (2) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数：36,900 人） ・特定保健指導 実施率 22.7%（実施見込者数：8,370 人） （内訳）協会保健師実施分 19.2%（実施見込者数：7,085 人） アウトソーシング分 3.5%（実施見込者数：1,285 人） ○被扶養者（受診対象者数：1,511 人） ・特定保健指導 実施率 19.0%（実施見込者数：287 人） (3) その他の保健事業 ○医療関係団体と連携した歯科健診事業 (4) データヘルス計画 上位目標 1：CKD に係る保健指導を受けた者の eGFR が上昇する。

	下位目標 1：新たな国民病としての CKD への理解が深まり、該当者数が減少する。 上位目標 2：代謝リスク保有率、又は検査平均値（空腹時血糖、HbA1c）が低下する。 下位目標 2：自身の健康に関心を持つようになり、特定健診・特定保健指導実施率が向上する。 また、未治療者等の重症度の高い者への認定看護師による個別指導や当協会のフォローアップ保健指導の実施数が向上する。 (5) 受診勧奨対策 ○セルフ健康チェック「自宅で自己採血・血液検査」の実施 ○生活習慣病予防健診の受診勧奨事業 ・経年未受診者への文書・電話による個別勧奨の推進 ・未利用事業所への文書・電話・訪問による勧奨の推進 ・健診機関数の拡大や休日健診の実施等による受診機会の拡充 ○特定健診の受診勧奨事業 ・オプション健診の受診機会の拡充 ○事業者健診結果データの提供勧奨事業 ・未提出事業所への文書・電話・訪問による勧奨の推進 ・社会保険労務士を活用したデータ提供勧奨の実施 ○特定保健指導の実施促進事業
4. 組織運営及び業務改革	○組織や人事制度の適切な運営と改革 ・支部が目指す組織風土の定着に向けた職場づくりの推進 ・創造的業務への積極的な取組を通じた職員の企画力の向上 ・新人事評価制度の適切な運用による組織目標の達成 ○コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・ヒヤリハット事例の定期的な把握等を通じたリスク管理体制の強化 ・研修等による法令等規律の遵守や個人情報の適切な取扱いの徹底 ○人材育成の推進 ・職員の業務意欲の向上を目指した支部長表彰の実施 ・支部における業務改善・提案制度を通じた職員の解決力等の育成

	・ 定例ミーティング等を通じた職員の更なる意識改革による加入者本位の徹底 ○業務改革・改善の推進 ・ 業務改善を提案しやすい環境の整備 ・ 部門間連携の強化を通じた業務の更なる効率化の推進 ○経費の節減等の推進 ・ 節電対策等を踏まえたコスト意識の向上による一般事務経費の更なる節減 ・ 調達審査委員会及び支部独自の契約審査会による適正な調達及び予算執行 ・ 支部ホームページ等での調達結果の公表による透明性の確保
--	--

平成 28 年度 事業計画（広島支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 評議会運営 ・ 支部の円滑な業務推進に資する運営を意識し、重要課題である保険者機能発揮及び事業計画の承認・進捗状況のチェックに向け計画的に開催する。（四半期ごと年 4 回と随時年 2 回程度） ・ 評議員からの多様な意見・提案による活発な意見交換の場とし、速やかに業務運営・情報発信に活かすために、適切な情報を提供するとともに時宜を得た議題を設定する。 (2) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 ・ 広島支部がこれまで取り組んできた事業結果を広く知ってもらうための施策を継続して周知するとともに、平成 29 年度以降の保険料率引き上げ抑制と制度の存続に向け、関係方面へ発信していく。 ・ 評議会における意見・提案および「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき事業所や加入者あるいは地域医療提供体制への働き掛けを強化する。 ・ 地元メディアを利用して情報提供を積極的に行い、地域の理解を深める。 ・ 加入事業所へのアンケートにより経営状況や保険料負担が経営に与える影響等を把握し保険料負担軽減を目指す。 ・ 平成 25 年 10 月に締結した包括協定に基づき、県・医師会・各市町等と協力・提携するとともに、事業所とのコラボヘルスに取り組む。 ・ 参画している県医療審議会などの審議会等を通じ、保険者として、事業主・加入者の立場に立った意見発信を積極的に行う。 ・ 県の策定する「健康ひろしま 2 1」「第二期医療費適正化計画」の成人期部分については、協会加入者が多く該当するため、計画を理解し、事業主、加入者に対して積極的に周知し、県と連携した取り組みを実施する。 ・ 県、市町、他保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会と健康保険委員研修会等の機会を利用し、健康セミナー等を共同開催することにより、連携力強化を図る。（年 2 回開催） ・ 保険者協議会等を通じ、他保険者と連携し、データヘルス計画・医療費分析等に関する意見交換の機会を設ける。 (3) 医療費情報等の収集、分析の推進 ・ 大学等の関係団体と連携した分析事業の推進。（H28 年度パイロット事業で実施） ・ 分析結果を学会等で積極的に発信し、事業主・加入者の健康及び適切な医療、医療費に関する理解を深める。（保健指導の介入効果分析など）

	・レセプトデータ・健診データによる業種・事業所規模別等の医療費分析の対象事業所を拡大し加入事業所に対する保健事業提案に活用する。(ヘルスケア通信簿) (4) 医療費適正化総合対策の推進 ・保険料適正化プロジェクトチームによりジェネリック医薬品使用促進、糖尿病重症化予防など保険料適正化に有効な事業の進捗を的確に管理し、支部保険料の引き下げを目指す。 ・「医療機関におけるオンライン資格確認事業」を実施する医療機関の拡充の推進および全国展開にともなう利用率向上に向けた取り組みを進めていく。また、先行実施支部として本部あて意見・提言を行っていく。 (目標実施機関数：110 医療機関) ・多受診者（1カ月のレセプト枚数 10 枚以上）に対して薬剤師と連携した適正指導を実施する。(パイロット事業) (5) ジェネリック医薬品の使用促進 ・未切替者へアンケートを行い、何がネックになっているのかを調査することにより、今後の事業展開に活かす。 ・本部と協力し、切り替え通知（年 2 回）を継続実施する。 ・事業所別のジェネリック医薬品の使用状況を把握し、効果的に広報活動を行い啓発する。(ヘルスケア通信簿) ・県と医師会、薬剤師会等と協力し、セミナーを開催するなど地域で一層の理解を深めることに努め、使用促進の気運を醸成する。(28 年度末目標：62.0% 参考：平成 27 年 9 月現在全国平均 60.8%、広島 58.2%) (6) 広報の推進 ・中小企業団体、労働局等と連携し、事業主等に対し、協会けんぽとして、事業所内における健康管理（メンタルヘルスを含む）について周知する機会を設ける。 ・ホームページ、納入告知書同封チラシ、メルマガ等の媒体を利用した広報の時期や内容について、広報会議等で検討を行い事業主・加入者にタイムリーな情報提供を行う。 ・アンケート等による、要望・意見をもとに事業主・加入者のニーズに応える広報を実施する。(委員研修等) ・事業所の健康づくりの取り組みなどを紹介し、好事例の横展開に資する広報を実施する。 ・データヘルス事業等について、学会において積極的に演題登録を行い、広く情報発信を行う。(2 件以上) (7) 地域医療への関与 ・策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。
--	--

2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○サービススタンダードの完全実施 ・目標：給付関係 受付から支払いまで 10 営業日以内 ○迅速・正確な事務処理を実施 ・実例・法令などの情報共有を図る。 ・事務処理を遅延することなく、事務処理誤りゼロを目標とする。 ・システム及び業務の刷新による審査の効率化を促進し、迅速・正確な事務処理を実施する。 ○お客様の声の反映 ・お客様の声を考慮しながら、より分かり易い資料やチラシづくりを行う。 (2) 適正な給付業務の推進 ○柔道整復施術療養費 ・縦覧点検や分析に基づく照会を加えることにより適正化の取り組みを強化する。【患者照会件数 3,000 件／年】 ・適正受診の広報や国民健康保険団体連合会と審査方法、疑義照会等に関する情報共有を実施する。 ○鍼灸・マッサージ・あんま療養費 ・長期間施術の場合の同意書取得状況の確認や医療機関との混合受診防止のため、レセプトとの突合を実施する。 ・申請書をデータ化し診療傾向を分析し、施術疑義があるものについて施術所や受診者等への照会を実施する。 【照会件数 240 件／年】 ・適正受診の広報や他保険者等と審査方法、疑義照会等に関する情報共有を実施する。 ・あんま・鍼灸申請書データを活用した、給付の適正化を図る。(あんま・鍼灸と柔整同時施術等) 【臨場調査件数 8 件／年】 ○傷病手当金・出産手当金 ・支給決定審査において生じた資格疑義や疾病疑義について、保険給付適正化プロジェクト会議に諮り、調査依頼・情報提供・被保険者への聞取り等を実施し、不正請求を抑制する。 ・レセプトデータを活用した傷病手当金請求の傾向分析を行い、給付の適正化を図る。(パイロット事業) ○海外療養費 ・不正請求防止のため、申請書に添付された診療明細の精査や、翻訳業務を活用しながら支給申請の審査を強化する。 ○高額療養費
------------	---

	・高額療養費が未申請の加入者へ必要事項記載済申請書を送付するサービス（ターンアラウンド通知）の確実な実施 【目標：対象データ到着から１ヶ月以内】 ○事業所等調査 ・保険給付申請されたもののうち、資格及び申請内容に疑義のあるものについて、事業所への立入検査や申請者本人への実地調査を実施する。【立入調査件数 24 件／年】 ○関係機関や他保険者との連携 ・厚生局などの関係機関への情報提供や他保険者との連携を密にすることで、審査に関する情報共有を図る。（年間３件） （３）窓口サービスの展開 ○郵送率の向上に向けた取り組み ・窓口サービスは利用状況や郵送率の推移を踏まえサービス低下を招かないよう配慮しつつ年金事務所窓口の縮小・閉鎖を進める。窓口の閉鎖、縮小を踏まえ郵送率９０パーセントを目標とする。 ・窓口相談において郵送提出の案内を継続して行う。 ・窓口へのポスター掲示、申請書への郵送案内の表示を継続して行う。 ○窓口職員のスキルアップ ・窓口職員個々のスキルアップを目指し、勉強会等を実施して加入者への正しい知識の周知を図る。（年２回） （４）効果的なレセプト点検 ○目標 ・加入者１人当たりの診療内容等査定効果額（医療費ベース）は、平成 27 年度を上回る。 平成 28 年度：125 円（平成 27 年度 12 月時点累計：93 円） ・減額査定レセプト（自己負担 1 万円以上）通知サービスは 100%実施する。 ○効果的な点検 【内容点検】 ・本部提供データや自動点検等システム、本部主催スキルアップ事業を効果的に活用する。 ・点検員に対して審査医師による定期的な指導を行うとともに、点検業者のノウハウを集約し点検員のスキルアップ及び競争意識の促進を図る。また、点検員の情報共有など連携を密にし、組織として効果的な点検を行う。 ・支払基金との定例会議開催により、疑義レセプト、疑義項目について協議及び折衝をすると同時に、査定事例の支
--	--

	部間差異を把握し是正する。 ・ 内容点検業務の一部外部委託により支部内の内容点検の充実を図る。 ・ 刷新システムの機能を有効に活用した点検を行う。 ・ 不正が疑われる各種情報について、積極的に関係機関へ情報提供を行うとともに、レセプトデータから医療機関の傾向等の分析を検討する。 ・ 多受診者に対する適正受診指導を実施する。 ・ 薬剤師との連携。 ① 多受診者に対し、より専門的な知識を持つ薬剤師と連携して適正受診を図る。 ② 内容点検における、薬剤師による研修の実施。 【外傷点検】 ・ 求償案件の進捗管理の徹底により、より迅速に求償を行う。 ・ 第三者行為届の提出促進のため、より効果的な方法を実施する。（関係機関への勧奨、リーフレット作成） 【資格点検】 ・ 保険者間調整を円滑に実施する。 ・ 資格喪失後受診にかかる返納金調定を迅速・正確に実施する。 ・ 医療機関の請求傾向の分析を行い、正しい請求を促す等により点検の軽減を図る。（目標：5%減） ・ 資格関係誤り発生防止に向けて情報発信する。 （５）効果的な債権管理と回収 ○債権の発生抑制 ・ 目標：保険証回収率 前年比1%増 ・ オンライン資格確認の実施医療機関を拡大し、喪失後受診に伴う債権の発生を抑制する。 ・ 保険証回収率の低い事業所に対して確実な回収を依頼し、早期回収登録と回収率向上を図る。 ・ 保険証の回収案内を早期に実施（年金機構の督促後1週間程度）するとともに、音声自動案内を活用し、保険証回収を強化する。 ・ 研修会等の場で「喪失後受診状況」や「保険証の返納」について周知する他、保険証未回収事業所や退職者への啓発チラシ、職業安定所への啓発パンフレットの設置等、幅広く広報を行う。 ・ 年金機構での資格遡及取消に伴う債権を抑制するため適正な調査の実施を申し入れる。
--	---

	○債権の確実な回収 ・ 目標：年度末債権残高 前年比 8.0%減 ・ 債権を金額、内容等により分類し各カテゴリーに適した対応を行うことで効率的回収を図る。 ・ 保険者間での債権調整を有効に活用しながら、電話や弁護士による催告を早期に実施する。 （６）任意継続被保険者適用業務の効率化 ○任意継続の口座振替の原則化、勧奨の強化 ・ 目標：60% （７）健康保険委員の活動活性化と委嘱拡大 ○健康保険委員の活動強化と委嘱拡大 ・ 年 2 回の研修を通して、制度の周知、保健事業の拡充等、担うべき役割を周知徹底し、支部業務の推進に協力いただく。 ・ 初心者向けセミナー（給付制度等）を開催する。 ・ 支部全体の取組みとして、委嘱拡大に取り組む。（目標委嘱数：4400 人）
3. 保健事業	（１）健診 ○目標 健診実施率 58.0%（協会目標 57.6%） 実施・取得見込者数：281,020 人 ・ 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：367,615 人（H28 年度見込み）） - 生活習慣病予防健診 実施率：55.0% （実施見込者数：202,188 人） - 事業者健診データ 取得率：13.5% （取得見込者数：49,607 人） ・ 被扶養者（受診対象者数：116,902 人（H28 年度見込み）） - 特定健康診査 実施率：25.0% （実施見込者数：29,225 人） （２）保健指導 ○目標 特定保健指導実施率 18.7%（協会目標 14.5%） 実施見込者数 9,630 人 ・ 被保険者（実施対象者数：51,366 人） 平成 26 年度特定保健指導該当者率 20.4% 特定保健指導

	(内訳) 協会保健師実施分 20.6% (実施見込者数：10,560 人) アウトソーシング分 5.5% (実施見込者数：2,800 人) 終了者実施率：18.5% (実施見込者数：9,500 人) (内訳) 協会保健師実施分 16.2% (実施見込者数：8,300 人) アウトソーシング分 2.3% (実施見込者数：1,200 人) ・被扶養者 (実施対象者数：1,461 人) 平成 26 年度特定保健指導該当者率 8.9% 特定保健指導 実施率：5.0% (実施見込者数：130 人) (3) その他の保健事業 ○愛のメッセージカード運動 ・学生を対象に保護者あてメッセージカードを記入いただき、健診受診につなげる。(目標：7,000 人) ○中小企業合同スポーツレクリエーションの開催 ・中小企業複数社と運動会(2 回程度)を開催し、加入者の健康増進・事業主とのコラボヘルス強化を図る。 (4) データヘルス計画 (上位目標) ・ヘルスケア通信簿を活用し、事業主が自社の健康課題を認識した上で、職場環境の改善に向けた保健事業を展開する。(訪問目標：300 事業所) (下位目標) ・加入者が具体的な行動変容ができるようサポートする。 ⇒他社の「職場環境の改善に向けた取り組みの好事例集」などを作成しヘルスケア通信簿 発送時に同封することで、取組みやすい事例を共有する。 ⇒禁煙に積極的に取り組む事業所を選定し、スパイロメーター等を活用し喫煙者に対し禁煙への動機づけを行う。 ⇒糖尿病重症化予防事業の参加者増に向けて、個人宛通知・架電に加え、平成 27 年度に引き続きヘルスケア通信簿による健康づくり提案時に参加勧奨を行う。(目標 300 人) ⇒糖尿病重症化予防事業実施市町と関係を密にすることにより、各地域において本事業を根付かせていく。 ⇒高血圧の重症化予防対策の一環として、特定保健指導及び集団指導等で塩分チェックシートを活用し、減塩への動機づけを実施する。 ⇒健診結果から医療機関を受診すべきと判断されたにもかかわらず、受診していない加入者に対して事業主、産
--	---

	業医と連携して受診勧奨を行う。(パイロット事業) ⇒心筋梗塞・脳梗塞再発予防を目的とした保健指導を実施する。(目標 30 人) ⇒歯科医師会と協力・連携し、生活習慣病に影響を与える歯周病のスクリーニング検査を事業所にて実施する。 (目標実施人数: 4,000 人) ・大規模事業所や複数事業所が合同で健診を行っている会場で肺年齢測定や歯周病検査を同時実施できるよう取り組む。 ・広島大学とデータヘルス計画における具体的な保健事業の評価・検討を実施し、PDCAサイクルを展開する。 ＜広島県との連携により実施する事業＞ ⇒肝炎陽性者が適切に医療機関を受診して重症化を予防するため、広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業を肝炎陽性者に案内する。 ⇒肝炎ウイルス検査の受検を覚えておくため、受検者に「肝炎ウイルス検査の記録」を配布する。 (5) 受診勧奨対策 【健診】 被保険者 ・加入者に受診していただきやすい健診案内を作成し、事業所及び家族にわかりやすく地域の実情に合わせたパンフレットを作成することで受診率向上を図る。(3 月) ・広島県・広島労働局と連携し、特定健診・特定保健指導の実施率向上のための連名パンフレットを作成し、健診機関や事業所訪問の際に活用する。 ・新規に加入した事業所に対し、生活習慣病予防健診の受診を促すパンフレット等を送付して受診勧奨を行う。 ・健診受診促進、事業者健診データの取得促進、特定保健指導使用促進について、対話形式の新聞広告により広く周知する。(年 2 回) ・社会保険労務士会や、健診実施機関と連携して、事業者健診結果データの提供勧奨や生活習慣病予防健診の受診勧奨を推進する。 ・生活習慣病予防健診を未受診で、事業者健診データの提供を行っていない事業所へ外部委託による電話勧奨を実施し、生活習慣病予防健診の実施促進と、事業者健診結果データの提供を促す。 ・事業者健診結果データ提供の同意書について、健診機関の変更などを確認し、確実な取り込みを行う。 ・平成 22 年度に整備した健診予約状況照会システムを 28 年度においても運用を行い、健診を受診しやすい環境づく
--	--

りを継続して行う。

被扶養者

- ・ 受診券を直接送付するときに、治療中の情報提供及び地域毎の無料健診案内等、わかりやすいパンフレットを作成し、周知拡大を図る。(4月)
- ・ 治療中のため特定健康診査を受診しない方の健診結果相当を医療機関から提供を受ける「治療中のデータ提供」の実施向上対策として、レセプトから血糖値・中性脂肪について治療している可能性が高い人(4,000人程度)を抽出し、データ提供依頼及び医療機関向け説明文章を加えたダイレクトメールを送付し、特定健診の受診率向上を図る。(12月実施)
- ・ 行政や健診機関と連携し、がんや肝炎と無料健診との同時実施の地域拡大のため体制構築や、効果的なダイレクトメールの送付を実施する。
- ・ ヘルスケア通信簿を活用し、事業主を通じた被扶養者の受診勧奨を実施する。
- ・ 全市町で実施するがん検診と特定健診の同時実施会場を一つのパンフレットにまとめ、申し込みの煩雑さを軽減する。
- ・ フリーペーパー等を活用し、特定健診やがん検診の受診の必要性を訴え、健診受診勧奨を実施する。

【保健指導】

被保険者

- ・ 継続支援の外部委託を推進し、支部継続支援担当指導者による初回面談実施により、特定保健指導実施数増加を図る。
- ・ 特定保健指導実施専門事業者に、初回面談からの特定保健指導を委託し、特に広島支部保健指導者が不足する地域での特定保健指導実施数増加を図る。
- ・ 特定保健指導を受け入れていない事業所に対し、電話等で受け入れに関する再勧奨を実施する。
- ・ 健診実施機関との合同研修会を実施し好事例の共有を行い、特定保健指導の質の向上を図る。
- ・ 事業所における集団指導で、指導内容をイメージしやすいよう教材を活用しながら指導を実施する。また集団指導以外は、個別相談や窓口への設置、健康イベントでの提示を行う。
- ・ ICTによる保健指導(はらすまダイエット・はらすま遠隔面談)を推進する。(獲得目標2,000件)

被扶養者

- ・ 利用券発送時、対象者宅の近くで保健指導を受けられる会場等の案内を同封することで保健指導を受けやすい環境

	を確保する。 ・ 特定保健指導未実施者に対して、受診を促すダイレクトメールを送付し実施率向上を図る。(通年)
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ・ 協会の理念の実現に向け、組織目標を達成するための個人目標を職員が設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成を図っていけるよう新人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。 ・ 定例的なグループ長会議の開催によりガバナンスを強化し、支部組織の適切な運営を図る。 ・ グループをまたいだプロジェクトチームでの取組みをさらに進め、各担当者の意識レベルの向上とスキルアップを図る。 (2) リスク管理 ・ 事務処理誤りの発生原因の追究と、その対応策について検討する。 ・ 情報担当者会議による情報管理点検を実施し、顕在化したリスクに迅速に対処する。 ・ 支部内研修やコンプライアンス強化月間を通じ、ハラスメント、事故、事務処理誤り等の撲滅を図る。 ・ 報告・連絡・相談を迅速・確実に行い、リスク管理を徹底する。(支部外で勤務する職員を含める) ・ 緊急時の連絡網整理等、危機管理体制を管理運営していく。 (3) 人材育成の推進 ・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。 ・ プロジェクトチームへの参加を通じ、情報収集、分析、発信を具現化できるコアメンバーを育成する。 ・ 年金機構との研修、支部独自研修、通信講座を通じ、担当業務以外の個々のスキル向上を図る。 ・ 各グループが中心となり、業務スキルの向上研修を開催し、業務知識の底上げを図る。 (4) コンプライアンス・個人情報保護の推進 ・ コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会、個人情報保護担当者会議の実施。 ・ 研修の定期的な開催。(新規採用者は採用時に実施) ・ 日常の朝会等を活用したコンプライアンスや個人情報保護意識の維持・向上に加え、年2回のコンプライアンス強化月間を設定し、活動を推進する。(7月、12月) (5) 業務改革の推進 ・ 情報共有や注意喚起を常に行い、お客様への均一なサービスを心掛ける。

	・ ミーティングにおいて業務改善を常に意識し、意見発信を行うよう意識付けを行う。 ・ お客様の声やお客様目線により業務を迅速に見直し、業務改革を継続する。 ・ 改善のための情報収集を常に行い、業務改善のため、具体的提案を行う。 ・ アウトソーシングによる経費節減と業務精度の向上を検討する。 (6) 経費削減の推進 ・ 支部全体で経費削減に努める。(超過勤務の縮減を含む)
--	--

平成28年度 事業計画（山口支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・県など関係方面への積極的な発信 ・保険者協議会を通じた共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品の使用推進 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・自治体や関係団体、他保険者との幅広い分野での連携・協働の推進 ・データヘルス計画の確実な実施 ・メンタルヘルス対策の実施 ・レセプト点検の強化 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・調査権を積極的に活用した現金給付の審査強化 ・県との「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」に基づく連携・協力事業の推進 ・重症化予防のための歯科健診の実施 ・事業所における健康経営の啓発 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への情報発信 ・自己負担軽減額通知の実施 ・使用促進セミナーの実施（県との共同開催）

	○地域医療への関与 ・ 地域医療構想策定への参画・意見発信 ○調査研究の推進等 ・ レセプトデータを活用した医療費分析の推進 ・ 山口支部の医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析 ・ 健診及び保健指導の推進に係る分析 ・ 健診データを活用した市町毎のリスク分析 ○広報の推進 ・ 事業主や加入者に向けた定期的な情報発信 ・ メールマガジンを活用したタイムリーな情報発信及び支部登録者数の拡大 ・ 県や関係団体が主催するイベントやセミナー等への積極的な参加による広報 ・ 健康保険委員の委嘱拡大及び情報提供やセミナーの実施 ・ データヘルス計画の推進に資する広報 ○的確な財政運営 ・ 中長期的な財政基盤強化のための方策について検討し関係方面へ発信していく ・ 協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について加入者の理解を得るための情報発信を行う
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取り組み ・ サービススタンダードの進捗管理の徹底 ・ 窓口サービスの展開 ・ お客様の声等を活用したサービスの改善 ・ 事務処理誤りの防止策の徹底

	○高額療養費制度の周知 ・ 限度額適用認定証の利用促進 ・ 高額療養費の未申請者に対する申請手続きの勧奨 ○被扶養者資格の再確認 ・ 被扶養者資格再確認業務における提出率の向上 ・ 削除届出漏れ及び不該当者について年金機構と連携した適確な業務の実施 ○柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・ 加入者等へ給付適正化に向けた文書照会の実施 ○傷病手当金、出産手当金、療養費等に係る適正な給付業務の推進 ・ 傷病手当金、出産手当金の審査の強化 ・ 支部保険給付適正化プロジェクトチームによる不正受給防止 ・ 事業主への立入検査の積極的な実施 ・ はり・きゅう及びあんま・マッサージにかかる保険給付適正化の推進 ・ 厚生局及び日本年金機構への積極的な情報提供の実施と連携の強化 ・ 海外療養費にかかる審査の強化 ○効果額向上及び医療費適正化に向けた効果的なレセプト業務の推進 (1) 資格点検 ・ 資格エラーレセプトの減少に向けた取組みの実施 ・ 喪失後受診者等に係る返納金債権の適正な事務処理 ・ 返納金調定件数・金額の抑制を目的とした各種取組の推進 (2) 内容点検 ・ 自動点検等システムを活用した点検の強化
--	---

	・支部間審査差異の解消 ・各種情報の共有化 ・専門知識、点検スキル向上のための勉強会、研修の実施 ・審査医師の積極的な活用 ・多受診者に対する適正受診の指導、啓発 (3) 外傷点検 ・外傷レセプトの点検強化 ・負傷原因照会の促進 ・第三者行為届未提出者への届出の促進 ・損害賠償請求（求償）の適正管理及び迅速な事務処理 ○無資格受診等に伴う債権の発生抑制 ・日本年金機構との連携による確実な証回収の推進 ・喪失後受診発生率の高い事業所への指導 ○積極的な債権管理回収業務の推進 ・債権管理回収体制の強化 ・文書催告・電話催告・訪問催告の確実な実施 ・法的手続の的確な実施 ・資格喪失後受診等にかかる保険者間調整の積極的な活用
3. 保健事業	○保健事業の総合的かつ効果的な推進 ・健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集・分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、PDCAサイクルを十分に意識したデータヘルス計画を実行する。 ・生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、高血圧症・糖尿病にかかる未治療者に対して受診勧奨を行う。

- ・健康づくり推進協議会での検討を踏まえて保健事業の効果的な推進を行う。

○特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・生活習慣病予防健診未受診事業所への訪問勧奨
- ・生活習慣病予防健診実施機関の拡大
- ・生活習慣病予防健診枠不足地域での会場健診の実施
- ・生活習慣病予防健診実施機関の健診受診勧奨業務委託の拡大
- ・新規適用事業所に対する健診受診案内の実施
- ・事業者健診データ取得の推進
- ・個別契約による自己負担無料の特定健康診査実施機関の拡大
- ・協会けんぽ主催の集団健診の実施
- ・市町のがん検診と特定健康診査の同時実施の推進
- ・特定保健指導体制の強化
- ・特定保健指導（被保険者）の外部委託機関の拡大
- ・事業者健診データを取得した事業所への特定保健指導の推進
- ・ＩＴを活用した特定保健指導の推進
（目標：３５０件/積極的支援、５０件/動機づけ支援）
- ・若年者肥満者を対象にした健康づくり（ＩＴ活用）
- ・健診結果データ等に基づく「事業所健康度診断カルテ」を活用した特定保健指導の推進
- ・当日受診者の特定保健指導（被扶養者）の会場実施の拡大
- ・県及び市町との連携強化
- ・労働局及び地域産業保健センターとの連携強化
- ・商工会議所等の経済団体の研修会への積極的な参加による保健事業の推進

○健診

（１）被保険者（４０歳以上）（受診対象者数：１６２，４０５人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：５３．０％（実施見込者数：８６，０７５人）

	・事業者健診データ 取得率：15.4%（取得見込者数：25,010人） （2）被扶養者（受診対象者数：50,942人） ・特定健康診査 実施率：22.0%（実施見込者数：11,207人） ○保健指導 （1）被保険者（実施対象者数：21,439人） ・特定保健指導 実施率：18.6%（実施見込者数：3,977人） （内訳） 協会保健師実施分 15.5%（実施見込者数：3,323人） - アウトソーシング分 3.1%（実施見込者数：654人） （2）被扶養者（実施対象者数：1,031人） ・特定保健指導 実施率：7.0%（実施見込者数：72人） ○その他の保健事業 ・重症化予防のための歯科健診の実施 ・歯科健診結果と健診結果を用いたデータ分析の実施 ・健康経営等のセミナーの開催 ・減塩セミナーの開催 ・特定健診の集団実施における付加的検査の実施 ○データヘルス計画 （上位目標） ・山口支部の受診者数を増やすことにより、乳がんの『早期発見』につなげる （下位目標） ・乳がん検診の必要性について認識させる ・被保険者の乳がん検診受診率の向上 ・被扶養者の乳がん検診受診率の向上
--	---

	○受診勧奨対策 ・ 任意継続加入者への受診勧奨 ・ 事業所に対する事業者健診データ提供についての文書勧奨 ・ 健診パンフレット等の送付時に同封する送付書及び記入例等の作成 ・ 経年的な特定健診受診状況を反映させた勧奨データを活用した受診勧奨
4. 組織運営及び業務改革	○組織や人事制度の適切な運営と改革 ・ 組織運営体制の強化 ・ 新人事評価制度を適切に運用した、実績や能力本位の人事の推進 ・ 協会理念を実践できる組織風土、文化の更なる定着 ・ 労働安全衛生の推進 ・ コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・ リスク管理体制の整備 ・ ハラスメント対策の確実な実施 ○人材育成の推進 ・ 支部研修の実施 ・ OJTの実践による育成 ○業務改革・改善の推進 ・ 業務運営推進会議の定期開催 ・ 業務改善提案検討委員会の逐次開催 ・ 積極的な提言を受け付ける風土の醸成 ・ QCサークルの積極的な活用 ○経費の節減等の推進 ・ 競争入札の実施及び消耗品Web発注を活用した適正な在庫管理

	・ 調達審査委員会による適正な調達の実施 ・ 年間を通じた節電
--	--

平成 28 年度 事業計画（徳島支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ◆「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に記載された、「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」の実現に向けて、徳島の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、加入者への情報提供を行うほか、他の保険者と連携しながら、県の医療審議会や地域医療構想調整会議等の医療提供体制等に係る検討の場に参画し、意見発信を行うなどの働きかけを強化する。 ◆徳島県との「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」（以下、「県との健康づくり協定」という。）のほか、市町村や医療関係団体等へ協定の締結の働きかけを行うなど、連携の強化を図りながら、協会けんぽが実施する事業について、関係団体の協力を得ながら効果的な事業の推進に取り組む。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化対策の実施 ◆レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、債権発生抑制・早期回収等、徳島県の実情を踏まえた取組みを推進する。特に、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、適正な給付に努める。 ◆「データヘルス計画」に基づき、事業所や関係団体との連携を深めながら、確実に実施していく。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ◆ジェネリック医薬品の使用促進に取り組む、使用割合を全国平均に近づけるよう努める。 ・ジェネリック医薬品への未切替え者に対し、ジェネリック医薬品へ切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを、平成 27 年度に引き続き、年 2 回実施する。 ・徳島県後発医薬品適正使用協議会（年 2 回開催）等において、関係方面への使用促進のための広報やデータ提供を行い、環境整備を働きかけていく。また、徳島県保険者協議会への意見発信を通じたジェネリック医薬品の使用促進活動を推進する。 ・徳島県薬剤師会との連携協定を活かしたジェネリック医薬品の使用促進のための加入者向けのセミナーの開催や、テレビCMの放送、バスのラッピング広告などにより、徳島県のジェネリック医薬品の使用率が全国最下位であることを強調し、加入者に対し広く普及啓発を行う。 ・加入者及び調剤薬局・薬剤師へのアンケートを、全国でジェネリック医薬品の使用率が 2 番目に高い鹿児島

	支部と併せて実施し、徳島県のジェネリック医薬品への切り替えが遅れている原因の把握に努めるとともに、調査結果の関係方面への情報発信、並びに使用促進のために対策が可能な方策を検討する。 (4) 調査研究の推進及び地域医療への関与 ◆「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき徳島の医療費について、二次医療圏や市町村別、年齢階級、疾病別などの分析を行うほか、受療行動、医療提供体制を含めた地域の医療にかかる情報の蓄積及びその情報発信に努める。 また、徳島県が進める「医療ビッグデータを活用した健康づくり応援事業」へ可能な限り協力できるようデータ収集に努める。 ◆医療審議会や地域医療構想調整会議の場において、保険者協議会などを通じた他の保険者との連携も図りながら、加入者・事業主を代表する立場で、地域の実情に応じた必要な意見発信を行う。 (5) 広報の推進 ◆加入者及び事業主に対する情報提供や広報について、創意工夫を活かし、下記ツール等を活用し、わかりやすく、タイムリーに実施する。また、保険者機能の発揮にかかる取組みについても積極的に発信していく。 ・納入告知書へのチラシの同封 ・メールマガジンの配信 ・ホームページでの情報発信 ・各種関係団体広報誌への記事掲載 ・新聞社への情報提供 ・テレビCMによる情報発信 ・県や市町村、関係団体等のイベントの共催や後援、協賛
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ◆加入者のご意見やニーズ等を適切に把握し、創意工夫を活かし、サービスの改善や向上に努める。 ・スムーズな手続きを推進するため、わかりやすいパンフレット等の作成・改善を行うとともに、業務システム刷新によるアウトソーシングの徹底を図り、郵送化を進める。 ・健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う（平成28年度末郵送化率70%目標）。

	・その他、任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。 ◆サービススタンダード達成に向けた進捗管理を行う。 ・給付金等の支払いについて、画面審査を徹底し、不正が疑われ、厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会・保留分を除き、原則 10 営業日以内での支払いを着実に実施する。 (2) 高額療養費制度の周知 ◆限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、地域の医療機関のみならず事業所訪問時には、限度額適用認定申請書セットを配布するなど広報を実施する。特に、計画入院者に対する医療機関および事業所の協力を得つつ、医療機関窓口（入院相談窓口含む）に申請書セットを配置する等、限度額適用認定証などの周知や未申請者に対する申請の促進を図る。 ◆診療月から一定期間経過した高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）することによりサービス向上を継続する。 (3) 窓口サービスの向上 ◆各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについて、加入者の立場に立った適切なサービス提供体制の充実（単純提出者用専用ボックスの積極的活用、郵送化等）を図る。なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、日本年金機構と連携し、サービスの低下とならないよう配慮する。 (4) 被扶養者資格の再確認 ◆保険給付の適正化及び高齢者医療制度に係る拠出金の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て、被扶養者状況リスト提出率について全国平均以上（目標 86%以上）とする。 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ◆柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月に 15 日以上）の申請について加入者に対するアウトソーシングを活用した文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会し、明らかな給付不正がある場合は、関係団体等と調整のうえ法的措置を講じる。また、照会時や研修会等において柔道整復施術受診について正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
--	--

(6) 傷病手当金、出産手当金等の審査強化

- ◆保険給付適正化のため、傷病手当金、出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたもの、申請直前に標準報酬月額の等級が不自然に上昇しているものについて、審査を強化する。審査において疑義が生じたものは、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」において、支給の適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。
- ◆傷病手当金で通院分にかかる申請の内、過去からの療養内容に変化がないような請求については、医師及び本人へ照会や実地調査等を実施する。
- ◆年金事務所と連携した実地調査や被保険者面談（傷病手当金等申請者）などを通じて、適正な資格の届出を事業所等に対し、啓発していく。
- ◆適正な申請がなされるよう加入者及び事業主へあらゆる広報媒体を活用して、加入者に対し適正な給付申請について啓発を行う。
- ◆鍼灸療養費については、申請全件の診療報酬明細書と突合させて併用による施術を調査する。特に、往療料については、診療報酬明細書の有無を確認し、医療機関を受診している場合などは患者及び医療機関に対し調査を実施する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

- ◆海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した申請書に添付された診療明細の精査や翻訳内容の再確認を審査医師に依頼、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会を実施し、審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- ◆加入者資格の有無の点検、診療内容の点検、受診の起因が交通事故等か否かの点検の実施により、保険診療の適正化に努める。
- ◆特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を実施するとともに、点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化、外部講師による研修を行う。また、四国ブロック各支部との連携を図り研修実施、情報共有化を行う。

＜加入者 1 人当たり効果額（目標）＞

資格点検 1,084 円以上

内容点検 742 円以上（診療内容等 122 円以上）

外傷点検 244 円以上

（9）資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証回収強化

- ◆日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続被保険者分保険証の回収催告状は、アウトソーシングを活用してできるだけ早期に送付する。また、未回収確認の上、再催告は電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。
- ◆資格喪失後受診の撲滅を図るため、保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行うとともに、特に、退職が多い 3 月末に備え、2 月～3 月に回収率が低迷している事業所を訪問し、回収業務の協力を促す。

（10）積極的な債権管理・回収業務の推進

- ◆不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、返納金等債権については早期に回収に努め、支部顧問弁護士を含めた文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施する。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、債権回収を積極的に実施するとともに債務者の負担軽減に努める。また、交通事故等が原因による損害賠償請求権については、研修会等によりスキル向上を図り、損害保険会社等に早期に折衝を図り、場合によっては顧問弁護士の活用を図り、確実な回収に努める。
- ◆具体的な債権回収業務推進については、債権回収専門員を中心に電話での督促・訪問勧奨を実施するなど直接面談を行い、回収を強化する。特に大口債権発生時には、事前に架電または訪問にて説明を行った後に通知等を送付する等スムーズな債権回収に繋がるように努める。また、回収困難な案件等については、平成 26 年度より依頼している弁護士督促の頻度を多くし、早期の回収に努める。
- ◆債権回収率（返納金）については前年度実績を上回る目標とする。

平成 27 年度 現年度 80%

（11）健康保険委員の活動強化と委嘱者数の拡大

- ◆年金委員委嘱者で健康保険委員未委嘱者に対して、日本年金機構との合同研修会の開催案内時に再々勧奨をする。

	◆健康保険委員の活動強化策としてジェネリック医薬品使用促進に関するアンケート等を実施し、医療費適正化、健康づくり促進について啓蒙を図る。また、事業所健康度診断（事業所カルテ）を活用し、健康保険委員委嘱事業所を訪問し、生活習慣病予防健診受診向上、事業所健診データ取得促進を行う。 また、日本年金機構と連携し、新規適用事業所事務説明会においても委嘱勧奨を行う。 ◆健康保険委員研修会等の開催（年３回実施）により、「健康づくり」を含めた健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、健康保険事業の運営、事務手続きの向上やサービスの充実を図り、更なるご意見を頂戴し、健康保険委員との結びつきをより一層強めていく。 ＜健康保険委員委嘱者数（目標）＞ 1,200 名 * 平成 27 年 12 月末現在 1,118 名
3. 保健事業	特定健診及び特定保健指導の実施率が低い現状にあることから、特定健診及び特定保健指導を最大限に推進することを目標にしながら、データヘルス計画に基づく取組みを確実に進める。 （１）健診 ◆被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：95,121 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：47,560 人） ・事業者健診データ 実施率：20.0%（取得見込者数：19,024 人） ◆被扶養者（受診対象者数：29,982 人） ・特定健康診査 実施率：30.0%（実施見込者数：8,994 人） （２）保健指導 ◆被保険者（実施対象者数：12,664 人） ・特定保健指導 実施率：20.8%（実施見込者数：2,634 人） （内訳） 協会保健師実施分 18.0%（実施見込者数：2,284 人） - アウトソーシング分 2.8%（実施見込者数：350 人） ◆被扶養者（実施対象者数：1,021 人） ・特定保健指導 実施率：7.8%（実施見込者数：80 人）

	(3) その他の保健事業 ◆健康増進事業 ・ 県との健康づくり協定を活かし、県が実施する事業に積極的に参画していく。 ・ 健康ウォーク（社会保険協会主催）を共催する。 ・ 健康啓発ポスターコンクールを行い（中学生対象）、若年期からの健康意識の醸成を図る。 ・ 徳島県教育委員会の協力を得て、中学校で「健康教室」を開催し、若年期からの健康意識の醸成及び、家族の健診受診につなげる。 (4) データヘルス計画 （上位目標）メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合を減らす（26.0%→24.0%） （下位目標） ・ 自分の身体の状態を知ろうとする者の増加 - 未受診事業所に対する受診勧奨 ・ 健診結果に基づく健診受診者の健康意識（生活習慣改善意識）の向上 - 糖尿病予防のための早期介入 ・ 健康づくりに対する事業主の理解が深まる - 事業所の健康づくり支援事業の実施 - 企業団体と連携した健康づくりセミナーの開催 (5) 受診勧奨対策 ◆年度当初の健診案内時に、徳島労働局及び徳島県との3者連名での受診勧奨文書を全事業所に送付する。 ◆生活習慣病予防健診及び特定保健指導の推進のため、事業所健康度診断ツール等を活用し積極的に事業主へ働きかけを行う。 ◆受診勧奨委託契約により健診機関による受診勧奨を行う。 ◆事業者健診データの取得件数を伸ばすことにより、健診受診率の向上を図る。 ・ 健診案内時、生活習慣病予防健診を受診しない事業所向けのチラシを作成・配布し、データ提供依頼を行う。 ・ 健診申込率の低い事業所に対し、徳島労働局及び徳島県との3者連名でのデータ提供に関する行政通知を最大限に活用し、電話及び訪問により提供依頼を行う。 ・ 事業者健診データの取得率を向上させるためには、直接データを取得できるようにすることが重要であることから、徳島県労働基準協会連合会同様、各健診機関にも積極的に協力依頼を行う。また、紙媒体により提
--	--

	出された事業者健診データのパンチ委託を行う。 ◆被扶養者の特定健診・特定保健指導の受診率向上を図る。 ・市町村が行うがん検診と特定健診が同時受診できる健診日程についての情報提供を行う。 ・未受診者に対し、年度後半に集団健診を実施する。また、併せて特定保健指導も実施する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営 ◆組織運営体制の強化 ・組織運営については、各グループ間の連携を適宜行いながら、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ◆実績や能力本位の人事の推進 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ◆協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 ・支部内における加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、新人事制度の適切な運用、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 ◆コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・法令遵守（コンプライアンス）については、年2回のコンプライアンス委員会や研修等を通じて、職員に対し徹底する。 ・個人情報保護やセキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 ◆リスク管理 ・適切な運営を脅かすリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修を実施するなど、全職員のリスクに対する意識の高揚に努める。 (2) 人材育成の推進 ◆本部開催の研修参加者による支部内伝達研修の実施や、各グループ内での勉強会などを通じて支部職員の知識の習得や能力の向上を図る。また、特に重要な事項については、各グループリーダー等による研修会を行い、

	人材育成に努める。 ◆28 年度支部調査研究事業において、支部横断のプロジェクトチームにより、統計的視点での分析力や営業・発信力の向上を図り、考動マインドの醸成による創造的業務ができる人材育成に努める。 (3) 業務改革の推進 ◆創意工夫をしながら効率的な業務処理に努める。 ・保険給付の審査事務等のコア業務や企画業務（医療費適正化のための総合的対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）へ職員をシフトし、充実を図る。 ・四国ブロック業務部長連絡会議およびグループ長会議において、業務部門で発生する諸問題の情報交換を行い、その対策についても協議し業務改革改善、効率化に取り組む。 ・中四国ブロックで設置されている「業務改革会議」に積極的に意見を発信し、業務の効率化に向け取り組んでいく。 (4) 経費の節減等の推進 ◆本部事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ・夏季及び冬季における節電対策の徹底を図る。
--	--

平成 28 年度 事業計画（香川支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	I. 保険者機能の更なる強化 1. 保険者機能強化アクションプラン（第3期）について ○地域医療への関与 策定された地域医療構想（3構想区域）やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、保険者協議会等と連携しながら、関係機関への働きかけや意見発信を行う。 ○香川県等との包括連携による健康づくり事業の推進 ・県と健康づくり事業の共同実施を推進する。 ・高松市と健康づくり事業推進のために、包括的な協力連携を図る。 ・関係団体との間で包括的な協定等を締結し、連携の強化を図る。 ・保険者協議会と連携し、共通する健康課題に対し、協働で事業を実施する。 ○医療に関する情報の収集と分析及び関係機関等への積極的な発信 高松市等における医療費の分析・評価を継続実施するとともに、その結果について加入者、事業主及び自治体等へ情報発信する。 ○他の保険者、自治体・関係団体等と連携し、加入者の視点に立った積極的な広報の推進 ・保険者協議会、自治体等に対して、香川支部の取り組んでいる事業の情報を発信し連携を図る。 ・データヘルス計画に基づいた取組みを通して、事業所及び健康保険委員と連携強化を図る。 ・周知のための広報に加え、加入者のニーズに合わせた情報を効果的に提供する。 ○ジェネリック医薬品の使用促進 ジェネリック医薬品の使用割合が低いことから、軽減額通知サービスの効果額などについて、香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等、様々な機会をとらえて積極的に情報発信するとともに、医療関係団体（医師会等）などに協力を依頼する。 また、県と共同でセミナーを開催する。

2. 健康保険給付等	2. 適正かつ迅速な給付業務の推進及びレセプト点検の推進 ○適正かつ迅速な給付業務の推進 健康保険給付の適正化対策を検討・実施することにより、正確な審査に努め、事務処理誤りを防止する。 また、不正請求事案については、事業主に対する立入検査等を行う権限を活用するとともに、関係機関と連携を取り厳正に対応する。 ○債権の発生抑制及び早期回収 関係機関と連携を取り、資格喪失後の保険証の回収を確実に行うとともに、適切な債権管理のもと法的措置を含めたより効果的な債権回収を図る。 ○サービス向上の取組み 加入者などから寄せられた意見や苦情、要望などについては適宜・適切に対応し、関係者と情報連携するとともに、節度あるサービスの改善・向上を図る。 ○被扶養者資格の再確認業務の的確な実施 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、関係機関と連携を取りながら迅速かつ的確に被扶養者資格の再確認業務を実施する。 ○効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト保存管理システム等を活用した効率的なレセプト点検を実施する。 ・レセプト点検効果向上に向けた行動計画を的確に実施する。 【数値目標（加入者一人当たりの点検効果額）】 <table border="1" data-bbox="622 1094 1753 1139"> <tr> <td>内容点検</td><td>前年度を上回る金額</td></tr> </table>	内容点検	前年度を上回る金額
内容点検	前年度を上回る金額		
3. 保健事業	3. 保健事業の効果的な推進 ○特定健康診査及び特定保健指導の推進 ・特定健康診査及び特定保健指導について、事業主・加入者等へ適切な周知と理解の浸透並びに実施率の向上に努め、生活習慣病予防に資する。 (1) 健診の数値目標 〈被保険者〉（40歳以上）（受診対象者数：135,295人） ・生活習慣病予防健診 実施率：54.0%（実施見込者数：73,000人）		

- ・事業者健診データ 取得率：12.2%（取得見込者数：16,500人）
〈被扶養者〉（受診対象者数：41,941人）
- ・特定健康診査 実施率：37.4%（実施見込者数：15,700人）

(2) 保健指導の数値目標

- 〈被保険者〉（実施対象者数：17,721人）
 - ・特定保健指導 実施率：27.1%（実施見込者数：4,800人）
 - （内訳） 協会保健師実施分 19.8%（実施見込者数：3,500人）
 - アウトソーシング分 7.3%（実施見込者数：1,300人）
- 〈被扶養者〉（実施対象者数：1,570人）
 - ・特定保健指導 実施率：6.4%（実施見込者数：100人）

○受診勧奨対策

自治体・労働基準協会・生活習慣病予防健診機関等と連携して、特定健診の受診勧奨及びデータ提供依頼を行う。

○その他の保健事業

自治体及び関係団体等との連携した健康づくり事業を実施する。

○データヘルス計画に基づく事業の推進

香川支部における加入者・事業主の特性を踏まえた、より効率的かつ効果的な保健事業を推進する。

上位目標：①香川県の血糖値の値をよくする。

○若い段階からリスク改善に努め、40歳代の血糖リスク保有者率が減少する。

- ・健診受診者リスト40～49歳の空腹時血糖110mg/dl以上の者の割合（平成25年度8.9%）を1割減少させる。

下位目標：①事業所の健康づくりへの関心が高まる。

- ・「事業所まるごと健康づくり」第一弾の取り組み状況等のまとめ、報告
- ・「事業所まるごと健康づくり」第二弾の募集、実施、まとめ
- ・県と共同で、「職場の健康づくり事業（仮称）」の実施

②加入者が血糖リスクを理解し、改善に向かうようにする。

- ・35～39歳の空腹時血糖リスク保有者に対して、生活習慣の改善を促すとともに医療機関受診等の勧奨を行う。

	・本部実施の未治療者受診勧奨対象者（一次）から、40～49 歳の血糖リスク保有者に特化して勧奨し、医療機関受診へつなげる。
4. 組織運営及び業務改革	Ⅱ. 財政基盤強化の推進 ○加入者、事業主への情報提供 協会けんぽの中長期的な財政基盤の脆弱性について、加入者、事業主等に情報提供することにより、協会けんぽ財政の問題点及び強化の必要性を訴える。 ○更なる効率化の推進 コスト意識の徹底及び消耗品の適切な調達・在庫管理を行うとともに、業務の効率化を目指し、事務処理の見直し、アウトソースの推進を図る。 Ⅲ. 組織力の更なる向上 ○評議会の効果的な運営 収支見通し・保険料率等、協会全般に関わるものや香川支部の事業について、幅広く意見・助言を仰ぎ、事業運営に反映させる。 ○人材の育成 協会けんぽの将来を担っていくリーダー・スタッフの育成を目指し、各チームの業務をP D C Aサイクルを活用して改善することを通じて、自ら考え課題解決ができる人材を育成する。 ○業務改革の推進 職員が創意工夫した提案案件を幅広く検討するために、意識改革・業務改善推進会議を開催し、改善提案意識を醸成するとともに改善策を具体化する。 ○新人事制度の適切な運用 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用し、個々人の能力・適性を踏まえた配置を行う。

	○コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 コンプライアンス委員会・個人情報保護委員会の定期的開催及び研修等を通じて、その遵守を徹底する。 ○リスク管理の徹底 リスク管理委員会を適宜開催し、適切な運営を脅かすリスクの点検や分析を行う。 ○ＣＳ向上の取組み お客様満足度調査結果等に基づき、支部の課題・改善点を洗い出し、改善を行う。 ○働きがいのある健全な職場づくり ・ 職員間のコミュニケーションを積極的に図り、職場の一体感を醸成する。 ・ 幹部会等において、必要な情報の共有化を図るとともに「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。 ・ 本部等との連携によるストレスチェック制度を実施する。 ・ 産業医や衛生委員会などを通じて、職員に対する健康・安全情報をタイムリーに提供する。 ○大規模災害に備えた対策 ・ 災害発生時における支部版初動対応マニュアルを策定する。 ・ 支部防災マニュアルに基づいて、防災訓練を定期的実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。
--	---

平成 28 年度 事業計画（愛媛支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 データヘルス計画等の保健事業を軸とする支部事業計画については、「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」を踏まえて策定するとともに、当該事業計画を効果的に進捗させるため、「事業所が健康事業所宣言をし、健康経営に取り組む」ことを軸とするコラボヘルス（※）の仕組みを構築・運用する。 また、構築後のコラボヘルスの仕組みに関して、「メニュー等内容の充実」と「事業所が健康づくりを推進しようと思う特典（インセンティブ）・環境整備」を両輪とする改善に努める。 ※コラボヘルス・・・加入者の健康維持や改善に向けた事業主と保険者が連携した取組み。 ○平成 28 年度パイロット事業「事業所に対する『姿勢と健康』推進事業」の実施 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・【保健G分】 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・【レセプトG分】 資格喪失後受診及び扶養解除後受診防止のための医療機関における資格確認事業の実施 ○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進 ・自支部データの分析結果について、愛媛県ジェネリック医薬品安心使用連絡会での公表と、当該連絡会を主管する愛媛県部局と県民向け講習会（セミナー）の共催・発表を企図する（また、前述した自支部分分析結果による関係団体への周知啓発（協働事業企画目的）を企図する）。 ・健康保険委員や支部保有媒体を通じて、後発医薬品使用割合向上広報を実施する。 ・地元ゆるキャラによる後発医薬品使用促進シールを企画する。 ・「健康フェスタ 2016」等の支部出展区画において、後発医薬品使用促進に向けた宣材物掲示・配備・配付を実施する。 ・全国共通事業（後発医薬品軽減額通知サービス）における支部対応分について、円滑に実施する。 ・目標・・・平成 27 年度の数量シェア全国平均を上回る。 ※参考 「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における都道府県別後発医薬品割合（平成 27 年 3 月期） 全国平均 58.4% 愛媛 56.5%（36 位） ○地域医療への関与 ・保険者協議会において、被用者保険代表としての意見を発信する。 ・愛媛県内の 2 次医療圏毎に設置された地域医療構想調整会議において、愛媛県健康保険組合連合会等他の被用者

	保険と連携し被用者保険代表としての意見を発信する。 ～ 愛媛県内の２次医療圏単位地域医療構想調整会議：６会議（宇摩/新居浜・西条/今治/松山/八幡浜・大洲/宇和島） ○調査研究の推進等 愛媛支部の現行データヘルス計画対象疾病の肝炎に関して、肝炎ウィルス検査結果の分析・情報発信を行う。 ○広報の推進 ・既存広報媒体について、定期的な発信と内容の改善に努める。 ア. 支部ホームページ 【既存：通年】 イ. メールマガジン「Salud! えひめ」【既存：年 24 回：中旬号・下旬号毎に個性を付与】 ウ. 社会保険えひめ【既存：年 4 回：掲載 2 頁を継続確保】 エ. 事業主向けチラシ【既存：年 11 回：納入告知書封入分】 オ. 支部総合パンフレット・健康保険委員向け教材（健康保険の事務手続き）の一体化及び郷土色付与に向けた検討 カ. 臨時電子メール便の再建 【既存：メールアドレス届出健康保険委員に向けた臨時の情報発信媒体】 ・地方自治体や関係団体との連携強化 ア. 「松山お城下ウォーク」への出展及び運営協力 イ. 「しまのわ学校体育祭 in ごごしま」における運営協力及び宣材物配備 ・各社会保険委員会・愛媛社会保険協会とのイベント共催（運営協力） ア. 「新居浜社会保険健康ウォーク」 イ. 「今治社会保険健康ウォーク」 ・「識者の声」【通年：有識者から専門的見地による提言・寄稿を依頼し、支部広報媒体を通じて発信する】 ・保険料率変更又は本協会財政状況等に係る記者会見【随時】 ・地元主要日刊紙への広告出稿（所管事業周知宣伝）【随時】 ・ラジオ番組による所管事業周知宣伝【通年】 支部がラジオ番組の提供者となり、医師たる出演者・30 秒 CM（年 50 回）・同ラジオ局他番組関連企画への支部職員出演によって所管事業（後発医薬品普及推進/肝炎等）の広範な周知を図るとともに、脳卒中週間中にイベント（ラジオ放送付き）を実施する。 ・ウォーキング応援ウェブサイト『てくてく四国へんろ道』の運営と当該運営を通じた健康情報発信 ○的確な財政運営
--	---

	支部における取組みは、「4. 組織運営及び業務改革 ○経費の削減等の推進」を参照。
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組み ・加入者のご意見や苦情を適切に管理し、迅速かつ正確にフィードバックして、サービスの改善や向上を図る。また、お客様満足度調査の結果を分析し、支部内研修等を実施して電話対応や窓口対応の品質向上に繋げる。 ・健康保険給付（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料）については、申請書の受付から給付金の振込までの期間（10 営業日以内）をサービススタンダードとして定め、その進捗状況をシステム管理し、正確・迅速・丁寧を基本に審査を行う。 ○高額療養費制度の周知 ・限度額適用認定申請書の配置について、協力医療機関の数を増やす。 ・高額療養費未申請者に対し、ターンアラウンド方式による申請勧奨サービスを継続する。 ○窓口サービスの展開 ・各種申請書の受付や相談等の窓口として、支部窓口および年金事務所窓口に常駐の契約職員を配置する。 ・申請書類の郵送化促進を図るとともに、29 年度の年金事務所窓口体制の方針を検討する。 ○被扶養者資格の再確認 ・年金事務所と連携のもと、事業主の協力を得て確実に実施する。 ・被扶養者状況リストの未提出事業所に対して提出勧奨を行い、提出率が 27 年度実績を上回るようにする。 ○柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・施術箇所が 3 部位以上または施術日数がひと月 15 日以上を受療者が多い施術者については、特に注意して審査するとともに、その受療者に適宜文書照会を実施する。加入者への文書照会件数の目標は 100 件／月とする。 ・柔道整復師の正しいかかり方について、ホームページ等で広報し、適正受診の啓発を図る。 ・柔道整復施術療養費のみの医療費通知の作成・送付を検討する。 ○傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 ・標準報酬月額が高い者や資格取得後すぐの者等の申請は特に注意して審査し、必要に応じて医師照会や本人照会、立入検査を実施する。 ・保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催して、不正請求の疑いのある申請については、視点や論点を整理して調査につなげる。 ○海外療養費支給申請における重点審査

	・ 26 年度本部策定の取扱要領に則り、医療行為の要件や渡航の要件等を重点的に審査する。 ・ パスポート等の添付や診療報酬明細書等の突合を行い、疑義がある場合は翻訳委託業務を活用して、海外の医療機関に対し文書照会を行う。不正請求が明らかとなった場合は、警察とも連携のうえ厳格に対応する。 ○療養費（はりきゅう、あんま・マッサージ）支給申請における審査強化 ・ はりきゅうは、医科との併給に注意し、診療報酬明細書で併給の有無を確認したうえで審査を行う。疑義がある場合は、医師照会を実施する。 ・ あんま・マッサージは、往療の必要性の可否や往療の距離を重点的に審査し、必要に応じて医師照会や本人照会を実施する。 ・ 保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催して、不正請求の疑いのある申請については、視点や論点を整理して調査につなげる。また、審査委員会の設立や医科併給チェックの基金委託など、審査のさらなる強化策について検討を行う。 ○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ・ 資格喪失時や扶養解除時における保険証回収について、文書や電話による催告を実施する。 ・ 事業主や加入者、医療機関等に対して周知広報を実施し、債権発生の抑制を図る。 ・ 保険証回収率の目標は、27 年度を上回る数値とする。 ○積極的な債権管理・回収業務の推進 ・ 債権回収計画に基づき、計画的かつ早期の回収に努める。文書および電話、訪問による催告業務を強化し、悪質な債務者等に対しては法的手続きを速やかに実施する。現年度回収率（28 年度返納金債権金額ベース）の目標は、27 年度を上回る数値とする。また、法的対応の目標は、21 件／年とする。 ・ 関係部門（債権担当、現金給付担当、レセプト担当）の連携により、債権回収を円滑かつ確実に進める。 ○効果的なレセプト点検の推進 ・ レセプト点検効果向上計画の策定と実施及びシステムを活用した効果的な内容点検の推進 ⇒ 目標査定効果額 ・ ・ ・ 本部事務連絡を踏まえ後日策定 ※参考 H27 年度被保険者一人当たり目標査定効果額：271 円 ・ 保険証適正使用にかかる啓発、広報の実施 ・ 外傷関係届書の早期提出並びに未提出者への提出勧奨による適確な求償事務の実施 ・ 適確且つ迅速な資格点検業務の実施
--	--

	・医療費通知事業の実施 ○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ・活動強化 ア. BCC 配信網喪失を踏まえたメールマガジンシステムへの登録促進（メルマガ受信登録に向けた取組の強化） イ. 健康保険委員研修会の企画・実施を通じた「健康経営」啓発【28.9～10&29.1～2：愛媛県内5か所】 ウ. 健康保険委員表彰・研修会の企画・実施【28.11】 エ. アンケートの実施 オ. 社会保険委員会活動への支援を通じた健康保険委員との交流機会の獲得 ・委嘱者数拡大 ア. 社会保険労務士への要請（社会保険労務士会経由） イ. 大規模事業所中の未委嘱事業所抽出・勧奨の実施 ウ. 新規適用事業所への勧奨 エ. 27年度実施委嘱拡大事業における勧奨不調事業所への再勧奨
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：178,901人） ・生活習慣病予防健診 実施率 61.2%（実施見込者数：109,488人） ・事業者健診データ 取得率 10%（取得見込者数：17891人） ○被扶養者（受診対象者数：59,992人） ・特定健康診査 実施率 25%（実施見込者数：14,998人） (2) 保健指導 ○被保険者（対象見込者数：25,985人） ・特定保健指導 実施率 23%（実施見込者数：5,977人） (内訳) 協会保健師実施分 20%（実施見込者数：5,197人） アウトソーシング分 3%（実施見込者数：780人） ○被扶養者（受診対象者数：1,470人） ・特定保健指導 実施率 15%（実施見込者数：221人） (3) その他の保健事業

	○自支部分診療報酬明細書・健診結果分析による事業所健康度診断ツールの取得・カスタマイズ等に向けた検討 保健事業効果シミュレーション等によって自支部の診療報酬明細書・健診結果を分析し、前述したコラボヘルスの仕組みの起点となる事業所健康度診断ツール（「健康つうしんぼ」（愛媛版ヘルスケア通信簿））を得るとともに、その運用状況を踏まえたカスタマイズや改善を検討する。 また、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者抽出の簡略化を併せて検討する。 ○「健康フェスタ 2016」への出展 健康フェスタは、愛媛県内最大の医療関係イベント（2日間：来場約2万人）。当該会場内へ出展することを通じて、本協会所管事業を広く周知する。また、出展の目玉として「姿勢チェック・エクササイズ指導」を実施するほか、後発医薬品普及推進宣材物等を掲示又は配付する。 ○第4回 道後湯けむり遍路道ツーデーウォークの後援 標記ウォークは、えひめノルディック・ウォーク協会が主催し、愛媛県・県都 松山市他コース上の自治体・愛媛県国民健康保険団体連合会・愛媛県栄養士会等関係団体・愛媛県内主要報道機関が後援している地域の健康づくり事業（資源）。この事業の後援者として、支部保有広報媒体・開催会議等で開催事実を加入者・事業主へ周知し、健康づくりのための参加を促す。 （4）データヘルス計画 （上位目標） ○肝がんにおける年齢調整死亡率を減少させる。（目標：平成25年度全国平均5.97%） 【参考】愛媛県の年齢調整死亡率 平成25年度：8.16% 平成26年度：8.32% （下位目標） ○自治体（愛媛県・県内市町）が保険者の垣根を超えて協働した肝炎対策を意識する。 ○事業主が肝炎ウイルスを理解し、従業員の肝炎検査促進等の対策を意識する。 ○加入者が肝炎ウイルスを理解し、肝炎検査を受けるようになる。 ○肝炎ウイルスの陽性者が肝炎ウイルスを理解し、適切な治療を受けるようになる。 （5）受診勧奨対策 ○下記の施策の実施によって、健診受診率の向上を図る。 ①平成29年度 生活習慣病予防健診及び特定健診の制度周知 ②任意継続加入者に対する健診受診勧奨
--	---

	③特定健診受診率の向上（経年受診記録の活用） ④事業者健診結果データの取得促進 ⑤協会独自の集団健診の実施 ○下記の施策によって保健指導実施率の向上を図る ①保健指導にかかる各種帳票等の作成 ②保健指導推進事業
4. 組織運営及び業務改革	○組織や人事制度の適切な運営と改革 ・週次会・月例幹部会の開催と適切な運営（支部内ガバナンスの徹底並びに組織目標達成に向けた業務進捗状況の確認） ・適切な労務管理の実施 ア. 超過勤務の適切な運用と平時における更なる縮減 イ. 職員の健康保持増進（計画的な休暇取得の促進）⇒ 働きやすい職場環境の構築 ウ. 衛生委員会（年12回）の適切な運用 ・データヘルス計画や広報等、グループの垣根を越えた実施体制の構築 ・コンプライアンスの徹底とリスク管理（組織の信用凋落防止） ア. 支部主催研修を通じた情報セキュリティ・個人情報保護・コンプライアンスの徹底 イ. 支部内自主点検の実施（年2回） ・新人事評価制度の適切な運用による期待する職員の育成 ・正規職員のコア業務への転換促進 ・新卒応募者増大に向けた愛媛県内の4年制大学訪問 ○人材育成の推進 ・「OJT」「集合研修」「自己啓発」の効果的な組み合わせによる人材育成の推進 ア. 定期的なジョブローテーション（※）の実施 ※ジョブローテーション・・・本協会所管業務全般の経験蓄積を目的とする計画的な人事異動 イ. 新入職員に対するOJT研修（※） ※OJT（On the Job Training）研修・・・本協会都道府県支部に必要な基本的知識を習得し、定型的な実務を一人で遂行できることを目的として実施する実務研修 ウ. 本部主催研修への参加と受験者を講師とする支部内伝達研修の確実な実施

	エ. 支部主催研修計画の策定とその確実な実施 Ⅰ. ハラスメント研修 Ⅱ. メンタルヘルス研修 Ⅲ. 情報セキュリティ研修 Ⅳ. 個人情報保護研修 Ⅴ. コンプライアンス研修 Ⅵ. 接遇研修 Ⅶ. 前述したⅠ～Ⅵ以外の独自研修の企画・実施 オ. 通信教育講座等の自己啓発活動の積極的な周知・斡旋 ○経費の削減等の推進 ・ 調達事務における競争性及び公平性・公正性の確保 ・ 夏季及び冬季節電対策の実施による光熱費削減 ・ 消耗品の適切な在庫管理及び当該管理を踏まえた発注時の適量・適種の徹底 ○業務改革・改善の推進 ・ 中国・四国等のブロック単位の業務改革会議で支部の意見や改善事項を提案するとともに、決定事項は確実に支部内に展開し、より良いサービスの標準化を目指す。 ・ 証発送等の定型業務は、極力外注化して事務処理の省力化・効率化を図る。 ・ 事務処理誤りを発生させないよう、事務処理の基本事項やマニュアルの徹底を図る。
--	--

平成 28 年度 高知支部事業計画

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 ・「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目標に向けて、加入者及び事業主に対する協会からの直接的な働きかけを行う業務を更に強化する。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・医療費適正化のための総合的な対策を、自治体や関係団体と連携しつつ積極的に立案・実施していく。 ・医療機関における資格確認事業の実施医療機関数の拡大を図る。 ・現金給付の審査強化を推進し、不正請求を防止する。 ・レセプト点検の効果的な推進を図る。 ・「データヘルス計画」の確実な実施を図る。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・27年度に高知県と国際医療福祉大学とともに実施した、ジェネリック医薬品使用促進のための共同研究の結果に基づき、高知県や医療関係団体等と連携して使用促進事業を実施する。 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスや、使用促進に関する周知・広報を積極的に実施する。 ・高知県後発医薬品安心使用促進協議会に参画し、的確な情報発信を行う。 (4) 地域医療への関与 ・地域医療構想策定やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関に対する働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 (5) 調査研究の推進等 ・保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏

	まえ、その成果を支部の事業に反映できる調査研究を行う。 ・地域医療構想に対して、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行うためのデータ収集と分析を行う。 (6) 広報の推進 ・年金事務所発行の納入告知書に「協会けんぽからのお知らせ」を毎月同封して、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みを積極的に発信する。 ・協会の取組みについて、関係団体等の広報誌やソーシャルネットワークの活用及びメディアへの発信力を強化することにより、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。 ・ホームページ及びメールマガジンの内容充実を図るとともに、加入者に理解と協力を得られるような内容に努める。 ・新規適用事業所講習会等、各種説明会を通じて、制度の説明や協会けんぽの取り組みについての周知と啓蒙を図る。 ・「限度額適用認定」、「出産育児一時金」、「療養費（治療用装具）」については、医療機関等に案内リーフレット・申請書のセットを配置することで、加入者の制度に対する認知率のアップとスムーズな申請手続きを支援する。 (7) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ・委員向け研修会の実施や広報活動、委員表彰の実施を通じて、協会けんぽの取り組みに対する理解と協力を深めていただく。 ・職場における健康づくり意識の醸成と、事業主や加入者との結びつきを更に強めるために、委員委嘱者数の拡大を図る。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取り組み ・加入者等の意見収集に努め、ご意見や苦情等を迅速かつ正確にフィードバックしサービスの改善を図る。 ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 ・健康保険給付などの申請については各種広報やきめ細かな電話対応により郵送による申請促進を図る。 (2) 高額療養費制度の周知 ・限度額適用認定証の制度周知のため、事業主に対して訪問等による広報を実施するとともに、医療機関の窓口に限

	度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 ・高額療養費の未申請者に対し情報提供を行う。 (3) 窓口サービスの展開 ・遠隔地に所在する事業所及び加入者等の利便性を図るため、県内の商工会議所・漁協・農協等23機関に各種申請書及び分かりやすい記載要領を配置し郵送による申請の促進を図る。 ・効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するとともに、地域の実情を踏まえた窓口サービスを提供する。 (4) 被扶養者資格の再確認 ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。 (5) 柔道整復施術療養費の照会及び審査業務の強化 ・柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者及び施術者に対して柔道整復施術受診の正しい知識を普及させるため照会や広報を行い、適正受診の促進を図る。 ・柔道整復施術療養費に係る給付の審査強化を図る。 (6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止 ・保険給付の適正化のため、傷病手当金及び出産手当金等の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて審査を強化する。 ・審査で疑義が生じたものは、「保険給付適正化プロジェクトチーム」において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。 (7) 海外療養費支給申請における重点審査 ・海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細書の精査等、支給申請の審査を強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。
--	--

(8) 効率的なレセプト点検の推進

- ・ 査定事例を集約して、「自動点検・任意抽出・本部ツール」を活用した点検の実施を徹底する。
 - ・ 研修会の充実及び四国ブロック交流会により知識及び情報の共有を図り点検員のスキルアップに努める。
 - ・ 内容点検業務の一部の外部委託を実施し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。
 - ・ 一部外注化部分の査定事例並びに他支部の査定事例の検証を行い、外注業者及び他支部の点検ノウハウを取り込んで点検員のスキルアップに努める。
 - ・ 負傷原因報告書の回収に努め適切な外傷点検を実施する。
 - ・ 被保険者一人あたりの点検効果目標
 - 内容点検・・・昨年度実績もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。
 - 外傷点検・・・昨年度実績もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。
- (具体的数字は27年度点検効果額確定時期に決定する)

(9) 資格喪失後受診等による債権発生防止のための被保険者証の回収強化

- ・ 資格喪失後受診等による債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、文書による日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書による催告、更には電話や訪問等による催告を行い、保険証の回収を強化する。
- ・ 事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、事業所訪問及びチラシ等の広報媒体や事務講習会・健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との被保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。
- ・ 交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対し早期に折衝を図り、より確実な回収に努め

	る。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、分析を踏まえて事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した基本方針に沿って、「データヘルス計画」についてはPDCAを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を進める。 また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部支部で共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判断されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取り組みを進める。 さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取り組みを強化する。 (2) 特定健康診査・特定保健指導の推進 健診等の結果をわかりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離をさらに縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう努める。 また、「データヘルス計画」による協働業務や「健康宣言」などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取り組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。 特定健康診査については、自治体との連携の効果を活かし、市町村が行うがん検診と同時実施を進め、さらに受診者を増やすために協会主催の「オプション健診」を実施する。 受診者と協会の間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。 事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取り組みであり、事業主の理解を得るために、これまでの通知・電話に加え訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。 特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進める。 また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指

導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

<健診>

○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：96,294 人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 69.6%（実施見込者数：67,000 人）
- ・事業者健診データ 取得率 9.3%（取得見込者数：9,000 人）

○被扶養者（受診対象者数：26,551 人）

- ・特定健康診査 実施率 26.4 %（実施見込者数：7,000 人）

<保健指導>

○被保険者（受診対象者数：14,820 人）

- ・特定保健指導 実施率 14.6%（実施見込者数：2,161 人）
（内訳）協会保健師実施分 13.5%（実施見込者数：2,000 人）
アウトソーシング分 1.1%（実施見込者数：161 人）

○被扶養者（受診対象者数：777 人）

- ・特定保健指導 実施率 12.9%（実施見込者数：100 人）

○健康学習

事業所全体の健康づくりを支援する目的で、保健師・管理栄養士等が事業所に出向き、健診結果の見方や健診結果に基づく生活習慣改善の方法、バランスのとれた食事などについて健康学習を行う。年間 10 事業所。

	(3) その他の保健事業 ○Let's Start! オフィス de エクササイズ 事業所の健康づくりのきっかけとして運動指導を紹介し、事業所全体の健康増進や生産性の向上、疾病予防に取り組む事業所を増やす。事業所に健康運動指導士を派遣して 30 分～1 時間程度運動指導を行い、指導を受けた事業所は、3 か月間運動を継続する。運動指導の前に、保健師から健康づくりについて 15 分程度講話を行う。3 か月後にアンケートを実施し運動継続状況を確認する。年間 40 回実施 (4) データヘルス計画 上位目標：平成 30 年 3 月を最終評価時期として、壮年期(40～64 歳)男性の高血圧（$\geq 140/90$ または服薬）者の割合が、25 年度の 30%より減少する。 下位目標：①脳血管疾患による死亡が多いことを認識することで、生活習慣改善に取り組む事業主や加入者が増える。 ②血圧が高めの人が、日ごろの自身の血圧を知り、血圧管理を適正に行うことができる。 ③保健事業に取り組む事業所を増やすことで生活習慣病対策を実践する加入者を増やす。 ○職場の健康づくり応援研修 県の福祉保健所、高知市保健所と連携して職場の事業主や健康保険委員対象に「職場の健康づくり応援研修会」開催し、参加事業所の健康づくり支援をする。 ○今スグ実践！高血圧対策！！ 血圧計と活動量計を事業所に貸し出し、毎日の血圧と歩数を記録することで自分の血圧を知り、生活習慣改善や適切な受診をすることを目的に行う。年間 25 事業所。 (5) 受診勧奨対策 ○本部が実施する未治療者に対する受診勧奨（血圧・血糖）後に、支部で文書・電話・訪問による二次勧奨を実施する。 ○健診で要治療判定の対象者に、訪問による保健指導を実施する（血圧・血糖中心にその他も実施）。
--	---

4. 組織運営及び業務改革	(1) 支部内グループ間の連携強化と組織運営体制の強化 ・事業主や加入者の意見に基づく適切な運営を行う。 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ・支部グループの垣根を越えた柔軟な対応など、主体性と実行性を重視した組織風土の醸成と、創意工夫に富んだ業務運営を目指す。 ・リーダー等による高知支部の活動に関する委員会を毎月開催し、各グループが連携協力して、保険者機能を発揮した取り組みや、支部全体の円滑な事業実施に関する検討を行う。 ・コンプライアンスについては、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて遵守を徹底する。 ・個人情報保護や情報セキュリティについては各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検することにより徹底する。 ・リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。 (2) 人材育成の推進 ・各種の専門研修等に積極的に参加するとともに伝達研修を実施する。 ・支部内勉強会や情報共有の推進を通じて、職員の知識の向上とスキルアップを図る。 (3) 業務改革・改善の推進 ・日頃から効率化を念頭に置いた業務を行うとともに、業務刷新のメリットを活かした効率的手法を積極的に取り入れ、業務の効率化と改善を推進する。 (4) 経費の節減等の推進 ・職員のコスト意識を高め、競争入札、消耗品などの在庫管理、電力消費量の節減などにより経費節減に努める。
----------------------	--

	(5) 職員の健康管理 ・ 衛生委員会を毎月開催するとともに、健康相談や健康学習を通じて職員の健康管理に努める。 (6) 働きがいのある職場づくり ・ 職員がより一層やりがいをもって働けるように、ソフト・ハード両面から職場環境の見直し・改善を行う。
--	--

平成 28 年度 事業計画(福岡支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1)保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 ○自治体および関係団体等との連携の推進 ・健康増進にかかる包括的連携協定を締結している福岡県・福岡県医師会・福岡県歯科医師会・福岡県薬剤師会との間で、それぞれ連携協定に基づく協働事業を展開する。 ○加入者・事業主との距離を縮める仕組み ・事業所を支部職員全員で訪問し、加入者・事業主を肌で感じ、直接加入者・事業主の意見・意識を把握するとともに、支部で取組んでいる事業について積極的に情報発信を行うことにより、加入者・事業主との距離を近づけ一体感の醸成を図る。 ○関係方面への積極的な発信 ・福岡県保険者協議会、市町村国保運営協議会、地域職域推進協議会等の場において、協会としての意見を発信していく。また、支部での医療費等の分析結果を基に、積極的な政策提言を行う。 ○支部データヘルス計画の確実な実施 ・福岡支部データヘルス計画に基づき、特定健診・特定保健指導の受診率・実施率の向上、糖尿病受診勧奨事業、事業主とのコラボヘルス事業を柱とした事業を着実に実施・展開する。 (2)地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○レセプト点検・現金給付の審査強化等の医療費適正化の推進 ・レセプト点検・現金給付の審査強化等の医療費適正化をさらに推進する。特に現金給付の審査強化については、事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 ○県・他保険者との連携による推進の検討 ・医療費適正化のための総合的な対策を県や他保険者と連携して実施できるよう関係構築を図る。 ○医療機関におけるオンライン資格確認の実施 ・平成 25 年度から一部支部でパイロット事業として実施されてきた医療機関における資格確認について、福岡県医師会及び福岡県歯科医師会と連携して実施する。 (3)地域医療への関与 ○保険者協議会等を通じた地域医療への積極的な関与 ・地域医療構想の策定にあたり、県に設置された地域医療構想策定会議にオブザーバーとして参加することとなったこと、また、県内 13 の二次医療圏ごとに設置された地域医療構想調整会議のうち 5 区域(福岡・糸島、北九州、久留米、朝倉、直方・鞍手)において調整会議委員となったことを踏まえ、加入者・事業主を代表する立場として関与し、地域で高質

	かつ効率的な医療提供体制が構築されるよう意見発信を行う。 (4)ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 ○ジェネリック医薬品使用促進のための周知啓発の取組み ・自己負担軽減通知サービス事業の実施に向け、加入者に対し支部ホームページ、支部広報誌等により効果的な広報を実施する。 ・支部広報誌やメールマガジン等により加入者に対し広報を実施し、ジェネリック医薬品の周知及び使用促進を図る。 ○県及び関係機関との連携による取組みの推進 ・福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において積極的に意見発信するとともに、県及び福岡県薬剤師会との連携を図りジェネリック医薬品使用促進の取組みを共同して実施するなどの取組みを進める。 ・九州大学と共同で行っているレセプト分析により、ジェネリック医薬品使用状況の詳細な分析を行い、地域特性等に応じた有効な施策を検討し効果的な対策を実施する。 (5)調査研究の推進等 ○医療に関する情報の収集と分析 ・レセプト情報や健診データ等に加え、国や地方自治体等が提供する情報等を通じ、地域の健康特性や疾病動向、受療動向、医療費や医療提供体制の現状の把握に努める。 ○医療に関する情報の加入者・事業主への提供 ・上記で得られる情報を加入者や事業主に対し、支部ホームページ、メールマガジン、支部広報誌等を通じてわかりやすく提供する。 ○データを活用した外部機関との提携による調査研究の推進 ・保健事業の効率的かつ効果的な推進及び医療費適正化につながる分析を行うため、調査研究に実績のある九州大学との提携による調査研究を推進し、福岡支部が保有する保健事業に関するデータの関連性についての分析・評価を行う。 (6)広報の推進 ○加入者・事業主の視点に立った積極的な情報提供 ・支部ホームページによる地域に密着した情報の提供(健康づくりイベント開催案内等)を行う。 ・支部メールマガジンにより、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。 ・健康づくりイベント参加者に対して支部案内パンフレットを配布し、加入者に対する協会けんぽ福岡支部の認知度の向上及び事業内容の周知を図る。 ・制度紹介、申請手続きの案内冊子「協会けんぽのしおり」を、新規適用事業所等を対象に配布し、健康保険制度、事業内容及び申請手続き等の周知を図る。 ○支部事業運営にかかる広報の強化 ・保健指導や医療費適正化などの保険者機能を発揮した協会けんぽ福岡支部の取組みについて、支部広報媒体や直接事業所を訪問するなどして、加入者・事業主に対し情報発信を行う。
--	--

	○自治体および関係機関と連携した広報の推進 - 健康増進にかかる包括的連携協定を締結している福岡県・北九州市・福岡県医師会・福岡県歯科医師会・福岡県薬剤師会をはじめとする関係機関と連携した広報を展開し、協会けんぽの認知度を高める。 (7)的確な財政運営 ○協会の財政状況や負担の在り方に関する積極的な情報発信 - 協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方について、広く加入者・事業主の理解を得るため、支部広報誌をはじめとする支部広報媒体により積極的に情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1)サービス向上のための取組み ○サービススタンダード遵守 - 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード(10 営業日)を定め、処理状況を適切に管理し着実に支給を行う。 ○サービスの質の向上のための取組み - 事務処理誤り防止の取組みを実施し、職員ひとりひとりが事務処理等における手順などの確認・見直しを徹底することにより、サービスの質の向上につなげる。 (2)窓口サービスの展開 ○窓口サービスの質の向上 - 例年実施しているお客様満足度調査の結果等も踏まえ、年金事務所内協会けんぽ窓口を定期的に巡回し、窓口担当職員への指導・管理・フォローを行うことで、窓口サービスの質の向上を図る。 ○窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえた窓口体制の検討 - 窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、開設時間や窓口担当職員の配置数の見直しを検討し、効率的かつ効果的な窓口体制を構築する。 (3)被扶養者資格の再確認 ○日本年金機構との連携による的確な実施 - 被扶養者資格の再確認業務について、日本年金機構及び本部との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に実施する。 (4)柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ○適正受診の促進

	・ 支部広報媒体等により、正しい柔道整復のかかり方を周知する。 ・ 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 ○加入者・施術者への照会業務の強化 ・ 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、請求内容に不正が疑われるものについて、必要に応じ調査を行う。 (5)傷病手当金・出産手当金の不正請求防止 ○疑義のある請求に対する厳格な調査の実施 ・ 疑義のある保険給付の申請に対しては、事業主に対する立ち入り調査権限を活用し、日本年金機構と連携を図りながら厳格に調査し、保険給付の適正化に努める。 ○保険給付適正化プロジェクトチームの活用 ・ 悪質性の高い保険給付の請求に対しては、保険給付適正化プロジェクトチームで対応等を協議し支部全体で対処する。 (6)海外療養費支給申請における審査強化 ○医療機関等に対する文書照会等の実施 ・ 本部で実施している翻訳業務や診療明細精査の外部委託も活用しながら、申請書に添付された診療明細の審査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。 (7)効果的なレセプト点検の推進 ○資格点検の的確な実施 ・ 無資格診療等の資格関連について、計画的及び的確な点検を実施する。 ○外傷点検の的確な実施 ・ 業務上及び第三者行為に該当するレセプトについて、システムを活用した対象者の把握を計画的に実施し、保険給付費の適正化に努める。 ○内容点検効果額目標達成に向けた取組み ・ 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。 ・ 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を実施する。 ・ 個別事案に対する査定事例の集約・共有化を推進し、点検員全体のスキルの底上げと平準化を図るための研修を実施する。 (8)資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収 ○文書等による催告の実施 ・ 資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続被保険者分に対し、文書や電話
--	---

	による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。 ○事業主・加入者に対する啓発活動 ・ 保険証を確実に返却させるため、チラシ及び支部ホームページ等を活用しての広報を実施する。 ・ 保険証回収率の低い事業所へ保険証回収の協力依頼を実施する。 (9)積極的な債権管理回収業務の推進 ○文書・電話及び訪問による催告の実施 ・ 納付書による催告・電話催告・訪問催告の流れで、迅速かつ確実な債務者への接触・折衝に努め、早期回収を図る。特に高額債務者へは早期対応を実施する。約束不履行者への早期対応を実施する。 ・ 日中に連絡が取れない者については、夜間連絡を月に1回実行し接触を図る。 ○国保保険者との調整の実施 ・ 資格喪失受診時に国民健康保険に加入しており、かつ高額な返納金で一括支払いが困難な債務者に対しては、保険者間調整を積極的に活用し、債務の解消を図る。 ○法的手続きによる債権回収の強化 ・ 度重なる約束不履行者や長期未納者、納付意思がない者及び納付する財力が見込める者（給与所得）等については、顧問弁護士を活用した内容証明による催告文書を送付し、法的手続きによる回収を積極的に行う。 ○債権管理進捗会議による進捗管理と対策の検討 ・ 毎月、債権管理進捗会議を開催し、効果的な債権回収を展開する。 (10)健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ○健康保険委員事業の推進 ・ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を年1回、県内各会場にて開催し、制度等についての周知を図る。 ・ 広報誌「KENPO'S通信」を随時発行し、健康保険委員へのタイムリーな情報提供を図る。 ・ 福岡県労働局・福岡県等の関係機関とも連携し、健康づくりに関するセミナーを開催する。 ○委嘱者数拡大を図る取組み ・ 健康保険委員未委嘱事業所及び新規適用事業所に対し文書による勧奨を実施する。 ・ 年金事務所主催の年金委員研修会や算定説明会、福岡支部広報誌など様々な機会をとらえた勧奨を実施する。 ○健康保険委員表彰の実施 ・ 健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施し、健康保険事業の円滑な推進と健康保険委員事業の活性化、委嘱者数の拡大を図る。
3. 保健事業	(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○関係機関との連携強化 ・ 福岡県保険者協議会や地域職域連携会議などに積極的に参加し、自治体や他の保険者との連携を深め、事業が円滑に進むよう協力を得る。

	○糖尿病未治療者に対する早期受診勧奨の実施 ・健診の結果、糖尿病未治療者であって、治療を受けずに放置している被保険者に対し受診勧奨をし、糖尿病性腎症などの合併症を予防し医療費の適正化を図る。
	(2)特定健康診査及び特定保健指導の推進 ①特定健康診査 ○被保険者(40 歳以上)(受診対象者数: 614,269 人) ・生活習慣病予防健診 実施率 64.4%(実施見込者数: 395,590 人) ・事業者健診データ 取得率 9.9%(取得見込者数: 60,730 人) ○被扶養者(受診対象者数: 214,488 人) ・特定健康診査 実施率 23.0%(実施見込者数: 49,230 人) ②特定保健指導 ○被保険者(受診対象者数: 87,150 人) ・特定保健指導 実施率 6.3%(実施見込者数: 5,500 人) (内訳)協会保健師実施分 4.6%(実施見込者数: 4,000 人) - アウトソーシング分 1.7%(実施見込者数: 1,500 人) ○被扶養者(受診対象者数: 4,300 人) ・特定保健指導 実施率 7.0%(実施見込者数: 300 人)
	(3)その他の保健事業 ○健康づくりイベント支援の実施 ・福岡県内で実施されるウォーキングイベント等の健康づくりイベントへのブース出展により、来場者への健康づくりのアドバイス、健診受診勧奨等を実施し、健康づくりの意識を高め、協会けんぽの認知度を向上させる。 ○特定健診未経験者への新たな受診勧奨促進事業(パイロット事業) ・過去 3 年間、特定健診を受診していない未経験者に対して、ソーシャルマーケティング及び GIS(地理情報システム)を活用した受診勧奨を行い、特定健診新規受診者の掘り起こしを図る。
	(4)データヘルス計画 (上位目標)平成 29 年度までに、40～64 歳男性被保険者のメタボリックシンドローム該当者割合を 21%から 19%に減少する。 (下位目標)①特定健診・特定保健指導の実施率向上 ②血糖値が受診勧奨値であるがそのまま放置している被保険者へ受診勧奨を実施し、うち 10%以上が受診する。 ③健康づくりに取り組む事業所(「健康宣言」事業所)が増える(平成 29 年度までに 100 社)

(5)受診勧奨対策

《特定健診(被保険者)》

○生活習慣病予防健診の受診勧奨及び事業者健診から生活習慣病予防健診への切替促進

- ・ 事業所への健診申込書一斉発送時に同封する案内を工夫し、受診率の向上を図る。
- ・ 健診機関を活用し、生活習慣病予防健診への切替を促進する(健診機関全体会議等で周知及び依頼を行う)。

○事業者健診データ取得の促進

- ・ 県・労働局との連名通知により事業者健診データ取得の促進を図る。
- ・ 事業所への電話勧奨を行い、事業者健診データ取得を促進する。
- ・ 健診機関へのインセンティブを活用した事業者健診データの取得勧奨を行う(事業所の提出勧奨まで含めての単価上乘せ)。
- ・ 紙媒体でのデータ提供を積極的に促進し、パンチ業務を外部に委託するなどして効率化を図る。
- ・ 事業所訪問などによる大規模事業所への取得促進を行う。
- ・ 経年データについて、事業所の健診時期に合わせてタイムリーなデータ提供依頼を実施する。

《特定健診(被扶養者)》

○県内全域における、自治体とのがんセット健診の実施

- ・ 市町村主催のがん検診と特定健康診査(被扶養者)との同時受診について、対象者の自宅へダイレクトメールにより案内を送付することで受診率の向上を図る。その際増加する新規市町村からのニーズにも応じられるよう予約受付・日程管理の外部委託を実施する。

○単独集団健診の実施

- ・ 被扶養者にかかる特定健診受診率向上のため、GIS(地理情報システム)を活用して未受診者の密集地を特定し、効率的に協会単独による集団健診を実施する。その際、健診受診への動機づけを図るために、ショッピングモール等での集団健診を実施する。また、さらなる動機づけを図るために血管年齢測定等のオプション健診を実施する。

《特定保健指導(被保険者)》

○事業所への特定保健指導対象者名簿送付による勧奨の実施

- ・ オプアウト方式により対象者の把握を行い、事業所へ対象者名簿を送付し勧奨を実施する。

○特定保健指導勧奨のための事業所訪問事業

- ・ 事業所への電話や訪問により、特定保健指導の内容周知及び利用勧奨を行う。

○被保険者特定保健指導の外部委託実施強化

- ・ 健診委託機関を活用した、健診当日保健指導の強化及び産業医契約事業所における特定保健指導実施の徹底を図る。
- ・ 特定保健指導専門事業者に特定保健指導の勧奨を含めた委託を開始し、実施者数拡大を強化する。
- ・ 健診委託機関のうち特定保健指導未委託機関との新規契約を進める。

《特定保健指導(被保険者)》

○被扶養者の集団特定健診後の特定保健指導の実施

- ・ 市町村との連携などで特定健診を受診した被扶養者に対して、後日同じ会場で特定保健指導を実施する。

4. 組織運営及び業務改革	(1)組織運営体制の強化 ○コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス及び個人情報保護等の各種規定の遵守を徹底する。 ・ 職員採用時の研修を通じて、コンプライアンス及び個人情報保護等の各種規定の遵守を徹底する。 ・ 事務処理誤りが発生した際、「事務処理誤り等対策会議」において早急に原因の究明と再発防止策を検討する。 ○支部内の部門間の連携の強化 ・ 毎月、事業進捗状況報告会議において支部事業の進捗管理を行うとともに、支部全体での共有化を図る。 ・ 支部事業実施状況について全職員を対象とした報告会を年 2 回開催し、支部における課題等を共有するとともに部門間のコミュニケーションを図る。 (2)人材育成の推進 ○研修等を通じた人材育成の推進 ・ 新規採用職員を対象としたOJT研修をはじめとする階層別研修や、重点的な分野を対象に支部独自の研修及び本部での研修後の伝達研修を実施する。 (3)経費の節減等の推進 ○適切な在庫管理等の徹底 ・ 競争入札や在庫管理等を適切に行い、経費の節減に努める。 ・ 100 万円を超える調達については、原則として競争入札とし、随意契約がやむを得ないものは調達審査委員会で厳格に審査する。 ○調達・執行の透明性の確保 ・ 調達や執行については、これらを適切に管理するとともにホームページにより調達結果等を公表する。 ○節電対策の実施 ・ 平成 22 年度の最大使用電力の 20%抑制した値を上限と定め、節電対策を実施する。
----------------------	---

平成 28 年度 事業計画（佐賀支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や地域医療の在り方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプランに記載された各種施策の更なる充実・強化を図る。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○ 医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施を図り、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を県や、他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。 ○ 前項を踏まえ、支部の医療費や健診データの分析結果を活用し、加入者、事業主の立場から保険者としての意見を積極的に発信し、医療費適正化の総合的対策を重点的に実施する。 ○ 各保険者間の事務レベル協議会(意見交換会)に参画する。 ○ オンライン資格確認システムを使った医療機関における資格確認事業の推進を図る。 ○ 各保険者間の垣根を超えた特定健診受診勧奨広報の実施、国保との協働による特定健診の実施などを目指し、県保険者協議会へ具体的な企画を付議する。 ○ 現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、日本年金機構と連携を取りながら審査の強化を図る。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、加入者が安心して切替えができるための環境整備を図り、自己負担額の軽減や健康保険財政の改善を目指す。

	・後発医薬品使用検討協議会に参画し、積極的な意見発信を行う。 ・更なる使用促進のための環境整備や各種施策の検討を進め、その実施結果等を県をはじめとする関係者へ意見発信する。 ・ジェネリック医薬品に関するセミナーの開催により、使用促進を図る。 ・医療費通知を活用した広報を行うとともに、加入者の視点からの各種お知らせや安全性確保の取組みを実施する。 ・ジェネリック医薬品を希望する意思表示をさらに容易にする「希望シール」等の配布や啓発用ポスターの活用を図る。 ・ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減額通知サービス（年度内２回目通知）を充実し、かつ継続して行う。 ・新聞メディア等を効果的に利用し、加入者への広報を積極的に展開する。 （４） 地域医療への関与 ○ 策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。また、医療提供体制等の検討の場へ参画できるよう、引き続き県に対する働きかけを行う。 （５） 調査研究の推進 ○ 保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン（第３期）に沿って、医療費適正化や医療の質の向上、効率化の観点から、医療費分析マニュアルを活用した分析を行い、その受診状況や疾病動向等の医療に関する情報を分かりやすく加入者や関係団体へ提供できるよう、以下の取り組みを強化する。 ・加入者の疾病の特性や受診傾向、医療環境、健診データ等を活用した多角的な分析を行い、その結果を発信する。 ・県・市町等と情報交換を行いながら分析を行うことで、情報の共有を図るとともに、その結果を保健事業の効果的な推進に活用する。 （６） 広報の推進
--	---

- 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールの充実を図り、それぞれの属性に応じた多様な広報チャネルを活用し、より効率的な広報の推進を図る。
 - ・ 広報委員会を設置し、加入者・事業主の視点に立った「きめ細かく」「分かりやすい」情報提供を行う。
 - ・ 納入告知書へのチラシ、社会保険さが、支部ＨＰ、メルマガ等、加入者の視点での情報提供を行う。
 - ・ 加入者・事業主のサービス向上のため、業務内容や手続き方法などを分かりやすく解説した冊子の作成・配布を行う。
 - ・ 都道府県単位保険料率や健診関係さらには被扶養者の資格再確認等、様々な広報契機を捉え、各種情報の提供を行う。
 - ・ 医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るためのチラシやリーフレットの配布を行う。
- 県、市町、医療関係団体等と連携し、情報の発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。
 - ・ 状況に応じた各種情報の掲載依頼を行う。
 - ・ 特定健診とがん検診との同時実施について、県、市町と連携し情報の発信を行う。
- 地方自治体や中小企業関係団体及び医療関係団体が県内各地で開催する健康イベント等に参加し、ＣＩ活動を図ることで、広く協会の存在感、協会の取組みを示す。
 - ・ 各種会合やイベント会場において保健師・管理栄養士による各種測定機器等を活用した健康相談等を行う。
 - ・ 関係団体等との共同開催による健康セミナー等を実施する。

(7) 的確な財政運営

- 直面している厳しい財政状況を広く伝え、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現のため、引き続き、行政・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。
- 協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広く国民の理解を得るための情報発信を行う。
- 県、市町の医療・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。

2. 健康保険給付等	(1) 更なるサービス向上のための取組 ○ サービスの改善に結びつけるため、以下の取組みを行う。 ・ お客様満足度調査等の結果からお客様の意見やニーズを適切に把握し、更なるサービス改善に努める。 ・ 保険給付適正化対策である審査強化とバランスを取りながら、サービススタンダードを適切に管理し、正確かつ着実な支給を継続する。 (2) 高額療養費制度の周知 ○ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関との連携を強化し、限度額適用認定申請書の早期提出の促進に努める。 また、未申請者に対する申請促進（ターンアラウンド）を継続する。 (3) 窓口サービスの展開 ○ 年金事務所内受付窓口の全面廃止に伴い、届書の郵送化をより一層促進し、サービスの低下とならないよう十分に配慮する。 (4) 被扶養者資格の再確認 ○ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を行うため、以下の取組みを行う。 ・ 日本年金機構との連携を強化する。 ・ 効果的な広報を展開し、事業主の協力を得ながら的確に実施する。 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ○ 柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者に対する文書照会を、従来の多部位・頻回に加え、対象範囲を拡大するなど、より効果的な照会を検討・実施する。 また、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、適宜、施術者に照会するとともに、必要に応じ厚生局への情報提供を行う。
-------------------	--

- 照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- 保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。
- 審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど不正請求を防止する。
- 保険給付審査医師の積極的な活用や加入者及び療養担当医師等への文書による照会を継続し、更なる保険給付適正化に努める。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

- 海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化するとともに、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検において以下の取組みを行う。
 - ・ 支払基金との連携を図り、支払基金での一次審査の点検領域や点検方法を把握し、より効率的な点検を実施する。
 - ・ 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
 - ・ 外部委託による点検業者のノウハウを取得・活用し内容点検業務の更なる向上を図る。
 - ・ レセプト点検員の専門的知識の習得や点検技術の向上を図る。
 - ・ 医療機関及び患者照会の強化を図り、更なる資格・外傷の点検効果額の向上を目指す。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、以下の取組みを行う。

- ・保険証回収について、日本年金機構の催告状による一次催告後速やかに文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を実施し、更なる回収強化を図る。
- ・事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

（１０） 積極的な債権管理・回収業務の推進

- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、以下の取組を行う。
 - ・発生した債権については、早期回収に努め、催告状の送付及び電話や訪問による督促を行うとともに訴訟等法的手続きを実施するなど債権回収の強化を図る。
 - ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを活用し、回収に努める。
 - ・訴訟等法的措置を含めた債権回収の情報収集を図る。（研修・セミナー等への参加）
 - ・債権対策会議等を実施し、これまでの対策とその結果を踏まえ、より効果的な対策を検討・実施する。

（１１） 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- 健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、より一層結びつきを強めていくことを目的とし、以下の取組を行う。
 - ・研修の実施や広報活動等により健康保険事業への理解をさらに深めていただく。
 - ・事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信等にご協力をいただく。
 - ・協会の各種事業にご協力いただいた活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業	加入者の疾病の予防や健康増進を目指し、持続可能な医療保険制度を維持するために、PDCAを十分に意識し、以下の取組みを行うことで保健事業を効果的に推進させる。 (1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：103,481 人）平成 28 年度見込 ・生活習慣病予防健診 実施率：59.4%（実施見込者数：61,500 人） ・事業者健診データ 取得率：15.0%（取得見込者数：15,550 人） ○被扶養者（40 歳以上）（受診対象者数：33,832 人）平成 28 年度見込 ・特定健康診査 実施率：30.0%（実施見込者数：10,150 人） (2) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数：13,194 人）平成 28 年度見込 ・特定保健指導 実施率：29.8%（実施見込者数：3,932 人） （内訳）協会保健師実施分 21.8%（実施見込者数：2,876 人） アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,056 人） ○被扶養者（受診対象者数：1,069 人）平成 28 年度見込 ・特定保健指導 実施率：4.3%（実施見込者数：46 人） (3) その他の保健事業 ○ 生活習慣病の重症化予防対策 ・県、労働局と連携し、事業主への積極的な働きかけを行う。 ・糖尿病等の未治療者への受診勧奨事業の対象者全員への勧奨をより効果的に実施する。 ・生活習慣病が疑われる者への保健指導を実施する。 ○ 県、市町や関係団体との連携強化 ・地方自治体等と締結した協定を活用し、健康イベント等への参加や特定健診とがん検診の同時実施の拡大を図るなど、関係機関と連携した事業を推進する。 ○ 加入者参加型の健康イベントを開催する。 ・加入者等にメタボリックシンドロームへの理解を深めてもらう観点で、基本的な運動方法を実践したイベントを通して適切な情報提供を行い、個人でできる健康づくりを支援する。
---------	---

	(4) データヘルス計画 ○ データヘルス計画で策定した上位目標《メタボリックシンドロームリスク保有者および予備群の該当割合を対24年度比で減少させる》を達成するため、以下の取組みを推進する。 - また、データヘルス計画のPDCAサイクルを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を推進していく。 ・ 加入者への適切な情報提供を行うことで、メタボリックシンドロームへの理解を深めていく。 ・ 事業主・関係機関等との連携を強化することにより、保健事業を円滑に推進させる。 ・ 加入者への取組を強化することにより、健診受診率の向上・重症化予防を推進させる。 (5) 受診勧奨対策 ○ 被扶養者に対する受診勧奨の強化 ・ 支部独自の集団健診を実施する。 ・ 市町と連携した特定健診とがん検診との同時実施の拡大を図る。 ○ 新規適用事業所や任意継続加入者への受診勧奨を実施する。 ○ 事業主への勧奨強化 ・ 事業所を訪問し、事業主に対する勧奨を実施する。 (生活習慣病予防健診受診勧奨・特定保健指導受入れ、事業者健診データ提供) ○ 保健指導委託先の指導・育成と拡充 ・ 支部保健師との合同研修や意見交換会を開催する。 ・ 健診時の初回面談の同時実施を促進する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ○ リスク管理体制の整備 ・ リスク管理委員会の結果について、全職員に対しリスク回避等の周知・徹底を行う。 ○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・ コンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス通信の周知、行動規範の読み合わせ等により、職員全員に法令遵守の徹底を行う。 ・ セルフチェックの定期的な実施等により個人情報保護に対する職員への啓発を図る。

	○ 実績や能力本位の人事の推進 ・新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ○ 組織運営体制の強化 ・内部統制（ガバナンス）機能を発揮し、支部内部部門間の連携を一層深め組織運営体制の強化を図る。 （２）人材育成の推進 ○ 「OJT」・「集合研修」・「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の活用を図りながら、戦略的な人材育成を推進する。 ・契約職員等に対する研修体制の整備を図る。 ・全ての職員が、健康保険制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。 ・本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。 ・支部または各グループで重点的な分野について研修計画を策定し、個々の能力向上のための支部独自の研修会等を行う。 ・全職員を対象としたハラスメント研修等を実施する。 （３）業務改革・改善の推進 ○ 業務改善委員会等により日々業務に携わる職員からの創意工夫の提案、検討を行い、サービスの向上や業務改革・改善を推進する。また、ブロック別業務改革会議等を通して、より良いサービスの標準化を目指す。 ○ 業務・システム刷新の有効活用を図り、定型業務や繁忙期の業務についてのアウトソーシングを一層推進し、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。 ○ 支部活性化プロジェクトを立ち上げ、様々な創意工夫や知恵を提案・検討できる場を作る。 （４）経費節減等の推進 ○ 事務経費削減の観点から、予算の執行に当たっては、業務の再点検により低コストの実現、コスト効率の向上の徹底を図るとともに、適切な在庫管理等により経費の削減に努める。
--	---

	○ 各グループの調達計画を踏まえ、年間調達計画書を作成し、効率的効果的な物品等の調達を行うとともに、調達における競争性、透明性の確保を図るため、100 万円未満の調達案件についてもできる限り競争入札を行い、調達コストの削減に努める。
--	---

平成 28 年度 事業計画（長崎支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、保険者として実現すべき目標である「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」に向けて、加入者及び事業主あるいは地域の医療供給体制に対する直接的な働きかけを行う業務を更に推進するものとする。 （１）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ①長崎県が実施する「職場の健康づくり応援事業」等に積極的に連携・協力し、県民の健康増進と健康寿命の延伸を目的とした事業を展開する。 ②長崎県等と連携し、加入事業所における「健康経営宣言」事業を展開し、事業所における健康づくりを推進する。 ③長崎県保険者協議会の活用 - イ 集計及び分析した結果を地域における健康事業や地域医療構想等の協議の場において活用する。 - ロ 県内の各保険者が有する医療費及び健診結果データを集積、検証し、分析を行う。 ④関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）が主催する研修会等を利用し、直接事業主へ情報発信する。 - イ 協会けんぽの財政状況と医療保険制度現状 - ロ 「健康経営宣言」事業の必要性 - ハ 健診・特定保健指導の重要性 （２）地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ①長崎市と連携し「慢性腎臓病（CKD）」の予防啓発を行うとともに健診結果により腎機能の悪化が疑われる者に対して、医療機関への受診勧奨を行う。 ②長崎県との「健康経営宣言」協働事業を活用し、「データヘルス計画」を確実に実施することで、受診率の向上とⅡ度高血圧以上の未受診者の改善を図る。 ③県・市町・長崎県国民健康保険団体連合会と連携して、医療費及び健診結果の分析を行い、県民の健康増進に寄与する施策を立案・実施する。

- ④長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の利用におけるメリットを加入者等に広報し、「あじさいネット」の利用拡大に貢献する。
- ⑤医療機関における資格確認事業を実施、検証するとともに、次年度における資格確認事業の実施医療機関の拡大に向けて、長崎県医師会等の医療関係団体と連携を図る。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ①ジェネリック医薬品軽減額通知サービス事業の実施にあわせて、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、わかりやすい広報を行い、加入者の状況に合わせた使用促進を図る。
- ②長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、積極的に情報提供し意見を発信するとともに、使用促進に向けて長崎県薬剤師会と情報交換を行い、連携事業の検討を図る。
- ③協定を締結した長崎県及び長崎市、大村市と積極的に情報交換を行い、ジェネリック医薬品使用促進セミナーなどの連携事業の検討を図る。
- ④健康保険委員等を対象とした研修会において、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。

(4) 地域医療等への関与

- ①地域における健康づくりや医療提供体制に関わる各種協議会に参画し、平成 28 年 11 月策定予定の地域医療構想の協議の場で意見・主張を積極的に発信し、地域医療に貢献する。
- ②長崎県保険者協議会、地域職域推進協議会、市町国保運営協議会等への参加に際しては、事前に支部内において協議の場を持ち、協会けんぽ長崎支部としての意見・提案を共有し、意識の統一を図る。

(5) 広報の推進

- ①健診実施機関や市町のがん検診実施情報についての広報を充実させ、特定健診受診率向上を図る。
- ②加入者に直接届く広報として、メールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。
 - イ 各種説明会・研修会等の機会を活用。
 - ロ 幹部職員や保健師・管理栄養士の事業所訪問の機会を活用。
 - ハ 新規適用事業所に「健康保険事務手続き」を送付する際に、勧奨文書を同封する。
 - ニ 健康保険委員や健康経営宣言事業所の拡大勧奨と同時に実施する。
- ③長崎支部の医療費・健診結果データの分析や統計情報を利用し、地域性を強化した広報を行う。

	④長崎県歯科医師会と連携し、定期的な健診の必要性や理想的な口腔ケア、生活習慣の改善方法等の広報を行い、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。 (6) 健康保険委員の活動の充実と委嘱者数の拡大 ①協会けんぽ独自の健康保険委員研修会を開催し、健康保険の知識の習得と事業所の健康づくりの推進を図り、委員活動の具現化に向けての意見聴取を行うとともに、健康保険の知識の習得や事業所の健康づくりの推進を図る。 ②メールマガジン等を利用し、健康保険にかかる制度改正等の最新情報を発信し、事業所内での周知を図る。 ③健康保険委員委嘱者数の拡大を図る。 イ 支部の広報媒体の活用。 ロ 各種研修会及び説明会の機会を活用。 ハ 事業所への訪問を活用。 ニ 文書による勧奨。(新規適用事業所など)
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 お客様の声やお客様満足度調査等の結果を踏まえ、加入者の意見やニーズを適切に把握し、支部の創意工夫を活かして、サービスの改善や向上に努める。 ①サービススタンダード等の着実な実施 イ 傷病手当金等の現金給付の支給申請受付から給付金振込までの期間のサービススタンダードを定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 ロ 被保険者証再交付申請書等の届書について、申請書を支部で受付してから(任意継続被保険者資格取得届については、在職時の被保険者資格喪失記録が協会システムへ取り込まれてから)発行登録を完了するまでの標準処理期間(2営業日)を定め、その状況を適切に管理し、着実な保険証発行を行う。 ②お客様満足度の向上 イ 支部内研修を通じて業務知識の向上を図るとともに、お客様第一主義の意識の徹底を図り、お客様満足度を高める。 ロ 電話対応の向上のため、外部講師による接遇研修を実施する。

(2) 高額療養費制度の周知

① 限度額適用認定証の利用促進

事業主に対するチラシやリーフレットによる広報の実施及び、医療機関と連携し、医療機関窓口限度額適用認定申請書を配置するなど、限度額適用認定証の利用促進を図る。

② 高額療養費の未申請者への申請勧奨

高額療養費未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

① 郵送化の推進

イ 協会窓口で郵送化の案内用リーフレットを配置し、相談者へ周知を図る。

ロ 電話での相談者に対して、郵送化の周知を図る。また、申請書送付依頼者に対しては、封筒貼付用紙（支部住所記載）を同封し、郵送化の推進を図る。

② 各窓口における各種申請等の受付や相談等の利用状況、郵送化の進捗状況を踏まえサービスの低下とならないよう配慮しつつ、窓口の職員配置等の検討を行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

① 被扶養者資格の再確認については、被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を目的として、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得て的確に行う。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化及び適正な給付業務の推進

① 柔道整復施術療養費の適正化のため、プロジェクトチームを編成し、データ分析を行い、適正化のための方針を決定する。

② プロジェクトチームの方針に基づき、加入者に対し文書照会を強化する。加入者からの回答により疑義が生じた案件については、施術者に照会等を行い、適正化を図る。

③ 加入者への文書照会時にチラシ等を同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行う。また、各種説明会や広報媒体を活用し、適正受診の促進を図る。

④九州厚生局長崎事務所・長崎県との連携により、施術者に対し、柔道整復施術療養費請求の適正化を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ①支部現金給付適正化対策要領に基づき、保険給付プロジェクトチームの重点審査会において、重点審査項目に該当する申請書(役員等からの申請書、資格取得から2か月以内の申請書・標準報酬が高額な被保険者の申請書・海外の医療機関による療養の申請書等)の審査強化を図る。
- ②不正請求の疑いのある申請等には、保険給付プロジェクトチームの重点審査会において適否を判断し、事業主への立入検査を積極的に実施するなど、不正請求を防止する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

- ①海外療養費の不正請求を防止するため、外部委託を活用し、申請書に添付された診療明細の精査や翻訳の内容の再確認、医療機関及び被保険者への文書照会を実施するなど、審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

資格・外傷・内容点検の各点検を効果的に実施し、医療費適正化を推進する。

- ①特に、内容点検においては、レセプト点検効果向上計画を引き続き実施し点検効果額の向上を目指す。
 - イ 自動点検、汎用任意抽出・本部配布ツール検証を行い、システムを活用した効率的な点検を徹底する。
 - ロ 点検業務の一部外部委託により、レセプト点検の充実、質の向上に努める。
- ②レセプト点検員のスキルアップを図る。
 - イ 本部主催及び外部業者の研修による知識の習得、各支部査定事例等の検討による情報の共有化に努め、点検技術の向上を図る。
 - ロ スキルの高い点検員から、他の点検員への指導・教育に努める。
- ③不適切な受診者に対する適正受診指導に取り組み、加入者の健康増進並びに医療費適正化を図る。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- ①保険証回収については、資格喪失後、文書による早期・複数催告後、電話や訪問催告を行い、回収強化を図る。
- ②医療機関受診時における保険証の確認等を、医療機関等への協力要請等により、無資格受診等の事由による債

	権の発生を抑制する。また、事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却するよう、チラシ等の広報媒体や各種説明会を通じ周知徹底する。 （１０）債権管理回収業務の強化 ①資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を実施する。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。 ②交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
３．保健事業	（１）保健事業の総合的かつ効果的な推進 ①健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進する。また、支部のデータヘルス計画については PDCA を十分に意識し、事業所へ受診勧奨のアプローチ等を行いながら、被保険者が真に求める「健診サービス」を見出し、効果的な保健事業を進める。 ②協定（覚書）を締結した長崎県、長崎市、大村市、長崎県歯科医師会及び長崎県国民健康保険団体連合会等との連携を強固にし、健康の保持増進事業や特定健診の受診率及び保健指導実施率向上の取組みを実施する。 （２）健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：165,445 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 53.2%（実施見込者数： 88,000 人） ・事業者健診データ 取得率 17.0%（取得見込者数： 28,200 人） ○被扶養者（受診対象者数： 53,969 人） ・特定健康診査 実施率 28.0%（実施見込者数： 15,100 人）

	(3) 保健指導 ○被保険者（受診対象者数： 21,846 人） ・ 特定保健指導 実施率 25.2%（実施見込者数： 5,500 人） （内訳）協会保健師実施分 18.3%（実施見込者数： 4,000 人） - アウトソーシング分 6.9%（実施見込者数： 1,500 人） ○被扶養者（受診対象者数： 1,359 人） ・ 特定保健指導 実施率 5.5%（実施見込者数： 75 人） (4) その他の保健事業 ①長崎県歯科医師会と連携し、生活習慣病予防健診受診者に対して歯科健診を実施し、生活習慣病と歯周病との関連性や、健診実施後の受診行動及び行動変容等について分析を行うとともに、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。 (5) データヘルス計画 上位目標： 被保険者が真に求める「健診サービス」及び「健康データベース（仮）」を構築、分析し、加入者のニーズに適応した情報を提供し、効果的な健診の勧奨を実施する。 被保険者特定健診実施率を向上させ、生活習慣病予防健診受診者で、Ⅱ度高血圧以上の未治療者の 30%を行動変容させる。 下位目標： ①生活習慣病予防健診のマーケティング及びデータマイニング ②生活習慣病予防健診未実施理由の見える化 ③効果的勧奨の実施 ④健康経営宣言・認定事業の普及 ⑤Ⅱ度高血圧以上未治療者への受診勧奨
--	--

(6) 受診勧奨対策

①生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診機関との協力関係を強化し、事業者健診から生活習慣病予防健診への転換を推進する。
データヘルス計画の結果等に基づき、事業所・加入者のニーズに適応した情報を提供し、効果的な勧奨を実施する。

「健康宣言」などを通じ、事業主へ積極的な働きかけを行い、被保険者の健診受診を促進する。

②事業者健診データの取得

長崎県及び労働局と連携を図り、事業所に対する適切な広報を実施する。また、長崎県と連携した「職場の健康づくり応援事業」に基づく勧奨や、外部委託を活用した事業所訪問等による勧奨を強化し、効率的な事業者健診データ取得に務める。

支部幹部のトップセールスにより、事業所訪問による勧奨を実施し、事業者健診データ取得に務める。

③特定健康診査

市町が行うがん検診との連携強化を徹底するとともに、支部主催の集団健診との「オプション健診」の拡大を図る。

事業所訪問による勧奨を強化し、事業主へ積極的な働きかけを行い、被扶養者の健診受診を促進する。

④特定保健指導

健診データの分析をもとに、保健指導を受けたことによる改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。

事業所の規模が大きく保健指導未実施者が多い事業所に対し、より一層保健指導を利用するよう推進し、また、離島部における保健指導の拡充を図り、実施率向上を目指す。

特定保健指導の利用機会を図るため、健診当日に特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進める。

4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織運営体制の強化 ①幹部職員の役割と責任の再認識を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。 ②職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。 ③支部内会議の定期開催等により情報の共有化を図るなどして支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。 (2) 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ①加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 (3) コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理の徹底 ①法令等規律の遵守については、研修等を通じて徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守や、アクセス権限・パスワードの適切な管理等を定期的に点検し徹底する。 ②コンプライアンス委員会を年2回（5月・11月の自主点検後）開催する。また、案件が発生した場合は適宜開催する。 ③職場内に「報告・連絡・相談」と、それに対する「指示・命令・回答」を確実にを行う風土を定着させる。 (4) 人材育成の推進 ①支部内において、社会常識のある人材を育成し、本部主催の階層別研修、業務別研修受講後の伝達研修を実施することにより、職員の能力向上を図る。 ②支部の各専門分野での研修（窓口研修、レセプト点検員研修、保健師研修、グループ内研修（OJTなど））を実施し、専門知識の習得を図る。 ③オンライン研修や通信教育講座の受講を推奨し、自己啓発を図る。 (5) 業務改革・改善の推進 ①支部内研修等の実施による新システムの更なる定着を図る。 ②新システムによる業務や職員の配置等の不断の点検等を通じて、業務の集約化・効率化を図り、コア業務や企画的業務への重点化を進める。 ③常に問題意識を持って業務を遂行し、ムダ・ムラ・ムリの排除や小さな事の徹底を積み重ねることで、業務
----------------------	---

	の効率化を推進する。 (6) 経費の節減等の推進 ①引き続き、事務用消耗品や水道光熱費等の執行状況を分析し、職員のコスト意識を一層高め、徹底して「無駄」を省き、さらなる経費の節減に努める。 ②消耗品管理簿による在庫確認を徹底し、使用者へ用途を確認し、適正な管理・払出し・要求を行う。 ③調達や執行について、必要に応じて調達審査委員会を開催して適切に管理する。また、支部ビルへの掲示、積極的なホームページ公告を行うことにより、幅広く公平性を確保する。 (7) 職場環境、職員の健康管理 ①毎月、産業医による健康相談を実施し、職員等の健康増進を図る。 ②時間外勤務の状況等を日毎に確認し、特定の職員に負荷が集中しないように管理を行う。 ③職員一人ひとりが自分自身の健康に対する目標を設定し実行することにより、職員の健康に対する意識の向上を図る。
--	---

平成 28 年度 事業計画（熊本支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 1. 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標である「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して、或いは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、①医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考え等の収集・分析。②「データヘルス計画」の確実な実施。③事業主に対する健康経営意識の更なる普及・醸成。④地域医療のあり方に対する必要な意見の発信。 上記の実施に当たっては、特に、県の政策関係部局をはじめ、市町村に対して、収集・分析したデータを活用しながら、医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していくこと。また、県、並びに市や医療関係団体（3師会）との連携に関する協定に基づき、関係機関と協働して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報の実施など、具体的施策の連携推進を図ること。また事業主に対して、経営の視点からの健康管理手法を幅広く導入してもらえようような取組みに重点を置いて実施することとする。 2. 協会の財政基盤の強化や給付の重点化・制度運営の効率化について現場目線で検討し本部へ発信する。 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 1. 医療費適正化対策を更に推進するため、以下の事項について強化を図る。 ・レセプト点検の強化 ・医療機関における資格確認事業の推進を図る。 ・調査権の積極活用による現金給付の審査の強化。 2. 「データヘルス計画」を確実に実施するとともに医療費適正化対策を県や市、他の保険者と連携しつつ、積極的に立案し実施する。また、健康経営評価制度（ヘルスター認定制度）を浸透させるとともに、行政・メディアを含めた「オール熊本」による健康寿命の延伸の普及・啓発を引続き推進することにより、保健事業を実施しやすい環境・風土づくりを行う。 3. 収集・分析したデータ等を活用し、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行う。

○ジェネリック医薬品の更なる使用促進

国の検討状況も踏まえ、後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度を念頭に置き、更なる使用促進に向けて、以下の施策を実施する。

1. ジェネリックシール等本部作成ツールの積極的な配布による促進を図る。
2. 県薬剤師会と連携した啓発活動の展開による促進を図る。
3. 地域毎の使用状況の分析結果や医療機関・調剤薬局毎の使用割合等のデータを活用し、県をはじめ関係機関への働きかけを行うとともに各種協議会等の場においての意見発信を行う。
4. 医療機関や調剤薬局を対象としたセミナーの開催を検討する。
5. 自己負担額の軽減額効果通知の更なる充実による使用促進を図る。

○地域医療への関与

地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

1. 県の保健医療推進協議会や地域医療構想検討部会等の医療提供体制に係る協議の場において、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。
2. 保険者協議会において、他の保険者とデータを共有し分析を行い、その上で連携・協力して医療提供体制等に対する政策提言を行う。

○調査研究の推進等

保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、医療の質の向上、効率化の観点踏まえ、その成果を施策に反映できる調査研究を行う。

1. 本部提供の各種情報リストや医療費分析マニュアル、または研修の成果を活かして地域ごとの医療費等の分析に取り組む。
2. 地域医療構想策定協議の場における意見発信に必要な理論構築に向けた調査・分析を定期的に行う。
3. 外部有識者との連携協力を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。

○広報の推進

	協会の取り組みや医療の情報を加入者・事業主のみならず、協会の発信力を広げるため一般の方々への広報を推進するとともに、加入者からの直接意見を聞く双方向の取り組みを進める。 1. 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みをタイムリーに加入者・事業主に発信する。 ・ホームページやメールマガジン等の内容の充実を図り、真に加入者・事業主が必要としている情報の発信を工夫する。 ・モニター制度やアンケート調査等による加入者からの直接意見を踏まえた広報を行う。 ・加入者にメリットのある制度の認知率アップのため支部独自のチラシ・リーフレットを作成し、丁寧なお知らせを行う。 2. 加入者・事業主のみならず、広く県民一般の方々に対してもソーシャルネットワーク等の活用をはじめ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアを有効に活用した広報を展開する。 ・行政・メディア含めた「オール熊本」の連携による「健康寿命の延伸」をキーワードとした疾病予防に向けた取り組みについて、県民に直接届く広報を継続して実施する。 ・医療提供体制等に係る分析結果や病床機能報告等の医療・介護に関する情報の提供を行う。 ・医療機関の適切利用、はしご受診の防止等の医療・介護サービスを適正利用のための啓発を行う。 ・県や市町村及び、関係団体が行う健康セミナー・イベント等に共同参画し、協会の取り組み等を紹介するなど広く関係者に存在感を示して行く。 ○的確な財政運営 1. 協会の中長期的な財政構造の脆弱性、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く県民の理解を得るための情報発信を行うとともに、本部と連動して国や関係機関への働きかけを行う。
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組 1. お客様満足度調査等を実施し、加入者等のご意見や苦情等から加入者目線で創意工夫したサービス改善に取組み、更なるお客様の満足度向上に取り組む。 2. 業務・刷新システムの機能を有効に活用し業務の迅速化・効率化を図るとともに事務処理誤りを防止する。 3. 傷病手当金等の現金給付は、支給申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内と定めるサービススタンダード100%を継続実施する。

4. インターネットを活用した医療費の情報提供サービスが利用できることを周知する。
5. 任意継続被保険者の保険料納付は、口座振替や前納による納付の利用を促進する。

○高額療養費制度の周知

1. 加入者の医療機関窓口での負担軽減のため、限度額適用認定証の利用促進を図る。利用促進には、チラシやリーフレットによる広報のほか、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置する方法により行う。
2. 高額療養費の未請求者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給手続きを勧奨する。

○窓口サービスの展開

1. 窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービスを提供する。
2. 郵送化の状況や窓口利用状況を踏まえ、支部及び年金事務所の窓口体制のあり方を検討する。

○被扶養者資格の再確認

1. 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診防止を目的とした被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。

○柔道整復施術療養費の照会業務の強化

1. 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位や頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。また、照会時には、パンフレットを同封し受診についての正しい知識を普及させるための広報を実施する。

○傷病手当金・出産手当金の審査の強化

1. 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち資格取得直後の申請や標準報酬月額が83万円以上である申請について、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

○海外療養費支給申請における重点審査

1. 海外療養費の不正請求を防止するため、海外渡航などの事実関係や申請書に添付された診療明細の審査を更に強化する。具体的には、本部の外部委託を必要に応じて活用し、診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。

○効果的なレセプト点検の推進

1. 資格点検は、計画的な医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。
2. 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。
3. 内容点検は、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を充実させるとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の勉強会等を実施する。また、内容点検の一部を外部委託し、支部が行う内容点検を充実させるとともに点検業者のノウハウを取得し活用することでより一層の点検効果額の向上を目指す。
4. 加入者の健康保持増進及び医療費適正化のため、多受診者に対し適正受診指導を実施する。

○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

1. 債権発生防止のため、資格喪失した加入者に対して文書や電話による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。
2. 一般被保険者分は、事業主に対し、文書・電話等により今後の保険証の確実な添付について協力を依頼する。

○積極的な債権管理・回収業務の推進

1. 各債権に応じた債権回収方法として文書・電話・訪問勧奨を効果的・効率的に実施する。
2. 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。
3. 悪質返納拒否者に対し、訴訟等法的手続きも視野に入れた債権回収を実施する。

○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、健康保険事業の運

	営やサービスへの意見発信等、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく健康保険委員の活動強化及び、委嘱者数の拡大を図る。
3. 保健事業	○保健事業の総合的かつ効果的な推進 健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用・分析し、事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画」を実施することにより、効果的な保健事業を進める。 1. 「データヘルス計画」については、PDCAサイクルを的確に回し、地域や各業界の実情に応じた効果的な事業を推進する。 2. 加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部と共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化する。 3. 生活習慣病の重症化を防ぐため、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取り組みを医師会・医療機関と連携して進める。 4. 「元気な職場づくり支援事業」を通じ、事業主に従業員の健康の重要性についての理解を深めてもらうとともに「家庭の健康づくりサポーター事業」を継続することで加入者の健康づくりに対する意識の高揚を図る（コラボヘルス）。 5. 保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」の意見を聞きながら、県や市との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取り組みを強化する。 ○特定健康診査及び特定保健指導の推進 事業所カルテや「ヘルスター認定」制度などを活用し、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取り組み（コラボヘルス）を促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。 1. 特定健康診査については、自治体との連携の効果を生かし、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底するとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診との「オプション健診」の拡大を図る。 2. 労働局との協定に基づく協働事業を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図るとともに、産業医の活用・協力方法についての協議を行う。 3. 事業者健診データの取得については、社労士会等の協力関係先を活用し、訪問勧奨を強化する。 4. 特定保健指導については、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進める。

	5. 生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。 6. 業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携した保健指導を推進する。 (1) 健診 ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 213,702人) ・生活習慣病予防健診 実施率 61.0%(実施見込者数: 130,359人) ・事業者健診データ 取得率 11.0%(取得見込者数: 23,508人) ○被扶養者(受診対象者数: 62,958人) ・特定健康診査 実施率 25.0%(実施見込者数: 15,740人) (2) 保健指導 ○被保険者(受診対象者数: 32,361人) ・特定保健指導 実施率 24.0%(実施見込者数: 7,767人) (内訳) 協会保健師実施分 16.0%(実施見込者数: 5,178人) - アウトソーシング分 8.0%(実施見込者数: 2,589人) ○被扶養者(受診対象者数: 1,550人) ・特定保健指導 実施率 16.0%(実施見込者数: 248人) (3) その他の保健事業 ・保険者協議会や地域・職域連携会議の場を通じて、行政機関や他の保険者と連携を図り健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発等を推進する。 ・行政と連携したポピュレーションアプローチを実施する。 (4) データヘルス計画 上位目標: 空腹時血糖110mg/dl以上の割合が減少する。 下位目標: ①加入者が糖尿病を理解し、その予防方法や改善策を知っている。 ②スモールチェンジ事業所で空腹時血糖が改善する事業所が増える。 ③受診勧奨対象者の受診割合が増える。 (5) 受診勧奨対策 ・生活習慣病予防健診未利用事業所への訪問及び健診実施機関等への委託による勧奨を更に強化する。
--	--

	・生活習慣病予防健診未利用事業所の被保険者に対する直接勧奨等を積極的に実施する。 ・任意継続被保険者への健診案内を工夫し実施する。 ・社会保険労務士会等との連携による受診勧奨及び事業者健診データ取得を効果的に行う。 ・要治療域の対象者に対する受診勧奨策を関係機関と連携し積極的に展開する。 ○各種事業の展開 事業主に対して、経営の観点から健康管理に対する取り組みを積極的に取り入れていただけるような施策を、更に工夫し、推進する（コラボヘルス）。
4. 組織運営及び業務改革	○評議会の開催及び適切な運営 評議会において、協会運営に対する意見を聴取するとともに、定期的に支部の事業進捗状況を報告することにより、効果的な事業推進に繋がる意見発言が出やすい環境づくりを行う。 ○業務・システム刷新の定着に伴う要員配置検討 刷新システムの早期定着と効率化の検証を行い、本来の目的である創造的業務への要員配置について検討を開始し、可能な限り早期に実行に移す。 ○組織や人事制度の適切な運営と改革 1. 組織運営体制の強化 ・支部における各種委員会、プロジェクト等において、職員自らが考え、具体的な実行提案が出来るような組織づくりを推進し、組織力強化を図る。 ・組織目標を達成する上で必要な情報を共有するため、報・連・相に基づく職員同士のコミュニケーションの強化を図る。 2. 協会理念を実践できる組織風土・文化の定着 ・新人事制度の導入に伴い、実績評価シートの中で等級ごとの職員の役割を明確化し、協会ミッションや組織目標の徹底を図る。 ・組織目標達成のための個人目標の設定・面談、中間ヒアリングを適切に行い、目標達成のための仕組みを定着させる。

	3. コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・コンプライアンスについては研修等を通じて、その遵守を徹底するとともに定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認する。 ・個人情報の保護については、パスワードの設定、暗号化を必ず施し、保有状況と管理ルールを常時点検するとともに、自主点検の点検項目を強化し、情報の保護を徹底する。 4. リスク管理の強化 ・災害時の来訪者、並びに職員の安全を確保するため、「災害時支部初動対応マニュアル」に基づいた危機管理の実践的な訓練及び、対策協議をテナントビル所有者側を含めて行う。 ・自主点検の指摘事項や支部活性化プロジェクト委員会の提案、並びにお客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、対応策を協議の上で迅速な対応に努める。 5. 事務処理誤りの発生防止 ・職員一人一人が発生防止に対する意識を高めるために各グループにて定期的なミーティング・勉強会を行う。 ・支部活性化委員会の中で情報の共有と支部全体の防止策の協議を行う。 ・定期異動と併せて支部独自の強化月間を設定し、発生防止のための意識の高揚を図る。 ○人材育成の推進 1. 責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。そのために創造的な活動に携わる実務レベルの担当者を増やし、OJT、集合研修、自己啓発を組み合わせた中で人材育成策を展開する。 2. 関係機関と調整・協働ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な意見発信のできる人材を育成する。 3. 専門的な知識の習得のため、関係団体等の主催する研修会への積極的な参加、また自己研鑽のための本部幹旋の通信講座の受講を推進する。 ○経費の節減等の推進 1. 予算・実績管理の徹底 ・毎月の実績管理を確実にやり、定期的に進捗状況を報告し、計画的な事業推進に努める。 2. 超過勤務の適正化に努め、結果として経費節減となるよう業務管理を行う。
--	---

	3. ペーパーレスの推進 ・業務・システム刷新の目的であるペーパーレスによる経費削減を推進する。
--	---

平成 28 年度 事業計画（大分支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 保険者機能強化アクションプラン（第3期）に基づき、大分支部中期計画（第Ⅱ期）で定めた目指すべき姿「質の高いサービスを提供する支部体制の実現」、「加入者自身による健康再発見の実現」、「エリアごとの健康支援体制の実現」、「『健康経営』日本一の実現」へ向けて取り組む。 ○ 「健康経営」の普及促進による健康づくりの推進 ① 一社一健康宣言事業の拡充 ・「健康経営」による事業所・社員の相互利益の理解を促し、新規登録事業所数 250 社を目指す。 ② 大分県「健康経営」認定事業所数増加への支援強化 ・大分県の平成 28 年度認定目標数 120 社達成へ向けて支援を行う。 ○ データヘルス計画の推進 ・支部で作成した「データヘルス計画」を確実に実施し、効果的な保健事業に繋げる。 ○ サービス向上を含む適正な給付業務の推進 ・効果的なレセプト点検、現金給付の審査強化、債権発生抑制・早期及び確実な回収について継続推進していく。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策の実施 ○ 地域医療の在り方に対する意見発信 ・各種協議会など各自治体の医療政策・介護政策の立案に積極的に参画し、医療費、健診データの分析結果や加入者の声など協会の意見を発信する。 ○ 自治体・関係機関との連携による事業の推進 ・自治体・関係機関との包括協定締結の拡大を図るとともに、包括協定を締結した自治体を中心に、地域における健康事業の様々な取組みへの協力支援を行う。 ・大分県との共催によるセミナーやイベント等を開催し、県内の健康推進企業の拡大を図る。 (3) ジェネリック医薬品の使用促進 ・県・自治体に対しジェネリック医薬品に関するセミナーの共同開催等の働きかけを行う。 ・薬剤師会等と連携し、希望シールの配布、お薬手帳の活用など加入者への適切な働きかけを継続する。 ・地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を行い、後発医薬品安心使用協議会の場などを通じ、関係者への意見発信に活用する。

	(4) 地域医療への関与 ・策定された地域医療構想やその実施に向けて、保険者として加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 (5) 調査研究の推進等 ・医療の質や効率性の向上を目指し、地域ごとの医療費等の分析や医療・介護に関する情報の収集を行い、ホームページ等で公表する。 ・保険者協議会と連携し、各地域の医療費、健診結果の動向等の見える化を図り、県・市町村へ発信する。 (6) 広報の推進 ○ 支部ホームページ・メールマガジンの充実 ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した様々な取組を、タイムリーに加入者及び事業主にお伝えするツールとして、積極的な情報発信を行う。 ・地方自治体や関係機関の発信する医療や健康にまつわる情報を収集し、加入者へ提供する。 ・アンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組を進め、加入者・事業主のニーズに応じた情報発信を行う。 ○ 自治体・関係団体との連携による広報 ・地域の医療資源の公共性や有限性について、加入者の意識が高まるよう広報に努める。 ・自治体と連携した取り組みを行うことによる各メディアへの発信力の強化を最大限に活かし、加入者のみならず広く県民の方への広報を推進する。 ○ 健康保険委員に対する広報・委嘱拡大 ・健康保険委員のコミュニケーションを促進し委員同士の交流を進め、協会事業への意見を聞くとともに、事業への参加を促進する。 ○ 定期的な紙媒体広報の充実 ・インターネットによる広報の届かない事業所・加入者へも適切な情報が提供されるよう内容の充実を図る。 ・ホームページへの誘導、説明会や各種イベント等への導線として、各媒体と双方向的な広報を推進する。 ○ 各種事務説明会や事業所訪問等を活用した広報 ・事務担当者説明会等を通じて、協会の財政状況や取組、医療保険制度などについて情報発信を行う。 ・支部の事業等を周知するためのリーフレットを、事業所訪問時や説明会等の参加者に配布する。 (7) 的確な財政運営 ・地域の医療費の適正化のため行う支部の取組みが適切に働くよう、支部予算執行状況の管理を徹底する。 ・協会の中長期的な財政構造の脆弱性や他の被用者保険との格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方
--	--

	等について、加入者の理解を得るための情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○ お客様満足度調査の実施 ・加入者等のご意見や苦情を迅速かつ正確に把握及び情報共有し、創意工夫を生かしたサービスの改善に結びつける。さらにお客様満足度調査等を実施し加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 ○ サービススタンダードの遵守 ・支給申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内とするサービススタンダードの状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 ○ 申請の郵送化の促進 ・健康保険給付などの申請については、郵送化促進のため申請用紙の取得方法等の周知を図る。 ○ 高額療養費制度の周知 ・医療機関の協力のもと、限度額適用認定申請書の利用促進を図る。(制度周知チラシ、申請書、郵送用封筒をセットにした配布物を作成) ・高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給申請手続きを勧奨する。 ○ 利用者の利便性の向上 ・任意継続被保険者の保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報サービス利用促進を図る。 (2) 窓口サービスの展開 ・各種申請書等の受付や相談等の窓口サービスについては、契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、特に電話対応に対するお客様満足度の向上に注力しながら、総合満足度の向上を図る。 ・年金事務所窓口については、窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、体制の見直しを行う。 (3) 被扶養者資格の再確認 ・高齢者医療に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に行う。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・柔道施術療養費の適正化のため多部位・頻回（3部位かつ15日以上）申請のあった加入者等に対し文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて必要に応じ施術者に照会する。
- ・不正が疑われるものは、厚生局へ情報提供を行う。
- ・各種講習会や研修会、支部広報誌、ホームページ等を活用した広報を通じて、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及に努め、適正受診の促進を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ・不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、審査において疑義が生じた申請については、必要に応じて事業所への立入調査を実施するなど、不正請求を防止する審査を強化する。
- ・傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が53万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。また、本部からの支払済みデータ等を活用し、これらの事業所に対して調査を実施するなど審査を強化する。
- ・傷病手当金の長期受給者等については、必要に応じて医療機関や本人に対して定期的に照会を行う。

(6) 海外療養費申請における重点審査

- ・海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託機関を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会等を実施する。

(7) 効果的なレセプトの点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には自動点検マスタ等システムを活用することにより疑義レセプトを効率よく抽出し、審査・再審査請求を行うなど効果的な点検を行い、内容点検の効果向上を図る。

○ 内容点検

点検効果向上のため、審査事例の共有化、研修の充実、内容点検疑義事例に対する勉強会の開催等により点検員の点検業務に関するスキルアップを図り、社会保険診療報酬支払基金との意見交換・協議を行いながら審査の適正化を推進していく。また、効果的な取組をしている他支部との情報交換を積極的に行い、職員・点検員における情報交換や事例共有を図り、自支部における施策へ活用し効果額の向上に努める。

- ・点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し進捗状況の管理を徹底することにより点検効果額の向上を目指す。
- ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るため、審査事例の集約・共有化・研修を実施する。
- ・点検員が外部委託業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。

○ 資格点検・外傷点検

- ・無資格受診等の資格関連について、計画的及び的確な点検を実施する。
- ・外傷点検による負傷原因照会により労災が疑われるレセプトに関しては、業務グループとの連携を密にし、更なる情報共有を図る。また、加入者や事業所に対しては厳正に調査又は確認を行い、給付の適正化に努める。

※効果額の目標

内容点検：平成27年度実績を上回る（加入者1人あたりの査定効果額）

（8）資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収強化

- ・資格を喪失した加入者の保険証回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書による催告、更には電話や訪問による催告を積極的に行い、保険証の回収強化を図る。
- ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくように事務説明会等において、適正受診及び保険証回収について周知を行う。
- ・日本年金機構との連携のもと、制度の周知、保険証回収の啓発を行う。

（9）積極的な債権管理・回収業務の推進

- ・資格喪失後受診により発生する返納金債権等については、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を活用し早期回収に努める。また、国保保険者との保険者間調整のスキームの活用や法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。
- ・債権管理進捗会議を毎月開催し、職員への周知・情報共有を図る。
- ・交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図りより確実な回収に努める。

3. 保健事業

(1) 健診

- 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：150,257 人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率： 65.0%（実施見込者数：97,700 人）
 - ・事業者健診データ 取得率： 15.2%（取得見込者数：22,850 人）
- 被扶養者（受診対象者数：49,906 人）
 - ・特定健康診査 実施率： 30.1%（実施見込者数：15,000 人）
 - ① 関係機関（健診機関・労働基準監督署・社労士会など）との連携強化による生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得の推進並びにアウトソーシングの促進
 - ② 市町村との連携による特定健診とがん検診との同時実施の推進
 - ③ 支部独自特定健診の促進並びにオプション健診の活用
 - ④ 自治体等と連携した効果的な広報手段等の検討・情報発信
 - ⑤ 受診券の自宅への直接送付を活用した受診促進の実施

(2) 保健指導

- 被保険者（実施対象者数：22,512 人）
 - ・特定保健指導 実施率： 30%（実施見込者数：6,754 人）
 - （内訳）協会保健師実施分 10%（実施見込者数：2,252 人）
 - アウトソーシング分 20%（実施見込者数：4,502 人）
- 被扶養者（実施対象者数：1,414 人）
 - ・特定保健指導 実施率： 4.1%（実施見込者数：58 人）
 - ① 支部内保健師研修会や中断防止策「ちゅうだん NOーと」を活用し、保健指導におけるスキルアップを図る。
 - ② アウトソーシングの推進
 - ③ 外部委託機関（健診機関等）との新規契約促進を図る
 - ④ 未治療者への早期治療の促進
 - ⑤ 事業所・加入者の健康づくりに専門性（保健師等）を生かした活動ができる体制の構築を図る。

(3) その他の保健事業

- （継続）一社一健康宣言事業の展開
 - ・事業主に健康推進企業宣言をしてもらい、健診やその後の健康行動に対する職域の協力を図る。

○（継続）加入者の健診・保健指導・生活習慣改善

- ・健康経営事業所を拡大することにより、事業主と連携し加入者の健康維持、増進を図る。また、若年層へ健康維持、増進の啓発を行う。

（４）データヘルス計画

上位目標 (平成 29 年度末)	一社一健康宣言事業所及び臼杵市における以下の項目 ① 健診受診率向上（目標値：80%（被保険者）） ② 生活習慣病にかかる医療費の削減 ③ 糖尿病を主因とする透析移行者の削減
下位目標	一社一健康宣言事業所及び臼杵市における以下の項目 ① 健診異常値放置者を減少させる。 ② 生活習慣を改善し重症化しないようにする。 ③ 健診異常値がない人も健診結果を把握し、現状維持に努める。 ④ 保健事業効果の高い対策・立案を展開していくための詳細な効果検証及び対象者抽出を行う。

○ データヘルスに基づいた階層化支援サービス（平成 28 年度）

- ・健診データ・レセプトデータの分析を行い、生活習慣病に係る経年変化分析し、効果検証する。
- ・費用対効果の高い対策として、糖尿病重症化予防、CKD（慢性腎臓病）啓発を実施する。

（５）受診勧奨対策

○（継続）生活習慣病予防健診未受診事業所への勧奨（事業者健診データ取得）

- ・生活習慣病予防健診を受診していない加入者がいる事業所（約 2,000 事業所）を中心に生活習慣病予防健診への切り替えと事業者健診データ提供の勧奨業務の業務委託を行う。

○（継続）被扶養者の特定健診と特定保健指導のDM勧奨

- ① 各市町村の集団健診受診勧奨（特定健診とがん検診同時実施）
- ② 特定保健指導対象者で未実施者に対しダイレクトメールを利用した健康相談等の案内実施

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

○ 組織運営体制の強化

- ・ 支部と本部の適切な協力関係、支部と本部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

○ 新たな人事制度に基づく人材育成

- ・ 加入者の健康と医療の質の向上に積極的に取り組む人材を「期待する職員像」とし、新たな人事制度の基、各階層・各分野に求められる能力や知識の習得に併せ、通信教育講座の斡旋や各種研修等の受講を通じ、協会の理念を具現化する職員を育成する。

○ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の醸成

- ・ 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化を醸成し、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、コンプライアンス委員会及び研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規定の遵守やアクセス権限、パスワードの設定など適切な管理等を常時点検するとともに支部個人情報保護管理委員会等で検証し、徹底する。

○ リスク管理

- ・ 支部の適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練など、リスク管理体制を整備する。

(2) 業務改革・改善の推進

- ・ ブロック業務改革会議や他支部好事例の活用、各グループでの業務改革の提案を行い、事務処理誤りの発生を防止するとともに、業務効率化を進める。また、新しい業務システムの定着により、職員のコア業務や企画立案業務への重点化を進める。

(3) 経費の削減の推進

- ・ 事業実施に伴う成果物等について、各グループと事前打合せを行い、経費面並びに職員の労務面からみて効率的な調達になるよう努め、100万円以上の調達や執行については、支部の調達審査委員会のもとに適切に管理していく。
- ・ 随意契約について、複数業者による競争を実施することで経費節減に努める。
- ・ 消耗品について、Web 発注等を活用した調達、適切な在庫管理等を徹底し、経費の削減に努める。

平成 28 年度 事業計画（宮崎支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 ・具体的には、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。 ・また、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等健康保険給付の審査強化等についても引き続き着実に推進していく。 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・レセプト点検の強化ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施する。 ・医療機関における資格確認業務を実施する。 ・事業所に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。 ・「データヘルス計画」の確実な実施を図る。 ・医療費適正化のための総合的な対策を県及び他の保険者と連携しつつ立案実施していく。また、県及び市等の各種協議会に参画し、協会が収集・分析したデータを活用しながら意見を発信していく。 ・生活習慣病で通院する加入者で、残薬の可能性のある方を対象に、適正服薬リーフレット及びアンケートを送付。適正受診・適正服薬を促し、アンケート結果の内容について分析し情報提供を行う「残薬削減に向けた通知事業」を実施する。 ・はり・きゅう・あんまマッサージの申請書について頻回受診者、往療料のある者及び長期受診者等を中心に患者照会を実施する。 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・対象範囲を拡大して年度内に2回行われる軽減額通知サービスの効果を分析。加えて地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を実施し、使用促進協議会等において発信する。 ・ホームページ、メールマガジン、広報誌、封筒裏面広報及び新規適用事業所加入者へジェネリック医薬品の希望シールの送付等により加入者へ適切な広報を行う。 ・県薬剤師会と連携のうえ「ジェネリック医薬品使用促進セミナー」を開催する等、啓発活動を推進し使用促進を図る。 ○地域医療への関与 ・策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけを行う。 ○調査研究の推進等 ・本部から提供されるデータから地域ごとの受療行動、医療提供体制の現状等、今後の動向を把握する。 ・医療提供体制等に係る分析結果等をホームページに公表する等、医療・介護に関する情報を提供する。 ・保険者協議会において他の保険者と可能な範囲内でデータを共有し分析を行う。 ○広報の推進 ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。 ・テレビ・新聞等メディアでの発信を積極的に行い、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

	・傷病手当金、高額療養費制度、限度額適用認定証他、制度内容及び手続き方法を説明したチラシや冊子を作成し丁寧なお知らせを行う。 ・加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするという視点から、モニター制度や対話集会、アンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施していく。 ・県、市、関係団体との連携による広報では、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限であることについて、医療の受け手であり支えてでもある加入者の意識が高まるよう、広報に努める。 ・地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取り組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取り組みを示す。 ・支部独自の広報誌「協会けんぽみやざき」を引き続き発行し、日本年金機構より毎月送付する納入告知書へ広報誌を同封し、事業主及び加入者へ提供する。 ・社会保険協会発行の広報誌や地方新聞紙の定例コーナーに原稿を提供する。 ・定期的にプレスリリースを行い、メディアを通じた情報発信に努める。 ・社会保険委員大会や県社会保険協会の講習会において、制度内容や健康づくりに関する研修を行い情報提供を行う。またアンケートを実施し、今後の支部事業における取り組みに反映させる。 ○的確な財政運営 ・被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者、事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を発信する。 ・保険者協議会、地域職域連携推進協議会（部会）、医療費適正化計画策定検討委員会等各種協議会に参加し、保険者としての意見を積極的に発信する。 ・協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広報媒体を利用し、また、各種研修会等において情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組 ・お客様のご意見や苦情等を適切に把握し、現場にフィードバックすることによりサービスの改善や向上を図る。 ・健康保険給付について、申請書の受付から振込日までの期間をサービススタンダードとして定め、進捗管理を徹底し8営業日以内での支払いを着実に実施する。 ・健康保険給付などの申請については各種広報や健康保険委員に対する制度研修会を通じ研鑽を図っていただき、健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、各種研修会及び広報により、郵送による各種申請促進を行う。 ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底と職員のスキルアップを図るとともに、お客様に対する接遇及びマナーの向上を図るなどお客様の満足度を高める。 ・健康保険制度及び各種手続きに関する広報・チラシについて、お客様から見てわかりやすいものを作成し周知する。 ・インターネットを利用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。 ・加入者の医療費負担軽減のため、限度額認定証の利用について事業主及び加入者へ広報媒体利用、各種研修会における説明及び引き続き医療機関窓口への限度額認定申請書の設置等を行い利用促進を図っていく。 また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。 ○窓口サービスの展開 ・効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、支部窓口及び年金事務所へ職員を配置することによりサービスを提供する。 ・なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないように配慮する。

○被扶養者資格の再確認

- ・高齢者医療に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に行っていく。

○柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・施術内容について、多部位・頻回受診者にかかわらず柔整審査会で疑義の多い施術所での受診者等も含め患者照会を実施し、回答の結果で請求が疑わしいものについては、施術者に対し照会または申請書の返戻を実施する。
- ・申請書の審査を強化するとともに、必要に応じて施術所に対し文書照会を行い、不正受給等が判明した施術所の情報については、積極的に厚生支局に情報提供を実施する。

○傷病手当金・出産手当金の審査強化

- ・申請者及び医師等への文書照会や審査医師の積極的な活用により適正な給付に努める。
- ・高額な標準報酬月額に係る申請や、資格取得直後に申請にされたものについて、「保険給付適正化事前審査委員会」を開催し、支給の妥当性・今後の対応を協議するとともに、不正請求の疑義が生じた申請に対しては、「保険給付適正化プロジェクトチーム」において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ、日本年金機構との連携をとり事業所への立ち入り検査を実施するなど不正請求を防止する。

○海外療養費支給申請書における重点審査

- ・申請があった際は、パスポート等で当該渡航期間がわかる部分の写し等の添付により、渡航の事実確認を確実に実施する。
- ・過去の支給状況を確認のうえ、同一疾病に係る療養費の受給が多い場合や定期的な申請である場合は、返戻または本人照会等を実施する。
- ・過去のレセプトの確認により、傷病が慢性か否か、診療が完了しているか等を確認し、不自然な申請に対しては返戻または本人照会を実施する。
- ・偽りその他不正行為による申請を防止するため翻訳業務の外部委託の活用し診療明細の精査や翻訳内容の再確認及び医療機関への文書照会の実施を含め厳格に審査を行い、不正が認められる場合は不支給とするとともに警察とも連携のうえ対処する。

○効果的なレセプト点検の推進

- ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては点検効果向上計画を策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
- ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。
- ・点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。
- ・点検員の勤務成績に応じた評価を行う。
- ・内容点検業務の一部の外部委託を実施する。
- ・支払基金との協議を実施する。
- ・被保険者1人あたりの点検効果額

【内容点検効果額・・・前年度を上回る】 【査定効果額・・・・前年度を上回る】

○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- ・資格を喪失した加入者の保険証の回収は、日本年金機構による一般被保険者分の初回催告において回収できなかった分及び協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書催告、更には電話や訪問により回収強化を図る。
- ・事業主や加入者に対し、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員の研修会及び医療機関への保険証適正使用周知リーフレットの設置などにより、資格喪失時（または被扶養者削除後）の保険証の早期返納や受診防止について周知を行い債権発生の抑制に努める。

	○積極的な債権管理回収業務の推進 ・債権回収業務を適正に進めるため、支部長を含めた債権管理対策会議を毎月開催し業務の推進を図る。 ・発生した債権については、早期回収に努め、文書催告、電話催告及び訪問による催告を実施する。 ・悪質な債務者等については、計画的に訴訟等の法的手続きを実施し債権回収の強化を図る。 ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。 ・交通事故等が原因による損害賠償金債権は、損害保険会社等に早期の折衝により確実な回収に努める。 ・強化月間を設け全職員で電話催告等を実施し債権回収に努める。 ○健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 ・健康保険制度の周知や健康づくり事業に対する理解を深めていただくことを目的に、各地区社会保険委員会、日本年金機構と連携し研修会等を開催する。 ・健康保険委員に対し、広報誌、支部ホームページ、メールマガジン及びチラシにより定期的に情報提供を行う。 ・健康保険委員の声を聴く取組みとして、メールマガジンを利用したアンケート調査を実施する。 ・健康保険委員のこれまでの活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。 ・各地区社会保険委員会、日本年金機構との連携により、健康保険委員の委嘱拡大を図る。
3. 保健事業	「データヘルス計画」の実施においては支部内での連携強化を行い、円滑に推進できるよう取り組みを行う。 (1) 健診 ・健診等の結果をわかりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離を縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう努める。 ・事業主健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取り組みとなるため、事業主の理解を得るために、通知・架電勧奨に加え、訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深める。 ・業務・システム刷新による新機能等を活用し、特定健康診査の勧奨や実施の効率化を図る。 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：139,455人） ・生活習慣病予防健診 実施率： 68.6%（実施見込者数：95,608人） ・事業者健診データ 取得率： 5.7%（取得見込者数：8,000人） ○被扶養者（受診対象者数：40,589人） ・特定健康診査 実施率： 24.6%（実施見込者数：10,000人） (2) 保健指導 ・特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関へ委託を進める。 ・健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善結果を事業主や保健指導対象者に示して、保険指導利用者の拡大を図る。生活習慣病リスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。 ・業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。 ・業務・システム刷新による新機能等を活用し、特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図る。 ○被保険者（実施対象者数：19,301人） ・特定保健指導 実施率：30.0%（実施見込者数：5,790人） （内訳） 協会保健師実施分 26.1%（実施見込者数：5,040人） - アウトソーシング分 3.9%（実施見込者数：750人） ○被扶養者（実施対象者数：700人） ・特定保健指導 実施率：5.7%（実施見込者数：40人）

	(3) 健康宣言から始まる健康経営 ・事業所に対し健康経営を周知、健康宣言に取り組む事業所に健康宣言書を交付。健康宣言を行った事業所へ改善取り組み提案又は健康グッズ貸出しなどによりサポートを行う。 ・健康経営や職場での血圧対策を進めるためのセミナー及びガイダンスを実施し、健康経営に係る意識醸成を行い、健康宣言の実施を促進する。 (4) データヘルス計画 (上位目標) 血圧リスク保有率 ($\geq 130/85\text{mmHg}$) の割合 (42.7%) を4割以下に減らす。 (下位目標) 1 職場、地域において、協会けんぽ加入者の健診結果や医療費の情報を発信し、高血圧予防への関心を高める。 2 事業主、従業員がこころと身体の健康に関心を持ち、本人の行動特性に応じた高血圧改善のための具体的な行動を起こすことができる。 3 高血圧の予防に、運動が効果的であることを理解し、事業所単位で仲間づくりをしながら、楽しく運動に取り組むことができる。 (5) 受診勧奨対策 ・特定健診受診者数拡大に向けて、協会主催の集団健診と市町村のがん検診のコラボ健診実施、国保特定健診との同時実施の推進、集団健診にオプション健診を付加するなどの対策を講じる。また経年的な受診状況による受診勧奨、パート先での事業者健診データ提供依頼を行う。 ・新規適用事業所に対し、各種制度案内チラシとともに健診案内パンフレットを送付し、受診勧奨を行う。 ・特定保健指導を支部直営、外部委託のバランスを考慮し、実施率の向上を目指す。 ・健診受診率、保健指導実施率を高めるためのパンフレットを作成し、活用し促進する。 ・新システム、事業所健康診断(事業所カルテ)を活用し、電話や文書、事業所訪問し、受診勧奨を行う。 (6) その他の保健事業 ・連携団体関連のイベントへ協会けんぽブースを出展し、測定機器やパネルを活用し健康意識の向上、協会のアピールを行う。 ・自治体と連携しCKDに係る受診勧奨事業を行う。 ・未治療者に対する受診勧奨(二次勧奨)
4. 組織運営及び業務改革	○組織や人事制度の適切な運営と改革 「本部と支部の適切な支援・協力関係のもと、組織運営体制の強化を図る」 ・評議会等での意見に基づき、PDCAサイクルの機能を充実させる。 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。 ・コンプライアンス・個人情報保護の徹底を研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規定遵守、アクセス制限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 ・リスク管理については、研修の実施や訓練等によりリスク管理体制を整備する。 ○人材育成の推進

	・「ＯＪＴ」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着。 ・各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、多様な研修機会等の確保を図り、研修等を通じての人材育成を推進する。 ・支部独自の研修及び本部での研修後の伝達研修を実施する。 ○業務改革・改善の推進 ・現場の創意工夫や発想を生かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上を推進する。 ・業務改革会議等を積極的に活用する。 ○経費の節減等の推進 ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。 ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。 ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。 ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。
--	--

平成 28 年度事業計画（鹿児島支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、直接的に働きかけを行う業務の更なる充実強化を図る。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○支部で策定した「データヘルス計画」を確実に実行する。 ○県、市町村、医師会等と連携し、「CKD予防ネットワーク」の推進を図る。 ○県、市町村と連携し、働く世代の健康づくりに関する共同事業に取り組む。 ○保険証の適正使用の周知等の医療費適正化のための総合的対策を強力に実施する。 ○医療費分析で得られた結果を関係団体と積極的に共有することで、地域における医療費適正化の取組みの方向性を明確にし、一体感を醸成していく。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ○県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携、情報共有を図るとともに使用促進の意見発信をしていく。 ○ジェネリック医薬品の使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者、医療機関、薬局への適切な広報等を実施。 ○ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスの年度内2回通知を継続実施。 ○支部のジェネリック医薬品使用割合が現在比較的高いことの要因を分析し、より一層の促進に役立てる。 (4) 地域医療への関与 ○策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 (5) 調査研究の推進 ○協会保有のレセプトデータ、加入者の健診データを基に、これまで明らかにされてきた鹿児島支部の医療費の特

	徴から一歩踏み込んでその要因を明らかにし、具体的に医療費の適正化ができる戦略的施策の実行に役立つ分析を行う。 ○県、二次医療圏単位での疾病動向、医療費、医療提供体制、健診結果等の関係について、分析ツールを活用し、加入者や患者が効果的で効率的な受診ができるための要因分析を行う。 (6) 広報の推進 ○職員による事業所訪問により、協会事業の周知と理解に繋げる。 ○分析の結果得られた情報を事業主・加入者へわかりやすく提供し、地域の医療費の動向やこれに関連する要因について理解を深め、意識が高まるよう広報に努める。 ○ホームページ上での医療費等の分析データの公表等を行いさらなる充実を図る。 ○メールマガジンを活用した、加入者の視点からの積極的な情報提供。 ○県、市町村、関係団体及び健康保険委員との協力連携による広報の推進。 ○マスメディアを活用した広報の実施。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ○加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 ○サービススタンダード達成 100%の維持、かつ、着実な支給を行う。 ○任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進を図る。 ○届書の更なる郵送化を図る。 (2) 窓口サービスの展開 ○お客様に対する接遇の向上。 窓口満足度、全国 1 位を目標とする。 (参考：26 年度結果 窓口満足度 99.0 ポイント、架電満足度 80 ポイント) (3) 被扶養者資格の再確認（保険証の検認） ○医療費の適正化（被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止）及び加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療制度への支援金等を適正なものとするため、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構（年金事務所）との連携の下、事業主の協力を得て、的確に行っていく。 (4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ○多部位・頻回の申請について加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいも

	のについて、必要に応じ施術者に照会する。 (5) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止 ○保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、支部全体で対応するとともに、不正受給防止の観点から事業主への立入検査を積極的に実施し、加入者、医師、電話・文書照会等を進め、審査を強化する。 ○審査医師の有効活用により適切・適正な審査の実施。 ○事前・事後調査等により適切な処理の実施。 (6) 海外療養費支給申請における重点審査 ○具体的な支給基準に基づいて海外療養費支給申請における審査を強化し、不正請求を防止する。 (7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 ○加入資格を喪失した後の保険証の回収などを強化する。 ○文書による督促回数の3回を継続し、電話による督促を実施する。 (8) 積極的な債権回収業務の推進 ○返納金等の各種債権について、新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。 ○喪失後受診者に対する早期の勧奨を進める。 ○文書、電話、訪問催告を実施するとともに、法的手続き(支払督促、強制執行)による回収をさらに進める。 ○各回収率については、過去最高値である平成25年度支部結果を目標値とする。 ○新たな文書勧奨により国保との保険者間調整をより活用し、未回収債権を減少させる。 (参考：25年度回収率 鹿児島 89.6%) (9) 効果的なレセプト点検の推進 【資格点検】 ○喪失後受診に対する取組みを強化する。(事業主に対する遡及喪失による医療費返還発生の認識の徹底および該当者への周知の協力、早期回収の広報および指導、保険証の適正利用の啓発) ○返納金債権発生抑制のため業務グループとの連携を強化する。 【外傷点検】 ○負傷原因届の提出勧奨強化を行い、回答の回収率を80%以上にする。 ○第三者行為届未提出者へ文書・電話等による届出提出の二次、三次催告を実施する。 ○支払遅延の損保会社および加害者へ早期回収のため文書・電話等による二次、三次催告を実施する。
--	--

	【内容点検】 ○内容点検の一部外部委託により、さらなる点検効果の向上を目指す。 ○自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検業務を徹底し点検効果額を向上させる。 ○点検員のスキルアップ事業の充実を図り点検技術を向上させる。 ○支払基金一次審査拡大に対する新たな点検方法や対策を確立させる。 ○支払基金との医療費適正化に対する連携を強化する。 ※効果額の目標値 【資格点検】被保険者一人当たり点検効果額が 27 年度支部実績を上回ること。(28 年度目標値 1,830 円) 【外傷点検】被保険者一人当たり点検効果額が 27 年度支部実績を上回ること。(28 年度目標値 420 円) 【内容点検】被保険者一人当たり点検効果額が 27 年度支部実績を上回ること。(28 年度目標値 1,000 円) 加入者一人当たり診療内容等査定効果額 (10 割) が 27 年度支部実績を上回ること。 (28 年度目標値 155 円) (10) 健康保険委員の活動強化と委嘱拡大 ○委員委嘱数 1,700 名を目標とする。 ○研修会等の実施により意見・要望等を事業に反映する。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○地方自治体、事業所、関係団体と連携し、保健事業を効果的に推進する。 ○加入者の疾病予防や健康増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組みを進める。 (2) 健診 ◆被保険者 (40 歳以上) (受診対象者数 : 211,857 人) ・生活習慣病予防健診 実施率 : 60.1% (実施見込者数 : 127,326 人) ・事業者健診データ 取得率 : 11.4% (取得見込者数 : 24,151 人) ◆被扶養者 (受診対象者数 : 65,298 人) ・特定健康診査 実施率 : 24.4% (実施見込者数 : 15,923 人) ○生活習慣病予防健診の実施率の向上

	・年度途中での職員、健診機関・社会保険労務士・外部委託業者などを活用した勧奨及び事業者健診からの振替促進の機会を大幅に増やす。 ・データヘルス事業と連携し、データ（医療費分析、ヘルスケア通信簿等）を活用した職場における受診後の健康づくり等の情報提供を行なうことで、実施の定着を促す。 ・健診車を活用した巡回健診体制の拡充を図る。 ○事業者健診データの取得促進 ・労働局との連携により、協会けんぽとの連名通知発出による健診実施の徹底とデータ提供の告知を図る。 ・医師会、各業界団体等及び社会保険労務士との連携により、データ取得の促進を図る。 ・取得勧奨に取り組む健診機関等に対して、通常分に上乗せした手数料を支払うことにより、勧奨取り組みの動機付け向上と勧奨実施機関数の拡大を図る。 ○特定健康診査の実施率の向上 ・対象者個人に確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。 ・医療機関との連携のもと、引き続き独自健診を実施し、被扶養者の自宅に日程等の案内を直接送付する。 ・市町村が行うがん検診の日程等を上記の送付時に同封するなど、情報の提供と連携の強化を図る。 ・引き続きオプショナル健診を実施する。 （３）保健指導 ◆被保険者（受診対象者数：31,659人） ・特定保健指導 実施率：17.9%（実施見込者数：5,680人） （内訳）協会保健師等実施分 14.8%（実施見込者数：4,680人） アウトソーシング分 3.2%（実施見込者数：1,000人） ◆被扶養者（受診対象者数：1,719人） ・特定保健指導 実施率：3.1%（実施見込者数：55人） ○特定保健指導の実施者数の拡大 ・データヘルス事業と連携し、データ（医療費分析、ヘルスケア通信簿等）を活用した職場における受診後の健康づくり等の情報提供を行なうことで、実施者数の拡大を図る。 ・事業者健診データの取得促進に併せて、データを提供してきた事業所に対する特定保健指導の実施勧奨を行なうことで、実施者数の拡大を図る。
--	--

	○特定保健指導のアウトソーシングの推進 ・健診当日に保健指導の階層化が実施可能な医療機関・健診機関、及び保健指導者が在籍する事業所と業務委託契約を結ぶことにより、保健指導の実施率の向上を図る。 ・契約医療機関・健診機関数の増大を図る。 ・継続支援や離島における実施のために、特定保健指導専門業者を活用する。 ・被扶養者の集団健診と連携した特定保健指導の委託を拡大する。 ○医療費適正化に向けた保健指導の重要性の認識率を高める活動の推進 ・データヘルス事業と連携し、企画グループと共同で各種データを作成して、事業所における保健指導の重要性に対する認識度を高め、特定保健指導の勧奨を行うことで、二次予防につなげる。 ・企業団体等、企業活動に影響を与える団体、企業等への直接訪問による保健指導の受入促進を図る。 (4) その他の保健事業 ○業務・システム刷新の効果を最大限に引き出し、意欲的な事業展開を図る。 ○県、市町村、医師会等と連携し、「CKD予防ネットワーク」の推進を図る。 ○県、市町村と連携し、働く世代の健康づくりに関する共同事業に取り組む。 ○保険者協議会と連携協力しての健診結果分析や、生活習慣情報の分析の推進を図る。 (5) データヘルス計画 上位目標：鹿児島支部管轄の被保険者のうち、鹿児島県在住者の新規透析患者数を全国平均以下にする。 (参考：平成24年度人口10万人当たり鹿児島県平均33.5人　全国平均28.7人) 下位目標：【啓蒙・啓発】 ・加入者のCKD認知度が向上する。 ・加入者が人口透析を受けることによって生じる生活への影響を知る。 ・加入者がメタボ対策を行うことによってCKD予防につながるということを知る。 【健診・保健指導・受診勧奨】 ・会社ぐるみで健診受診、重症化域の早期受診と保健指導の必要性の理解が深まり、実施率が高くなる。 ・腎機能異常者・高血圧・高血糖の受診勧奨域の方の受診数が増加する。 【予防対策】
--	--

	・ 加入者がＣＫＤ予防のために減塩、運動、減量、禁煙等生活習慣改善の対策の必要性を知る。 【ＣＫＤ予防ネットワーク及び県との連携】 ・ 医師会等関係団体がＣＫＤ予防ネットワークについて理解を深め、協力を得ることができる。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 職員の意識改革推進 ○ 事業計画および目標の達成に対する意識の徹底。 (2) 組織の適切な運営 ○ 支部内での情報共有、コンプライアンスや個人情報保護等各種規程の遵守及びリスクの点検や分析等リスク管理体制の整備を図る。 (3) 人材育成の推進 ○ ＣＳ向上、コンプライアンス等、職員の能力開発向上を図る支部内研修を実施するとともに、本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。 (4) 業務改革の推進 ○ 定型業務のアウトソーシングを一層推進し、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

平成 28 年度 事業計画（沖縄支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。 具体的には、地域の医療費や健診データを活用した医療費分析により地域の実情を把握し関係方面への積極的な情報発信を行うとともに、平成 26 年度に定めた「データヘルス計画」の実施や、地域医療のあり方に対して県に対する必要な意見発信等を行う。 加えて、地域の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進を図る。 (2) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 ジェネリック医薬品使用割合（新指標における数量ベース）の目標を 80%とする。そのための施策として、各種広報誌掲載による普及啓発、医療機関等へのジェネリック使用促進ポスターの配布、加入者へのジェネリック希望シールの配布、ジェネリック医薬品に関する講演の開催、関係機関と連携した意見発信等を行う。また、県及び関係機関に対してジェネリック医薬品使用促進協議会の設置を働きかけ、さらなる使用促進に向けて連携した取り組みを推進する。 (3) 広報の推進 ①疾病の予防や健康増進の重要性、健診の受診、保険料率設定、資格喪失後受診、任意継続、給付の仕組みや手続き等を加入者へ分かりやすく広報するため、定期的なプレスリリースの実施、市町村・関係団体が発行する定期的広報誌・チラシへの掲載など情報発信を強化する。 ②ホームページを活用した情報発信の強化に加え、加入者に直接届くメールマガジンの登録者数の目標を 1,250 名に拡大する。 ③新規適用事業所に対して支部事業案内リーフレットを配布することにより、新規加入者である事業主及び加入者へ協会けんぽが行う事業を周知する。 (4) 関係方面への積極的な発信及び連携 ①保険者間の連携のもと、医療費及び健診データの分析に基づき保険者として行政機関及び医療関係者に積極的に意

	見・情報を発信する。 ②策定された地域医療構想やその実現に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 ③県内の日本年金機構年金事務所及び沖縄事務センターと「社会保険事業連絡調整会議」を開催し、適正かつ円滑な事業運営を図る。 ④県や市町村、医師会等関係機関との間で、医療情報の分析や保健事業等の共同実施を含む「健康づくりに関する包括的連携に関する協定」を締結し、協力連携を図る。また「おきなわ津梁ネットワーク」を推進し、地域医療連携体制を構築する。 ⑤医療機関に資格確認事業を実施していただくことで、無資格受診防止に向けて医療機関と連携を図る。 ⑥持続可能な社会保障制度の確立を目指して、引き続き協会けんぽの財政基盤の強化・安定化の実現等について、関係各方面に対し積極的な情報発信や提言を行っていく。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等を迅速・正確に理解し、サービスの改善に結びつける。 また、お客様アンケートや満足度調査の結果を踏まえ、電話対応等の一層の向上を図る。 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。 健康保険給付などの申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。 その他、任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。 (2) 高額療養費制度の周知 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関の窓口限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。

また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

届書の郵送化推進（目標 82%）を図りつつ、その進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、効率的かつ効果的な窓口サービスを展開する。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。

また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、以下の取り組みを実施することにより、査定効果額を一層向上させる。なお、各点検とも平成 27 年度の実績を上回る事を目標とする。

- ①自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。
- ②査定事例の共有化や研修を実施し、点検員のスキルアップを図るとともに、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。
- ③前年度に引き続き内容点検業務の一部を外部委託し、内容点検の質を一層向上させる。併せて、点検業者のノウハウを収集し点検員のスキルを向上させるとともに、競争意識の促進を図る。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、文書による催告、更には電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。

なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告・弁護士名催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。

交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

	健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていることから、研修の実施、広報活動等により健康保険事業等に対する理解をさらに深めるよう取組む。 また、活動や功績が顕著な委員に対する表彰を実施するとともに、委嘱者数の目標を1,830名として、さらなる拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用し、分析結果を踏まえて事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、より効果的な保健事業を推進する。「データヘルス計画」については、PDCAを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を進める。 また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取り組みを進める。 さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、「福寿うちな〜（健康づくり）推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた取り組みを強化する。 (2) 特定健康診査 健診等の結果を分かりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離をさらに縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう努める。 また、「データヘルス計画」による協働事業（コラボヘルス）や「健康宣言」などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取り組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。加えて、「データヘルス計画」に基づき、健診受診勧奨ポスターを作成し公共施設等に掲示することにより、広く加入者に対して受診を促す。 特定健診診査については、自治体との連携の効果を生かし、協定を締結している自治体が行うがん検診との連携強化を図るとともに、ショッピングセンター等における協会けんぽ主催の「まちかど健診」を実施し受診機会の拡大を図る。 事業者健診については、受診者と協会の間に位置する健診機関や社会保険労務士会との協力連携を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。また、事業所に対する広報や積極的な事業所訪問による意識啓発を図り、事

業者健診データ取得率の目標達成に努めていく。

① 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：158,939人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 65%
(実施見込者数：103,310人)
- ・事業者健診データ 取得率 8.5%
(取得見込者数：13,509人)

② 被扶養者（40歳以上）（受診対象者数：55,408人）

- ・特定健康診査 実施率 32.5%
(実施見込者数：18,007人)

【合計】特定健診対象者数：214,347人

実施率 62.9% (実施見込者数 134,826人)

(3) 保健指導

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進める。

また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、より効果的な保健指導を実施する。離島や協会けんぽ保健指導担当者不在地域については、外部委託を拡大していくため健診実施医療機関等との調整を進めるとともに、市町村保健師とも連携した保健指導を展開する。

業者・業態別健診データの分析結果や市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

① 被保険者（特定保健指導対象者数：26,518人）

- ・特定保健指導 実施率 27.7% (実施見込者数：7,344人)
(内訳) 協会保健師実施分 13.9% (実施見込者数：3,682人)

	アウトソーシング分 13.8% (実施見込者数 : 3,662 人) ② 被扶養者 (特定保健指導対象者数 : 2,233 人) ・ 特定保健指導 実施率 15.0% (実施見込者数 : 335 人) (内訳) 協会保健師実施分 3.8% (実施見込者数 : 85 人) アウトソーシング分 11.2% (実施見込者数 : 250 人) 【合計】 特定保健指導対象者数 : 28,751 人 実施率 26.7% (実施見込者数 : 7,679 人)
	(4) 受診勧奨対策 ① 高血圧と糖尿病の重症化予防事業 毎月、健診データより重症域レベルにある対象者を抽出し、レセプトにて生活習慣病の受診歴のない者へ文書にて受療勧奨を行う。さらに重症域レベルの高い対象者に対しては文書による勧奨に加え、保健師が電話による受療勧奨を行い、より確実に治療に繋げる取り組みを進める。 また、特定保健指導の為の事業所訪問の機会を活用して早期介入による面談を実施する。 これらの取り組みに加え、県医師会が構築する「おきなわ津梁ネットワーク」に積極的に参加し、迅速かつ効率的な保健指導の展開に向け関係機関との調整を行い、県全体で実施する地域医療連携体制の構築に向けて積極的に協力する。 ② 糖尿病性腎症患者の重症化予防モデル事業 医療費適正化及び加入者の QOL の維持・向上を図ることを目的として、糖尿病性腎症患者のうち、生活習慣病の改善により重症化の予防が期待できる人工透析導入の前段階の者に対して、腎機能低下の遅延および人工透析導入の予防または導入の時期を遅らせるため、医療機関との連携した保健指導を実施する。
	(5) その他の保健事業 ① 妊産婦及び乳児の医療費削減に向けた取り組み 那覇市・浦添市と連携し、妊婦を対象とした食事に関する質問調査・アンケートデータ及び出生児情報を活用し、東京大学と共同で妊婦の栄養摂取状況と出生した子の体重等を分析調査することで、低体重出生児の原因究明を行い、広

	く県民に対して啓発を行う。 ②福寿うちな～運動の効果的推進 事業所の健康保険委員等をサポーターとして活用し、事業所単位の平均歩数のフィードバックやニュース送付により、継続した健康づくりの実践につなげることで、参加者の健康管理意識、特定健診受診率の向上及び、特定保健指導の強化を図る。 なお、データヘルス計画に基づき、福寿うちな～運動への加入勧奨は、運輸業の事業所を優先して行う。また、モデル事業についても、計画に沿って着実に実施する。 さらに、関係団体と連携のうえ、当該運動を全県的に普及させるための活動を推進する。 ③保険者協議会との連携による重症化予防事業 保険者協議会において、協会けんぽ管掌の生活習慣病予防健診で医療受診勧奨値でありながら未受療となっている肥満及び高中性脂肪者を対象に、詳細な検査（75 g 糖負荷検査、FMD、尿検査）を実施し、その結果にもとづいた保健指導と医療分析を実施する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 事業主及び加入者の皆様の意見を反映した事業運営 支部の組織運営については、「評議会」を基軸として、事業主及び加入者の皆様のご意見を反映した事業運営に努める。 (2) 組織運営の強化 支部の各種委員会及び会議を活用し横断的な組織運営を行い、参加意識の高揚による組織の活性化を図り、前向きで積極的に、目標にチャレンジする「明るく元気な職場」作りの推進を図る。 (3) 業務改革・改善の推進 業務・システム刷新による業務の効率化を目指すことにより、職員のコア業務や企画的な業務への重点化を推進する。 また、支部独自の業務カイゼン運動を活発に行い、職員のアイディアや現場の発想を事業運営に活かしていく。

	(4) 人材育成の推進 支部独自の職場内研修を企画し、主体性と実行力のある人材の育成を図るとともに、本部が実施する階層別研修、重点的な分野を対象とした業務別研修等に職員を積極的に派遣し人材育成を行う。また、オンライン研修、通信教育講座の斡旋など研修機会の確保を行う。 (5) 実績や能力本位の人事の推進 協会理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。 (6) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、行動規範の読み上げ及び各種会議等を通じて、その遵守を徹底する。 個人情報保護やセキュリティについては、支部内に設置する個人情報管理委員会の開催、研修の実施、各種規程の遵守及びアクセス権限やパスワードの適切な管理等を徹底し、点検実施する。 (7) 経費の節減等の推進 経費に対する職員のコスト意識を高め、印刷物の在庫管理等を適切に行うことにより、より一層経費の節減に努める。 また、調達については競争性・公平性を確保し、適正に実施する。
--	--

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。